

平成30年第3回（9月）

伊豆市議会定例会会議録

平成30年8月30日 開会

平成30年9月28日 閉会

## 平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会会議録目次

### 第 1 号 （8月30日）

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○議事日程                        | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                 | 2  |
| ○出席議員                        | 2  |
| ○欠席議員                        | 3  |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 3  |
| ○職務のため出席した者の職氏名              | 3  |
| ○開会宣告                        | 4  |
| ○開議宣告                        | 4  |
| ○議事日程説明                      | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                  | 4  |
| ○会期の決定                       | 4  |
| ○諸般の報告                       | 5  |
| ○行政報告                        | 16 |
| ○報告第18号の上程、説明、質疑             | 18 |
| ○報告第19号、報告第20号の上程、説明、質疑      | 19 |
| ○議案第65号～議案第81号の上程、説明         | 21 |
| ○議案第82号～議案第87号の上程、説明         | 39 |
| ○議案第88号～議案第91号の上程、説明         | 46 |
| ○議案第91号の上程、説明                | 49 |
| ○議案第92号の上程、説明                | 50 |
| ○諮問第2号の上程、説明、質疑、採決           | 51 |
| ○散会宣告                        | 53 |

### 第 2 号 （9月5日）

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○議事日程                        | 55 |
| ○本日の会議に付した事件                 | 56 |
| ○出席議員                        | 56 |
| ○欠席議員                        | 56 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 56 |
| ○職務のため出席した者の職氏名              | 57 |
| ○開議宣告                        | 58 |
| ○議事日程説明                      | 58 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ○議案第65号の質疑、委員会付託        | 58  |
| ○議案第66号～議案第72号の質疑、委員会付託 | 99  |
| ○議案第73号の質疑、委員会付託        | 99  |
| ○議案第74号～議案第81号の質疑、委員会付託 | 101 |
| ○議案第82号の質疑、委員会付託        | 101 |
| ○議案第83号～議案第87号の質疑、委員会付託 | 110 |
| ○議案第88号、議案第89号の質疑、委員会付託 | 110 |
| ○議案第90号の質疑、委員会付託        | 110 |
| ○議案第91号の質疑、委員会付託        | 114 |
| ○議案第92号の質疑、委員会付託        | 122 |
| ○散会宣告                   | 125 |

### 第 3 号 (9月19日)

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| ○議事日程                        | 127 |
| ○本日の会議に付した事件                 | 127 |
| ○出席議員                        | 127 |
| ○欠席議員                        | 127 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 127 |
| ○職務のため出席した者の職氏名              | 127 |
| ○開議宣告                        | 128 |
| ○議事日程説明                      | 128 |
| ○一般質問                        | 128 |
| 西 島 信 也 君                    | 128 |
| 山 口 繁 君                      | 147 |
| ○発言訂正について                    | 169 |
| 青 木 靖 君                      | 169 |
| 杉 山 誠 君                      | 185 |
| 木 村 建 一 君                    | 208 |
| ○延会宣告                        | 223 |

### 第 4 号 (9月20日)

|              |     |
|--------------|-----|
| ○議事日程        | 225 |
| ○本日の会議に付した事件 | 225 |
| ○出席議員        | 225 |
| ○欠席議員        | 225 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 225 |
| ○職務のため出席した者の職氏名              | 225 |
| ○開議宣告                        | 226 |
| ○一般質問                        | 226 |
| 下山祥二君                        | 226 |
| 波多野靖明君                       | 243 |
| 森良雄君                         | 259 |
| ○議会運営委員会委員長の報告               | 268 |
| 杉山武司君                        | 281 |
| 小長谷朗夫君                       | 294 |
| ○散会宣告                        | 310 |

#### 第 5 号 (9月28日)

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ○議事日程                         | 311 |
| ○本日の会議に付した事件                  | 312 |
| ○出席議員                         | 312 |
| ○欠席議員                         | 312 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名  | 312 |
| ○職務のため出席した者の職氏名               | 313 |
| ○開議宣告                         | 314 |
| ○議事日程説明                       | 314 |
| ○諸般の報告                        | 314 |
| ○議案第65号の委員長報告、質疑、討論、採決        | 315 |
| ○議案第66号～議案第81号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 328 |
| ○議案第82号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 335 |
| ○議案第88号～議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 342 |
| ○議案第91号の委員長報告、質疑、討論、採決        | 349 |
| ○議案第92号の委員長報告、質疑、討論、採決        | 351 |
| ○日程の追加                        | 353 |
| ○報告第21号の上程、説明、確認事項            | 353 |
| ○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 356 |
| ○閉会宣告                         | 357 |
| ○署名議員                         | 359 |

平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第1号 8月30日）

## 平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成30年8月30日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第18号 平成29年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について
- 日程第 6 報告第19号 平成29年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第20号 平成29年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第66号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第67号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 平成29年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第69号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第70号 平成29年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第71号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第72号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第73号 平成29年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 議案第74号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第75号 平成29年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第76号 平成29年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- いて
- 日程第20 議案第77号 平成29年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第78号 平成29年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第79号 平成29年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第80号 平成29年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第26 議案第83号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 日程第27 議案第84号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第28 議案第85号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第29 議案第86号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第30 議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第31 議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正について
- 日程第32 議案第89号 伊豆市保育所条例の廃止について
- 日程第33 議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第34 議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解について
- 日程第35 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）
- 日程第36 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 波多野 靖 明 君 | 2番  | 山 口 繁 君   |
| 3番  | 星 谷 和 馬 君 | 4番  | 間 野 みどり 君 |
| 5番  | 鈴 木 正 人 君 | 6番  | 下 山 祥 二 君 |
| 7番  | 杉 山 武 司 君 | 8番  | 三 田 忠 男 君 |
| 9番  | 青 木 靖 君   | 10番 | 永 岡 康 司 君 |
| 12番 | 小長谷 朗 夫 君 | 13番 | 西 島 信 也 君 |
| 14番 | 杉 山 誠 君   | 15番 | 森 良 雄 君   |

16番 木村建一君

欠席議員（1名）

11番 小長谷順二君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |                  |       |
|--------|-------|------------------|-------|
| 市長     | 菊地豊君  | 副市長              | 本多伸治君 |
| 教育長    | 西井伸美君 | 市長政策監兼<br>総合政策部長 | 田村英樹君 |
| 総務部長   | 伊郷伸之君 | 市民部長             | 梅原敏男君 |
| 健康福祉部長 | 村井克代君 | 産業部長             | 堀江啓一君 |
| 建設部長   | 山田博治君 | 教育部長             | 金刺重哉君 |
| 会計管理者  | 城所章正君 | 代表監査委員           | 宮内知秋君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

|      |       |    |      |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 浅田茂治  | 次長 | 稲村栄一 |
| 主査   | 鈴木恵美子 |    |      |



開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日、11番、小長谷順二議員より欠席の届けがありますので、お知らせいたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成30年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。3番星谷和馬議員、4番間野みどり議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月28日までの30日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの30日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましても、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、去る6月定例会において可決されました「静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書」につきましても、関係方面に提出いたしました。

同じく6月の定例会で選挙した静岡地方税滞納整理機構議会議員につきましても、静岡県市議会議長会会長から結果通知がありましたので、御報告いたします。当選人は田形清信静岡市議会議長と鈴木正治掛川市議会議長となりました。

続きまして、各常任委員会の行政視察報告を行います。

初めに、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。第1委員会委員長、青木靖です。

平成30年度第1委員会行政視察の委員長報告をいたします。

第1委員会では、平成30年7月25日から27日までの3日間、行政視察を行いました。行った場所につきましては、福岡県朝倉市、熊本県南小国町、大分県豊後高田市、大分県別府市、大分県国東市であります。

1、平成29年7月九州北部豪雨の災害の被害と対応について、復興計画についてです。

福岡県朝倉市では、平成29年7月5日に、9時間で774ミリという短時間に記録的豪雨を観測しました。

7メートル程度の川幅の狭い河川が急な増水によって20メートル以上の幅に拡大し、流木と土砂を含む流れが家屋を破壊しながら車などを巻き込み、増水が短時間だったために2階以上に垂直避難したものの被災を免れなかったり、大量の流木が橋でダム化したため、被害を拡大させたりしていました。

市内450カ所で土砂崩れが発生、木や土砂を含む急激な河川の水増水により、人的な被害は死者33名、行方不明者、いまだに2名、負傷者16名に及ぶ災害となってしまったということです。

自衛隊・警察・消防による捜索等の延べ人数は5万7,000人以上、住宅被害は、全壊260件、大規模半壊119件、半壊663件など計1,400件以上。罹災証明の発行に対応するに当たっては職員が不足し、近隣自治体から人的支援を受けないと対応できないような状態だったという

ことです。

今回の災害で発生した土砂は約1,000万立米、東京ドーム8杯分。撤去済みの流木については21万立米、約17万トン、25メートルプールにして580杯分、10トントラックで2万8,300台分に及ぶ流木が発生。これを水の文化村グラウンド、市内にあります水の文化村グラウンドに土砂・流木の仮置場として対応したとのことでした。

指定避難場所は18カ所、最多時で590世帯、1,204名が避難。応急仮設住宅は、借り上げ型271戸704名、建設型85戸175名など、平成30年6月末現在でも、約500戸以上、約1,000名以上が利用されているという現状です。

災害復旧に当たっては、九州各自治体を初め全国の自治体から人的支援を受けておりました、平成30年7月現在でもまだ60名が支援に入っているそうです。ボランティアは、社協ボランティアセンターで4万5,493名が、またJA農業ボランティアセンターで4,258名が活動されたということです。義援金の扱いについては、福岡県からとして31億8,000万円、朝倉市を經由して11億8,000万円、計43億6,000万円が配分され、民家の土砂の撤去等にも、この義援金が充てられているということです。

被災後、現在までの対応として、今後、今期中——今年中という意味ですね——に大雨による出水が起きた場合には、二次災害の危険度が高い地域では避難基準が見直しをされ、大雨、または洪水警報が発表されれば、即「避難勧告」を発令、土砂災害警戒情報、または記録的短時間大雨情報が発表されれば、「避難指示（緊急）」を発令することと変更されています。

復興を加速する取り組みとして、災害が大きかった地区では「地区別復興まちづくり協議会」を設置。市民との継続的な協議を通じて、市民のニーズの変化にも対応、新たな課題にも柔軟に対応しながら復興を進めていくとのことでした。

次に、南小国町、黒川温泉のまちづくりの取り組みについてです。

黒川温泉の地域理念は「黒川一旅館」ということです。30軒の旅館と緑豊かな山々に囲まれた温泉街。一つ一つの旅館を「部屋」、温泉街の道を「廊下」と見立てて、温泉街全体がまるで一つの旅館であるかのように、地域住民が一丸となって黒川温泉をつくり続けていくということだそうです。黒川の景観は、阿蘇の草原と同じように「人の手」によって作り上げられたものであり、約2万本に及ぶ雑木の植樹活動で、自然風に景観を整備しています。温泉旅館組合が中心になり、主体的な活動に取り組んでいるところが特徴的で、歴史の中で培われた景観という共有財産を維持する過程で結ばれた強固な人間関係が黒川温泉の強みだとのことでした。

また、それぞれ「個は競い合う。しかし、全体は一緒にやる」という考え方があり、有名な入湯手形については、当時人気が高かった露天風呂がない旅館が2軒あったため、その2旅館の宿泊客が他の旅館の露天風呂に入れるようにするために考え出されたものだったとのことでした。また、乱立された個々の旅館の看板を撤去、落ち着いた風情の共同看板を設置、

自動販売機の色も雰囲気に合わせて塗装し直した経緯もあります。

2016年の熊本地震で直接間接の被害を受けたことがありまして、「地元で支持されない観光地は廃れる」との考えのもとに、新たな取り組みが始まったそうです。

地域資源を活用し黒川温泉の付加価値を高める着地型の体験の提案として、黒川温泉と農業・自転車・林業を結びつけて商品化、泊まる・食べる・体験する・買うを黒川温泉を中心に地域情報として組合の公式サイトからインターネットで発信をしています。

また、「黒川温泉第二村民」構想として、黒川温泉の「上質な里山の温泉地」づくりに一緒に楽しみながら参加してくれるメンバーを募集。かっぽ手形ではしご酒プロジェクトや南小国Farm to Tableプロジェクト（熊本県立大学の学生と地域独自の食文化を調査し、宿での食事に活用する）などを展開しています。

人口4,000人の南小国町。2060年の推計人口は2,300人とのことです。「日本で最も美しい村」連合にも設立当初から加盟するなど、厳しい現状をバネに「きよらの郷づくり」構想を掲げ、自然環境を基調に、地域資源を生かし、個々の力の結集による地域づくりを目指しているとのことでした。

次、豊後高田市人口増定住施策、昭和の町景観を生かした観光戦略についてです。

豊後高田市では、きめ細かな定住の取り組みが功を奏し、移住人口が増加し社会増となっています。移住してきた人も、地域の人も「ずっと定住してほしい」という思いで取り組みを進めているそうです。

その一つが、全国的に注目されている「教育」システムで、特徴的なものとして「学びの21世紀塾」があります。これは幼・保・小・中学生を対象とした無償の市営の塾で、各小学校区に設置、土曜日や放課後などの時間を子供が有効に活用できるよう、さまざまな講座を開設、地元の教員OBや現役教師、塾の講師も指導に当たることで学習をサポートしています。参加割合は、市の中心部で6割、周辺部では9割から10割が参加しているとのこと。夏休みには特別講座があり、ケーブルテレビを利用した講座などもあるとのこと。

また、同時に「高い学力水準」を市の教育目標に掲げており、全国及び大分県学力調査では例年トップクラスで、個々に応じたきめ細かな指導を行い、夢を描き実現できる子供の育成を目指しているとのことでした。

ほかに「充実の子育て支援」「心強い就労支援」「コンパクトシティならではの暮らし」「ココロ癒される自然」を掲げ、4年連続「住みたい田舎」ベスト3になった経緯もあるとのこと。ユニークな事業として「女子ターン奨励金（県外の単身女性が転入する際10万円）」「愛ターンお婿さん奨励金（県外の子育て夫婦が、妻の実家がある本市に転入する際10万円）」「新婚さん応援住宅ハピネスステージ」などがあり、定住ガイドブックに掲載されている事業は、幅広く大変多数に及んでいます。人口増を何とかしたいとの市長からの要請に対し、市役所各課よりさまざまな提案がされたものを事業化したもので、主に過疎債を財源として使って実施しているとのことでした。

「昭和の町」は、昭和30年代ににぎわった商店街が次第に衰退していったことを背景に、商店街の振興に観光の要素を取り入れた取り組みを行ったもので、昭和の建築再生、昭和の歴史再生、昭和の商品再生、昭和の商人再生などを行っています。観光拠点施設として「昭和ロマン蔵」「駄菓子屋の夢博物館」などを整備、広域観光周遊ツールとして「ボンネットバス」を復元、導入し走る広告塔として活用しています。平成17年からは日本政策投資銀行の協力もあり「豊後高田市観光まちづくり株式会社」を設立し、観光事業としての「昭和の町」が本格化。ちゃぶ台返しなどがテレビで紹介される「昭和の日イベント」や「打ち水大作戦」「レトロカー大集合」など、さまざまなイベントが継続されています。

次、別府市、遊べる温泉都市、湯～園地の取り組みとクラウドファンディングの効果。「湯～園地」は、「世界一の温泉湧出量を誇る別府市が“遊べる温泉都市構想”を発表」として、ユーチューブに動画を配信し、再生回数が100万回を達成したら、温泉につかりながら乗れるジェットコースターや湯舟形のメリーゴーランドなどがある「湯～園地」の計画を実現すると発表したことに端を発します。これは熊本地震の風評被害で別府温泉の宿泊客が減少したことをきっかけに考えられたことだそうです。

動画は3日間で100万回再生を達成、現在まで494万回の再生がされ、全世界で視聴されたために、宣伝効果としては100億円規模の効果があったと試算をしていました。

計画実現のための資金調達の方法として、クラウドファンディングを使いました。4社による企画提案を経て、1,000万円の目標を皮切りに開始、3つのステップ・アンド・ターゲティング方式で、最終的には約9,000万円を集めました。既存の遊園地である「別府クランチ」を改修工事、「湯～園地」として3日間営業、計1万4,000人の入場者でした。ボランティアや個人と約20の団体を合わせて1,200人が参加したことも、イベント成功の要素だったと分析していました。

本イベントはあくまでも単発の事業でしたが、ウェブ、テレビ、新聞などのメディアを通じてクラウドファンディングを展開し、情報発信プラス資金調達の手段をして活用することで事業を成功させた例と言えます。

最後に、国東半島宇佐地域世界農業遺産とその後の取り組みについてです。

大分県国東半島宇佐地域は、2013年5月に国連食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定されました。認定されたのは、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」です。

世界農業遺産（GIAHS）とは、Globally〈世界的に〉Important〈重要な〉Agricultural〈農業の〉Heritage〈遺産〉Systems〈システム〉のことで、次世代に継承すべき伝統的な農業の「システム」を認定し、その保全と持続的な利活用を図るものです。ユネスコ（国連教育科学文化機構）が認定する世界遺産が遺跡や歴史的建造物などの不動産を登録、保護するのは違います。

国東半島宇佐地域の特徴は、独特なため池連携システムと生物の多様性、クヌギ広葉樹林

の循環的利用としいたけ栽培、豊表の材料となる七島藪の栽培などです。しいたけが認定されたのではなく、システムが認定されたのですとの説明を受けたのが印象的です。静岡の水わさびも、わさびが認定されたのではなく、伊豆市の場合なら、天城山の湧き水を利用した畳石式栽培が伝統的に受け継がれているというシステムが認定されたということを理解する必要がありますよとされました。

5年前に認定されたこの地域では、昨年、世界農業遺産専門家会議によるモニタリングと助言を受けていました。自己評価書に基づいたアクションプラン実行の説明などの後、専門家会議から公開で指摘を受けています。その中では、「水利システムの解析や栄養循環を裏づける客観的なデータを整理し、システムが有する価値を対外的にアピールすることが望まれる」や「地域経済をさらに活性化していくこと」「さまざまな分野でリーダーの養成が重要」「先進国と開発途上国の間の結びつきについて検討することが望まれる」「鳥獣害対策と竹林の管理が課題」といった厳しい助言（指導的指摘）があったそうです。

これを受けて、国東半島宇佐地域は、少子高齢化地域の最前線での活動として、世界農業遺産を活用した農産品のブランディングと高付加価値化などを通して、地域おこしや農林水産振興、教育への関与などに取り組んでいるとのことだそうです。

私たち伊豆市、静岡県も世界農業遺産の認定を受けた以上は、地域に根差した高品質の農産物をブランド化して、農業と食・文化をつなぐ取り組みで、高齢化や人口減少が進んでいる中でも、農業再生のモデルとなることを求められているということだと感じました。数年後には、静岡の水わさびも世界農業遺産専門家会議のモニタリングを受けます。認定されたシステムを次世代に継承し、交流人口の拡大で地域を元気にするための「アクションプラン」を実行していかなければならないということです。その認識を広く伊豆市内、静岡県内で共有することが急務であると感じました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） おはようございます。

第2委員会の行政視察報告を行います。

平成30年7月25日から7月27日までの3日間の日程であります。伊豆市としての重要な課題を視察先として選びました。今から報告する内容は、委員全員から視察報告書と8月20日に行った総括会議で各委員から出された意見をもとに報告をいたします。

第1の課題は、子育て支援です。視察先は秋田県男鹿市です。平成27年4月、「おがっこネウボラ」、子育て支援事業のネーミング「おがっこネウボラ」と命名して開設いたしました。ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスの場所」の意味ですが、わざわざフィンランド語を使用した理由には市長のこだわりがあり、わかりやすい日本語よりも逆に「何だろう」という興味関心を引くということで始めた事業ですが、結果として、市民から関心を持

たれ注目されており、一定の成果も得られていました。また、全国からも注目され、鹿児島からも視察に来るなど各地からの行政視察もふえています。

人口約2万8,000人の男鹿市には出産できる医院がないことや、共働き家庭の増加で女性の家事負担が過大となっていること、地域で生まれる子供の数が格段に少ないので、隣近所で同年齢の子供を育てる家庭が少なく、子育てを一人で抱え込んでしまい悩む母親も多いことなど、男鹿市を取り巻く状況から、子育て支援をしっかりと整えることが必要とのことで「おがっこネウボラ」の開設に至りました。

おがっこネウボラは、安心して子供を産み育てられる環境を目指すことを目標に、母子保健コーディネーターを中心とした、保健師、助産師、臨床心理士などによる支援チームが一つの窓口になり、妊娠・出産・就学時までの子育て世帯が直面する困りごとや心配事に耳を傾け、相談に乗り、支えていく場所としています。一例幾つか挙げますが、「妊娠期」は、男鹿市のユニークな取り組みとして父子手帳の交付、消防署との連携でいざというときのママ・サポート119。「出産・新生児期まで」は、リラックスママ。その内容は産後の心身ケア教室です。「就学後も」助産師が小中学校の一環としてのいのちの大切さ出前講座など、教育委員会とも連携をとっております。

子育て支援に伊豆市と遜色ないが、おがっこネウボラは「安心して子どもを産み育てられる実感を得られる環境をめざす。」この「実感を得られる環境を目指す」という言葉に担当者の決意を感じることができました。この施策は、子育ての切り札ではなくて、出産・医療環境整備、雇用や住宅の確保、教育環境改善、便利な生活環境創出等総合的なまちづくりが整わないと、人口増対策には結びつかないとの思いをさらに強くした視察でした。成果として第三子以降の出産が増加しているとのこと。よいと思われる施策を担当部署から積極的に提案している姿勢に学ぶべき点がありました。

第2の課題は、障害者支援事業です。視察先は社会福祉法人秋田県社会福祉事業団が経営する由利本荘地域生活支援センターです。その中でも、伊豆市で新設する予定の児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業に参考となる知見の確認でした。

平成28年4月、由利本荘地域生活支援センターを開設しました。このセンターの実施事業の概要は、生活介護事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、相談支援事業、由利本荘市基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、基幹相談支援事業は秋田県からの委託事業で、それ以外はセンター単独事業で計6事業を展開しております。

児童発達支援事業の見学では、1歳から18歳までの子供たちが楽しく遊ぶ姿がありました。施設の新鮮さや広さがあるため、施設整備は充実しているように見えたのですが、働き手が年々の人口減少とともに、職員確保が課題になっていました。

第3の課題は、前回、地域医療を病院のあり方というテーマで視察をしてきましたが、今回も医療というテーマでは同じですが、今回はインターネットを活用した遠隔診療について秋田県湯沢市を視察しました。地域医療を担ってきた皆瀬診療所医師の退職表明に伴い、そ

うした医師不足の格差を埋めることをきっかけに、平成28年度地方創生加速化交付金事業を活用した、情報通信技術としての遠隔診療が有効な手段となるのか、3カ月間の実証実験を行ったということです。実証実験の趣旨は、医師不足の解消と地域医療の充実に資する情報通信技術として、遠隔診療が有効な手段となるか、実証実験を通じてその可能性と実現性を探ることでした。

その方法は、患者の家に看護師が訪問して、血圧・心拍数・血中酸素飽和度などを測定して、タブレット端末を使ってデータを医師に送信する。あわせて患者はテレビ電話で体調などについて医師と会話するというものです。

実証実験の結果は、診療の有効性として、安定期の患者に対しては対面診療に比べて診療の質を落とすことなく、患者においても違和感なく診療を受けていて、全体的に有効性は高いとのことでした。

遠隔診療に対する診療報酬は定められてはいませんでした。平成30年に設定された。しかしながら、システム維持コストを含めて採算ベースには乗らず、今後の遠隔診療の普及に懸念があるものの、全体的に有効性は高い。医師側からするならば、往診にかかる時間的な負担、とりわけここは雪国ですから、本当に1カ所行くのに1時間半とか2時間かかる。そして、1人の患者を診るという状況のことを考えたときに、そういう意味での時間的な負担の問題です。患者側から見るとどうなるのか。往診に伴う車代がかからないなど経費的な負担が軽減されました。医師不足地域の医療確保に関して大きな改善が期待されるということでもあります。

医師不足が深刻なことは、伊豆地域にとっても共通する問題です。病院・医師会、そして保健師等の専門職が自信を持って行政施策へ反映し、市民の理解と合意形成に向けて、遠隔診療は選択肢として検討に値する内容でありました。

最後に、第4の課題は、子供たちの学力向上です。視察先は秋田県横手市です。横手市教育長はこんなことを言っていました。「全国学力・学習調査では、全国平均を上回る好成績を維持しているが、それはあくまでも結果であって、順位が重要だとは思っていない。テストだけでは学力は伸びない。それよりも言葉の力をつけることが大切だと思う。」と自信にあふれた説明を私たちにしてくれました。

学力向上推進事業として、「横手市新聞の日」を設定して、年に数回は小中全ての生徒6,000人に、子ども新聞、または中高生新聞を配布、同時に教員500人にも配布しています。新聞に親しみ文章を読む時間を設け、学校図書館には司書を配置し読書活動の充実を図っています。指導主事による年間120回の学校訪問、教育長学校訪問、教育長による校長教頭個人面談、県事業の教育専門監の活用、就学前教育と小学校教育との円滑な接続、コミュニケーション能力の育成のため少人数グループ、3人です、3人で学習をやるなど。そして、何よりも、小学校17校、中学校6校の約300名の教師がどこの学校へ行っても、どの教室でも同じスタイルで授業実践がなされていることを聞き、学んできたことを伊豆市の中学校教育



課題の中に反映しなければならないと委員会としても責任を感じております。市民とともに、教育委員会とともに熟慮と討議、いわゆる熟慮によって合意できる道は開けるでしょう。

市長、教育長にそれぞれの課題解決に向けて、委員会としての具体的な提案をまとめましたということを述べて、第2委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 続きまして、一部事務組合議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました伊豆市沼津市衛生施設組合議会について報告申し上げます。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会では、去る8月1日午後3時より、当議場において平成30年第2回定例会を開催しました。

日程第1で議席の指定、日程第2で会議録署名議員の指名を行い、日程第3で会期を当日1日限りと決定した後、日程第4、認第1号 専決処分の報告及びその承認について審議を行いました。これは川根地区広域施設組合が解散したことに伴い、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更するもので、当局の説明の後、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認されました。

続いて、日程第5、認第2号 平成29年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定については、管理者から提案理由、施設長から詳細説明、監査委員から決算審査の報告があった後、質疑、討論はともになく、採決の結果、認第2号は全会一致で原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） おはようございます。1番、波多野靖明です。

ただいま議長より発言を求められました平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本議会は、平成30年8月13日、伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員及び管理者である伊豆の国市長、副管理者である伊豆市長並びに関係職員出席のもと開催されました。

最初に、議長からの諸般の報告としまして、監査委員による例月出納検査結果及び請願に対する処理の経過並びに結果の報告がありました。

続きまして、小野管理者からの行政報告では、新ごみ処理施設整備運営事業について、5

月に行われました臨時議会での補正予算の否決を受け、現在、事業内容及び事業費の再検討を行っており、可能な限り早い時期に再度債務負担行為額の補正予算案を上程したい考えであること。また、事業スケジュールのおくれを最小限にとどめ、進捗を図っていくとの報告がありました。

次に行われた一般質問では、西島議員、間野議員、笹原議員、そして私、波多野の4名の議員が新ごみ処理施設建設の今後、合併特例債の活用、災害ごみへの対応、施設のコンパクト化などについて行いました。

続きまして、報告第1号としまして、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合予算の継続費の繰り越しについて、当局から新施設整備事業における平成29年度から平成30年度への通次繰越額について報告を受けました。

次に、議案第4号としまして、静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認についてが上程されまして、質疑、討論はなく、全員起立により承認されました。

続いて、議案第5号 平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定についてでは、当局からの説明、組合議員選出の柴田監査委員から決算審査の意見報告があった後、西島議員から地域振興費交付金、生活環境影響調査及び活断層調査業務について質疑が行われ、採決の結果、全員起立により決算認定されました。

続きまして、議案第6号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）の主な内容としまして、平成29年度決算に伴う余剰金を構成市へ返還するもので、質疑、討論はなく、全員起立により原案可決となりました。

以上をもちまして、平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告を終了いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、駿東伊豆消防組合議会の報告について、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。7番、杉山武司です。

平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会が、去る8月21日午前11時より沼津市の本部において開かれ、本市からは小長谷順二議員と私が出席しましたので報告いたします。

諸般の報告、駿東伊豆消防組合会計に係る平成30年1月から6月までの定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出されている旨の報告がありました。

次に、平成30年上期の火災・救急・救助及び119番通報受信報告の伊豆市の概要を報告いたします。火災件数は前年より2件減の10件、救急出動件数は26件減の933件で、搬送人員は32人減の819人。救助活動件数は8件減の10件で、救助人員は9人減の11人、119番受信件数は1,243件で55件の減でした。

今定例会の議案は管理者提出議案が5件です。

報第1号は、専決処分の報告で、交通事故の物損損害賠償額が決定し示談が成立した報告

です。

次に、認第1号は、専決処分の報告でその承認についてです。内容は静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の同意で、静岡県市町総合事務組合の構成団体の一つ、川根地区広域施設組合が解散したため、これを削除するものです。

次に、認第2号は、平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額は59億1,641万6,608円、歳出総額は58億296万2,449円、歳入歳出差引額は1億1,345万4,159円でした。

次に、議第6号は、駿東伊豆消防組合職員の公益的法人への派遣等に関する条例の制定についてです。内容は、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に派遣法に基づいて職員を派遣するために制定するものです。

次に、議第7号は、平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億991万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,978万3,000円とするものです。

当局の説明の後、監査委員から、平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算及び附属書類については、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿類と符号し、正確であると認められたと。また、予算執行及び事務処理にいても正確であるものの報告がありました。

決算の概要として、平成29年度の主な事業は、田方南消防署に自家用給油取扱所を新設、災害対応特殊消防ポンプ自動車を沼津北消防署、沼津南消防署に、水槽付消防ポンプ自動車を伊東消防署八幡野分署に、高規格救急自動車を沼津南消防署、田方南消防署に合計5台の車両が更新となりました。さらに、高度救助資機材一式を沼津北消防署に導入。これにより、住民に対する消防サービスの維持と向上が図られたとの報告がありました。

管理者提出の議案は、いずれも質疑、討論はなく、全て承認、可決されました。

続いて、消防行政に対する一般質問です。3名の方が質問いたしました。

最初の質問は、第3方面の課題についてです。

内容は、第3方面に配備された救急車は、基本的に第3方面のみで運用するように見直しができないか。伊東の救急車が田方地区へと出動すると、東伊豆地区が手薄になり対応におくれが生じる。また、第3方面の職員は、大半を第3方面地域から採用することを基本とすることができないかということです。消防は警察と違って官舎がない。さらに広域となったがために遠距離通勤となり、職員の体力的負担からも考えるべきではとの質問です。

執行部からは、本消防本部において、119番通報で救急要請を受信した場合、通信指令システムの経路探査により、方面にとらわれず、要請場所に最短時間で到着できるよう救急車を選択し出動しています。これは、火災等の発生時においても同様であり、できるだけ早く現場に到着し活動することが、住民の安全・安心につながることから、第3方面のみで救急車を運用することは考えていません。職員採用については、複雑な多様化する災害から、地

域住民の生命・身体・財産を守るため公正な採用試験を実施し、優秀な職員の採用に努めなければならないと考えています。また、公正な採用試験を行うために、本人の持つ適性・能力以外のことを採用基準にしないことを基本としており、このことから、地域にとらわれず幅広く職員の採用を行うために、市町村枠を設けた採用は考えていませんとの回答でした。

次の質問は、広域化から2年が経過した中で、消防隊及び救急隊の現状についてです。

内容は、各旧消防本部では、それぞれの消防隊が消火活動に対する方法や方針に多少の違いがあったと思われるが、広域から2年が経過した中でどのように対応したのか。また、旧消防本部の消防隊が1つの事案に対し合同で活動することがあると思うが、円滑に活動するためにどのような対応をしたのか。さらに、本消防組合では多くの救急車を運用しているが、それぞれの救急隊の活動に違いはあるのかとの質問です。

執行部からは、消火活動に対する活動方針については、旧消防本部においても人命救助最優先であることに違いはありませんが、旧消防本部の規模により、事案に対して出動する消防車及び人員数が異なるため、部隊運用に差異がありました。このため各方面に指揮隊を設置し、部隊運用の統一を図っています。また、昨年度から消火隊に必要とされる安全・確実に迅速な消火活動技術の習得を目的とした警防技術指導会を実施し、各消火隊の実践的な活動能力の向上を図っているところです。旧消防本部の消防隊が合同で消火活動を円滑に実施するために、部隊運用を統一する必要があることから、指揮隊を中心とする実践的な合同訓練等を誠意的に実施することにより、署々間、方面間の連携強化を図っているところです。救急対応については、本消防本部では19台の救急車を運用しております。救急隊の活動は救急業務に係る法令、本組合の救急業務実施規程、静岡県メディカルコントロール協議会が唱えるプロトコールに基づき実施していますので、救急隊の活動に違いはありませんとの回答でした。

次の質問は、駿東伊豆消防組合管内における熱中症の発生状況等について。

内容は、駿東伊豆消防組合管内における熱中症発生件数について、また同管内における熱中症発生に係る年齢別等の状況について、さらに消防として熱中症の予防はどのような取り組みを行っているかとの質問です。

執行部からは、管内における熱中症発生件数は、全体で8月20日現在、対前年145件増の301件でした。構成市町別の発生件数は、同じく8月20日現在、沼津市は対前年81件増の143件、伊東市は14件増の39件、伊豆市は15件増の34件、伊豆の国市は20件増の43件、東伊豆町は3件減の4件、函南町は14件増の21件、清水町は4件増の17件でした。次に、熱中症発生の年齢別構成であります。全301件のうち65歳以上が152件で全体の50%を占め、以下18歳以上65歳未満が96件で32%、18歳未満が53件で18%となり、高齢者の搬送件数が最も多い結果となりました。傷病程度別では、軽症が171件で57%、中等症は112件で37%、重症が18件で6%でした。熱中症の予防対策として本消防本部の取り組みとしては、ホームページの新着情報に管内の月別の熱中症発生状況や環境省作成の熱中症予防の処置についてのリーフレ

ットを掲載し、熱中症に対する注意喚起を行っています。また、地域のFM局やケーブルテレビの番組に職員が出演し、救急車の適正利用とあわせ熱中症の予防対策について住民の皆様に周知を図っているとの回答がありました。

最後に、管理者の沼津市長から、今後とも管内の消防行政の発展のために御尽力をお願いの挨拶がありました。これにて会議を終了いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、災害対応力の強化について。

近年多発する自然災害は決して人ごとではなく、またことしは狩野川台風から60年という節目を迎えます。

この大災害の教訓を後世に継承し、みずから命を守ることの大切さを学ぶため、9月に各種行事が開催されます。中でも、劇団DANによる演劇は市内各小中学生も出演いたしますので、多くの方にごらんいただきたいと思っております。

当市の「災害時における協力に関する協定」は、これまで25を超える民間や公的機関と提携しており、いざというときの備えを進めております。大規模災害時に避けて通れない遺体の収容や安置、これらに必要な資機材や施設等に関する協定も提携いたしました。

ことしの総合防災訓練では、大仁警察署との合同により伊豆総合高校土肥分校において、遺体収容所開設・運営の訓練を初めて実施いたします。今後も、より一層具体的な訓練を通して災害対応力を強化し、市民の安心・安全に努めてまいります。しかし、全ての対策を行政がカバーすることは不可能であり、市民の皆様にはあらかじめ危険箇所や避難場所等を確認・認識していただき、いざというときには、みずから安全を確保することに徹していただきますようお願い申し上げます。

2つ目、地方創生に関する連携協定について。

今年度に入り、伊豆市では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で、民間事業者との連携、協働による地方創生推進に関する協議、調整を進めてまいりました。そして、来る9月4日に、地方創生に関する連携協定を締結することとなりました。

同社は、従来から地域社会とのつながりを大切にする活動に取り組んでおられ、これまで

も県内複数の市町と協定を締結し、さまざまな活動を行い、地域に密着した支援事業を行っております。

協定締結後は、同社から講師を招いた研修会の開催などを予定しており、このような取り組みを進めながら、地方創生の推進を図ってまいりたいと考えております。

3つ目に、駿河湾フェリー事業の継続に向けて。

株式会社エスパルスドリームフェリーが駿河湾フェリー事業から撤退するとの表明を受け、関係市町と連携して県に航路存続の要望を行ってまいりました。

県は、駿河湾フェリーに係る施設を県などの公的機関が寄附受けし、所有コストを行政が負担するとともに、利用者増加により収益改善を図り、航路を存続させる意向を固めたと同っております。

今後は、環駿河湾観光交流活性化協議会の枠組みなどを活用して、運行の手法や必要となる経費の負担のあり方について、県や関係市町と協議することになるかと思っております。

利用促進については、このたびの補正予算にも計上してありますように市としても積極的に対応し、駿河湾フェリーが将来にわたって維持・存続できるよう努力してまいっている所存です。

4つ目に、東京2020大会開催に向けた取り組みについて。

東京2020大会伊豆開催を市民総出でおもてなしすることで、市全体の交流の拡大及び地域経済の活性化につなげることを目的に、きのう、8月29日、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技伊豆開催推進協議会が設立されました。これまでも組織委員会や県と連携した取り組みを行ってまいりましたが、市内各団体との連携は大変心強く、さらに地域が一体となった取り組みができるものと期待しております。

また、オリンピック聖火リレーの各都道府県実施日も決定し、県内については、2020年6月24日から6月26日までの3日間実施することが発表されました。今後も決定事項が加速されていくことを強く望んでいるところでございます。

5つ目に、平成30年度全国高等学校総合体育大会について。

去る8月4日から8月7日までの4日間、高校生最大のスポーツの祭典、全国高等学校総合体育大会の自転車競技が、日本サイクルスポーツセンター及び日本競輪学校を会場に開催されました。連日、気温が30度を超える猛暑の中、多くの市民の皆様にも御来場いただき、また地元伊豆総合高校の選手の活躍は大変すばらしいものがありました。

今回の大会開催については、準備から運営まで伊豆総合高校を初め多くの高校生がボランティアとして支援活動に取り組んでいただきました。御尽力・御協力をいただきました関係者の皆様方に改めてお礼申し上げます。

今後は、今回の課題の検証を行い、東京2020大会のおもてなしに生かしてまいりたいと考えております。

最後に、天城北道路完成後の地域振興を目指して。

いよいよ伊豆縦貫自動車道の本線である天城北道路の完成が目前に迫ってまいりました。

これに合わせて、国道136号の土肥新田工区、下船原バイパス工区も完成いたします。この機を逃さず、土肥の観光防災まちづくりも果敢に進めてまいります。

先日、国及び政権与党にも要望に伺いましたが、土肥の皆様の勇気ある決断とみずから進めるまちづくりへの姿勢に対して大変高い評価をいただいております。

また、湯ヶ島地区では、地元の皆様による景観整備と新たな投資案件が進んでいると伺っております。

1つ、きのう耳にした案件ですが、長年、湯ヶ島温泉で景観上、あるいは防災上の問題となっておりました千勝閣跡地の解体撤去作業に9月にも入るものと報告を受けたところです。

東京ラスク伊豆ファクトリーの事業拡張も含めて、湯ヶ島地区の振興がいよいよ具体化されるものと強く期待しているところでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第5、報告第18号 平成29年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第18号について、提案理由を申し上げます。

本件は、継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算の報告をするものです。

詳細について、総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、報告第18号の補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

一般会計の継続費の精算報告になります。こちら総務費、総務管理費の文教ガーデンシティ土地取得等業務委託の事業でございますが、平成27年度から平成29年度までの3カ年の継続費を設定しておりました。全体計画では平成27年度1,180万円に対して支出済額99万3,000円、差額の1,080万7,000円を平成28年度へ通次繰越しております。平成28年度につきましては、全体計画で140万円、こちらは平成27年度からの通次繰越と合わせまして支出済額1,218万6,000円、差し引きの合計2万1,000円、こちらを平成29年度へ通次繰越し、不用額として処理しているものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎報告第19号、報告第20号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第6、報告第19号 平成29年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第7、報告第20号 平成29年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第19号及び報告第20号について、一括して提案理由を申し上げます。

これら2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第19号と報告第20号の補足説明をさせていただきます。

まず、報告第19号の健全化判断比率の報告でございます。議案書の5ページをお願いいたします。

まず、判断比率項目の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、赤字額がござい



ませんので記載はございません。

次の実質公債費比率でございますが、お手元に決算説明資料のファイルをお配りさせていただいております。そのファイルの決算概要報告書22ページをお願いいたします。22ページの一番下の3) 実質公債費比率のところの算式と説明をそちらに記載してございます。

伊豆市の一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率を言っております。この四角い枠の中に、実質公債費比率6.62507%との記載がございます。これは平成29年度の単年度の公債費比率となっております。その下に3カ年平均6.0%という数字がございますが、この平成27年度から平成29年度までの3カ年平均が、こちら財政の健全化判断比率で使用しております数値となります。

まず、算式についてですが、まず分子の部分、地方債の元利償還額と、枠の下の②から④までの準元利償還額の合計額、こちらから交付税の需用額に算入される額を引いたものとなります。この分子の計算をしますと、こちらが5億7,597万1,000円となります。

次に分母でございます。こちらは標準財政規模から償還金等に係る同じく交付税の需用額に算入される額を引いた額となります。こちら計算しますと、分母が86億9,380万4,000円となります。この額で割ったものが実質公債費比率となります。

なお、平成27年度の公債費比率が5.55516、平成28年度が6.02062%ですので、3カ年で6%になるものでございます。数字につきましては若干上がっておりますが、これは昨年度までの平均ですと平成26年度が対象だったわけですが、平成26年度が5.13293と小さい数字であったということで、平均につきましては若干上がっているというものでございます。健全化の判断の基準につきましては25%となっておりますので、その判断につきましては基準よりも下回っているというものでございます。

続きまして、隣のページ、23ページの将来負担比率、上の4) になります。

こちらは伊豆市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を言っております。

同じく枠のところに計算式を示してございます。まず、分子の部分ですが、地方債の平成29年度末現在高や、債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当の支給予定額などを合計した将来負担すべき額、この枠の下の①から、伊豆市では⑤までの合計額となりますが、こちらが233億5,225万8,000円となります。この額から負担額に充当できる基金の額と、地方債の残高に係る交付税の需用額に算入される見込みの額、こちらが232億7,267万2,000円、こちらを差し引いた額、分子の部分の合計で7,958万6,000円となります。

次に、分母でございますが、実質公債費比率の算定に用いた標準財政規模から償還金等に係る交付税の需用額に算入される額を引いた額、こちらが86億9,380万4,000円となります。こちらの分母、分子の計算をしますと0.9%となります。昨年度が2.2%ですので、こちら昨年度を下回っております。また、早期健全化基準は350%となっておりますので、こちら基準を下回っているということでございます。

次に、報告第20号、議案書の9ページになります。

こちらの資金不足比率の報告につきましては、公営企業会計として記載してございます5会計についての赤字の状況を見るためのものですが、いずれの会計も赤字決算ではございませんので、資金不足比率につきましては算定がなく、発生していないというものでございます。

以上、報告第19号、報告第20号の補足とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

まず、報告第19号、いかがでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようですので、報告第20号については、いかがでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

#### ◎議案第65号～議案第81号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第65号から議案第81号までの17議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第65号から議案第72号まで及び議案第75号から議案第81号までの15議案については、地方自治法第233条第3項に基づき、平成29年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すもの、議案第73号及び議案第74号については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく利益剰余金の処分に係る議決、あわせて第30条第4項の規定に基づく平成29年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

まず、平成29年度の一般会計決算について、その概要を報告申し上げます。

歳入総額は168億2,685万円で、普通交付税の縮減や繰越金の減少により前年度より5億4,790万円の減額となりました。歳出総額は158億5,835万円で、前年度に実施した、なかいず認定こども園、総合会館第2駐車場、天城ふるさと広場野球場などの整備事業が終了したことにより、前年度より4億円余りの減額となりました。

その結果、歳入歳出差引額は9億6,850万円で、このうち繰越明許費などの財源として

7,343万円を平成30年度へ繰り越しましたので、実質収支額は8億9,507万円となりました。

さて、平成29年度は、第2次伊豆市総合計画前期基本計画の2年目でございました。第2次伊豆市総合計画については、平成29年度に一部見直しを行いました。5つの重点目標に変更はなく、平成29年度においても、それぞれの施策に設定した目標値を達成すべく事業を推進してまいりました。その事業の概要と成果について御説明申し上げます。

1つ目、魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保について。

地域振興拠点の整備として、湯ヶ島地区の拠点整備と公共施設の適正配置を目的とした旧湯ヶ島幼稚園・旧湯ヶ島小学校施設改修事業により、旧湯ヶ島幼稚園は改修を終了し、新たに天城湯ヶ島支所及び子育て支援センターとして本年4月にオープンいたしました。平成30年度は引き続き、隣接する旧湯ヶ島小学校の改修を進めておるところでございます。ごらんいただきますように、湯ヶ島幼稚園の跡地は、大変すばらしい改修事業になったと考えております。

快適な道路空間の創生として、社会資本整備総合交付金や合併特例債を活用した市内基幹道路の整備を着実に推進し、また長寿命化計画に沿った橋梁の修繕を実施いたしました。特に、東京2020大会開催に向けて、県道熱海大仁線改良事業と協調しながら、修善寺駅から大野へ向かうクランク交差点の改良事業に着手しております。

また、持続可能な公共交通網の実現を目指し、デマンド型の乗り合いタクシーの実証運行など交通ネットワーク調査、公共交通機関を維持するため、不採算バス路線への支援や小・中・高校生への通学補助、あるいは高齢者や障害のある方への福祉タクシー等利用券や生きいきパスの提供など、利用促進を引き続き実施してまいりました。

2つ目の安全で心地よい生活環境の創出について。

生涯健康の創造では、市民の健康寿命の延伸を目標に、げんきプロジェクトを初めとした健康づくり、予防施策を引き続き実施するとともに、市内の地域医療体制を確保するため、市内公的病院への補助事業を実施いたしました。

心地よい環境づくりとして、移住定住を促進するための住宅・家賃補助の推進、一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、景観まちづくり重点地区計画や中心市街地歩行者空間整備計画の策定と改良工事を実施いたしました。

3つ目の産業力の強化について。

観光交流を核とした地域産業振興のため、観光業を基幹として農林業、商工業と連携した産業力強化を目指す伊豆市産業振興協議会を平成29年4月に法人化し、市の認知度向上のためのプロモーション、ブランド化の推進、販路拡大のための事業を展開いたしました。

企業誘致では、平成28年度に引き続き、サテライトオフィスを設置する企業を誘致するため、地方創生推進交付金を活用して、IT企業進出支援策の策定を行いました。この事業は、平成28年度からの3カ年計画で、本年度には、サテライトオフィスを整備し、複数企業の誘致を目指しております。

4つ目のまちへの誇りの醸成とブランド力の向上について。

地域づくり協議会について、既設の4協議会に加え、平成29年度には、新たに熊坂小学校区地域づくり協議会、月ヶ瀬学区地域づくり協議会が発足、地域住民が主体となった地域活性化、課題解決に向けた取り組みが活発に行われることを期待しております。

財源の確保と産業の振興を目的としたふるさと納税については、寄附目標を3億円としておりましたが、国からの高額返礼品の見直しや、返礼率引き下げの要請への影響によって、残念ながら目標を達成することはできませんでした。今後も積極的に本市の魅力を全国に発信するとともに、返礼品の充実と工夫によって納税額の増加を目指してまいります。

5つ目の少子化対策と次代を担う人材の育成について。

子育て環境の充実のため、こども医療費助成について、平成29年度からこれを無料化し、子供の健全な育成と子育て世代の経済的負担の軽減を図りました。

また、土肥の小中一貫校については、平成28年度から土肥中学校校舎の一部改築と改修工事の整備を行い、本年4月に、土肥小中一貫校として開校いたしました。

一般会計の概要は以上でございます。

決算の詳細について、一般会計決算については会計管理者に、特別会計決算については、それぞれ担当する部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第65号について、会計管理者。

〔会計管理者 城所章正君登壇〕

○会計管理者（城所章正君） それでは、議案第65号 平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定について、補足説明をさせていただきます。

お手元のほうに一般会計の決算書、それから決算説明資料の中でも決算概要報告書を御準備いただきたいと思います。

平成29年度伊豆市一般会計最終予算額といたしましては、現年、逡次繰越及び繰越明許を合わせまして172億5,776万6,927円でございます。

決算書の3ページをごらんいただきたいと思います。

最終予算額に対する歳入総額は168億2,685万7,119円、歳出総額は158億5,835万2,244円、歳入歳出差引額は9億6,850万4,875円となりました。

続いて、決算書のほう281ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額9億6,850万5,000円から、平成30年度に繰り越すべき財源7,343万1,000円を引いた実質の収支額は8億5,007万4,000円となります。

次に、歳入のほうを説明してまいります。

決算書のほうは4ページからということになりますが、7ページをごらんいただきたいと

思います。

7ページが一番下のところでございますけれども、収入済額合計168億2,685万7,119円は、前年対比96.8%ということで、5億4,790万1,081円の減になっております。

続いて、歳入各項目につきまして、前年度と比較したいと思います。決算概要報告書の36ページをお願いいたします。緑の冊子のほうの前半のほうの36ページをお願いいたします。収入の一覧が出ている表がございます。

1款市税、こちらのほうは前年対比104%ということで1,588万円の増額となっております。税金のほうの税別のほうの詳細につきましては、概要書のほうの43ページにございますので、そちらのほうは後ほどごらんいただきたいと思います。

ここからは前年度に比べて大きく変わった項目について、その表の中で御説明をさせていただきます。

3款の利子割交付金、こちらのほうは前年対比165.9%、267万3,000円の増になっております。

4款配当割交付金、こちらのほうも前年対比138.5%、466万3,000円の増になっております。

5款株式譲渡所得割交付金、前年対比213.5%、1,039万8,000円の増となっております。

8款自動車取得税交付金、前年対比135.2%、1,763万2,000円の増となっております。

10款地方交付税、前年対比97.4%、1億3,354万円の減ということでございます。こちらのほうは主に普通交付税が合併算定替による特例措置の縮減期間が3年目を迎えているということによるものが起因しております。

14款国庫支出金、前年対比110.3%、1億5,816万6,000円の増、これは主に教育費の国庫事業実施、土肥の小中一貫校の関係ですけれども、負担金補助金の増加によるものでございます。

15款県支出金、前年対比89.7%、1億904万6,000円の減、これは総務費、民生費、商工費の県事業の減少によるものでございます。

17款寄附金、前年度対比115%、3,390万9,000円の増、これはふるさと納税の増加ということによるものでございます。

続きまして、歳出のほうについて説明申し上げます。

こちらのほうは決算書は8ページになります。

そちらのほうの各款の前年度対比を申し上げます。

1款議会費、105.4%、2款総務費、96.4%、3款民生費、90.8%、4款衛生費、96.3%、5款労働費、111.2%、6款、農林水産費、111.2%、7款商工費、83.2%、8款土木費、104.6%、9款消防費、101.0%、10款教育費、109.4%、11款災害復旧費、106.1%、12款公債費、102.6%、13款諸支出金、93.1%の状況となっております。

そちらの11ページの下をごらんいただきたいと思いますけれども、支出済額の合計は158

億5,835万2,244円となりまして、最終予算額に対する執行率のほうは91.9%、前年と比べますと97.3%、4億4,493万3,870円の減となっております。

翌年度繰越額4億452万4,200円を除きました9億4,989万483円が不用額となっております。

続きまして、歳出のほう、前年度と比べまして支出額がふえた事業について、主なものにつきましての御説明を申し上げます。予算書を御準備いただきたいと思います。

まず、2款総務費、決算書の69ページになります。こちらのほう公有財産事業ということで、旧湯ヶ島小学校移設改修工事費が9,460万円、旧湯ヶ島幼稚園改修工事ということで4,973万円が上げられております。

続いて、民生費になります。105ページです。こちらのほう臨時福祉給付事業ということで、こちらは全体で9,768万円ということで、平成29年度をもって終了する事業でございますけれども、こちらのほうを行っております。

続いて、6款農林水産費、173ページになります。こちらのほう食肉加工センター管理運営事業でございます、こちらのほうの施設新築工事と有害鳥獣処理装置購入費ということで、合わせて4,053万円の支出がございます。

続いて、商工費、183ページでございます。この中の観光施設整備事業でございますけれども、その中で中伊豆地区ジオサイト駐車場整備工事、それから独鈷の湯公園整備事業で4,620万円の支出が、こちらのほうで発生しております。

続いて、土木費になります。203ページです。これは繰越事業になりますけれども、T O U K A I - 0 の推進事業ということで、中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業補助金ということで8,022万円の支出がございます。

10款教育費、249ページでございます。こちらのほうは土肥小中一貫校建設事業ということで、全体で5億5,031万円ということになっております。

続いて、12款公債費についての御説明をいたします。決算概要報告書のほうの40ページ、41ページをごらんいただきたいと思います。

前年度末市債残高146億2,929万2,000円に対しまして、平成29年度中に11億1,203万2,000円を借り入れ、12億7,605万8,000円を償還したことによりまして、年度末現在高の合計といたしましては144億6,526万6,000円となっておりますというところでございます。

最後に基金について申し上げたいと思います。こちらのほう、すみません、決算書のほうにまた戻っていただきまして、決算書の289ページでございます。一覧表があるかと思いません。そちらになります。

平成29年度は、この表にありますとおり、合計4億5,994万5,492円を取り崩しまして、それぞれの事業の財源に充当しております。また、財政調整基金、減債基金、ふるさと伊豆応援基金、その他の基金に7億4,396万7,754円を積み立てておりまして、平成29年度末の現在高につきましては81億8,146万3,430円ということになっております。

以上、歳入歳出の一般会計のほうの説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第66号から議案第81号については、関係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第66号及び議案第75号から議案第81号までの8議案について。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私のほうからは、総務部所管の特別会計ということで、議案第66号と議案第75号からの財産区について補足説明させていただきます。

特別会計の決算書をお願いいたします。

決算書の3ページでございます。

平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計、この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るための事業用地を先行取得することを目的としている会計でございます。

歳入総額4,174万5,675円、歳出総額1,571万9,011円、歳入歳出差引額2,602万6,664円でございます。この差引額を翌年度への繰越明許費として繰り越すための財源となります。

8ページ、9ページをお願いします。

まず、歳入の主なものでございます。財産貸付収入として、御幸橋駐車場ほか普通財産の貸付料が142万2,000円、土地開発基金からの繰入金4,030万円となっております。

歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。

日向の土地購入費が1,427万3,336円、土地開発基金への積み立てとしまして144万5,675円となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、土地の状況を記載してございます。土地につきましては、先ほどの日向の土地の購入、こちらが299.86平方メートルを購入しており、面積、金額ともその分が増加しております。また、下の表の土地開発基金でございますが、預金のうち4,030万円の繰り出しによる減額、また新たな積み立て分144万5,675円の増額で、差し引き3,885万4,325円の減額であり、合計で1億8,224万8,414円となっております。その他につきましては変動はございません。

続きまして、財産区の関係でございます。決算書の225ページをお願いいたします。

平成29年度の持越財産区特別会計でございます。歳入総額198万6,297円、歳出総額110万3,984円、差引額88万2,313円、こちらを平成30年度への繰り越しとなります。

歳入の主なものとしましては、230ページをお願いいたします。

主なものとしましては、土地の貸付収入65万6,935円、前年度からの繰越金132万8,483円となっております。土地の貸し付けにつきましては、鎌倉女学院が主なものとなっております。

次の234ページ、235ページ、歳出の主なものとしまして、財産区の管理会の委員の報酬6万円と、財産管理費としまして、墓地の管理業務の委託料、山林の管理委託料となっております。

ます。

237ページが財産に関する調書でございます。

基金の積立金としまして879万4,090円、土地につきましては5万4,820.65平方メートルとなっております。

続きまして、241ページ、市山財産区の特別会計でございます。

歳入総額33万6,746円、歳出総額5万8,648円、差引額27万8,098円でございます。

246、247ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、歳入の主なものとしましては、4款の繰越金、これが33万6,546円で主なものでございます。

歳出につきましては、250、251ページ、歳出の主なものとしましては、財産区管理会委員の報酬など、一般管理事業に5万8,648円となっております。

253ページの財産に関する調書でございますが、積立金として200万円、公有財産として土地が30万3,019.97平方メートルで増減はございません。

続きまして、257ページ、平成29年度の門野原財産区特別会計でございます。

歳入総額15万2,075円、歳出総額3万3,984円、差引額11万8,091円でございます。

262、263ページが歳入でございます。

こちらも歳入、主なものとしましては、一番下、4款の前年度繰越金となっております。

続いて、歳出でございますが、266、267ページ、こちらにつきましては、財産区の一般管理事業でございます。

続きまして、269ページの財産に関する調書でございますが、基金の積立金が172万9,630円、土地につきましては39万353.3平方メートルで増減はございません。

続いて、273ページの吉奈財産区特別会計でございます。

歳入総額259万127円、歳出総額5万5,904円、差引額253万4,223円でございます。

278、279ページの歳入でございます。

主なものとして、土地の貸付収入39万5,486円、こちらも鎌倉女学院への貸し付け、前年度からの繰越金、こちらが219万2,172円となっております。

歳出につきましては、282、283ページ、こちらも財産区の一般管理事業に5万5,904円でございます。

財産につきましては、285ページ、積立金2,464万598円、増減はございません。土地につきましては152万280.18平方メートルで、こちらも増減はございません。

続きまして、289ページの月ヶ瀬財産区特別会計でございます。

歳入総額186万6,855円、歳出総額33万6,960円、差引額152万9,895円となっております。

歳入でございますが、294、295ページをお願いいたします。

主なものとしましては、携帯電話の基地として、ソフトバンクモバイルなどへの土地の貸付収入、こちらが38万9,502円、また前年度からの繰越金147万6,448円でございます。



歳出につきましては、298、299ページをお願いします。

主なものとしまして、財産区の一般管理事業費に9万6,484円、財産管理費としまして山林等管理業務の委託費などで24万476円となっております。

続きまして、財産に関する調書でございます。301ページでございます。

基金としまして905万317円、増減ございません。土地につきましては22万9,007.7平方メートルで、こちらも増減はございません。

続きまして、田沢の財産区になります。305ページをお願いいたします。

平成29年度田沢財産区特別会計。

歳入総額3万8,191円、歳出総額2万7,984円、差引額1万207円でございます。

310、311ページ、歳入の主なものとしましては、こちら前年度からの繰越金が3万7,821円でございます。

歳出につきましては、312、313ページでございます。財産区の一般管理事業に2万7,984円でございます。

315ページの財産に関する調書でございます。積立金はございません。土地につきましては18万3,552平方メートルで増減はございません。

最後になります。319ページ、平成29年度矢熊財産区特別会計でございます。

歳入総額19万2,647円、歳出総額4万484円、差引額15万2,163円。

歳入の部でございます。324、325ページ。

こちらにつきましても3款の繰越金、こちらが19万2,647円となっております。

歳出につきましては、326、327ページでございます。

財産区の一般管理事業に2万7,984円、財産管理事業に1万2,500円となっております。

財産につきましては、329ページでございます。積立金はございません。土地につきましては18万4,766.55平方メートルで、こちらも増減はございません。

以上、総務部所管の特別会計の概要とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第67号及び議案第68号について。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから市民部所管の2つの特別会計について御説明申し上げます。

議案第67号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、また議案第68号 伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明をさせていただきます。

特別会計の決算書に基づいて説明をさせていただきます。

17ページでございます。

平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、歳入につきましては51億378万

3,438円、歳出総額49億2,760万9,933円、差引額1億7,617万3,505円でございます。

次のページ、18、19ページでございます。

歳入の主な部分について説明をさせていただきます。

1款の国民健康保険税は8億6,348万9,622円、前年比93.8%、4,715万3,623円の減となっております。これにつきましては、被保険者が500人ほど減少したことによるものでございます。

続いて、9款の繰入金でございますが3億1,875万4,088円、前年比81.98%、7,010万9,694円の減となっております。一般会計からの繰入金につきましては、法定繰入金といたしまして2億8,175万4,088円、その他の繰入金として3,700万円を繰り入れてございます。

続いて、歳出の部分でございますが、次のページ、20、21ページをごらんになっていただきたいと思っております。

1款の総務費につきましては、職員11名分の人件費等、国保を運営するための経費といたしまして8,182万530円を支出しております。

2款の保険給付費でございます。1項の療養諸費は26億4,519万8,095円、2項の高額療養費は一定額以上の窓口負担に対して給付するものでございまして3億8,094万6,824円、4項の出産育児諸費につきましては22件の出産に対しまして924万4,620円、5項の葬祭諸費につきましては77件の葬祭に対しまして385万円を給付しております。

8款の保健事業費につきましては5,597万9,134円、前年比103.1%、169万661円の増となっております。これにつきましては特定健診、人間ドック、後期高齢者健診等の医療機関への委託料が主なものとなっております。

続きまして、議案第68号 平成29年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

決算書の57ページでございます。

歳入総額4億470万1,332円、歳出総額4億166万3,596円、差引額303万7,736円でございます。

次のページ、58、59ページでございます。歳入の部分でございます。

1款の後期高齢者医療保険料につきましては、前年比107.8%、3億752万5,100円となっております。

3款の繰入金につきましては、前年比103.8%、9,292万5,517円、一般会計から事務費繰入金といたしまして320万5,000円、保険基盤安定繰入金といたしまして8,972万517円を繰り入れてございます。

次に、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

次のページ、60、61ページでございます。

1款の総務費の決算額につきましては416万4,379円、これは三島市、伊豆市及び伊豆の国市の電算センター協議会への負担金で142万3,000円、賦課徴収費107万3,519円が主なものと

なっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては3億9,706万5,717円、静岡県の後期高齢者医療広域連合に納付しております。この部分につきましては、前年比104.7%となっております。

以上で議案第67号、議案第68号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第69号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうから議案第69号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

特別会計歳入歳出決算書の73ページをごらんください。

歳入総額32億6,981万7,172円、歳出総額31億6,344万6,996円、歳入歳出差引額1億637万176円となりました。

次に、74、75ページをごらんください。

歳入の主なものですが、1款の保険料は、被保険者の増加により、前年比101.3%、865万2,144円の増となっております。

7款、一般会計からの繰入金は、前年比99.2%、373万1,000円の減となっております。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

76、77ページをお開きください。

2款の保険給付費は、前年比103.7%、3款の地域支援事業費は前年比105.9%です。2款及び3款の主な増加要因は、介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用者の増加によるものです。

最後に、基金について申し上げます。

101ページをお開きください。

平成29年度は取り崩しを行わず、6,400万9,520円を積み立て、平成29年度末現在高は2億3,970万3,827円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第70号から議案第74号までの5議案について。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から建設部所管の5つの特別会計の決算概要について補足説明をさせていただきます。

特別会計決算書と決算説明資料で説明をいたします。

まず105ページをお願いします。

平成29年度伊豆市簡易水道事業特別会計の歳入総額は1億9,356万8,664円、歳出総額が1

億3,391万3,980円になります。歳入歳出差引額が5,965万4,684円になりまして、これを次年度に繰り越しをいたします。

まず、歳入の主なものですけれども、111ページをお願いします。

使用料及び手数料でございますけれども4,577万3,314円、繰入金が3,194万4,000円、これは一般会計決算書の155ページ、衛生費の中から、簡易水道事業特別会計繰出金として支出されております。他に繰越金6,926万9,148円、諸収入が128万8,202円、次のページになりますけれども、簡易水道事業債4,000万円、公営企業会計適用債500万円を借り入れをいたしました。

続きまして、歳出ですけれども、114、115ページをお願いします。

人件費や庶務的経費の総務費2,725万7,853円、工事請負費や修繕費として簡易水道費7,947万4,882円。

次のページになりますけれども、長期債償還元金と利子を合わせた公債費が2,718万1,245円となります。

主な事業としましては、決算成果説明資料の225ページと決算書は117ページになります。

主な工事ですけれども、下段になりますけれども、まず、水道の安定供給のため、本柿木、小下田、八木沢地区の配水管布設がえ工事のほか、土肥川の急速ろ過機等改修工事を実施し、工事費は4,386万2,040円となりました。

また、総務省からの要請に基づく公営企業会計への移行につきまして、その準備作業として固定資産台帳作成業務委託を開始し、2カ年の支出負担行為を設定した中で、平成29年度分の委託料として500万円を支出いたしました。

続きまして、決算書の123ページ、お願いします。

平成29年度伊豆市下水道事業特別会計になります。

まず、歳入について、主なものにつきましては、129ページ、お願いします。

分担金及び負担金176万7,490円、使用料及び手数料が2億8,506万3,331円、国庫支出金2億4,570万5,000円。

次のページになりますが、一般会計の繰入金が8億800万7,000円、次に、前年度繰越金が6,349万6,059円となりました。この一般会計繰入金は、一般会計決算書215ページの土木費の下水道費、下水道特別会計繰出金からの繰り入れになります。

次のページをお願いします。

下水道事業債として、流域下水道事業債及び特定環境保全公共下水道事業債が2億4,790万円、歳入総額が16億5,256万3,034円となりました。

135ページをお願いします。

歳出の主なものでございますが、事業費が10億1,656万7,657円、内訳としまして、下水道建設費5億3,766万8,068円、次のページになりますけれども、下水道管理費4億7,889万9,589円となります。

143ページをお願いします。

長期債の償還元金と利子を合わせた公債費が5億4,542万5,537円で、次のページになりますけれども、歳出合計が15億6,199万5,650円、その歳入歳出の差引額が123ページにありますけれども、9,056万7,384円となり、繰越金となります。

なお、下水道建設費の一部1億1,770万円を平成30年度への繰越明許としました。

主な事業費としましては、決算成果説明資料の231ページ、決算書の135ページから137ページをお願いします。

決算成果説明資料の下段の下水道建設費の中の市の単独事業ですが、管渠布設や公共ますの設置工事などに2,081万4,274円。

次に、232ページの流域下水道事業は、狩野川東部浄化センターに関する建設負担金になります。

全体事業は7,714万6,000円でございますが、市町の負担割合を計画配水流量によって取り決めておりますので、伊豆市の負担は1,743万4,968円となっております。

そのページの下段ですけれども、特定環境保全公共下水道事業が3億7,386万121円となっております。主な事業内容は、湯ヶ島のクリーンセンターの改築工事の委託料1億2,650万円、大平地区管渠布設工事が1億6,590万円、中伊豆の城地区に936万3,000円でございます。また、管渠工事の事業費を昨年話をしましたけれども、1億1,770万円を平成30年度に繰り入れ、繰り越しをいたしました。

次の233ページ、決算書では137、139、141ページになりますけれども、下水道管理費、業務費の流域下水道維持管理費負担金2億808万7,880円は、修善寺地区の下水道汚水の処理費用でございます。下段の処理場の管理費1億4,651万6,238円でございますが、土肥の浄化センター、湯ヶ島のクリーンセンター、白岩の処理場における維持管理業務委託料及び電気料、薬品費、汚泥運搬処理経費、あと維持管理費などの汚水処理経費になります。

次に、234ページ、特別会計の決算書では143ページになりますけれども、管渠事業でございます。管渠洗浄調査やマンホールの保守点検委託に553万5,017円、これはマンホールふたの道路との高さ調整や、マンホール管渠の維持管理補修に1,812万8,880円、管路やマンホール管理をするための下水道情報管理システムの作成委託料に415万8,000円を支出するなど、下水道施設等の経年劣化が進んでいる施設・設備の更新、修繕を実施し、下水道施設の整備安定運転に努めました。

続きまして、151ページをお願いします。

平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計でございます。

まず歳入の内訳ですけれども、156ページ、157ページをお願いします。

主な歳入は、使用料及び手数料が2,787万7,528円、一般会計繰入金が1億959万1,000円、繰越金が1,112万894円でございます。繰入金は一般会計の決算書の169ページ、農業農村整備費の農業集落排水事業特別会計繰出金から支出されております。

次のページをお願いします。

歳入総額が1億4,862万9,424円となりました。

161ページをお願いします。

主な支出でございますが、処理場の管理費が5,114万9,030円、次のページになりますけれども、施設費が371万2,879円、長期債の償還元金と利子を合わせた公債費が6,527万1,735円、歳出の合計が1億3,128万8,068円となりました。

151ページになりますけれども、歳入歳出の差引額が1,734万1,354円となりまして、それを繰越金といたします。

主な事業でございますが、決算成果説明資料は241ページの下段になります。決算書では161ページ、163ページをお願いします。

まず、処理場の管理事業でございますが5,114万9,030円となっておりますが、これは冷川浄化センター、吉奈、門野原、佐野・雲金、加殿処理場の5カ所の維持管理業務委託に1,838万7,000円、維持補修工事に1,694万4,012円を実施いたしました。

242ページをお願いします。

施設費では、県道修善寺天城湯ヶ島線改良工事に伴う管渠布設工事等に371万2,879円を支出しました。

続きまして、169ページ、お願いします。

議案第73号の平成29年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定になります。

平成29年度水道事業につきましては、降水量が梅雨時の季節に少なかったこともあり、8月に一部地域で渇水による断水が発生しました。給水車による緊急対応を行うとともに、配水系統の切りかえを行った結果、断水は翌日には復旧いたしました。年間配水量は695万6,236立方メートルで、年間有収水量は、前年度比8万4,103立方メートルの減となりまして、449万6,409立方メートルとなりました。有収率は64.6%と前年度より0.4ポイント上昇いたしました。これは漏水調査を行い、老朽管の修繕、更新を進めた結果と思われまます。

まず、水道事業の決算報告書につきましては、170ページから173ページまでは税込みの表示になっておりまして、174ページからは税抜きの表示になっております。

まず、171ページをお願いします。

上段、収益的収入におきましては、水道事業収益が税込みで6億1,391万9,164円、下段の支出が、水道事業費用5億4,085万3,920円でございます。

172ページ、173ページをお願いします。

上段の資本的収入では、建設改良費の財源として企業債4,430万円、他会計支出金として一般会計からの電源立地地域交付金、下水道特別会計から下水道工事に伴う水道管補償と合わせまして740万円の収入となりました。

下段の資本的支出では、建設改良費1億2,174万6,930円で、主な工事としましては、天城北道路関連配水管布設替工事や年川配水管布設替工事などを行いました。

企業債の元利償還金は1億2,748万3,186円でございます。

174ページをお願いします。

水道事業の損益計算書になります。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が9,074万2,193円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が6,431万8,491円、これから特別損失を差し引いた純利益は175ページになりますけれども、6,430万5,782円となりました。これに前年度からの繰越利益剰余金6万3,610円を足したものが当年度未処理分利益剰余金6,436万9,392円となりまして、次の176ページ、177ページになりますけれども、水道事業剰余金計算書の177ページの右から3列目の一番下段になりますけれども、未処分利益剰余金の金額と一致いたします。この未処分利益剰余金を建設改良積立金として3,300万円、減債積立金として3,130万円を積み立てる処分案が176ページの下表になりますけれども、水道事業剰余金処分計算書案になります。決算の認定とあわせて議決をお願いするものでございます。

決算成果説明資料の247ページ、決算書は186ページになりますけれども、決算成果説明資料の上の表、委託料は2,514万2,000円のうち水道修繕調査等業務委託料として1,231万2,000円を支出しました。これにより昨年10月に市営水道相談センターを開設し、漏水対応の迅速化と市民サービスの向上を図ることができております。

253ページ、特別会計決算書では184ページになりますけれども、主な工事内容は、芙蓉台の配水管布設がえ工事ほか6件で1億1,618万4,000円となります。

254ページをお願いします。

こちらは管渠工事の設計委託料としまして7件、454万1,000円を支出しました。老朽管等の更新を実施し、水道水の安定供給の向上に努めました。

続きまして、201ページ、議案第74号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算書の認定でございます。

202ページから205ページまでは税込み表示になっておりまして、207ページからは税抜き表示となっております。

203ページをお願いします。

上段の収益的収入におきましては、温泉事業収益が税込みで7,991万9,444円、下段の支出は温泉事業費用6,433万4,971円でございます。

主な事業としましては、決算成果説明資料は263ページ、決算書につきましては205ページと221ページになります。

資本的支出、建設改良費で、山脈源泉の水中ポンプの入れかえ工事、市道中浜10号線の配湯管の入れかえ工事、市道大藪5号線配湯管入れかえ工事、中村ポンプ場インバーター等取りかえ工事を行いました。合計は2,055万240円になります。

207ページをお願いします。

温泉事業の損益計算書になります。

まず営業収益から営業費用を引いた営業利益が969万6,246円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が1,405万5,593円となりました。平成29年度は特別損益はなく、純利益は経常利益と同額となります。これに前年度からの繰越利益剰余金92万1,893円を足したものが当年度の未処分利益剰余金1,497万7,486円となり、次のページになりますけれども、上の表の温泉事業剰余金計算書、209ページの右の列から3列目の一番下段になりますけれども、未処分利益剰余金と一致をいたします。この未処分利益剰余金を建設改良積立金として500万円、利益積立金として900万円を積み立てる処分案が208ページの下表になりますけれども、温泉事業剰余金処分計算書案になります。決算の認定とあわせて議決をお願いするものでございます。

215ページをお願いします。

温泉事業の報告になりますけれども、平成29年度の給湯戸数は前年度比1戸減の329戸、年間の総給湯量は前年度比1万6,933立方メートルの増の151万338立方メートルでございます。

以上で建設部所管の特別会計剰余金の処分及び決算の補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。

宮内代表監査委員。

〔代表監査委員 宮内知秋君登壇〕

○代表監査委員（宮内知秋君） 監査委員の宮内でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計14件と、基金の運用状況並びに公営企業会計2件につきまして、審査結果並びに意見等について御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに、関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。

また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況は、いずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細につきましては、配付いたしました意見書に記述のとおりであります。

それでは、意見書の1ページから7ページにあります審査の総括意見を中心に、概要を御報告いたします。

まず、平成29年度伊豆市一般会計の歳入総額は168億2,685万7,000円に対して、歳出総額は158億5,835万2,000円となり、差し引き9億6,850万5,000円となっており、前年度と比較



した場合、歳入総額は5億4,790万1,000円、3.3%の減、歳出総額は4億4,493万4,000円、2.8%の減でありました。

普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は69億5,940万7,000円で、前年度比4億9,039万8,000円の減となり、自主財源比率は41.3%で、前年度比1.6ポイント減少しております。市税は、前年度対比1,588万円の微増となりました。ふるさと納税による寄附金は2億5,905万8,000円で、前年度比15%の増となりました。

一方、依存財源は99億919万6,000円で、前年度比1,756万1,000円の減となりました。これは地方交付税の合併算定替の特例措置の終了による段階的な縮減により、前年度比1億3,354万円の減、県補助対象事業の減少により県支出金が前年度比1億904万6,000円の減となったことなどによります。

本年度の特筆すべき主な支出は、旧湯ヶ島小学校施設改修工事、旧湯ヶ島幼稚園改修工事、文教ガーデンシティ総合調整事業の建物移転等補償金、食肉加工センター管理運営事業の施設新築工事と有害鳥獣処理装置購入費、市道横瀬大平線改良工事、市道道芦原馬場線改良工事、消防ポンプ車購入費、土肥小中一貫校建設事業の施設新築・改修工事などが挙げられます。

市税及び使用料、手数料における収入未済額は3億8,214万1,000円で、前年度比9,342万3,000円、19.6%の減となり、改善が見られますが、負担の公平性と財源の確保を図るため、徴収率の向上と滞納額の削減に向け、さらに努力していただくよう願います。

当市の財政状況を見ると、普通会計ベースでの経常収支比率は88.3%で、前年度比1.8ポイントの増となり、財政構造としては、やや弾力性を欠くとされる水準であります。また、財政力指数は0.525と低い水準にありますが、公債費比率は3.6%と良好で、将来負担は低い状況となっています。

次に、34ページからの特別会計になりますが、初めに、議案第66号 平成29年度公共用地取得事業特別会計についてですが、歳入は普通財産の貸し付けによる財産運用収入142万3,000円及び土地開発基金繰入金4,030万円で、歳出は土地購入費1,427万3,000円と、土地開発基金への積立金144万6,000円で購入予定地2,602万7,000円は繰越明許となりました。

また、財産の状況については決算書に記載のとおりですが、今後は財産として保有する土地について、当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを望みます。

次に、議案第67号 平成29年度国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は51億378万3,000円で、前年度比3,154万4,000円、0.6%の減となりました。国民健康保険税の収入未済額は2億9,099万2,000円に達しており、そのうち滞納繰越分は2億2,577万8,000円、77.5%を占めていますが、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも、他の税や使用料と合わせた徴収体制のもとに、効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待します。また、保険給付費のデータを分析して、適正な保険給

付を図るとともに、的確な健康指導の強化を希望します。

次に、議案第68号 平成29年度後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 4億470万1,000円で、前年度比2,649万7,000円の増となっています。本会計は、保険料の収納業務と医療給付に関する申請書類の受け付けが市の主な所管業務となっています。

また、保険料率は広域連合が決定しており、平成29年度については、所得割7.85%、均等割3万9,500円となっています。

次に、議案第69号 平成29年度介護保険特別会計では、歳入決算額は32億6,981万7,000円で、前年度比8,829万5,000円、2.8%の増となりました。伊豆市における高齢化率は38.83%となり、高齢者福祉サービスはますます増大すると思われます。介護予防・日常生活支援総合事業を進める中で、高齢者が健康寿命をどれだけ延ばすことができるか、また、地域共生社会の実現に向け住民が交流を図る拠点づくりが重要となるので、人材育成など最適なサポートを望みます。

次に、議案第70号 平成29年度簡易水道事業特別会計では、歳入決算額は1億9,356万9,000円で、前年度比1,833万4,000円、10.5%の増、歳出決算額は1億3,391万4,000円で、前年度比2,794万8,000円、26.4%の増となりました。これは八木沢配水管布設工事等が施工されたことによります。

今後も厳しい経営が予想されますが、安定供給に向けて効率的な給水に努め、経費削減に一層努力されることを望みます。

次に、議案第71号 平成29年度下水道事業特別会計の歳入決算額は16億5,256万3,000円で、前年度比2億1,807万6,000円の増となりました。使用料、手数料は2億8,506万3,000円で、前年度比350万円の増となりました。なお、分担金及び使用料の収入未済額は2,494万4,000円で、調定に対して7.9%となっています。

また、市内の下水道普及率は53.8%で、処理区域内の水洗化率、接続率は78.9%であります。一般会計から8億800万7,000円の繰り入れがされており、市の財政負担が大きいことや、河川浄化という環境整備事業本来の目的に立ち返り、接続率の低い地区について、特に重点的に接続促進のための施策を講じるよう望みます。

次に、議案第72号 平成29年度農業集落排水事業特別会計は、歳入決算額1億4,862万9,000円で、前年度比186万3,000円の増となりました。使用料、手数料は2,787万8,000円で、0.3%の微増となっています。なお、収入未済額は178万円で、調定額の5.9%と改善が見られ、収入未済額の削減にさらに努めるよう望みます。

また、使用区域の水洗化率は94.9%であります。未加入者への接続をより一層促すとともに、設備の老朽化に伴う維持管理費が発生することが予想されることから、施設管理に配慮をお願いしたいと思います。

次に、議案第75号 平成29年度持越財産区特別会計から議案第81号 平成29年度矢熊財産区特別会計までは財産区特別会計となりますが、歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支

額は、審査意見書の44ページから45ページまでをごらんください。

続きまして、46ページからの基金運用状況は、それぞれの目的達成のために安全な運用がされていますが、今後とも運用に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され、目的に沿った安定的な運用を望みます。

次に、52ページからの公営企業会計ですが、初めに、議案第73号 平成29年度水道事業会計につきましては、税抜きの総収益は、前年度比373万2,000円増収の5億7,152万9,000円、総費用は811万1,000円増の5億722万4,000円で、純利益は6,430万5,000円となりました。

年間配水量は695万6,000立方メートルで、年間総有収水量は前年度比8万5,000立方メートル減の449万6,000立方メートルとなり、有収率は64.6%となっています。

建設改良事業は、天城北道路関連配水管布設替工事、年川配水管布設替工事、茅野送水管布設替工事、芙蓉台配水管布設替工事、北又配水管布設替工事等が実施されました。

今後とも水道の安定供給のため、効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新・整備を進められるよう望みます。

なお、過年度分未収金は6,452万2,000円で、前々年度から減少傾向となり、引き続き対策を講ずるよう望みます。

次に、議案第74号 平成29年度温泉事業特別会計ですが、総収益は前年度比229万4,000円減の7,432万6,000円、これに対して総費用は前年度比186万9,000円増の6,027万円で、差し引き1,405万円の純利益となりました。

なお、収益については、総配湯量の減少と、新規加入減による温泉加入分担金の減収で、温泉供給による営業収益は減収となりました。

今後とも計画的な施設更新等を図り、引き続き安定経営に努められるようお願いいたします。なお、過年度分の未収金は798万6,000円でありますが、水道事業会計と同様、早期に対策を講ずるよう望みます。

終わりに、決算審査全般を通し、今後とも一層効率的かつ健全な財政運営を継続できるよう、費用対効果を検証し、予算執行を図るよう努力することを望みます。

なお、地方交付税については、段階的に縮減される激変緩和期間の3年目でありました。健全財政の維持と持続可能な財政運営の長期シミュレーションを、時として開示されるよう望みます。

今後、大幅な税収増が期待できず、社会保障関連経費の増加が予想される中で、公共施設の保有量の最適化とインフラ資産の計画的維持管理が政策課題であります。適正な管理の推進に当たり、市民への丁寧な説明と情報開示をお願いいたします。

これからの時代の変革の中で、市民が未来への夢と希望を持ち、安心・安全に生活できること、持続可能なまちを創造するため、市民の理解を得ながら、行政と市民が一丸となり行動できる体制の整備が行われることを期待して、報告を終わりといたします。

○議長（三田忠男君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第81号までの17議案に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議にて行います。

ここで都合により昼の休憩にいたします。再開は午後1時10分からといたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議案第82号～議案第87号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第25、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第30、議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）の6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第82号から87号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第82号は、歳入において確定に伴う地方交付税及び地方特例交付金の増額などを見込む一方、歳出においては、市内公的病院等補助金2億2,000万円余、新こども園建設事業3億3,000万円余、前年度繰越金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立てるための基金積立金1億9,753万円のほか、福祉事業に係る前年度の国庫支出金、県支出金の精算など総額8億5,380万円を増額し、歳入歳出予算額を176億9,127万円とするものです。

あわせて新こども園建設事業について新たに継続費を設定する継続費補正、虹の郷用地境界確定測量業務委託について新たに債務負担行為を設定する債務負担行為補正、新こども園建設事業への合併特例債の変更など4件について、地方債の補正をお願いするものでございます。

議案第83号は、前年度給付費の精算による超過額の国への返還のため7,394万4,000円を増額し、歳入歳出予算額を44億4,057万円とするものです。

議案第84号は、制度改正に伴うシステム改修のため80万円を増額し、歳入歳出予算額を4億4,170万円とするものです。

議案第85号は、前年度給付費等の精算による超過額の国、県、一般会計への返還に7,475万円、制度改正に伴うシステム改修に270万円など7,772万3,000円を増額し、歳入歳出予算額を33億2,772万3,000円とするものです。

議案第86号は、処理場や管渠の補修工事のために2,440万8,000円を増額し、歳入歳出予算額を15億7,599万4,000円とするものです。

議案第87号は、県道改良工事に伴い既設排水管の切り回しが必要なことから216万円を増額し、歳入歳出予算額を1億5,116万円とするものです。

詳細についてそれぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第82号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第82号の一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の48、49ページにつきましては、第1表としまして、それぞれの款項の補正額を記載してございますので、ご確認願いたいと思います。

まず、議案書の50ページの第2表の継続費の補正でございます。こちら3款2項新こども園の建設事業に総額で8億1,650万円、それぞれ年度割額としまして平成30年度が3億2,000万円、平成31年度が4億9,650万円、こちらの事業につきましては、新こども園の建設に伴う園舎の建設外構工事、また進入道路の工事、そのほか施工監理業務などそれぞれの事業を実施するものでございます。

続いて、51ページの第3表債務負担行為補正でございますが、こちらは虹の郷の借地に係る用地境界の確定測量をお願いするものでございます。平成30年度、平成31年度で限度額を2,324万5,000円、なお、平成30年度につきましては、今回補正で予算計上してございません。平成30年度中の契約し、平成31年度支出をする予定となっております。

続きまして、52ページの第4表の地方債補正でございます。追加、変更ともにこれから歳出のほうでまた詳細に説明させていただきますが、まず、災害復旧事業の補助残に対する起債でございます。470万円を追加させていただきます。

また、変更につきましては、まず臨時財政対策債でございますが、こちらは発行可能額が決定したことに伴いまして、2,197万円を減額して限度額を5億3,803万円とするものです。新こども園の建設事業につきましては、先ほどお願いしました継続費補正のうちの30年度の年割3億2,000万円、それと追加の土地購入費、物件補償費などに充てるための特例債補正、こちらは3億1,840万円を増額し、3億9,640万円とするものでございます。市道整備事業につきましては、補正前5億9,040万円、このうち辺地対策事業債としまして4,880万円を予定しておりました。この辺地債につきましては、調整後の起債限度額が確定したことにより890万円を減額するものでございます。辺地債としましては4,880万円を3,990万円に減額すると、道路事業債としましては全体で5億8,150万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、まずこちらの補正予算資料、伊豆市のマークが入っています補正予算資料の8ページをお願いいたします。

先ほど市長提案理由で申しましたとおり29年度のそれぞれの国・県の支出金をいただいております。その確定したことにより精算として返還金が生じております。こちら一般会計に3款それと4款それぞれ精算に伴う返還金を一覧にさせていただきます。こちらにつきましてはそれぞれの事業確定による返還ということでございます。

それでは、先ほどの返還金以外のものの主なものについて説明させていただきます。

まず歳出の議案書の62、63ページをお願いいたします。

まず62、63ページの総務費総務管理費の支所費でございます。こちら中伊豆支所の費用でございますが、職員の産休に入るための代替の臨時職員の賃金、それと支所の敷地の借地の一部に係る不動産等鑑定業務委託料としまして49万5,000円。

2款3項の住民基本台帳費でございますが、こちら職員職員の産休に伴う代替臨時職員の賃金等でございます。そのほか住民基本台帳システム改修設計委託料と戸籍システムの外字情報抽出委託料でございますが、こちらはいずれもマイナンバー制度の導入に伴うシステム改修になっております。住基システムにつきましては、旧姓を併記できるように改正するもの、戸籍につきましては、戸籍システムからの外字情報を抽出するための委託でございます。こちらはそれぞれ合計金額にしますと310万5,000円、全額国庫の補助となっております。

続きまして、64、65ページの3款1項国民年金事務費でございます。こちらシステム改修費81万円でございます。これは第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に対応するための改修となります。こちら財源は翌年度精算になります国庫になります。今回の歳入には見込んでおりませんが、年金につきましては翌年度精算ということで、来年度計上するものでございます。

8目の介護保険費の50その他事務事業でございます。介護基盤緊急整備等の特別対策事業補助金でございますが、こちらは看護小規模多機能型の居宅介護施設の整備に対する補助金3,919万8,000円、こちら全額県費補助となっております。

続いて、3款2項の児童措置費の扶助費でございます。児童扶養手当の給付事業でございますが、こちらは所得制限の引き上げに伴う支給対象者の増、また一部支給者の増額ということで、233万円をお願いするものでございます。

4目のこども園費、先ほど継続費でもお願いしましたが、新こども園の建設に伴うまず工事費としまして2億8,000万円、こちらは園舎の建設と外構工事等になります。

次のページ66、67ページの同じくこども園の進入路建設工事、こちら4,000万円、合わせて先ほど申しましたとおり2億8,000万円と4,000万円合わせた3億2,000万円を継続費の平成30年度割額とさせていただきます。そのほか追加になります土地の購入費と立木の補償費、物件の移転補償等を追加させていただきます。22節の補償費としましては、247万円でございます。

続いて、4款1項の保健衛生総務費でございます。こちらは地域医療対策としまして公的病院の2病院への補助金でございます。伊豆赤十字病院に1億3,267万9,000円、中伊豆温泉

病院に8,925万円、2病院合わせまして2億2,192万9,000円でございます。その他事務事業の臨時職員につきましては、産休代替のための臨時職員でございます。

4款2項の1目清掃総務費の19節の補助金でございますが、合併浄化槽の整備補助金としまして、こちら新たに4基分の補助金を追加させていただいております。207万円。その他としましてごみの集積所の設置の補助金、こちらを2件分20万円をお願いするものでございます。

続いて、68、69ページ、6款1項の3目農業振興費の農業振興対策事業でございます。看板作成業務でございますが、こちらはワサビ田周辺への注意喚起の看板としまして46万1,000円。

7款1項3目の観光振興費の観光振興事業でございますが、こちらは環駿河湾観光交流活性化事業負担金としまして、駿河湾フェリーの利用促進のためのイベントや情報発信のための協議会への負担金でございます。100万円。

9款1項4目災害対策費でございます。まず、無線通信設備管理事業でございますが、こちらは国土交通省によります天城北道路の駐車場整備に係る子局の移転でございます。213万6,000円、次の防災対策事業でございます。津波特定避難困難地域抽出業務、こちらは、津波防災まちづくり計画推進に必要な避難困難地域等困難避難者数のこちらの推計を行うための業務でございます。455万6,000円。

続きまして、70、71ページの11款1項2目農業用施設災害復旧費でございます。こちらは6月の豪雨によります上船原のワサビ田の用排水路、こちらが被災しました関係で、災害復旧工事費として1,500万円。

また、13款1項の基金費でございますが、実質収支額の確定に伴う財政調整基金への新たな積み立てとして1億9,753万8,000円をお願いするものでございます。

以上、歳出でございます。

この歳出に対する歳入のほうを戻っていただきまして、議案書の56、57ページをお願いいたします。

歳入の9款1項の地方特例交付金、こちらは住宅借り入れ時の特例減税控除、こちらの減収分の補填になります。金額が確定いたしましたので323万4,000円、当初1,000万円の予算計上してございましたが、決定によりまして1,323万4,000円の額が決定したものでございます。

10款1項の地方交付税でございます。まず普通交付税につきましても、平成30年度の額が決定しております。当初の見込みでは42億7,000万円、決定額で42億9,077万8,000円、その差額の2,077万8,000円の増額をお願いするものでございます。

また、特別交付税につきましては、先ほどの公的病院の補助金、こちらの国からの特別交付税、補助金額の78.4%を見込んでございます。1億7,300万円。交付税合わせまして1億9,377万8,000円をお願いするものでございます。

14款1項の民生費国庫負担金でございますが、児童扶養手当の給付費の増額233万円の3分の1、77万6,000円を見込んでございます。

同じく14款の総務費の国庫補助金につきましては、先ほどのマイナンバー制度に伴う住基システムと戸籍システムの業務委託費に対する補助金10分の10、310万5,000円、衛生費の国庫補助金でございますが、合併浄化槽の設置補助金207万円に対する国庫分55万2,000円、災害復旧費補助金でございます。こちら先ほどの船原のワサビ田用排水路の関係で1,500万円の65%の975万円を補助金として見込んでございます。

続いて、58、59ページの県支出金になります。15款2項の2目民生費の県補助金でございますが、こちら3,919万8,000円、看護小規模多機能型の居宅介護施設の整備補助金、それぞれ3,199万9,000円、719万9,000円合わせて10分の10の県費補助金3,919万8,000円を見込んでございます。

3目の衛生費県費補助金ですが、こちらは合併浄化槽の補助金に対する県費分でございます。53万8,000円。

消防費の補助金につきましては、緊急地震津波対策交付金としまして先ほど支出で申しました津波特定避難困難地域の抽出業務に対する県費分220万円、18款1項の介護保険特別会計繰入金につきましては、平成29年度の介護給付費等の事業の精算に伴う特別会計からの繰り入れ2,848万9,000円、19款の繰越金につきましては、財源調整のための繰越金2億7,167万8,000円でございます。

次に、60ページ、61ページの20款4項雑入でございますが、こちらは伊豆の国市との廃棄物処理施設組合の過年度分の精算としまして731万3,000円、天城北道路関連の屋外子局の移転に伴う移転補償費こちらが国から95万9,000円を見込んでございます。

続いて、21款市債の総務債でございます。こちらは臨時財政対策債、先ほど市債のところでも申しました借り入れ限度額の確定に伴いまして、臨時財政対策債2,197万円を減額するものでございます。民生債につきましては、新こども園建設のための合併特別債3億1,840万円、土木債につきましては、市道整備事業の辺地対策事業債が890万円の減額、災害復旧債につきましては災害復旧事業に係る起債470万円を計上するものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第83号及び議案第84号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは私のほうから市民部が所管しております2つの特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

まず、議案第83号 伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては73ページでございます。

今回の補正につきましては、生活習慣病重症化予防事業等の県の交付金の決定に伴います



事業の財源内訳の振り替えと前年度の療養給付費等の確定によります国及び県への負担金の精算に伴う補正でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ7,394万4,000円を増額いたしまして、予算の総額を44億4,057万円とするものでございます。

予算に関する説明資料になりますけれども、80、81ページをお開きください。

歳入につきましては、5款の県支出金、1目の保険給付費等交付金の保険給付費等特別交付金378万円を増額いたしまして、後ほど説明させていただきますが、歳出の特定診査等の事業費に特定財源として充当いたします。その際一般財源を378万円減額するという財源振り替えを行います。

また、8款繰越金の1節繰越金でございますが、7,016万4,000円を増額いたしまして、国及び県への返還金の財源とさせていただきます。

続きまして、82、83ページでございます。歳出でございます。

先ほど申し上げましたとおり5款の保健事業費の部分の1目の特定健康診査等事業費におきまして、県の補助金378万円を特定財源とする財源振り分けを行うものでございます。

続きまして、8款諸支出金の償還金でございますが、前年度の療養給付費及び特定健診等の確定に伴います精算金といたしまして、国に7,313万3,000円、静岡県のように81万1,000円を返還するものでございます。

続きまして、議案第84号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、高齢者医療制度におきまして保険料軽減特例の見直しに伴いますシステムの改修費用を補正するものでございます。

歳入歳出予算をそれぞれ80万円増額いたしまして、予算の総額を4億4,170万円とするものでございます。

予算に関する説明資料92、93ページをお開きください。

歳入につきましては、11款の国庫補助金、1節の社会福祉費におきまして、高齢者医療制度のシステム改修にかかわります運営補助金といたしまして80万円を増額するものでございます。

続いて歳出でございますが、後期高齢者医療円滑運営事業におきまして、システム改修委託料といたしまして80万円を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第85号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうから議案第85号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

議案書は108、109ページをごらんください。

1款1項総務管理費ですが、制度改正に伴い介護保険事務システムの改修業務委託料として270万円を増額するものです。

6款1項償還金及び還付加算金ですが、平成29年度後半に資格喪失者が多かったため、1目第1号被保険者保険料還付金を26万9,000円増額、平成29年度介護給付費負担金の精算に伴い、2目償還金を4,626万5,000円増額するものです。

精算の内訳は、国庫支出金返還金が4,080万2,000円、県支出金返還金が546万3,000円となっております。

6款2項1目一般会計繰出金ですが、平成29年度介護給付費等の精算に伴い、2,848万9,000円増額するものです。

次に、歳入を説明させていただきます。

104、105ページをごらんください。

3款2項国庫補助金ですが、精算に伴い追加交付分として53万6,000円、システム改修事業補助金を補助率2分の1で135万円増額するものです。

4款1項支払基金交付金、5款2項県補助金ですが、精算に伴い増額するものです。

次のページにいきまして、7款1項一般会計繰入金ですが、システム改修に係る市の負担分として、3款の国庫補助金と同額の135万円増額をするものです。

8款繰越金ですが、精算に伴う返還金の財源として6,902万3,000円増額するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第86号及び議案第87号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから議案第86号と87号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の111ページをお願いします。

議案第86号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明をいたします。

歳入歳出それぞれ2,440万8,000円を増額補正をするものでございます。

まず歳出ですが、120ページ、121ページをお願いします。

これは処理場の管理事業の処理場維持補修工事としてまず1,630万8,000円、管渠管理事業の維持補修工事として810万円をお願いするものでございます。処理場の管理事業1,630万8,000円につきましては、土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセンター、白岩浄化センターの設備の一部で不具合が発生し、処理場の運転に支障を来しているため、その改修工事に充てる費用とします。また、管渠管理事業810万円につきましては、下水道管の老朽化によるたわみや地下水の浸入箇所など管渠機能に影響を及ぼしている箇所の補修工事の費用として増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、118ページ、119ページの繰越金を増額するものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、123ページをお願いします。

議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明をいたします。

歳入歳出それぞれ216万円を増額するものでございます。

まず、歳出でございますが、132ページ、133ページをお願いします。

これは雲金地区の県道修善寺天城湯ヶ島線の改良工事のために県のほうが迂回路を工事することによりまして、約100メートルにわたり既設の下水の圧送管の切り回しの工事が必要になったため、その工事費216万円を増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金を増額するものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） それでは、議案第82号について総務部長より追加の説明があります。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） すみません、一般会計補正予算で支出のところで災害復旧費の計上をさせていただきました。今朝お手元のほうにこの上船原の農業用施設災害の位置図、箇所図のほうを配らせていただいておりますので、先ほどの農業用施設の災害復旧工事の場所につきましては、こちら位置図にございます国道136号線沿いの場所となりますので、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第87号までの6議案に対する質疑は、9月5日に開催予定の本会議にて行います。

#### ◎議案第88号～議案第91号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第31、議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正についてから日程第33、議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第88号から90号までの3議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第88号は、伊豆市農村環境改善センターについて、施設の老朽化により平成31年3月をもって本センターを廃止するため、所要の改正を行うものです。

議案第89号については、平成29年4月から休園している橘保育園について、平成30年12月

をもって廃園することにより、伊豆市における保育所が全て廃園となるため、当該条例を廃止するものでございます。

議案第90号は、施設の老朽化により平成31年3月をもって天城温泉プールを廃止するため、伊豆市運動施設条例の一部を改正するものでございます。

詳細についてそれぞれ担当部の部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第88号について、産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから議案第88号について、補足説明をさせていただきます。

議案の135ページになります。よろしく願いいたします。

本議案に係る天城農村環境改善センターにつきましては、昭和53年9月に竣工し、農業者や地域住民を対象とした研修室や多目的ホール等を設けており、農業研修、健康相談、レクリエーション等による地域活性化を図る施設として役割を担ってきました。

当施設は、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の施設であり、平成23年2月に実施した耐震診断では、耐震性がやや劣ると判断され、長期的な使用には耐震補強が必要で、耐震補強工事には概算で1億円程度費用がかかると示されております。

施設全体の老朽化も進んでおり、平成25年度と平成26年度には、台風による風雨の影響で屋根の一部がはがれ落ちる事故が発生しており、今後施設運営を継続していく場合、定期的な補修が必要である状況でございます。施設の老朽化に起因する事故が発生以降、施設のあり方を検討しており、また平成29年3月に策定された伊豆市公共施設等総合管理計画において施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、廃止などの施設のあり方を検討する方針が示されました。

これらのことから、施設の状況と利用者、周辺への安全を第一に考慮した結果、平成31年3月31日をもって当施設の利用を停止し、閉館すべきであるとの結論に達しました。

施設の閉館に伴いまして、施設を規定しております伊豆市農村環境改善センター条例中の天城農村環境改善センターについてに関する規定を削除する必要があることから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、題名につきましては、伊豆市修善寺農村環境改善センター条例に改めるものでございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第89号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうから議案第89号 伊豆市保育所条例の廃

止について、補足説明をさせていただきます。

議案書139ページからとなります。

伊豆市立橋保育園は、なかいず認定こども園開園に伴い、平成29年3月末休園となっており、乳幼児保育需要の増加による緊急的な対応をする施設として位置づけておりました。今回の9月議会においても補正予算を上程させていただいておりますが、新こども園建設のめどが立ったこともあり、平成30年12月31日をもって廃園とするものでございます。

これにより伊豆市立保育所の全てが廃園となるため、伊豆市保育所条例を廃止し、あわせて附則において関連する伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部と伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

改正内容は、議案書142ページ中段別表中をごらんください。

「保育所嘱託医」「保育所嘱託歯科医」「保育所薬剤師」を削除するものと144ページ、第4条をごらんください。「市立保育所及び」という部分を削除するものでございます。

また、この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第90号について、教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） それでは、議案第90号、議案書のほうは145ページでございます。

伊豆市運動施設条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回天城温泉プールでございますが、昭和52年旧天城湯ヶ島町で町民の健康増進という施設として整備をいたしました。以来合併後も多くの市民の方に御利用いただいております。

一方、伊豆市教育委員会では、合併後伊豆市の17の社会体育施設のあり方につきまして、平成26年度伊豆市運動施設再編検討委員会に諮問いたしまして、検討委員会で御審議をいただき、本天城温泉プールにつきましては、築年数が40年迫っているということ、老朽化が著しいということに加えて、耐震性能の関係、プールに温泉を送る管路等の経年劣化も進んでいるということから、施設を廃止すべきという答申をいただいたところでございます。

教育委員会では、平成29年度には改めまして、伊豆市スポーツ推進審議会におきましても御審議をいただき、平成30年度末である来年3月末をもって施設を廃止し、中伊豆温水プールへの移行との方針決定をさせていただいたところでございます。

本条例の改正は、伊豆市運動施設条例に規定されております施設のうち、天城温泉プールに関する内容についての規定を削除するものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第90号までの3議案に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第34、議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第91号について、提案理由を申し上げます。

本件は、市有財産の焼損に伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、議案書に書いてあるとおりです。

事故の発生日月及び発生場所は、本年2月20日午前10時30分ころ、伊豆市湯ヶ島1700番地の2地先で発生したものでございます。

事故の概要等詳細について建設部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、議案第91号の補足説明をさせていただきます。

議案書は153ページから156ページになります。

まず、発生場所は議案書の156ページにありますけれども、市道鈴ヶ淵橋線、西平地内になります。その鈴ヶ淵橋、つり橋になりますけれども、延長が50.7メートル、幅員が1.8メートルとなります。

事故の概要でございますが、議案書の記載の相手方がアマゴのカワウによる食害対策として、本年2月20日午前10時30分ころ鈴ヶ淵橋の中央、つり橋の上から下流側に向けてロケット花火を3発発射して現場を離れました。その2時間後ロケット花火を発射したつり橋中央部の木製の床板が約21メートル、約37.8平米が焼損しました。

当日は現場にて大仁警察署、駿東伊豆田方南消防署、相手方、市職員が鈴ヶ淵橋の焼損状況を確認しました。

事故後は、相手方が全ての修繕費用である約80万円を負担する方向で話は進んでおりましたが、5月に相手方から本件は失火法（故意や重過失の場合を除き、失火によって損害をこうむった相手に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負わない）が適用されるため、損害賠償責任は問われないのではないかとの話をいただきましたので、失火法適用につきまして

市の顧問弁護士に相談した結果、失火法が適用されるかどうかの判断は難しく、裁判をしてみないとわからないとのことでした。また、修繕費用よりも弁護士費用のほうが高くなってしまいう可能性が高いため、負担割合を含め話し合いによる解決がよいのではないかとアドバイスをいただきましたので、その結果を踏まえまして、相手方と議案書の和解内容で話を進めております。

議案書の153ページの4の和解内容の(2)に記載の負担につきまして、市は材料費である35万円程度を負担し、相手方は材料費以外の一切の費用である45万円程度を負担する形で和解したいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議にて行います。

#### ◎議案第92号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第35、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号について、提案理由を申し上げます。

現在整備を進めております伊豆市月ヶ瀬地域振興施設の管理運営については、昨年10月に伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第14条の規定に基づき、あらかじめ指定管理者の候補者の公募を行い、伊豆市指定管理者審査会に候補者の選定について諮問し、審査結果の答申をもとに本年1月に候補者として選定をいたしました。

その後、平成30年6月議会において施設設置条例の議決をいただきましたので、地方自治法第244条の2第6項及び伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 田村英樹君登壇〕

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから第92号議案 指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは157ページから159ページになります。

初めに、指定管理の対象となる公の施設の設置条例制定前にあらかじめ指定管理の候補者を選定することにつきましては、昨年9月議会におきまして伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例が改正されたことで可能な手續となっております。

これを受け、10月には指定管理を予定している月ヶ瀬地域振興施設、いわゆる道の駅に対する指定管理の候補者の公募を行いました。

12月には、伊豆市指定管理者審査会に候補者の選定について諮問を行い、平成30年1月10日でございますが、指定管理者の候補者として株式会社村の駅がふさわしいとの答申をいただきましたので、同社を15日に候補者として選定させていただきました。

以上までは平成30年1月17日に開催されました伊豆市議会全員協議会の中で御報告したとおりでございます。

その後、指定管理候補者とは施設の実施設設計の細部調整や管理運営についての打ち合わせを重ねておきまして、施設を円滑に開業するための準備を進めてきておりますが、去る6月議会に伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の議決をいただき、指定管理の対象となる施設の位置づけが正式に整いましたので、地方自治法第244条の2第6項及び伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議にて行います。

#### ◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（三田忠男君） 日程第36、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第2号について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱しております。

このたび人権擁護委員の鳥沢守司氏、吉田佐喜雄氏が平成30年12月31日をもって任期満了となることから、後任委員の候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

鳥沢、吉田両氏は、平成28年1月1日から同職に就任され、在任1期目でございます。人格識見高く、また地域住民の人望も厚く、本職に適任であると考えておりますので、引き続



き委員として推薦しようとするものでございます。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

諮問第2号について質問させていただきます。

ここには土肥の方しか載っていませんけれども、伊豆市には人権擁護委員は何人いるんですか、伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 伊豆市におきましては、人権擁護委員さんは8名いらっしゃいます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆市全体では8名ということだと、各地区から2名ずつ出しているということからこういうふうになるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 人権擁護委員さんにつきましては、旧町の各町から2名ずついらっしゃいました。それがその引き続き伊豆市の中で8名ということになっております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 人権擁護ということですから、住民の人権を守るお仕事をしていらっしゃるんだと思います。各地区の人口の偏在があるので、各地区から2名ずつというところとちょっと人権擁護委員自体の偏在が考えられると思うんですけれども、その辺は考えたつもりはございませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 人権擁護委員さんにつきましては、各地区等で相談にのる関係上、やはり1名ではなくて2名体制ということになっております。そしてまた、定員につきましても、今後のところで御意見があればその都度検討していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、運営規程に従い省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、諮問第2号は適任であることに決定いたしました。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月5日午後9時30分から開催いたします。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、9月3日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

なお、午後2時30分から全員協議会をこの場において開催いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

散会 午後 2時07分

平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第2号 9月5日）

## 平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議 事 日 程（第2号）

平成30年9月5日（水曜日）午前9時30分開議

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第65号 | 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第66号 | 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第67号 | 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第68号 | 平成29年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第69号 | 平成29年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第70号 | 平成29年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第71号 | 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 8 | 議案第72号 | 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第73号 | 平成29年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第10 | 議案第74号 | 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第75号 | 平成29年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第76号 | 平成29年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第13 | 議案第77号 | 平成29年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第14 | 議案第78号 | 平成29年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第15 | 議案第79号 | 平成29年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |

- 日程第16 議案第80号 平成29年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第19 議案第83号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 日程第20 議案第84号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第21 議案第85号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第22 議案第86号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第23 議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第24 議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第89号 伊豆市保育所条例の廃止について
- 日程第26 議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第27 議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解について
- 日程第28 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（16名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 波多野 靖 明 君 | 2番  | 山 口 繁 君   |
| 3番  | 星 谷 和 馬 君 | 4番  | 間 野 みどり 君 |
| 5番  | 鈴 木 正 人 君 | 6番  | 下 山 祥 二 君 |
| 7番  | 杉 山 武 司 君 | 8番  | 三 田 忠 男 君 |
| 9番  | 青 木 靖 君   | 10番 | 永 岡 康 司 君 |
| 11番 | 小長谷 順 二 君 | 12番 | 小長谷 朗 夫 君 |
| 13番 | 西 島 信 也 君 | 14番 | 杉 山 誠 君   |
| 15番 | 森 良 雄 君   | 16番 | 木 村 建 一 君 |

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |             |           |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長     | 菊 地 豊 君   | 副 市 長       | 本 多 伸 治 君 |
| 教 育 長   | 西 井 伸 美 君 | 総 合 政 策 部 長 | 田 村 英 樹 君 |
| 総 務 部 長 | 伊 郷 伸 之 君 | 市 民 部 長     | 梅 原 敏 男 君 |

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 健康福祉部長 | 村井克代君 | 産業部長 | 堀江啓一君 |
| 建設部長   | 山田博治君 | 教育部長 | 金刺重哉君 |
| 会計管理者  | 城所章正君 |      |       |

---

**職務のため出席した者の職氏名**

|      |       |   |   |      |
|------|-------|---|---|------|
| 事務局長 | 浅田茂治  | 次 | 長 | 稲村栄一 |
| 主査   | 鈴木恵美子 |   |   |      |

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第3回伊豆市議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第65号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） おはようございます。

2番、山口繁です。

議長より質疑の許可を得ましたので、通告に基づきまして、議案65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

本来ですと、決算の内容に入りたいところではありますが、ちょっとイレギュラーかもしれませんが、監査委員の意見書というのがついておりましたので、それに対する認識について伺いたいと思います。

膨大な監査委員の冊子がありました。審査意見をまとめたものでございますが、その中に監査委員としての幾つかの指摘がありました。その中から、財政運営についてというところで示されている、以下に原文のとおり示しますが、3点がありましたので、そのことについての認識について伺いたいというふうに思います。

1つ目は、負担の公平性や社会保障制度への予算配分が膨らむ中で、実行可能な予算を確保するためにも、徴収率の向上と滞納額の削減に向け、強力な施策を検討・実施されるようお願いしたい。2番目が、今後も住民の満足度を把握しながら、最少の経費で最大の効果を挙げる自治の基本的な運営原則のもとで、健全な財政運営と予算執行を図るようお願いしたい。3番目に、これからの時代、課題となる人口減少と高齢化が進む中で、市民が未来への夢と希望を持ち、安心・安全に生活できること。持続可能なまちを想像するため、地域の課題を市民がみずから考え解決策をつくる風土づくりと市民の理解を得ながら行政と市民が一

丸となり行動できる組織体制の整備を望みます。

以上、先ほど申し上げましたように、審査意見の原文のとおりであります。

ところが、実はこの3点は、ちょうど1年前のこの定例会で平成28年度決算が審議をされているわけですが、そこに提出をされた監査委員の審査意見の中に全く同じ記述がされていたものであります。

そこで、質問いたします。平成28年度決算で監査委員から指摘された以上3点について、平成29年度予算を執行し、決算に至る段階でどのように意識を執行部としてされていたのか、市長に伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私からは基本政策的な部分を申し上げて、そのほかは担当する部長から説明をさせます。

このたび監査委員から、私も直接報告を受けました。数字等は皆さんのお手元にあるとおりにですが、最後に将来負担のところは0.9という大変低い数字になったことを、監査委員からは、これは本当に少ないから適切と判断していいのだろうか、必要な将来投資を行っていないということではないのかというような御指摘がございました。まさに、そこが③にかかわるところであって、将来も持続可能な伊豆市づくりというものの、新市建設事業が進んでいないということでございます。これは、そういった意味では、私は監査委員の方にそのとおりですとお答えせざると得なかったという状況です。

これが修善寺町とか中伊豆町という町が続いている途中の状況での財政事情ということであれば、その延長線上にあるまちづくりということを考えればいいわけですが、現在は新市建設、つまり旧4町の体制を変えて、伊豆市という新しい、将来も持続可能で行政サービスを維持できる活力のある新市建設事業の途中にあるという、そういった中でのこの監査委員さんの御指摘なんです。そういった意味では、作業が進んでいないということは、今、議員からも御指摘のあった認識と一致をしております。

したがって、ぜひ、ここは私どもも議員の皆さんの意見をしっかり拝聴し、そして軌を一にするものはしっかり決断をして、速やかに実行する体制に入りたいと考えております。

新市建設事業ですから、あと6年半、今回5年延ばしていただいて、あと6年半しかありません。その間に、伊豆市として将来も持続可能な活力を維持できるまちづくりをしなければなりません。

ここには組織体制の整備ということが書いてあって、これは、組織体制というのは行政だけではなくて、議会、市民等々の全体的な組織体制ということ在意図されていると思いますが、私が市長になったときは、企画部というものがあったものをなくしました。企画部企画



課があることによって、各部各課が企画作業を行っていないのではないかというように感じたのですが、その後、新たな新市建設のために全体を統括する部局が必要ということで、改めて総合政策部総合戦略課というものをつくったわけでございます。

ただ、議会及び市民の皆さんとのいわゆる安定的な組織というものはございませんので、それはその組織づくりというよりも、体制づくりという観点の中で整えていくべき課題かと存じます。

市長からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明の申し出がありますので、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、①の部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、市民部税務課という部分では、徴収事務を行っておりますので、その部分でお答えをさせていただきます。

当然のことながら、実行可能な予算を確保するため、徴収率の向上と滞納額の削減につきましては、重要な課題と認識して取り組んでおります。

平成29年度におきましては、現年度分の徴収に重点を置きまして、滞納となる収入未済額の削減を優先課題といたしまして、年末、年度末に一斉催告書を送付し、訪問予告、訪問徴収を行っております。その結果、約1,600万円余の納付をいただいております。また、督促状でのコンビニ納付取り扱い期間、これにつきましては、10日間という部分を180日間に延長しております。また、再発行納付書についても、取り扱い期間を180日間に延長いたしまして、納税者の方が納めやすい環境づくりに努めております。コンビニの取り扱い件数につきましては、平成28年度より1,876件多い2万6,679件の利用件数となっております。

これらの一部でございますが取り組みの成果といたしまして、平成29年度一般会計決算における徴収率が、現年度分、滞納分と合わせまして89.9%、28年度より0.7ポイント向上しております。税込につきましても、43億2,000万円ほどの予算を確保できたという結果にあらわれたと考えております。

今後につきましても、収納率の向上と滞納額の削減に向けまして、職員資質の向上、効率的な徴収手法等の検討、改善を行いまして、税負担の公平性を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、2点目の健全な財政運営と予算執行についてお答えいたします。

平成29年度の予算編成に当たりましては、前例にとらわれない見直しと効率化を推進することと予算編成の基本方針に位置づけて、予算編成、またその後の執行を行っております。

平成29年度は第2次伊豆市総合計画前期基本計画の2年目であり、それぞれの施策に設定

した目標値を達成すべく事業を推進してまいりました。

財政状況としましては、普通交付税の段階的な減額措置は継続しているものの、平成29年度決算におきましては、再び財政調整基金などの積立額が取り崩し額を上回り、対前年度末現在高が増加に転じております。もとより基金残高が財政運営の全てではございませんが、一般財源の段階的な減少が避けられないこのような状況において、実質公債比率や将来負担比率などの各種財政指標が示しますとおり、健全な財政運営と予算執行が図られたものと考えております。

今後、引き続き健全な財政運営と予算執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私は、3番について、先ほど市長の答弁がありましたので、これに補足する形で、市民と行政が一丸となり行動できる体制について補足説明させていただきます。

市民の皆様と行政が協働によりまちづくりを進めることは、多様化するニーズへの対応や厳しい財政状況の中でまちづくりを進める上で非常に大切であると考えております。

住民が主体となった地域活性化、課題解決に向けた取り組み等により、地域コミュニティーの推進を図ることを目指す地域づくり協議会、これにつきましては、平成29年度には新たに2つ発足したところでございます。

このように、平成28年度に引き続きまして平成29年度も地域の拠点づくりの取り組みの中で、活動や交流の促進に向け、地域の方々とのワーキング等を進めてまいったところでございました。

これらの取り組みの成果というものは、すぐに数字にあらわれるものではございませんが、今後もほかの事業とともに総合的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 市長から総括的にお答えをいただきましたし、1、2、3をそれぞれ御丁寧に各部長からもいただきました。

事業成果としてある程度のこと、平成28年度に指摘されたことをやっているということはよくわかったんですが、これが、実は問題にしたいのは、監査委員にはうまく伝わっていないのかなということなんです。それがうまく伝わっていれば同じ記述になるはずがないというふうに私は思ったから、その認識ということに対して問いただしたわけでありまして。

いずれにしても動いているわけでありまして、将来もこういうふうにしていきたいという思いもありますし、それから、こんなこともしているということの御説明もありましたので、その内容については理解をいたしましたけれども、監査委員さんとのやはりやりとりをき

ちっとしていただきたいということと、監査委員の意見というのはかなり重いものだというふうに思います。そういうことをぜひ肝に銘じていただいて、来年の今のここの監査意見でまた同じことがということにならないように、ぜひお願いしたいと思います。

多少、質疑を逸脱した形で再質疑ということをやらせてもらっていますけれども、そういうことでお願いをして終わりにします。

○議長（三田忠男君） 答弁はよろしいですか。

○2番（山口 繁君） 結構です。

○議長（三田忠男君） 以上で山口繁議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、平成29年度の一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を何点かさせていただきます。

まず最初に、歳入の部ですけれども、16款、決算書のページでいうと41ページですけれども、土地の売り払い収入というのがあります。これは1,430万5,317円、それから、その下、立木売り払い収入、同じくこれが2,132万9,327円ということでございまして、これは説明が議案の説明において何も触れられておりませんでしたので、お伺いするわけですけれども、土地の売り払い収入、これはどこの土地を何のために売ったのか。それから立木の売り払い、これにつきましては、どこの地域の立木か。市有林なのか何なのかを御説明いただきたいとします。

次に、2款、ページでいうと59ページですけれども、歳出の部ですけれども、ここに特別旅費というのがあるわけですけれども、この特別旅費につきましては、市長が台湾旅行へ行ったことについて住民監査請求も出されたわけではありますが、この金額は58万7,685円というのは決算にのっているわけですけれども、私どもに以前ですけれども説明があったのは、平成29年7月ですか、台湾へ行った分については、旅費は15万9,625円であったと。要するにその残りの分、42万幾らにつきましては、どういう支出であったのか、どういう旅費であったのかをお伺いしたいと思います。

次に、同じく2款の79ページですけれども、建物移転等補償金ということで、これは文教ガーデンについての補償金であるということではありますが、文教ガーデン予算につきましては、平成29年度の当初予算におきまして、全てが全額否決になったわけでもあります。これは、6月に補正予算として出てきたものの支出だと思わなければならないけれども、これにつきましては、内容はどのようなものなのか。

建物移転等補償金、これにつきましては、ここで1点お伺いしたいのは、この建物移転、土地もそうなんでしょうけれども、建物を移転するよと。移転するといっても、実際上は壊してしまったわけですけれども、これにつきましては、いつ契約をしたのか。何年何月に契約し

たんでしょうか。これ、実際私が見ていた限りにおいては、建物を壊したのは平成29年のたしか4月だと思うんですけれども。4月に建物を壊して、6月に建物移転補償金の予算が出てきたということなんですけれども、ここら辺の経緯と、それから何で否決したのにこういうものを払わなければならないのか。ここに支払い義務の内容と書いてありますが、それにつきまして答弁をお願いいたしたいと思います。

それから、4款ですけれども、149ページ、リサイクルセンター整備基本構想策定業務とありますが、これは委託料だと思うんですけれども、505万4,400円ということなんですけれども、これは当初予算にのっているわけなんですけれども、これにつきまして、今まで説明というのが何もなかったわけなんですけれども、どういう目的でつくるのか、今までのものでは足りないのか、それからどこにつくるのか、位置、それからどのような規模、それから、いつつくる予定なのかというようなことを、このリサイクルセンターの整備基本構想で平成29年度にそういう構想を立てたと、作成したのであると思うわけなんですけれども、その内容につきましてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、この歳入に関する土地の売り払いと立木の売り払いについて説明させていただきます。

まず、土地の売り払い収入でございますが、普通財産であります市有地の4件、こちらを1,430万円で売り渡しをしたものでございます。

まず、4件のうちの1件でございますが、小立野の湯川橋付近の市道横瀬大平線改良工事に伴う代替用地、これの残余分といいますか、代替地に出した残りの土地がございました。それが約230平方メートル、宅地でございます。これにつきまして、まず1件、売り渡しをしてございます。その金額が1,001万円でございます。

そのほかにつきましては3件ございますが、機能が失われたといいますか、要は用途廃止をした旧道・水路であります赤線、青線、これにつきまして用途廃止をした後、隣接する土地所有者の方から売り払いの申請がございまして、これをそれぞれ売り渡したものでございます。こちらが3件で429万円となります。

次に、立木の売り払い収入でございます。この決算額2,132万9,000円のうち、中伊豆地区の冷川字大幡野の市有林間伐施業で搬出した間伐材の売り払い収入が大半を占めてございます。そちらの金額が、市有林の間伐での売り払いが2,111万4,000円、材積にしまして1,775立方メートル、売り払い先は静岡県森林組合連合会となっております。

そのほか、約21万5,000円につきましては、地区との分収林契約をしています分収金、こちらの収入となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、まず、2款の特別旅費について……

〔「2款は後にやってください。款ごとに」「2款」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 最初の答えは一括で。

〔「2回目からは質問」と言う人あり〕

○総合政策部長（田村英樹君） よろしいですか。

それでは、2款の特別旅費のほうについて御回答を……

○議長（三田忠男君） 款ごとにやります。

〔「款ごとでしょう」「2回目」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 2回目から款ごとに。

〔「最初は」「最初は全部やる」と言う人あり〕

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、まず、特別旅費でございます。

先ほど西島議員のほうから、特別旅費のうち、台湾の旅費について金額が出ておりましたが、台湾については15万9,685円でございます。先ほど「285円」と申し上げたかもしれませんが、「685円」でございます。

その他につきましては42万8,000円、これがカナダ、8月6日から8月12日の間に伊豆市との姉妹都市であるネルソン市との30周年記念、この式典に参加するために行ったもので、その他バンクーバー領事館、ホープ市を表敬訪問しております。このカナダへの市長の渡航の費用として42万8,000円を支出しているところであります。

次に、建物移転等の補償金、文教ガーデンに係る支出でございます。まず、こちらについては、建物を壊したのは4月ごろではなかったかということで、こちらにつきましては、まず契約というものは、静岡県土地開発公社こちらと地権者、地主様と契約したのは平成29年2月でございます。その後、4月に、それ以降に建物、物件の取り壊しをされたということでございます。

否決されたのにこれを支払う理由はということでございますけれども、こちらは平成29年2月でございます。文教ガーデン事業に関しましては、市と静岡県土地開発公社の間で締結いたしました用地の先行取得に関する契約というのがございまして、これに対しまして、土地開発公社が事業地内の地権者に対して行った建物移転補償がございましたので、この公社の債務保障として市が支出したものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、リサイクルセンターの基本構想の策定業務についてお

答えをさせていただきますが、現在、資源ごみにつきましては、伊豆市清掃センターと土肥リサイクルセンターの2つの施設で処理をしております。ともに老朽化が進んでいるという課題は抱えております。

本業務につきましては、伊豆市の現状や特徴を踏まえながら、資源ごみの収集、処理のあり方やリサイクルセンターの今後の整備方針並びに適地選定について検討することを目的に業務を実施しております。位置等につきましては、本業務の適地選定項目におきまして、まず第1選定といたしまして市内10カ所、さらに利便性等を考慮しまして4カ所に絞り込んだ2次選定まで行っております。最終的には、4候補地につきましてメリット、デメリット等を比較した総合評価は実施しております。ただ、今後、候補地のさらなる詳細調査を行い、建設地を決定したいと考えております。

なお、位置等につきましては民有地等も含まれております。今後の事業の進捗に支障を来すことが多少考えられますので、候補地の公表については差し控えさせていただきたいと思っております。

また、規模という部分については、現有の2施設の統合等の有無も検討項目に入っております。その部分を含めまして、おおむね日量9から10トン程度の処理を見込んでおります。

事業年度につきましては、現在、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合で新ごみ処理施設の整備事業が進められております。その事業との兼ね合いを見きわめながら今後、事業を展開してまいりたいということですので、事業年度、まだ確定はできておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに行います。

再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

16款のほうはわかりました。

歳出のほうの2款ですけれども、特別旅費についても、7月台湾へ行った後、すぐカナダへ行ったということで、これもわかったわけでありましてけれども、その次の建物移転等補償金のことについてですけれども、これは土地開発公社が契約したのが平成29年2月だということですね。これは大体、契約したのは土地開発公社かもしれないですけれども、予算が通っていないのにこういうのを契約させるということ自体が、おかしくはないですか。

私が聞いているのは、これは契約ではなくて仮契約だということを、2月に契約したのは仮契約だと、ほかのもう一件も、あのすぐ近くの、これは借家というか平家建ての住宅が、そのところも仮契約をしたよということで、そっちのほうはなしにしてということなんですけれども、要するに予算がないのに契約をして、仮契約か本契約かわからない、仮契約だったらいいかもしれないけれども、契約をして、もう、移転補償ということは壊してもいいよということですから、それに基づいて平成29年4月に壊しちゃったよというのは、これは

おかしくないですか。これは、部長さんが答えるのもあれですから、市長、どうですか。そこら辺はおかしいとは思わないですか。

〔発言する人あり〕

○13番（西島信也君） いやいや、何か、そこで副市長がこっちだ、こっちなんて言っているけれども。

いや、それはおかしくないんですかと。要するに予算がないのに契約をして事業を実施しちゃったよと。後から予算をつけたよと。確かにその予算は議決をされましたが。議案を出すほうの側として、そういうことについておかしいとは思いませんかということ。そういうことを市長に聞いているんだよ、市長に。どうなんですか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、今、今回の平成29年の決算の中でそういった支出をしたのは、予算がないのはおかしいのではないかというような御指摘でございますが、先ほど申し上げました公社との用地の先行取得に関する契約というふうに申し上げました。こちらの根拠は、平成28年度の当初予算におきまして議決されております文教ガーデンシティの用地等の購入事業の債務負担行為と、こういったものがございます。

そういうことで、平成28年度の時点で、それ以降の、平成28年度に公社が実際に地権者に対して行いました補償契約、平成29年2月ですから、これは平成28年度でございます。これに対しては平成29年度に、6月に補正予算、これ成立させていただいておりますけれども、この中で物件移転補償として支出させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 部長さんを責めるわけではないんですけれども、とにかく、こういうことをやっているということ自体おかしい。

平成29年2月の時点だって、文教ガーデンはどうだこうだということで、成立するかしないかということで大もめにもめた時期ではないですか。それなのに、何でこんなことを先にやって。いいですか、この4,118万円、このお金はどぶにうっちゃったと同じこんなですよ。土地はいいですよ。土地は市のものになったわけですから土地はいいとして、建物のほうは、もしもそういうことだったら、建物だって価値はあるわけですよ。資産の価値はあるわけですよ。それを何でわざわざ壊しちゃったんですか。それこそ、もしこれが市民の財産になるとしたら、それこそ市民の財産を勝手に壊しちゃうと、そういうことではないですか。そう思いませんか、市長。何でこれは壊しちゃったんですか。何でそのまま置かなかったんですか。非常におかしいと。

ここで、今まで、私、前に、昨年も市長、文教ガーデンの否決になった責任をどうとるん

だって言いましたけれども、市長が対案を出せとかやれ何だとか言って、何にも自分は悪いとは思っていないらしくて、あれなんですけれども、とにかくこの4,118万5,000円というお金は、どぶにうっちゃったと同じことですよ、これは本当に。それも、わざわざ壊さなくてもいいやつを、無理やり壊しちゃったって。どういうことなんですか、これは。非常におかしいと思います。

何か市長、言うことがあったら言ってくれますか。いや、そうではないんだとか、言うことがあったら言ってくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、総合政策部長からありましたとおり、平成28年度の当初予算は可決をいただいているわけです。そして、文教ガーデンシティ事業については、平成28年9月議会までは可決をいただいている事業なんです。したがって、可決いただいた前提に基づき粛々と進めてきたわけです。

そこで、それまでの間に予算もさることながら、県や国との交渉、下調整、それから地主さんとの交渉、下調整等々、たくさんの途中経過がございました。それを踏まえた上で、平成29年5月の議会のときに私が、これまでの議決をいただいて動いてきたわけですから、議決の安定性が損なわれるということを申し上げたときに、西島議員が、議場において議決の安定性はないと、こう議会で意見を述べられたわけです。まさに、議決の安定性がないということはこういう結果を生むわけであって、まさにこのシンボリックな事例だと私は考えております。

担当部局のほうは、議会の議決に基づいた予算執行ですので、そこは適正に行われております。

○議長（三田忠男君） 次に、4款にいけます。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 4款にいけますけれども、もうちょっとよく考えてやってくださいよ。ただやればいってものじゃないですよ。それも、市民の不利益になるようなことをやっていて、そんなこんなじゃ、とてもこれからこの伊豆市はやっていけないと思いますよ。

次に、リサイクルセンターですけれども、リサイクルセンターをつくるだということらしいんですけれども、何でつくらなければならないんですか。ごみの量だって、どんどん減っていくと。それで、リサイクルセンターといったって、そんな大した施設なわけじゃないわけですよ。今までのやつで十分使える。

それに、こんな今、お金がない時期に、何で新しいものをつくらなければならないわけですか。そこら辺の市民合意が何にもなされていない。勝手に何かつくればいいだと思って、どんどんつくる、つくるといってやっていく。大体、公共施設の見直しをしているという時期に、今まである施設、あるのに、ある施設をなくして新しくつくるという、おかしいので



はないですか、こういうのは。では、今までの施設はどうするんですか。

〔「決算」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 決算ですよ、今やっているのは。リサイクルセンターの決算ですよ。だから、この基本構想についてやっているわけですから。そういう基本構想はどうかということを知っているわけですよ。そこを市長、どう思いますか。市長、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほどお答えしたとおり、現有の2施設については、老朽化が進んでいるという部分を踏まえまして、新たな施設も検討課題とさせていただいているということで、ただ、ごみの量については、資源ごみ、国の施策も3R施策という部分が求められております。そういった部分を含めて資源ごみを活用していくということで、リサイクルセンターの必要性はあろうかと思えます。

ただ、西島議員おっしゃるとおり、現有の施設、2施設の部分のそのままでという部分でございますが、やはり資源ごみに対応する部分、機械等が傷んでいるという、また新たに作りかえるという部分もございます。現状の部分も含めて基本構想を策定させていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今のお答えというか御説明ですと、何も無理やりつくるといふわけではないという、そういうことを理解したんですけれども、どうですか。今までのやつも調査して、老朽化するといったって、老朽化したって使えるものは使えるわけですよ。わざわざつくらなくたって。そんな金を使うことはないではないですか。幾ら合併特例債がどうだこうだといったって、借金は借金なんですよ。そこをどう考えますか。市長はどう考えますか、そこは。

私は、この議会で聞いているのは、これは委員会じゃないんですよ。本会議なんですよ。本会議で聞いているということは、市長が委員会へ出てくれば委員会で聞きますけれども、出てこないから、私はあえて本会議で聞いているんですよ。だから市長に聞いているんです、私は。市長、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会でも何度か申し上げましたけれども、リサイクルセンターのところは、実は私が市長になった当初から、一番市民の皆さんの苦情、御指摘が多いところでした。古いバケツとかたらいを持っていっても返されるとか、受け取っていただけないとか。その中で、かなり改善されてきました。リサイクルセンターでの市民の皆さんからの不満、苦情というのは、もう、私のところに届かなくなるくらい、いわゆる職員さんの対応という

ことでは、極めて改善されたと思っております。

そこで、次に、これを、将来ごみ焼却所を伊豆の国市と一緒に作る具体的作業に入っておりますので、その先のリサイクルセンターのあり方として、既に議会でも何度も申し上げているとおり、ごみ焼却所は伊豆の国市と一緒に作るけれども、リサイクルセンターはそれぞれ伊豆市、伊豆の国市で整備するというので、これまで申し上げてきたわけです。

そこで、西島議員からは将来投資について再三、つくらなければお金はかからないという御意見を拝聴するんですが、つくらないということが将来負担がないということにはなりませんので、よく家電製品で言われますとおり、スペックの高いものに変えれば環境にもよくなるし、電気代も安くなるしという、その将来のいい意味での装置の更新、改善というのは当然あり得るわけです。それをどのタイミングでやるかという、まさにこういった大きな事業の結節において、財源をしっかりと見ながら、よりスペックの高いもの、より環境に優しいものに変えていくというのは、将来にわたって負担も小さくなるし、市民の皆さんにとっても適切な事業だと考えております。

その中でリサイクルセンターは、もう少しレベルの高いものにしたいと思っておりますが、市民の皆さんの利便性を考えると、一番嫌なのは断られることなんです。持っていけないこと。これは山の中への不法投棄につながるおそれがありますので、将来考えたいのは、とにかく持っていけば、もちろん有料にはさせていただきます、状況によって。状況によってですよ。物によって有料の度合いは違うけれども、必ずそこで置いてこられるということが一つ。

それから、やはり、これはしっかりこの業界に詳しい民間事業者に運営は委ねたいと、現時点において市長は考えております。なぜならば、ある廃棄物処理事業の現場を伺いましたら、燃えるごみではないんですよ。何と、そこに持ち込まれたものの96%もリユースされているんです。リサイクル、リユース。96%ですよ。もう、これだけ高い確率でリユース、リサイクルできる技術がある時代に、しっかりそういった技術を持っている企業の参画を得て、環境に優しく、そして3Rが実現され、そして最も大切な伊豆市民の皆さんの利便性が高い事業に変えていくということは、極めて公益にかなう事業だと私は考えております。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑は終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

まず、きのうの台風21号は、当局から何の話もないようですけれども、無事だったようでよかったですよね。関西方面では大変な被害を受けたようです。国家的な損失も大変大きいようです。お見舞いしたいと思います。

さて、質問に入る前に、私はいつもこれを持っていくんです。それで、決算書の倍する説明書が欲しいということを言っているんです。議員の皆さん、これでわかりますか。まず、

どこでどんな事業が行われているか、わかりますか。ほとんどわかりません。後で現場を見て検証したいと思っても、行くこともできない。何が行われたかもわからない。それがこの説明資料ではないでしょうか。

まず、一番困ったのは、ページ1が2つあった、ここに。ここに境があるからいいようなものを、それでも1つの資料でページ1が2つあったら困ります。当然、2つあるということは、2も2つあるということです。

この中で一番困るのは、ページによっては、それが何款なのかということがさっぱりわかりません。こちらで3款だと思って、では、こちらで3款はどこにあるんだと探す。ちょっと厳しいです。ページ18から23は、款の記載、いわゆるどういう予算なのか頭ではわからなかった。中には福祉部とか建設部はことわりがあったですから、よかったですけれども。ほかにも単位が書いていないなんていうものもあります。議会で議場へ出す説明資料がこれでもいいのかなのか、まず冒頭、指摘しておきたいと思います。

それでは、15番、森良雄、質問に入ります。

議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質問させていただきます。

まず、入湯税について。調定額が1億4,323万6,120円、収入済額が1億2,843万900円、不納欠損額が28万8,200円、収入未済額が1,451万7,000円、収納率89.66%だということが書いてあります。さてさて、調定額ってどうやって出したのでしょうか。この辺を含めても、お答え願いたいと思います。入湯客数の減と言っているんですが、少なくとも静岡県の入込み客数はふえているはずだ。数%ふえているというのが今朝の新聞にも載っておりました。

続いて、土地売り払い収入、立木売り払い収入についてもお答え願います。今の西島議員と同じ質問ですけれども、同じ答えでは困りますよ。せっかく……。

〔発言する人あり〕

○15番(森 良雄君) 誰だ、笑っているのは。市長、にこにこしている場合ではないですよ。いいですか。土地売り払い収入1,430万5,317円。どうやって誰に売ったんですか。立木売り払い収入。森林組合連合会とかというふうに言っておりますけれども、これだけでは、この立木はどんな有効利用がされたのかさっぱりわかりません。何に使われたぐらい、少なくとも打席が変わって新しいバッテリーが立っているわけですから、新しいお答えをいただきたいと思います。

続いて、政策顧問報酬266万円。伊豆市総合戦略アドバイザー、すばらしい名前がついてあるんですけれども、成果が上がったのかなのか。どんな成果が上がったのか、具体的に説明してください。さぞかし立派な伊豆市ができ上がってくるんでしょう。

同様です。広報企画アドバイザー13万2,000円。具体的に何をしたのか、どんな経歴の方なのかも含めて、成果を伺いたい。

早い話が、皆さん、伊豆市のホームページ、見やすいと思いますか。僕はちっとも見にく

いと思っています。ホームページじゃなくて、広報紙、ごちゃごちゃいっぱい書いてあって、早い話が、1ページめくった途端に読む意欲を失うようなふうに感じます。

続いて、地域づくり推進事業7,271万2,771円。新しい事業ですよ、ここ数年の。各事業の内容、成果を伺いたい。さぞかし住みいい伊豆市ができ上がっているのではないかと思うんですけれども。それと、もう一つ、区と協議会の役割分担がどうもあるらしいんです。その辺どうなっているのか、どのように指導しているのか、どのような事業をしているのか。多分、防犯灯は一生懸命新しく、明るくなっていいんですけれども、私なんか、明る過ぎて困っているんですよ。私の部屋にまともに……

○議長（三田忠男君） 私見は結構ですので、質疑をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 質疑を言っているんじゃないの。

○議長（三田忠男君） 今の意見は質疑とは認められないと思います。

○15番（森 良雄君） 君がそんなことを言っているから、いけねえだよ。

○議長（三田忠男君） 何がいけないんでしょうか。

○15番（森 良雄君） 協議会の役割分担と、どのような事業をしているかと僕は質問しているんですよ。

○議長（三田忠男君） いいですよ。

○15番（森 良雄君） 防犯灯は、少なくとも私の地域づくり協議会では、防犯灯は関与しているんだよね。議長さん、その辺ちゃんと認識してくださいよ。いいですか。

区のほうへ明る過ぎると苦情を言っても、それは協議会でやったんだから、私は知りません。これが協議会と区の実態ですよ。議長さん、しっかり認識してくださいよ。

続いて、東京オリンピック・パラリンピック事業、714万3,832円。700万円を超えるような事業費。これ、細かく恐らく予算書をチェックすると、もっとふえるでしょうね。

組織委員会は地方の負担を求めませんということを書いていたはずなんですけれども、その辺どうですか、市長さん。

続いて、電子計算事務事業1億5,785万665円。これは三島市・伊豆市・伊豆の国市電算センターへ、どうも文脈からいくと、そちらへ支払うものだと思うんですけれども、この決算書を見ると、電算ないしはパソコンで処理している事業がたくさんあるんです。恐らくこれ、3億から4億ぐらいあるのではないかと僕は思っているんですけれども。その辺、もし把握しているんだったら、統合できるものを伊豆市独自でやっているのか、またはなぜやっているのか、その辺も含めてお聞きしたい。

続いて、市内公的病院補助金2億1,388万3,000円。この補助金の内容、利用状況もお聞きしたいんです。今度の補正でも、ほぼ同額の補正が組まれていますよね。これは私の主観になりますけれども、1億円もするような機械を購入したら、果たして使いこなせるのかどうなのかですよ。民間で1億円の機械を購入したら、そのために相当のオペレーターの養成とかしているはずですよ。そんな人員があそこにあるのかどうなのか。考えてやっているのかど

うなのか。利用状況もわかっているんだったらお聞きしたい。

続いて、廃棄物減量対策事業2,655万6,939円と広域処理施設整備事業7,943万1,138円。負担金の活用状況、事業の現状と今後の見込みを伺いたい。

リサイクルセンター基本整備基本構想策定業務、これは西島議員の質問がありましたけれども、例えばあそこにカッターが1つ置いてあるけれども、僕はあんなの必要ないと思っていますけれども。今のカッターは毎年、何百万かの整備費が必要としているんですね。高性能なバイトをつけたようなカッターで金属を潰そうとしたらば、当然、カッターのほうが壊れるに決まっているんですよ。新しい整備したいというような御意向だけれども、もう少しお金のかからないような仕事をやってもらいたい。

それから、有志で富士市の焼却所を見に行きましたけれども、あそこで学んだことは、確かに市長がおっしゃるように、資源化は物すごい勢いで進んでいますよね。そういうのを。だけれども、進んでいるということは、どんどん資源化、現状でもできるんだよと。業者がどんどん引き取ってくれているよということなんだね。

次、農業振興地域整備計画策定業務委託料、1,000万円近いお金を使ったわけですから、事業の内容、成果。基礎調査とありますが、今後の計画も教えていただけたらと思います。

伊豆市の海外事業というのは、非常に、何が何だかさっぱりわからないです。海外プロモーション事業87万6,923円。事業の内容、成果について伺いたいと思います。

それから、冒頭申しましたように、決算書を見たって、どこに書いてあるか何も書いていない。例えば、これは平成30年度の予算でやったのか、平成29年度の決算で使ったのか、平成28年度でやったのかわからないけれども、この決算書ではわかりませんが、関野川右岸、天神橋の下流の工事は市で関与したのかどうなのか。土どめ工だけなら個人の事業と言えますが、根固め工は流路内であり、市の関与がないとは考えられません。市のあずかり知らない事業なのかどうか伺いたい。

続いて、駅広場管理費843万5,951円。市民の皆さんの力で駅北の雑草は大分きれいになってきていましたけれども、まだまだ、例えば駅西広場の芝です。今度は皆さん交通安全であそこへ集合するだろうから、行ったら見ていただきたいと思いますけれども、芝の状況。

それから、駅北の植え込みの管理。建設部でやっているようなんですけれども、建設部の片手間のできるのかどうなのか。

もう一つ、マメザクラが3本くらい植わっているんですけれども、はっきり言わせてもらおうと、全く管理されていない。もう、かわいそうだ。議員の皆さん、思いませんか、そう。見たことありますか、駅北のマメザクラ、3本。しっかり担当者を決めて。いわば我々は素人なんだから、素人にはできないと思いますよ、マメザクラの管理をしろといっても。市長さん。ぜひ専門家をつけて管理させるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、中伊豆給食センター事業。何と、ガス代が458万1,365円もかかっている。何でこんなに高いの、これ。誰がここへガスを納入しているかも含めて、ぜひ答えていただきたい。

以上。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当の部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、市民部長から願います。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、入湯税につきまして説明をさせていただきます。

入湯税の税率につきましては、伊豆市の税条例に基づきまして、入湯客1人1泊または1日につきまして、施設での利用料金が5,000円以上の者は150円、1,000円以上5,000円未満の者は100円というふうになっております。御質問の入湯税の調定額につきましては、事業者からの納入申告に基づきまして、現年度課税分が150円の方が80万5,770人、100円の方が5万2,886人、合わせて85万8,656人、現年度分の調定額の区分については1億2,615万4,100円。それと滞納繰越分1,708万2,020円を合計した金額で、1億4,323万6,120円というふうになっております。

それに対しまして、収入済額でございますが、現年度課税分の150円の方が79万7,098人、100円の方が5万2,757人、合わせて84万9,855人ということで、1億2,484万400円と、それと滞納繰越分の359万500円を合計した額の1億2,843万900円ということになっております。よって、調定額に対します収納率については89.66と、前年度より3.66%増加しております。

また、地方税法第18条第1項、5年経過によります消滅時効の6件、28万8,220円を不納欠損として処理をさせていただいております。

調定額から収入済額と不納欠損額を引いた分が収入未済額の1,451万7,000円というふうになっております。

人数も、私が先ほど申したとおり、平成28年度と比較いたしますと、約2万2,000人ほど減っているというような状況でございます。

続いて、4款の部分で、廃棄物減量等推進審議会の部分の活動内容等でございますが、この部分につきましては、国の法律に基づきまして設置され、組織及び運営等が必要な事項については、伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めております。

条例の中での審議会の委員は15名以内ということでなっております。現在、委員は各種団体の方、市民の方を入れて13名で構成されております。この審議会におきましては、毎年度開催をいたしまして、翌年度の一般廃棄物処理実施計画を中心に御審議をいただき、御意見等も伺っております。昨年度につきましては、実施計画の御審議のほか、事業所への立入調査や紙類の収集の種類の変更、ふやすという部分についても御審議をいただき、評議をいただいております。

広域処理施設整備事業の負担金の活用状況という部分でございますが、この部分でございますが、廃棄物の処理施設組合の決算書から主なものを言わせていただきたいと思います。

まず、建設予定地、佐野区への地域振興交付金が1億円、生活環境調査業務委託料1,297万4,760円、活断層調査業務委託料264万6,000円、新ごみ処理施設整備に伴います配水管、水道管でございますが、布設工事に559万4,400円、それと事業者選定アドバイザー業務で2,279万9,000円というふうになっております。

事業の現状につきましては、現在、5月に開催されました臨時会、債務負担行為額の否決を受けまして、事業費等の再精査を行っているということでございます。

今後の見込みにつきましては、組合が進める事業でございますのでお答えはできませんが、当市といたしましても、事業のおくれが伊豆市の廃棄物処理の関連事業にも影響を及ぼすことが懸念されております。そういった部分を含めまして、組合と情報も共有しながら、組合に対して働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

リサイクルセンターについては、先ほど西島議員にお答えしたとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、土地の売り払いと立木の売り払いということの御質問ですが、まず土地の売り払いにつきましては、先ほど西島議員にお話ししたとおりでございますが、あと、用途廃止した旧赤線、青線等の道・水路敷についてですが、こちら地区につきましては姫之湯と関野と貴僧坊の3地区、こちらの用途廃止をした売り払いとなっております。それぞれ隣接している方からの申し出により売り払いをしています。

また、小立野の土地につきましては、競争入札により落札した方に売却をしております。

電子計算事務事業でございますが、この電算センターへの統合の検討につきましては、現在、この3市におきましては住民記録や税など、全国的に同様の仕組みで運用している基幹業務、この維持管理を共同で行っております。当然、議員、御存じのとおりだと思います。ただ、3市はそれぞれ人口規模や施策の内容などの違いがありますので、いろんな事業のシステムの導入や運用につきましては、電算センターで共同運用していくのがいいのかどうかというのは、しっかりそれぞれ検討しながらやっております。

今後も新しいシステム開発等につきましては、当然、検討をしております。ただ、共同調達しております、今回の補正予算でもお願いしてございますが、住民基本台帳システムとか今までのマイナンバー制度に伴うシステム改修、これは共同運用はしておりますが、国とかの補助金の受け入れ先が自治体になっておりますので、そのシステム改修についてはそれぞれの市が、それぞれ単独で行っているという予算編成になっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 私からは、2款の3点についてお答えさせていただきます。

まず、政策顧問報酬でございます。

総合戦略アドバイザーですが、アドバイザーには市政全般に関する助言及び提言、市有施

設の管理運営に関する助言及び提言を行っていただいております。また、民間で培われた経験からの助言、提言に加えまして、アドバイザーの人脈を生かした調整能力によりまして、市の行政運営は好影響を受けていると考えてございます。

次に、広報企画アドバイザーでございます。広報企画アドバイザーにつきましては、広報戦略会議や広報調整会議といった会議に出席していただきまして、広報紙についての紙面構成や写真レイアウト、こういったものに対する助言をいただいております。

また、経歴でございますが、この方はデザイン会社を設立いたしまして、伊豆半島を中心に行政の観光パンフレットや広報紙、動画の編集などを行っており、企業商品のパッケージやインテリアデザインなども担当されております。

成果でございますが、平成29年度におきましては広報いず、先ほどちょっと読みにくいというお話がありましたが、この広報いずの12月号につきましては、わさびの特集を組みましたところ、静岡県広報協会が主催します広報コンクールにおいて優秀賞を受賞しております。こういった形で大変高い評価をいただいているところでございます。

次に、8目の地域づくり推進事業でございます。

まず、地域づくり推進事業については、大きく分けて、地域の特性を生かした住民主体の活動を進めるための地域づくり事業、それともう一つ、人口の流出に歯どめをかけるための移住定住事業の2つになります。

各事業の内容と成果ですが、若者交流支援事業、これにつきましては、高校生の活動支援や、移住や求人情報の発信など、幅広い年齢層が利活用し、地域コミュニティ形成に寄与していると考えております。

次に、地域の環境整備などの取り組みをサポートするふるさとづくり事業や、市のにぎわい創出のためのにぎわいづくり事業は、地域の活性化に寄与していると考えております。

次に、集会所等の施設整備を行いますコミュニティ施設整備事業やコミュニティ施設備品等整備等事業は、地域住民のコミュニティ活動拠点の充実に寄与していると考えております。

地域づくり交付金ですが、こちらは地域づくり協議会活動を支援するもので、平成29年度に新たに設置された2地区を含め、6地区で地域課題の解決、及び地域の個性を生かしたまちづくりを進めていただいております。

移住定住事業では、住宅補助や家賃補助で、市外からの転入の促進とともに、市内からの人口の流出の抑制に一定の効果があったと考えております。

最後に、区と地域づくり協議会の役割分担ですが、区の役割は、住民に一番身近な自治組織であることです。一方、協議会は、少子高齢化が進み、人口減社会が進んでいく中で、区単位ではなかなか対応が難しい地域の課題を洗い出し、地域住民がみずから取り組んでいただく活動組織と考えております。

以上です。



○議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから、最初の立木売り払い収入、これについて少し説明させていただきます。

先ほど総務部長のほうから、1,775立方メートルを搬出しているということでございましたが、そのうちの1,230立方メートル、これにつきましては、A材、B材として利用されております。また、残りの545立方メートルにつきましては、C材という形での利用をされているということでございます。

続きまして、組織委員会は町の負担を求めていますかということでございますが、東京2020大会の役割分担及び費用負担につきましては、平成29年5月31日に、東京都・組織委員会・国・関係自治体の4者協議によりまして大枠の合意がなされました。この中で、関係自治体の役割につきましては、会場関係として、自治体が所有する会場施設の必要な恒久的改修や大会後も地域や住民に使用される施設などの整備を行うこととされました。また、大会関係については、大会時の都市活動や市民生活に与える影響を最小化するために必要な輸送、セキュリティ対策が示されました。

会場内での市費用負担というものは発生しないと考えていますが、今後、会場外、修善寺駅から会場までのラストマイルの関係になりますけれども、それにつきましては、静岡県との調整の上、役割分担や費用分担についての検討がなされてくるものと考えております。

また、今回、支出しております700万円強の修繕につきましては、大会成功を目指すため、機運醸成であるとか広報活動という形で支出させていただいたものでございます。

続きまして、農業振興地域整備計画策定委託料につきましてでございます。

事業内容につきましては、農業振興地域整備計画は、おおむね10年を見通して、優良な農地の確保や保全、及び農業振興の各種施策を計画的・集中的に実施するために市が定める総合的な農業振興の計画になります。

市内の農業振興地域において、おおむね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農用地等の面積や土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産などの現況及び将来の見通しを調査しております。

事業の成果といたしまして、平成29年度の業務委託では、基礎調査として現況の農用地区域リストと基礎資料の作成を行いました。

さらに、国有林など農業振興地域の区域外にもワサビ田が存在しているということで、これらのワサビ田を農業振興地域内に入れて農用地区域にするための資料も作成しました。

国有林の区域内にあるワサビ田を農用地区域に編入するため、この調査結果をもとに今後、林野庁と農業振興地域の区域拡大についての協議を今年度から始めていく予定でございます。

続きまして、海外プロモーション事業についてでございます。

海外プロモーション事業の内容につきましては、外国人観光客の誘致に向けて実施しました現地でのプロモーション活動が主なものになります。

平成29年度につきましては、台湾につきましては、7月の市長トップセールスのほか、1月には、伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームのメンバーと台北市内の旅行会社を訪問し、旅行プランや観光施設などの紹介を行いました。また、2月には、狩野川周辺サイクル事業推進協議会のメンバーの一員としまして、自転車を切り口としたプロモーション活動へ参加しました。

それ以外に、東部地域コンベンションビューロー主催の中国プロモーションへの参加、バンコクで行われましたタイ観光展に美しい伊豆創造センターのブースに出展し、市内観光施設のPRを実施してきました。

成果といたしまして、関係諸団体主催の活動への参加、また広域連携による活動の実施により、積極的な外国人誘致活動につながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから2点お答えいたします。

まず、関野川の関係ですけれども、この御指摘の工事につきましては、市の工事では施工しておりません。

続きまして、駅広場の管理ですけれども、まず管理につきましては、修善寺駅西広場や駅北の芝生部分及び駅北の植栽の管理につきましては、有限会社山竹種苗園と義務委託契約を締結し管理しております。

また、マメザクラの管理につきましては、平成26年度に苗木の状態で植栽し、現在、成長過程でありますので、今後も専門業者と維持管理業務委託して管理していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうからは、決算書の137ページの4款、市内公的病院等補助金の関係について答弁させていただきます。

補助金の主な内容は、伊豆赤十字病院に対する運営費補助として1億1,488万3,000円、中伊豆温泉病院に対する運営費補助として9,900万円をそれぞれ支出いたしました。

伊豆赤十字病院への補助内容は、医師、看護師の確保を初め、救急医療体制の強化や小児医療及び婦人科医療の充実を図るための事業費の補助として支出したものでございます。

利用状況につきましては、救急医療体制については、平成29年度は750件の救急車の受け入れと、病院全体で3,017人の救急患者の受け入れ実績がありました。また、小児科外来では1,236人の診療実績、婦人科外来では1,209人の診療実績がそれぞれございました。

中伊豆温泉病院への補助内容は、医療体制の強化、専門外来の充実として医師等の確保、安全・安心な医療提供体制を図るための手術体制の確保等の事業費の補助として支出したものでございます。

専門外来の充実に向けた取り組み内容は、脳神経外科や眼科、泌尿器科などの外来診療に伴う医師及び看護師、放射線技師を確保するための費用、また手術体制の確保として、整形外科医や麻酔科医を確保するための費用として活用されております。

整形外科医においては、一次、二次救急の対応も行っており、平成29年度は救急として年間432件の受け入れ実績があり、そのうち救急車の受け入れは92件でございました。

先ほど1億の機器というお話がございましたが、この決算の中には関係しておりません。以上です。

○議長（三田忠男君） 最後に、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、10款、中伊豆給食センター事業について、ガス代の費用が異常に高いという御指摘でございます。これに対する御回答をさせていただきます。

確かに中伊豆センターのガス代のみを見ますと、他のセンターに比べますと突出しているように見えますが、これは、各センターごとに調理用器具の熱源が違うことによるものでございます。

具体的には、中伊豆給食センターは電気とガス、それから天城給食センター、これは決算書の269ページにもございますが、灯油を使っております。燃料費ということで灯油と電気とガス。それから修善寺中学校は電気とガスと、それぞれ施設の調理器具が異なることによるものが主な原因でございます。

この光熱費全体を平均いたしますと、中伊豆、天城ともに1食当たり約40円前後ということで差異はございません。

すみません、納入業者については、ちょっとこの後調べて、後ほど御回答させていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、休憩をとります。

11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

まず、入湯税についてお伺いします。

私は、基本的に伊豆市の観光客はふえているんじゃないかと思っているんですけども、どうもこの入湯税だけを見ていくと、お客は減っているのではないんですか。その辺、どのように把握していますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 入湯税につきましては、事業者からの納入申告、それに基づいて算出をさせていただいております。実際の伊豆市へ来られた方の観光客数と入湯税を払って施設を利用されている部分については、そこら辺の差異が出ているのかなというふうには思っております。

入湯税につきましては、年々少なくなっているという減少は見られております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 皆さん御承知のように、昨今、熱海はもう大繁盛だと。お客さんがたくさんふえていると。ところが半島の反対側の伊豆市は、さっき2万2,000人減だというようにもおっしゃっているんです。しかし、伊豆市がやる観光対策には数千万円のお金を使っていると。ほかのところでは、いろんな観光振興の対策をしているということですけども。

前の一般質問で、土肥の方が実際に納入しているのは7割ぐらいだというようなことをおっしゃっていたと思うんですけども、その辺、どのようにお考えですか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 事業者の未申告という部分について、前回お答えをさせていただいていると思いますけれども、そういった事業者に対しまして、伺って、入湯税の部分、申告していただくように働きかけはさせていただいております。件数も徐々に減ってきております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 16款、ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 16款というのは、土地売り払いの件だね。

○議長（三田忠男君） そうです。

○15番（森 良雄君） 土地売り払いの件については、多分そのところだよな、土地って。それはそれでいいです。

立木について、A、B材も売れているということですがけれども、A、B材というのは、いわゆる昔で言う1等材とか2等材というふうに理解してよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） A材につきましては主に建材に使われているということで、B材につきましては合板、C材につきましてはチップという形の目的ごとに使われているということで理解しています。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は、今までは合材ぐらいにしか使われていないのかなと思っていたんですけども、建材というのは、柱とか板にも使われているということですね。ぜひ、その辺、PRしてやってくださいよ。

それで、今度、東こども園には木材も使いたいというようなことをおっしゃっていましたので、いいやつ、ぜひいいやつを子供たちに見せてもらいたい。伊豆市にはこんなにいい建材があるんだよということで。ここはこれで終わりにします。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

○15番（森 良雄君） いいですか、次にいって……。

○議長（三田忠男君） 次に、2款、再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 政策顧問というのは、もう、ことしは、平成30年度はいないんですね。ちょっとそれだけ聞いて、この質問を終了します。

それから、地域づくり推進事業。これ、しっかりやっぱり指導してもらいたいんですよ。先ほどの説明だと、例えば地域づくり推進、いや、協議会のほうが外灯をやっていますから、区は知りませんというようなことでは、これは困りますよ。

続いて、東京オリンピック事業。伊豆市にある施設は全部、伊豆市の施設ではないんですね。それとアクセスについて、伊豆市が協力すると言いますがけれども、アクセスにどういう協力をするのか知りませんが、例えばボランティアを伊豆市が集めてきて、あそこへ配置するといったら、やっぱり伊豆市は相当金かかるんですけども、その辺どのように考えているのか。

それから、電子計算事務事業について、前にも言ったことがありますけれども、ここへ来てクラウド化が相当進行するんです。それで、同じような業務を3市でそれぞれ別にやっているというケースが半分ぐらいかな、あるんですね。だから、やはり今、統合しようとしてくれないと、今後できないのではないかと思うんですけども。その辺、もうちょっと統合す

る努力してくれるのかどうなのか、できたらお考えいただきたいと思うんです。

特に市長もいるんだから、今、どこのトップもA I化というのを真剣に考えているんです。そのA I化の中心は、いわゆる電算をどう利用するかということだと思っただけですけども、その辺、どういうふうに考えているか伺いたい。

○議長（三田忠男君） まず初めに、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、政策顧問ということで、総合戦略アドバイザーにつきましては、平成30年度もお願いしてございます。

また、地域づくり推進事業につきましては、やはり市といたしましても、地域づくりに寄与するようしっかり支援してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） オリンピック関係、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 会場につきましては、サイクルスポーツセンターという形の所有なものですから、民間の所有ということで、伊豆市の所有はないと考えております。

また、ラストマイルという形で駅から会場までの間、いろんな形で、例えば町なかをどう装飾するのかとか、あるいは多くの観客の方が見えますので、その方たちが駅におりたときにどういったところで待機させるのかとか、そんなことにつきましては、今後やはり静岡県の方と協議していく必要があるのかなということで感じております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長、電算、お願いします。

○総務部長（伊郷伸之君） A I化については、具体的な検討というのはまだ実際行っておりませんが、3市の電算センター協議会で共同運用できるものについては、しっかり検討してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ちょっと確認です。この政策顧問というのは、ことしも、平成30年度もいるということですね。教えてください。

広報企画アドバイザーも、ことし、いるんですか。何かすばらしい成果を上げたというけれども。

それから地域づくり推進事業。しっかり、やっぱりこれで見ると7,000万円も使っているわけですから、指導してくださいよ。市民がどこへ相談へ行ってもいいかわからないでは困ります。

それから、東京オリンピック事業。ボランティア、伊豆市のボランティアもいるようだけれども、県のほうのやっているボランティアもいるわけです。どっちが指揮をとるのかどうなのか。

やってもらいたいこと僕はいっぱいあるんですよ。例えば亀石峠を登っていくところに、

今の交通標識では、直前まで行かないと亀石峠を登っていいのかどうかもわからないと。三島駅、新幹線をおりて、大きな荷物を持ってきた人は困っちゃうよ。ああいうのをどうしていいのかなんか、わからないから。

やっぱり県に、主体は県でやってくれというようなことを、ぜひ言ってもらいたいです。誰も責任とらないで、三島駅でうろうろしたり、亀石峠へ行くところ、あそこの立体交差でうろうろしたりしていたのでは困る。

それから電子計算。今は、市長がAI化を考えていないようでは困るんです。370人ぐらいの職員をどうやってIT化に、AIを利用して削減できるかどうかなんて、何も考えていないでは困ります。ぜひ、本来であったら、やはり、ここで一発ぶってもらいたいぐらいです。これからはもう、ICT化だ、AI化だというようなことを。それを希望して、2款の質問は終わります。

○議長（三田忠男君） 平成29年度の決算ですが、もしお答えできれば、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 広報企画アドバイザーにつきましても、平成30年度お願いしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 産業部長、オリンピック関係。

○産業部長（堀江啓一君） 森議員がおっしゃいました、伊豆市でも募集しているという形で言うておりましたけれども、一応、都市ボランティアという形で募集しましたけれども、これにつきましては、最終的に県のボランティアとして登録をいただいております。ですから現在、伊豆市のボランティアという形ではなくて、静岡県のほうにボランティア活動はお願いしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 電算で総務部長、答えられますか。

○総務部長（伊郷伸之君） AIにつきましては、行政部門でどのような活用ができるかということは、今後、研究課題の一つかと考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、4款に入ります。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市内公的病院補助金、これは使っている内容を聞いたら、運営費の補助だとか、医師の確保と言いましたけれども。例えばお医者さんの給料を負担していますというんだったらわかりますけれども、どうもそんなことはしていないんでしょう。だから早い話が、何に使っているかさっぱりわからなくなっちゃうのではないですか。その辺、ちゃんとチェックしているのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） いいですか。

平成29年度についてお答え願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 医師の確保につきましては、他の病院から非常勤ということ  
で医師を派遣していただきまして、外来それから入院患者等の診療のほうを充実させている  
というような状況になっております。

以上でいいですか。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） せっかくそれぞれ1億円近い補助金を出しているんですから、成果  
がわかるような支出をしてもらいたい。そういう希望をします。

廃棄物減量対策については、今回は、ここで質問できたというだけでよしとします。

次に移ってよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 一回、終わります。

○15番（森 良雄君） 一回、座る。

○議長（三田忠男君） はい。

次に、6款に入ります。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 農業振興地域整備計画策定業務委託料1,000万円。比較的委託業務  
としては高額な委託だと思っんです。ただ、失礼な言い方で申しわけないけれども、やって  
いることは毎回同じようなことをやっている。

それで、あれですよ、私いつも言っているけれども、伊豆市は優良農地がどんどん減って  
いるよ。それでは、せっかく農業振興だといっても、優良農地が減っているようでは、僕は、  
ちょっと本当に農業振興をやる気があるのかどうなのか。人口減少下、伊豆市の生きる道は  
教育と、産業はあとは農業ぐらいしかないのではないかと考えていますので、その辺、どう  
思いますか。ぜひ頑張ってやりたいぐらいのことを言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 議員おっしゃいましたように、高額ということでございますが、  
今回はワサビ田、これが農業振興地域の外側にあるということが判明いたしまして、これを  
農業振興地域内に入れるという作業は、今までの通常の作業と別の作業をやりました。その  
ことで、やはりワサビ田というのは山の奥にあるという形で、そこでやっぱり人件費等がか  
かるという形で、今回の調査で高額になっております。

これからは農業振興というのは、やはり休耕田とか多くありますので、どう振興につなげ  
ていくか。やはり有意義な補助金等を利用して、伊豆市の農業振興につなげていきたい  
ということで考えております。



以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 次、7款にいきたい。

○議長（三田忠男君） それでは、7款、再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 海外プロモーション事業。ちょっと確認しますが、昨年7月1日から3日までの台湾は、この中に入っているわけですね。それも一つ、確認です。当然そうなっていると思いますけれども。

それで、伊豆市のプロモーションならプロモーションが観光客誘致の主力になっているようだけれども、今、観光客誘致はあれですか、直接行って、いらっしやい、いらっしやいというような状況ではないと思うんですけれども、その辺、どう考えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 海外プロモーション、なかんずく台湾の去年の結果については、議員からいただきました住民監査請求に基づいた監査結果が克明にそこは記されておりますので、もしまだお読みになっていないのであれば、もう一度お読みいただければと思います。

それから、先般も、天城北道路完成記念イベントの件で湯ヶ島の人たちとお話を伺ってありましたら、やっぱり外国のお客様がふえているようです。その方は、旅館の経営者さんは中国、台湾、イギリスとおっしゃっていましたが、北米、ヨーロッパも含めて、ほかの都道府県、ほぼ全国の観光地がマーケットをこれまでの国内から外国に広げていく中で、伊豆半島、伊豆市のみが国内マーケットだけということは、やっぱりあり得ないだろうと思うんです。そこは伊豆半島及び静岡県としっかり連携をとりながら、最も効果的なこういった政策をとるべきだろうと考えておまして、その中で、これまでやってきた中の平成29年度の結果については、もう一度監査請求結果をお読みいただければと思います。

○議長（三田忠男君） 産業部長、ありますか。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 7月の台湾トップセールスにつきましては、観光課の担当職員が1名随行しておりますので、その分の費用は計上しております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） まさか、ここで市長さんがお答え出すとは思っていなかったもので。

ちょっと、伊豆市の海外プロモーションというのは時代おくれじゃないのかなということ言いたかったんです。例えば、ここで今、87万6,923円だということですが、例えばSNSを使ってプロモーションをするときは、100万円出すと何十万人という人が見てく

れるというような、そういう有名な人たちもいらっしやると。ですから、同じお金の使い方も、ちょっと変わってきているのではないかと思うんですけれども。その辺、どうでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） この今回の海外プロモーションにつきましては、先ほど市長が言いましたとおり、伊豆市単独で行っているものというのは、ほとんどない状況でございます。伊豆市と関連団体であるとか、関係市町と連携させていただきながらやっているという状況で、やはりこれから伊豆半島全体ということを考えたり、静岡県全体ということを考えていく中で、やはりそういった方たちと連携しながら誘致活動を行うということは、決して無駄ではないと考えております。新たな方法で、さっき言ったSNSであるとか、そういう形の情報発信はありますが、そういうのも検討しながらやっていく必要はあると考えますけれども、この活動自体も無駄であるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、8款に入ります。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 関野川については、ちょっと確認します。平成29年度には伊豆市は関与していないということですね。そうすると、平成28年度とか平成30年度も関与していませんか。それが一つ。関野川について。

それと、駅前広場。駅前広場は山竹という名前が出ましたけれども、私、本当に駅前、特に駅北。駅前はいいんですよ、南とか西の掃除は、結構、皆さんやっている。建設部の努力だと思うんですけども、きれいになっています。ただ、芝が剥げているというのだけは、やっぱりちゃんと。管理者は山竹なんですか。管理委託しているんだったら、しっかりしろと。9月になって剥げているようなところがあっては困りますよと。ぜひ議員の皆さんも、次の交通安全のときに見てやってください。

それから、マメザクラ。これは全く管理されていない。もう一回、山竹で大丈夫ですか。マメザクラの管理を。そこまで突っ込んでちょっと質問させていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 関野川につきましては、平成28年度も平成29年度も一切関係ありません。

駅前の関係ですけれども、山竹さんに委託をして、芝生につきましては、芝刈りを4回、あと薬の散布も1回とか、目土とか施肥を行っております。あと、芝生に大事なエアレーションと言いまして、根切り、こう穴をあけていくというような作業を年2回やったりして管理していますけれども、どうしても天候とか、ことしみたいになかなか暑い時期だと、芝生

の生育とかそういうのもありますので、その辺も再度、管理しているところと打ち合わせしながら適正な管理をしていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 3回目だよ。

○議長（三田忠男君） 3回目です。

○15番（森 良雄君） 駅前広場だけにちょっと限定しますけれども、やっぱり2020年にはたくさんの方が来て見るわけですから、例えば芝生なんかは、はっきり言ってあそこは、もう、最初の土壌整備からうまくいっていないのではないかなと僕は思います。それはそれで、もう過去のことはしょうがないとしても、これからよくしたいんだったら、土をさらにまいて育つようにしてやるとか。多分、肥料なんかは全然やっていないと思うんですよ。そういうのを含めて、業者に管理させているんだったら、なおさら、はずかしくないような。

伊豆市には芝の管理の専門家はいっぱいいるわけですよ。どこにいるかといったら、ゴルフ場です。今ごろ行けば青々とした立派な青い芝が生えているわけです。ああいうところを退職した、何というんですか、ゴルフ場を管理している人いますよね。ああいう人を頼んでいいんだから、しっかり、やるんだったら、いつ行っても青々しているような芝をつくってください。

それから、せっかくマメザクラを植えたんだから、枯らさないようにしてもらいたい。ひとつ、そういう決意だけ聞きたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） すみません。マメザクラにつきましては、先ほど言いましたように、まだ現在、成長過程なものですから、余り手を加えないというところがありますので、これからどんどん成長していきますので、その段階ではしっかり管理をしていきたいと思えます。

また、芝生につきましても、先ほど言いましたように、現在、施肥も2回やっていますけれども、その辺もいろいろ、それがいいのかどうかということも含めながら、もう少しよい管理があれば変更していくような形で対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 終わりですよ。

〔「終わりです」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 終わりです。

○15番（森 良雄君） 次。次も終わりですか。

○議長（三田忠男君） すみません。申しわけないです。

○15番（森 良雄君） 全くもう、どきっとさせんで。

○議長（三田忠男君） 次に、10款に入ります。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 中伊豆給食センター。

駅広場、まだ成長過程だというけれども、成長過程だって、もう3年間ぐらいたっているわけですね。やっぱり専門家だったら、例えば成長しているかどうかぐらい、ちゃんと見ろと言ってくださいよ。竹は年中、風が吹けば横を向いているとか、あれではだめだ。

次、給食センターに移ります。いいですか。

○議長（三田忠男君） はい。いや、先ほど給食センター、10款を言いましたので、10款で余分なことを言ったんですね。

○15番（森 良雄君） 10款でいいんだよね。

○議長（三田忠男君） はい。

○15番（森 良雄君） 部長さん、電気とガス代が含まれているという答えだけれども、電気とガス代はどこでも使っているわけですね。それにしても、ほかの電気とガス代を足した額よりもこっちのほうが多いのではないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、先ほど御案内したとおり、熱源はガスそれから電気、それから、先ほど天城の給食センターは灯油でございまして、ボイラーを使っているということがございまして、これらの光熱水費を平均いたしますと、各センターごとの配食数を勘案した場合、特別、中伊豆給食センターが突出しているということとはございません。

先ほど納入業者の御質問がございましたので、あわせて御回答申し上げますが、平成29年度は有限会社伊豆プロパンさんが納入しております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○15番（森 良雄君） 終わります。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ここで、次の質問者等をお願いいたします。

冒頭お願いしました議会運営委員会の基本結果に基づいて本議会を行っておりますので、遵守するように重ねてお願い申し上げます。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議長がたびたび言われています質疑とは何ぞやという、その立場をしっかりと守りながら、

予算の議会ではありませんので、その点はちゃんと踏まえて質疑を行いたいと思います。

議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

文教ガーデンシティ関連を含んだ当初予算が否決された後の予算としてスタートして、その後、何回かの補正を通じて決算認定の提案になっていることを念頭に入れながら質疑をいたします。

収入のほうです。財政指数の状況から見たふところぐあいについてお尋ねします。

これで全てが全て市の財政状況がわかるとは思いませんけれども、一つの指標にもなり得るのかなと思って質疑いたします。

経常収支比率は若干上がり、住民1人当たりの積立金残高はふえ、市債残高もふえています。また、地方交付税の合併算定替による減収などを考えたときに、平成29年度の決算、ふところぐあいをどのように評価しましたかお尋ねしたいと思います。

次です。6款です。

農業振興対策事業、今、少し触れられましたけれども、農業振興地域整備計画策定業務基礎調査って何だろうなということが、そうしますと、ワサビをこの中に入れ込んだということはわかったんですけども、それも含めて、ほかのさまざまなことがあったと思いますので、お願いしたい。

それから、当然、市は市としてのこれに対する職員、部長を中心としてこの計画作成業務のための調査をやられると思うんですけども、でもなかなか職員だけではできないからということで委託したと思いますので、何を委託したのか、その内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、同じ6款です。地域おこし協力隊推進事業についてお尋ねします。

成果資料を読みますと、移住を推進するということが今後の展望として書かれております、総括として。それから、先日全協で総合政策部長のほうから説明のあった資料を読みますと、ここには2名が新規就農とあります。移住を推進するというものと、既に2名が新規就農していますよということになると、果たしてどっちかなと思うものですから、整合性のある説明をしてください。

また、旅館分野の取り組みの到達点も説明していただきたいと思います。

7款についてお尋ねします。

企業誘致推進事業、IT企業進出支援策定業務、どんな委託をしたのか説明してください。

それから、産業強化事業について、産業振興協議会の補助金に見合う活動でしたかということで、何かやってないような雰囲気には捉えちゃ困るんですが、見合う活動はどんなものだったかということで、その取り組み内容を説明していただければと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、私から最初のところだけ答弁申し上げて、あとはそれぞれ担当する部長から答弁をさせます。

議員、今ここに発言された内容について確認しますと、経常収支比率はそのとおり、積立金の残高が総額、1人当たりともふえているということで、市債残高は、総額は減っているけれども、ふえているというのは1人当たりということ……

○16番（木村建一君） そうです。

○市長（菊地 豊君） と理解してよろしいですね。

経常収支比率は少し上がっていることは、決して喜ばしいことではございません。地方交付税、普通交付税が4兆あるかのごとくいただいていたものが、平成32年度までに約10億円下がるわけですから、私たちは市の形を変えていなければいけない。そこはまだきれいに整理はされておられません。その結果が、経常収支比率が上がっているということです。やはり伊豆市という市の形に合った、身の丈に合った行政サービスに少し整理整頓していく必要があります。これは、来年度予算の編成作業に副市長以下で取り組み始めておりますけれども、その中で大変厳しい局面も出るかもしれないけれども、それは避けて通れません。

それから、基金がふえていることについては、やはり将来に対する危機感というものを大変強く持っています。先ほども申し上げましたけれども、新市建設事業、まだ幾つか大きなものが残っております。

当初、伊豆の国市と作業しております新しいごみ焼却所については、これは、合併特例債は間に合わないだろうということで、伊豆市の場合には環境衛生施設整備基金を準備して、将来負担に準備をしておりました。ところが、この10年間でデータを見ますと、全国の新設建設費が大体2倍程度上がっているわけです。そうすると、その建設費をどのような形で負担をするのか。ことし再延長をいただいた合併特例債をもって充てるのか、一般財源から充てるのか。極めて大きな分岐点ですので、我々は、やはりある程度の規模の基金を持っていないと将来対応できないだろうということで、積み上げてきたわけです。

それから、もう一つは、議会のほうからも再三、将来の財政シミュレーションを示せということで、幾つか作業をさせてまいりましたけれども、ことし3月の議会にお示しした内容は、去年の否決を受けて、中学校3つを維持・存続させる前提で書かせていただいたわけです。

したがって、現時点においての伊豆市議会の議決に基づいて、これから予算を計画していけば、まずは中伊豆中学校の校舎の建てかえ、それから天城中学校の校舎・体育館の建てかえ、そして、しかるべき時期に修善寺中学校の建てかえというものが、財政シミュレーションは予測しておかなければいけない。ただ、この4月に合併特例債がもう5年間延長になった、あと6年半、再度余裕ができたという条件が変わった中で、中伊豆中学校はそれを充て

るのか、あるいは天城中学校まで充てるのか、あるいは教育振興審議会の答申をこれから議会はどのように判断されるのか、こういった状況が不透明な中で、伊豆市としては基金を積み上げて、それから国や県の補助金をしっかり使いながら、市債の残高は決して小さくないけれども、伊豆市の真水負担は少ないという将来負担比率をここまで抑えてきたわけです。

したがって、監査委員さんから御指摘があったように、これは今の数字が小さいからいいのではなくて、将来投資、これから必ず起こる将来投資について適正に執行するようにというアドバイスは、まさに現状を反映しておりますので、なるべく早くそういった方向について議会の皆さんと議論をさせていただきたいと思います。

そのほかについては、それぞれ部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明の申し出がありますので、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 農業振興地域の関係の基礎調査でございますが、これにつきましては、地籍調査による面積や地番の変更、また道路等公共転用に伴います農業地区域の除外とかがあります。こういうものにつきまして調査しているという状況でございます。

委託内容でございますが、先ほども言いましたように、ワサビ田の位置確認、あるいはワサビ田の位置図等の作成、農用地区域編入の検討、農業振興地域界変更案の検討、国土利用審議会提出資料及び調整資料の作成、関係機関との調整協議と。関係機関につきましては、静岡県農地利用課であるとか、伊豆森林管理署、関東森林管理局等々の関係部局との調整ということでございます。

続きまして、地域おこし協力隊でございますが、地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等に移住し、一定期間地域に居住して、農林水産業の従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みでございます。

伊豆市では、平成27年度から現在まで、合計8名の隊員を受け入れてきました。現在、4名の隊員が活動しています。内訳は、農業、観光それぞれ1名、林業が2名となっています。

成果資料にあります「隊員活動や隊員目線での伊豆市の魅力を情報発信し、移住を推進する」の記載につきましては、伊豆市に地域おこし協力隊として移住してきた隊員が、田舎への移住を検討しているほかの人たちをターゲットにしまして、隊員活動を通じていく中で伊豆市の魅力を情報発信し、伊豆市への移住のきっかけづくりを推進していくというものでございます。実際にいろいろな場面での伊豆市のPRを行っており、成果はあるということでございます。

総合戦略課成果の目標の資料の「2名が新規就農」につきましては、平成28年度と平成29年度に任務を終了した隊員2名が引き続き伊豆市に定住し、農業に携わってくれたということで、移住が可能になるということでの成果ということでございます。

観光分野におけます地域おこし協力隊につきましては、旅館業等の人手不足を解消するための勤務状況や労働環境調査・研究を土肥地区で行っております。当初は観光業になれるということで、店舗の「ありがとう」での活動を中心に行いましたが、現在は、働く現場環境

の調査を進めていくことで、多くの方が働きやすい就労形態について検討し、旅館業等の労働環境の改善に反映させながら、雇用の確保につなげていきたいという形で考えているところでございます。

続きまして、企業誘致推進活動についてでございますが、IT企業進出支援策定業務についてでございますが、当事業につきましては、何度も説明させていただきましたが、国の地方創生推進交付金を活用した3カ年の事業であります。事業の概要につきましては、若年層の人口流出が顕著な本市において、Uターン、Iターンの促進や市内の若年層の市外流出を抑制することを目的としまして、若年層や働きたい女性のニーズに合った、都市部からの新たな流れを生み出して、産業の誘致や雇用の場を創出していこうという仕組みのものでございます。

平成29年度の委託内容につきましては、前年度に実施した先進事例や企業等の意向調査、また、それらの検討結果を踏まえた基本計画をもとに、さらなる企業誘致のための意向調査やオフィスの設置条件設定、支援メニューの調査のほか、企業誘致に向けた支援スキームの検討や実証実験等を実施しました。また、こうした企業誘致を推進していくためのあき公共施設をサテライトオフィスとして誘致用施設とするための改修整備計画についても策定させていただきました。

続きまして、産業強化事業についてでございますが、伊豆市の産業振興協議会は、観光事業の健全な発展と振興、また産業振興を図る目的で設置され、滞在型リゾート伊豆市を目指しております。

昨年度の主な事業は、伊豆市認知度向上・誘客プロモーション事業と伊豆市ブランド化推進事業などを行いました。

誘客プロモーション事業につきましては、伊豆市の魅力をメーンターゲットである首都圏へのプロモーションと土肥地区への欧米等からの観光誘客を図るモニターツアー等を実施しました。また、ブランド化事業につきましては、伊豆市内の特産品のブランド化を図る目的で、10事業者の11商品を伊豆市ブランド「アマギフト」として認定し、統一パッケージの作成を行いました。

産業振興協議会は、観光庁の日本版DMO候補法人として認定され、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点にたったかじ取り役として任務を担っております。

発足したばかりであり、まだまだ十分な活動はできていませんが、今後も観光地域づくりのかじ取り役として、関係機関と連携をとりながら事業に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに行いたいと思います。

再質疑ありますか。

木村建一議員。



ふところぐあいの項目で。

○16番（木村建一君） いわゆる財政の支援でお尋ねします。

この概要報告書には、市長も提案理由の中で述べられていたと記憶しているんですけども、合併算定替による特例措置の縮減の影響によって、前年比1億3,548万円減りましたと、だから今年度は44億1,273万円となりましたという、そういう決算状況ですということだったんですが、まず2つだけ、ここでお尋ねします。

1つは、今言われた地方交付税への影響は、これ読む限り、特例措置の縮減によってこの1億何千万円か減りましたとなっているんですけども、そこでお尋ねしたいんです。交付税って、いろんな計算式があるんですけども、主には、人口減少とかふえたによっても影響はすると。それから、もう一つは、年度途中で、年度というかその前の前の年度ぐらいで、国のほうから、余りにも合併した交付税措置が厳し過ぎて大変だということで、全国知事会とか、多分、市長会も要求してきたと思うんですけども、いわゆる普通交付税の算定基準に一部を見直して、増額を容易にしますよね、支所経費とか消防費だとか。そういうことを膨らませると、いわゆるよく言う、合併算定替による特例措置で1億3,548万円減りましたよということになると、では、あれ、この今言ったふえたところとか何とかと、いろいろ、細かくはいいんですけども主な要因というのは、何かここに影響していないのかなとも思うもので、わかりましたら、細かくはいいです、大枠でいいですから、その減った要因についてもう少し詳しく話していただければなと思います。

それから、経常収支比率、ずっと、去年だけ見てもなかなかわからないものですから、別に一般質問するわけではありませんが、でも経年的に見てくると、ちょっと10年間振り返ったんですが、平成20年度の経常収支比率が88.7%から始まって、ずっと平成25年度まで79というように、ある意味経常収支比率が下がるということはよくなったと、ある意味では、いろんな自由に使えるお金が、それからまた平成25年度から少しずつ上がって、今年度は決算は88.3%になりましたよと、こういうことの経過があるものですから、当然、その収入、支出によっていろんな状況が違うから、一概に高いから大変になったとか云々ではないと思うんです。

それで、それとの比較の問題と、もう一つは、いわゆる人口がすごく変動がここ激しいものだから、トータルで見たってなかなかわからない。そういう意味では、1人当たりの貯金とか借金がどうなっているのということも非常に大切な要素なのかなと思うんですけども。ほぼ、それほど平成20年度に比べると、確かに少しは変わるんですけども、そんなにびっくりするほどの大きな変化はないというふうに思うんですけども。

そうしますと、お尋ねしたいのは、未来に向かってはとりあえず置いておきましょう。まだ、きょうは総括ですから。財政健全化判断比率のいろんな報告があったときに、ある意味では、その資料を見たときには、財政は健全となっているという数値を出されました。でも、もう一方では、今市長言われるように、すごく将来的に考えたときに、今はいいかもし

れないんだけど、すごく大変になる時期があるから、今はどこまで来ているのかということは、やっぱり市民にもきちっと把握してもらう必要があるのではないだろうかと思ってしまうので、すみません、ごちゃごちゃしているんだけど、もう一回、トータル的に、今言った資料も含めながらお話を聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の普通交付税の関係です。

議員おっしゃるとおり、当初、平成26年のとき、平成27年からの5年間での支給によって、当時、19億円から20億円、交付税が5年間で減るのではないかとということで、いろいろ市民との話し合いとかを設けたんですが、その後、国が、やはり合併した市町は支所の数とか市の面積とかいろいろあるので、消防の経費とかごみの収集の経費、いわゆるもともとあった交付税の算定の部分の要は底上げをしてきました。それによって、当初19億円から20億円減ると言われた交付税も、今の試算でいくと約10億円程度ではないかと。当然、人口減少も含めてです。平成27年に国勢調査をやっておりますので、そのときに、もう平成28年度の交付税ではその人口減については盛り込まれておりますので、まずはストレートの人口減については次の国勢調査までは影響は少ないのかなと。ただ、いろんな標準、税収入とか、そちらには影響してきますので、一概には言えないんですが、ただ、見直しによるプラスの部分については、恐らく大体落ちついてきたのかなと。いわゆる底上げの部分については落ちついてきて、単純に一本算定へ平成31年度をもって縮減が終わる。

そういうことで、交付税につきましては、大体当初の支所費等のプラスの部分を見ても落ちついた、今の想定どおり、来年度でいくとまだ残り10%の縮減がありますけれども、平成29年度で縮減率が50%で、平成30年度で70%、プラス20%ですよね。ですので、折り返しの地点に来ておりますが、大体、交付税の状況については、以前よりも見通しが立っているというものです。

2点目の市民1人当たりの貯金とか借金について、当然、これ一概には言えません。ただ、指標よりもやはり危惧しているのは、先ほど市長も申しましたとおり経常収支比率、こちらは分母が減っていく中で分子のほうの充当一般税源が逆にふえているということで、70%台が既に90%弱まで来ていると。これは当然、財政の硬直化、要は投資的経費に回せるお金が減っていくということにもなりますので、どうしても経常的な支出のほうを抑えておかないと、分母のほうは減ることが見込まれるわけですので、その硬直化については危惧しているところです。

ただ、市民1人当たりの貯金が現時点では県内でも相当多いわけですが、ただ、その貯金は今後支出されるであろうものの備えというものですので、その経常収支比率が上がるから、では基金を取り崩してそちらに持っていくかというわけにもいきませんので、単純に数字で見る借金、貯金の数字よりも、やはり今後しっかり経常的な支出のほうを見直していかなければ

ればならないというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○16番（木村建一君） いいです。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

次に、6款、再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。いつも決算時期になると、産業部長といろいろ論議させていただいていたんですけれども、すごくやっぱり地域おこしとか、こういう中山間地における伊豆市の産業構造から見ると、農業も観光も大事なのかなと思うものですから、すみません、重点的にちょっとお尋ねしているんですけれども。

農業振興地域整備計画策定となると、何かいろいろと、農業をどうしようかということではなくて、いろんな農地の利用度を調べたりとか、いろんなことをやっているから、一概にいろんな農業を振興させていくための、まさに今言った大もとを、今、やられようとしているのかなという、総括的にそう感じたんですけれども、1つだけお尋ねします。

ワサビが農業遺産から世界遺産になって、当然、このとき平成29年度まだ途中だったんでしょうけれども、ワサビをこの中に入れ込むということによって、当然、委託業者にもその旨を伝えなければならない、それから基礎調査にも反映しなくてはならないということですから、この約1,080万円の中で、このワサビを入れることによってどのくらいの比率を占めているのか。すみません、細かくなって申しわけないんですけれども、わかりましたら。極めて重要な、今後の伊豆市にとっても大きな産業、観光産業にも、観光産業と言ったらちょっと語弊はありますけれども、伊豆市を周知していただくために重要なのかなと思いますので、その点をお願いしたい。

それから、地域おこし協力隊のこの整合ある説明を求めますということで、移住を推進するというのが、何かまだ定着していないんだけど、さらにこれを定着するよという意味でとったんだけど、そうじゃなかったとわかりましたが、そうすると、全部が全部、この平成29年度の中だけ見ても、きちっとこの地域おこし協力隊に入って頑張ってきた方々が一概にここに定住していないのかなと思ったんですけれども、その点をお願いしたい。

それから、旅館分野が少しわからないんです。何を。いわゆる農業関係というのは、極めて具体的にワサビとかシイタケとかでやられているということはよくわかるんですが……。すみません、ちょっとお待ちください。

ここの観光関係における地域おこし協力隊推進事業の事業の成果の中で、ここにある、ごめん、繰り返しますが、何か報告だとか日誌をつくって隊員同士がコミュニケーションをとっているということになると、その隊員の方々が、この旅館のさまざまな、どこから来ているとかいろんなこと、旅館にとって必要なものを土肥地区において調査をするための地域おこし協力隊ということですか。具体的にそこで旅館業というか、そこに入り込んで云々で

はなくて、どちらかという外から見て調査しているのかなと私は受け取った。そういう意味でどちらを、両方とも優先するだったらいいんですけども、ちょっと農業関係とは少し立ち位置が違った活動をこの平成29年度やってきたのかなと思うもので、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 最初の農業振興地域整備計画につきましては、1,000万円以上の高額という話をさせていただきました。

5年に1回やっているわけですけども、ちょっと例年のどのぐらいかかったという資料がありませんので、ちょっと委員会のほうで答弁させていただければと思います。よろしくお願いします。

地域おこし協力隊につきましては、やはり最終的には定住をしていただくということを目的に、3年間の現地を手伝っていただきながら、最終的には目的としましては、残っていただくという形で考えております。

現在2名の方が定住をしていただきまして、そのほかの方につきましては現在も活動しているという状況がありますが、若干1名の方につきましては、やはり家庭の事情がありまして1名帰ったという事例もあります。

最終的には、働いて地域の中に残っていただいて、地域の活性化につなげてほしいという形で考えているところでございます。

旅館の関係につきましては、今回、今までは本当に農業とかそういう形でやってきて、現地でその事業を継いでもらうというのが目的でしたのですが、今回の旅館につきましては、やはり観光地の伊豆市として、どうしてもやっぱり旅館で働く方が少なくなっているという状況がありましたので、その少なくなっている原因を何か、例えばどういうものがそろえばもっと働いていただけるのかという、そういう調査をしていただくということを目的に今回は配置させていただきました。

ただ、そうはいいまして、やはり旅館の観光地のどういう事業をやっているとか、そういう現場体験がない中でやっていくというのは難しい話がありましたので、やっぱり初年度につきましては現場をいろいろ体験させていただきながら、地元の事情を理解していただいた上で、旅館としてどういう形にしていけば人が来るのかなと、働く人が来るのかなというような調査をこれからやっていくと、3年かけてやっていくという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○16番（木村建一君） 次、いきます。

○議長（三田忠男君） 7款について再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 7款、お尋ねします。

これは当初予算のときに、私がいろんな質疑をやったのではなくて、他の議員がいろいろ

質疑をしている中で、大事なことなのかなと思って振り返ってみたんですが、いわゆる公共施設とか古民家にサテライトオフィスをつくりましょうと、こういうことだったんですね。そういうような部長も当初の詳細の総括質疑の中でやっているんですけども、そういう角度からちょっとお尋ねします。

サテライトオフィスというのが、その種類があって、多分ここは地方型で、いわゆる地方自治体が誘致を行う、いろんな自然に囲まれた環境の中で人間らしい生活を行ってもらいたいよと、都市型とも違う、郊外型とも違う、地方型にやっているのではないかなと思うんですけども、そうすると、そういう前提条件のもとで、では、何がこれにとって必要なのかということ、いろんなことを全国的な凡例で、それから凡例、どこでしたか、どこかの自治体でいろんなところを、先進地を見ているよという話も当初予算にやったんですけども、では、何が必要なのかということ、最適な子育て環境の実現とか、地方創生に貢献できる、ここでは、限界集落や高齢化に直面している地方への社会貢献をすることができるということで、IT環境を、いわゆるサテライトオフィスを位置づけているんですけども、そうすると、今の到達点、総合戦略のほうも出ていましたけれども、土肥に1業者が来て、地元の人もそこに入り出したと。

もう一つお尋ねしたのは、そこはいいでしょう。いわゆる、あいている公共施設を利用するに当たって旧狩野幼稚園があって、そこをサテライトオフィスにするのかなと思ったら、総合戦略のこの文章を読むと、ここはあくまでもサテライトオフィス展開を検討している企業へのお試し施設として、そう位置づけているということになると、あそこはサテライトオフィスではなくて、あくまでもそこにお試しということでのやろうということで、狩野幼稚園は、そのように総括をされているということでしょうか。お願いしたい。

それから、もう一つ、産業強化についてお尋ねします。

社団法人伊豆市産業振興協議会の、別にそれがいい悪いは言わないですよ、批判的に言っているわけではないんですけども、会長が市長になっていて、そうすると協議会の会長である市長が補助金をいただいて、議決されたものを出すのは伊豆市長だというような2つの役割をこの中に果たすんですけども、いろんな取り組みをやりたいということはこの総括文章を読むとわかるんですけども、もともと日本版のDMOの役割というのは、当然、部長御存じのように、ただ単に観光だけではないんだよと。市長もその旨は当初予算のときに話していたんですけども、商工業者、交通業者、地域住民、行政、宿泊施設、農林漁業の方々、これを全部ひっくるめて、そしてやっていくんだよということなんですよ。どこまでこの連携というのが到達したのか、ちょっと、すみません、前の当初の決算のときの説明でわからなかったもので、大枠で結構です。今、目標としているところから、いわゆる産業振興協議会がイコール伊豆市はDMOですよということで市長も述べられて、当初のときに、今、それがどこまで連携をとれているのか、とれてきたのか、平成29年度、わかりましたらお願いしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 後半のほうから、まず、私から答弁を申し上げて、あとは産業部長に答弁をさせますが、この産業振興協議会はまだ道半ばでございまして、到達しようとしている姿は伊豆市のDMOということになります。

先般、サンフロント21懇話会で草津町の前町長さんがおいでになったんですが、あそこは単一の町でかつ温泉、もう資源はほとんど温泉というところで、温泉に特化をしていて、旅館組合と商工会の上部構造として観光協会がある、そういった形で単純に機能しているようなんです。

ところが伊豆市の場合には、まず旧4町の体制がありますし、そこに商工業も、メインは観光が主産業というサービス業というのは、データ上はあるんですが、そのほかにもたくさん産業がありますので、そこまでシンプルにはいかない。

ただ、さはさりながら、そういった構造を承知の上で、なるべく多くのお客様に伊豆市内に来ていただいて、3万人を割ろうとしている市内のマーケットをもっと大きくしていく。市内のマーケットを大きくしないことには、やはり経済発展にはつながらないという観点で、外からおいでいただく体制をDMOとしてとろうとしているわけです。

そこで、まずは、現在、法人化をしております産業振興協議会と伊豆市観光協会は、もう少し強く連携するか、あるいは組織統合できないかという観点で検討させておりますけれども、将来的には、やはり市内の産業関係者が、それとそれぞれの地域でまちづくりをやっている方々も含めて、なるべく多くのお客様にこちらに来ていただく、こちらでお迎えするという体制をしっかりと強化する方向に進みたいと思っております。まだ、道半ばでございます。

○議長（三田忠男君） 産業部長、補足説明ありますか。

○産業部長（堀江啓一君） まず、サテライトオフィスの関係でございますけれども、お試しという形のもの、最終的にはそこに定着していただきたいという形で、なかなかすぐ来ていただいて、そこに企業が事務所を構えるというのは難しいというのは思います。その中で、やはり、一番最初はそこで例えば1年とか2年とかお試しでいていただいて、最終的にやはりそこでやっていくことが可能になれば、最終的にはそこに根づいていただきたいという形で考えております。

よく先進地なんかの事例を聞きますと、やはり、来ていただいたけれども、補助金とかいろいろなお金の切れ目でやはり出ていってしまうとか、最終的には東京から、都市圏から遠かったから出ていってしまうとかというのいろいろ聞きます。その中で、やはり来ていただいたけれども出ていってしまったでは本末転倒になってしまいますので、そこら辺を長い間いていただくような形でやっていくためには、お試しという言い方がいいかはわかりませんが、最初そこにいていただいて、ある程度いろんな条件等を聞きながら、最終的には残っていただくという方法で進めていければいいかなという形で考えています。

産業振興協議会の件につきましては、今、市長が言ったとおりでございますけれども、正会員につきましては、市役所と商工会と観光協会と伊豆の国農協という形の4者で、ある程度、正会員という形でやっております。賛助会員につきましても、平成29年度の予算につきましては、当初50万円という形で、たしか5万円だったような気がするんですけども、得たものは最終的には70万円という決算の報告をいただいています。ですから、いろんな形で団体に理解し始めていただいているのかなという形では考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 産業振興協議会の補助金のお尋ねします。

イコールDMO的ですよ、伊豆市の場合は。ですよ。前にもDMOの講演会というか、何ということで専門家の方がお話になって、聞かせていただいているんですけども、そうしますと、いわゆる観光事業者だけではないんだよ、第1次産業から第3次産業まで全部ひくくめて、役場も含めて、住民も含めて、産業が一体となって観光客をもてなす仕組みを伊豆市でつくろうよということが、もう一番の、何年先になるかわからないんですけども。そうしますと、そこに向かっての1つだけお尋ねします。

今回のこの補助金が約1,240万円ありますね。大枠で結構です。まだ道半ばなので、そこまで到達していないんですけども、では、この平成29年度約1,240万円の補助金をいただいて、いただいてではないですよ、払って、市長から、両方の役割を果たしているんですけども、行政側から言うとお支払いをして、どんなことをこの産業振興協議会のほうから報告を受けたのか、お願いします。主なところだけで結構です。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほど、さまざまなプロモーション事業という形で話をさせていただきました。認知度向上のプロモーションであるとか、JR東日本の「びゅう」というブランドに対しては伊豆市のパンフレットを提出するとか、日本旅行に対してのパンフレットとか、いろんな形でさまざまなものやっております。ただ、昨年度からやったということで、最終的な成果につきましては、まだ出ているという状況ではございません。ですから、その辺につきましては数字につきましては今後、いろんな形で、そのパンフレットを見た客が来たとか、そういう形のものの情報につきましては集計等をさせて、いろんな形で報告をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号につきましては、議案付託表のとおり所管の委

員会に付託いたします。

ここで、都合により、昼の休憩にいたします。

再開は午後 1 時10分からいたします。

休憩 午後 0 時 1 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（三田忠男君） 会議を開きます。

◎議案第 6 6 号～議案第 7 2 号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第 2、議案第66号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 8、議案第72号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 7 議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第66号から議案第72号までの 7 議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第 7 3 号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第 9、議案第73号 平成29年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第73号 平成29年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

大平にある相談センターの決算はどこに記載されていますか。一応、この確認ですけれども、ページ187でよろしいんですか。

この大平の相談センターについて、決算の内容、事業の内容を伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。



○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、森議員の質問に対しお答えいたします。

御質問の正式な契約名称は、水道維持調査等業務委託でございます。特別会計歳入歳出の決算書の186ページをお願いします。その上段の表の中に、（1）に重要契約の要旨にてこの契約内容に記載をしております。

そして、170ページ、171ページの水道事業決算報告書の中に、この費用につきまして、下段の表に収益的支出の1款水道事業用費用、1項営業費用として支出しております。

詳細につきましては、188ページになりますけれども、収益的支出の1目原水、浄水、配水及び給水費の8節の委託費料の中で支出いたしました。

事業の内容としましては、漏水の対応窓口として漏水情報の受け付け、修繕の手配等々、市民からの水道に関する相談などを行っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 具体的にいいです。この相談センターの運営費は幾らなんですか。

それを聞きたいんです。それから、ここでは何人働いているんですか。それから、相談件数はどのぐらいあったか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） これの支出の契約は186ページの、先ほど言いましたように重要契約の要旨の上段、2段目にあります。契約年月日が平成29年7月5日の1,231万2,000円になります。

それと、ここでは職員が3名いまして、正規の職員が2名、パートが1名になります。10月1日から行っていますので、3月までの6カ月間、受け付け件数は325件、その中で修繕数は134件ありました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 質問というより確認だけれども、6カ月で1,200万円も使っているんですか。3人いるということですからけれども、そうすると1年やったら2,400万円もこの予算、金使うのか。それをちょっと確認したいです。

それから、相談件数が三百何件、どんな相談件数を受け付けているんですか。伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 契約は3月31日までの契約なものですから、7月6日からの工期

になりますので、7月6日から9月30日までは開設するまでの準備期間、実際、10月1日から6カ月間を業務をやったということで。だから、実質9カ月の契約額になります。

相談の問い合わせですけれども、やっぱり一番多いのが漏水、例えば、家の近くから道路が水が漏れているとか、そういうことが非常にやっぱり、上水、簡水がありまして、あとは宅内の要するに維持側ですけれども、宅内の関係でやっぱり不安になったとか、一応、そういうことについて相談があるということで、やっぱり市民の方はそこでいろいろなことを教えていただくものですから、対応としてはいいなということで、いろいろ相談になっていたという事は聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第74号～議案第81号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第10、議案第74号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてから日程第17、議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第74号から議案第81号までの8議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第82号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第82号 平成30年度一般会計補正予算（第2回）につきまして質疑を行います。

予算書の51ページの第3表、債務負担行為、虹の郷用地境界確定測量業務委託ということでございますが、これが2,324万5,000円であります。これにつきましては、先月の8月15日、全員協議会におきまして若干の説明がありました。どういうことかということ、この理由についてですけれども、目的というか理由についてですけれども、公共施設の再検討というのが1つ、それからもう一つが、敷地の賃借料を見直すというようなことの説明があったわけで

すけれども、何だかよくわからなかったわけですから、ここで改めてこの事業の目的についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

今回の業務の委託の目的は、修善寺虹の郷の借地の整理のためでございます。

第2次伊豆市総合計画では、伊豆市の人口減少による施設利用需要の変化や老朽化による維持管理費の増加に鑑み、施設の廃止や用途、機能の見直し、再配置、規模縮減を計画的に進め、次世代の財政負担軽減を努めるとあります。また、平成29年3月に策定された伊豆市公共施設総合管理計画では、修善寺虹の郷を含む観光施設の基本方針として、借地を整理した後に譲渡や廃止、再編成を検討するとされています。

当施設の借地料は年間約1,175万5,000円にも及び、将来の人口減少やそれに伴う税収減を鑑み、借地契約の見直しや返地等も視野に入れて借地の整理を行っていく必要があります。

しかし、契約時の測量から30年以上の歳月が経過し、現在の測量と方法、制度ともに大きく異なる点や、借地の整理のための各借地の境界を確定させる必要があることから、当該借地についての測量業務の委託を実施することになりました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

今、説明では借地の整理をするんだよということで、要するに虹の郷が負担になっているから借地の整理という、一つお伺いしたいのは、虹の郷をどこかに売り払うのかということをお伺いしたいです。

それと、この境界の確定を測量するという事は、もう大体、相手先は決まっているんですか、どうなんですか。要するに、この借地の整理ということと境界の確定をやると。境界の確定と云って、物すごく広いわけですよ。あそこは何十万坪とあるわけですから、物すごく広いですから、これを全部やるのかどうなのかということです。虹の郷の敷地を全部を測量し直すのか。それでは、1,175万円くらいではできないのではないかなという気もするんですけれども。

要するに、これはどこかへ売ってしまうか、あるいは虹の郷を廃止するのか、そこら辺はどういうふうを考えてこの業務測量委託、債務負担ですけれども、これをやろうとしている

のかお伺いたします。

○議長（三田忠男君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから申し上げます。

まず、虹の郷をこのまま維持する、廃止する、民間に委ねる、どの方向に行くかは決めておりません。ただ、これまで申し上げておりますとおり、伊豆市は全体として公共施設が極めて多い。そして、老朽化率日本一という非常に厳しい状況にあることは、議会で何度も申し上げているとおりです。そして借地が多い。

そこで、今、伊豆市の全体の中で、行政で使うものについてはもう買わせていただく、買うことができないところはお返しをする。そういう方向はもう、どの施設であれ、方針として決めてあるわけです。それが1つ目。

2つ目は、虹の郷でそれを進めようと作業をし始めたその途中段階において、現地を借地させていただいているところの面積が、ひょっとしたら現状とかなり違うのではないかと危惧される場面が出てきたということです。まだ、はかっていないのでわかりません。そうすると、いつも西島議員から御指摘いただいているとおりに、ひょっとしたら今の借地料のお支払いが適正ではない可能性があるということです。これは大きな問題ですので、しっかり測量させていただき、そして、仮にそういう問題があるのであれば、しっかり是正をする必要があるだろうと。これは行政の立場として考えている。そのような意味での今回の予算のお願いでございます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 今回の測量の面積でございますが、全体で6.7ヘクタールという形になります。

図面のほうにつきましては、明日の委員会のときに提示させていただきます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、市長からの答弁もあったわけですがけれども、要するに、これは借地部分を測量するということなんですか。それが1つお伺い、借地部分を測量するのか。

それで、借地部分を返すとか返さないとか、そういうお話あったわけですがけれども、返すといったって、虹の郷自体が物すごく広くて、一部を返してそれでいいのかどうなのかということもあるわけですから、返していいところもあれば悪いところもあるでしょうから。

要するに、この借地部分のことについてやろうとしている。市長の前段のお話だと、虹の郷の廃止とか、あるいは売り渡すとかどうだとかという、そういうことは考えていないんですか。あくまでも借地のことについて、借地部分を整理する、返すなら返す、そのための測量ということによろしいですか。

要するに私が言っているのは、測量するのは借地部分かどうかということ。それから、全体の目的は、あくまでも借地の部分の整理であって、全体の虹の郷を廃止するか売り飛ばすとか、そういうことではないということですか、この業務委託については。それ、どうですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 測量につきましては、借地部分のみということで測量することをございます。

当然、虹の郷につきましては、以前からも御指摘されているとおり、利用者が減少しているという状況があります。最盛期は約100万人弱いた利用者が、現在20万人というところがありますので、その辺のことも、経営という形でどうしていくかという形はやはり課題になっていると思いますので、今回はとりあえず借地問題のみでございますが、その後につきましては、やはりいろんな形で、どういうふうに持っていくかというのは検討していくことが必要であると考えています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 市長、特にありませんか。いいですか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 基本的な方針をもう一度申し上げますと、全ての市の施設は、今、日本全国、大体40年か50年ぐらい、1960年代、70年代に整備されたものは全部老朽化している。これはもう御承知のとおり。それを今、更新して、設備投資しようとしている状況にあるわけです。

伊豆市の場合には、そこで合併という事業が起こりましたから、公共施設については、真に将来も必要なものについては合併特例債という財源を使って、新たな設備投資をしたいと思っているわけです。

次は、問題は観光施設。観光施設をこの時代に市が持って公務員がやるべきかどうかについては、大きく見直す余地はあると思っています。これは虹の郷だけではありません。恋人岬もそうだし、湯の国会館もそうだし、天城会館もそうだし、今、天城会館は公募をしていますけれども。ただ、現状において、虹の郷の将来像を民営化するか、民間に譲渡するかという方針を決めているわけではございません。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算について質問させていただきます。

まず、新こども園建設事業8億1,650万円、事業の内容を伺いたい。

鍵のある保育室、私はこれ、鍵、反対ですけれども、鍵を頼るということは、子供の見守りがおろそかになりませんか。それから、外周に市道をつくる。伊豆市の道路をつくるようですが、子供たちの安全を考えるなら、こども園の専用道路にすべきではありませんかという質問です。

続いて、今、話題の虹の郷です。

債務負担行為補正で虹の郷用地境界確定測量業務委託2,324万5,000円があります。用地の境界を測量するというのですが、その目的を伺いたい。

今、質問がいろいろありまして、いろいろ明らかになってきました。西島議員の質問と同じような答えは要りませんから、でも地代の値上げではないということなんで、まずそれを確認したい。地代の値上げはしませんね、市長さん。ということは、船原、上船原にある天城ドームですか、あそこは400万円の地代が菊地市長になって600万円になったんですよ。そういう前例があるんです。これは、あれですね、地代を値上げするための測量ではありませんね。まず、それを1つ確認。それから、もう一つ。これは自然公園は含みませんね。それ、ここで2点だけ答えてください。

続いて、地域医療対策事業、これは決算のところでも質問しておりますけれども、ここでは、どうも機器を購入するという事です。支出目的、内容を伺いたい。

特に、決算のときも言いましたけれども、あのところ、機器の購入ではないということですが、機器の購入ではなくて運営費の補填だというんです。議員の皆さん、運営費の補填に2医療機関に2億円も、伊豆市は大盤振る舞いと言わざるを得ないです。ここではどうも高額な機器、どんな機器をどういうふうにするのか。ここでは決算のときと同じです。オペレーターもつけられるような、それだけの経営体質なのかどうなのか、その辺を含めてお答えいただきたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、まず初めに、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、まず、議案書の50ページの第2表継続費補正というところで説明させていただきます。

新こども園の建設事業ということですが、事業の内容につきましては、新こども園本体建設工事7億円、新こども園進入路工事1億円、施工監理委託料1,650万円の合計が8億1,650万円となります。本体工事と進入路工事の8億円のうち、40%の3億2,000万円が平成30年度分となっております。

それから、保育室の鍵ですけれども、新こども園保育室及び併設する児童発達支援施設について、子供が触れられない内側の高い位置に鍵がつけます。常時施錠するという事では

なく、多動ぎみのお子さんがいる場合など、安全を確保するため、保育士等が保育室にいる状態で内側から鍵をする場合があるということです。子供の見守りがおろそかになるということとはございません。

市道についてですけれども、新こども園建設地の北側と西側には住居がございます。現在も使われている道路がありますので、計画している道路は、完成後も住民の方々も使うために市道として整備するものです。

また、子供たちの安全性を考え、通園時の乗りおりは園専用の駐車場内で行います。

以上です。

それから、続きまして、議案書の67ページ、4款の市内公的病院等補助金についてお答えいたします。

この補助金は、公的病院の運営費に対する補助金で、伊豆市内ですと伊豆赤十字病院と静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の2病院がございます。公的病院の指定は、医療法の第31条に規定されております。補助額は、特別交付税におきまして、不採算地区公的病院等への助成に要する経費として国が示す算定基準をもとに算出した金額でございます。

支出目的は、地域において必要な医療を継続的に確保する観点から行うものです。

伊豆赤十字病院への補助内容は、決算のときにも申し上げましたが、医師、看護師の確保を初め、救急医療体制の強化や小児医療及び婦人科医療の充実を図るための事業費の補助として1億3,267万9,000円です。

また、中伊豆温泉病院へは、専門外来の充実としての医師確保、安全・安心の医療提供を図るための手術体制の確保等に対しまして、8,925万円を計上しております。

なお、高額な医療機器につきましては、このほどの補助事業の対象とはしてございません。以上です。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、虹の郷の件でございますが、事業の目的につきましては、先ほど西島議員の質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

地代の値上げのための借地かということでございますが、あくまでも借地を整理するためでございます。必要なものは買わせていただくという方向で進めていきたいと考えております。

あと、測量の範囲でございますが、自然公園を含むのかということではございましたが、梅林のほうは借地があるので含みます。ただモミジ林のほうにつきましては、借地がございませんので、そちらは含んでおりません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

まず、こども園です。私が言いたいのは、内側から鍵をかけようが外側から鍵をかけようが、鍵をかけられる設備にしようとするということは事実だと思うんです。僕は、発達障害児といえども人間だと思っているんです。私の子供はまだいないけれども、少なくとも孫がそうだったら、鍵のかかるような施設には入れたくないなと私は思っています。市長はどうですか。これ以上いくと意見になっちゃうから、あれだけども。

では、虹の郷用地について移ります。

市長、答えてください。値上げはしませんね。あなたは前例をしているんですよね。上船原では値上げをしているんです。いわゆる実際は広がった、だから値上げというのか、広がった分だけお金を払いますと。400万円の地代が600万円になっているんです。ここでぜひ、値上げはしませんと言ってください。

それから、次の地域医療対策なんですけれども、どうも私の思い違いなんです。今まで僕は機器を買っているんだと思っていたんですけれども、どうも機器ではないと。やはり運用に対する補助をするということですね。そうすると、よほどの経営改善でもされない限り、毎年この程度の補助はせざるを得なくなるのではないかと思うんですけれども、この辺はどうですか。伺います。

○議長（三田忠男君） おのおの答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 虹の郷については、先ほど来答弁申し上げたとおりです。

それから、地域医療なんですけど、もう、これも議会では何度も何度も申し上げていますが、実はきのう、ドクターヘリ運用に関する委員会がございました。そこで、私も驚いたんですが、静岡県には御存じのとおり2基ドクヘリがあります。東部のほうは、患者、空輸数が何と全国で2番目なんです。そして、西部の聖隷三方原は、順天堂のほうに1,100人余りに比して300人余りなんです、西部は。これ、この違いはどう理解したらいいのですかと伺ったところ、やはり病院の数が違う、西部のほうは対応できる病院がたくさんあるので、そこに救急車で行けばいい。東部の場合にはほとんど順天堂なので、そういった空輸が多いということで、3倍も多いんです。

こういった状況の中で、逆に言えば幸いに、伊豆市はまだ順天堂に近いということはあるのですが、それに行くまでの間、内科であれば赤十字病院で、整形外科であれば温泉病院で診ていただけるというのはとても貴重な存在なんです。したがって、内科系で毎年約700台の救急車は伊豆日赤で受けていただいているわけです。

もう一つ大切なことは、順天堂で手当をしていただいた術後の対応で、内科系は日赤に、整形外科系は温泉病院に、これがないと東部にとって極めて大切な順天堂の病院も機能できなくなるおそれがある中で、我々は伊豆市民の公益を考えたときに、この補助策は、国のバックアップも受けておりますけれども、極めて大切だろうと、このように考えております。

そういった地域医療の深刻な現状の中で、この事業につきましては御理解を賜りたいと思



います。

こども園については、先ほど部長から説明したとおりであって、鍵をかけて外から入れないようにほったらかしにするわけではなく、子供さんの安全を確保するために、職員とともにということですので、そこは誤解なきようによろしく願いをいたします。

○議長（三田忠男君） 値上げについてはどうでしょうか。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、借地料の価格に関する業務ではございませんので、それは要するに検討の対象になっておりませんから。

○議長（三田忠男君） 補足はありますか。よろしいですか。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 再質問させていただきますけれども、こども園について、内側であれ外側であれ鍵を用意しておくということは、現実に用意するわけですね。内側から鍵をかけるということは、要は出られないようにするということですよ。これも事実ですよ。発達障害児がいるということは、ほぼマンツーマンの保育者というんですか、先生をつけるのではないですか。その辺はどうなんですか。まず、それを確認したい。

それから、地域医療。伊豆半島のことを考えれば、今、市長さんがおっしゃった、市長さん、何ですか、初めてそんなことを認識したわけですか、伊豆半島があるという。静岡県は、もうあれですよ、長さでいったら新幹線の駅が幾つあるんだって、これはもう鉄道マニアの中では有名な話ですよ。6つか7つあるわけで、そのぐらい静岡県はでかいんで、ドクターヘリ、この辺に来てもらうのは当然ですよ。

要は市長さんはもう、あれですか、もう毎年2億円近くの金をこの病院に負担するということなんですか。そういうふうを考えているのかどうなのか。

大体、市民はみんな、日赤にしる温泉病院にしる、順天堂に入院できなくなったら、みんなこの2病院へ入ってくると、順天堂の下請だっていうことは、もう、みんな市民は知っていることですよ。だから、もう2年間、運営費の負担をしているわけですね。これからもするつもりなんですか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ここは伊豆市にとって最も大切な議場という場で、その下請という言葉は。要するに役割分担しないと医療って、今、維持できないわけですよ。ですから、お医者様はお医者様、いわゆるかかりつけ医、それから二次救急は二次救急、そして、三次、中核病院は中核病院、そういったお互いの機能を最大限発揮して役割分担するという、やっぱり市議会議員としては、ぜひそういった市民にとって本質的な御議論を何とか進めていただかないと、この会議を見ていらっしゃる市民の方々に対して、私は、本当に本当に苦勞され

ている方々に余り、やっぱり、申しわけないんですが、不快に感じる発言は、ぜひ議会の中でやっぱり一定のルールをつくっていただければと思います。

先般も伊豆赤十字病院の院長さんにお目にかかりましたけれども、病院のほうはいいとおっしゃっていました。今、老健のほうがちよっと負担になっていますけれども。あそこまで危機的な状況になった日赤が今、院長先生以下6人で頑張っておられて、やっぱり自治医の若い先生方がとても頑張っておられて、それによって、なぜ入院を受けられるかという、若い先生方がすごい負担の中で夜勤をしてくれているわけです。

今、MRIが古くなっているので、これが壊れてしまうと脳梗塞を診断できないと、全部順天堂に送らなければいけない、700台を。今、脳梗塞を自分で判断できるので、これはうち、これは入院、これは順天堂と分けられる。

そういった、とても今、頑張っていて、地域医療の役割分担が進もうとしている中での議論を、ぜひ市議会議員として、市民の代表として、そういった観点で御議論いただければと思っております。

したがって、2億円という数字ありきではなしに、もし、将来老健の負担を小さくできるとか、病院のほうの赤字が解消されれば、当然、それは数字としては変わっていくと思います。今、その途中で、一時期2億円近くまでいった、補助金あって2億円近くまでいったものが、かなりゼロに近づいている状況ですので、何とかこれは小さくして、なし得る限りなるべく早く病院経営が黒字になるように、これは私だけではなく、市民の皆さんとともにその方向を目指していければと思っています。その補助金の金額というのは、その後に出てくる数字だろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 補足説明はよろしいですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） こども園……

〔「すみません。議長、ごめんなさい、訂正します」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、ちょっと私の表現に誤解があったかもしれませんので。

うちの出している補助金は、必要な機能をそこで持っていただくための補助金であって、赤字補填ではありませんので、すみません。そこは赤字だから幾ら、黒字だから幾らということではございませんので、ちょっと私の説明は間違っておりましたので、あくまでこれは、伊豆市がつけているのは、伊豆市民にとって必要な機能を持っていただくための補助金ですので、すみません、そこは訂正をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 補足説明で、すみません、国の制度の機能と、先ほどの児童についても、設備上の違反性はないとか、運用上の問題では確かに拘束の問題とかがありますので、その辺をわかりやすく答えていただければ幸いです。

健康福祉部長、お願いします。

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、最初に、こども園の鍵の関係ですけれども、この辺につきましても違法性はございません。

そして、今現在もこども園のほうには、安全を守るためのフックであったりとか、そういう鍵ということとなっております。それによって、ゼロ歳児は保育士1人に対して3人、それから1歳児は6人に対して保育士1人というような形でそれぞれ規定がございますけれども、その中で安全を確保しているという状況でございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

そして、また過去には、そういう、万が一不審者が外部から来た場合には保育室のほうで守れるというような意見も、保育士のほうからございました。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第83号～議案第87号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第19、議案第83号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）から日程第23、議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第87号までの5議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第88号、議案第89号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正について及び日程第25、議案第89号 伊豆市保育所条例の廃止についてを一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第90号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第26、議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について質疑を行います。

いわゆるこの議案は天城温泉プールの廃止の問題であります。

3点お尋ねします。

1つ目です。天城温泉プールの廃止の理由に老朽化を上げていましたが、公共施設を廃止するかどうかの基準にしているということでしょうか。

2つ目、廃止を提案するに当たって利用者の意見は聞きましたか。温泉プールを利用している方には、中伊豆まで行ってくださいということになりませんか。そういうことでしょうか。

3点目です。天城小学校の低学年の児童が授業にこの施設を利用していますが、学校側には代替案も含め話し合いをしているのでしょうか。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 所管が教育委員会でございますので、教育委員会のほうから答弁をしていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、議案第90号の御質問についてお答え申し上げます。

まず、今回の①でございますが、老朽化を廃止の理由にしているかということについての基準はあるかについてのお尋ねでございます。

過日の提案理由でも御説明申し上げましたとおり、廃止の理由は築40年以上の建物の老朽化が著しいこと、既に5年ほど前から耐震性能が劣って安全性で課題があるということ、このために利用者にとっての安全性の確保、これができないということが最大の理由でございます。

なおかつ、今般、これまでも5年にわたりましてさまざまな審議会でやりました、この教育委員会でも審議してまいりました。今回も公共施設総合管理計画の基本方針に沿った対応ということで、それを理由に今回の提案をさせていただいております。

続きまして、利用者の意見聴取、これは非常に大事だというふうに我々も認識しております。過日の全員協議会の場でも、利用者のアンケートをとって、それに対する対策をとると申し上げました。

7月に利用者255名からアンケートを聴取しました。主には、今回の中伊豆温水プールに以降するに当たりましての課題でありますとか、そういったものを聞き取るための目的でございます。全体255名のうち、やはり温泉であるとか、中にはすいているからいいとかという意見もございましたけれども、全体のうち14%、35名の方が何とか残してもらえればありがたいということでございましたが、やはり施設の安全面を考えた場合、それから伊豆市としての適正な施設規模を考えた場合には、中伊豆の温水プールの移行はやむを得ないだろうというような意向でございました。

当然のことながら、天城から中伊豆のほうに移りますので、それに対する送迎関係の対策等は、20名の方から送迎のことについての御意見をいただいておりますので、現在、個別に対応を含めて準備をしているところでございます。

それから、③の天城小学校の低学年児童、実はこの夏も、おっしゃるとおり2時間ずつ、5回実施をいたしました。この件につきましても、天城小学校とは既に協議を始めております。現時点では、来年度は、今現在3年生、4年生が使っております狩野プール、こちらのほうでこの1、2年生が使えるような環境整備をする方向で現在、準備を進めておるところでございます。

学校側とも引き続き十分協議をしまして、必要な改修、備品構築、こういったものの整備をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） この公共施設の、きょうも議題となっていましたけれども、総合管理計画が手元にありますけれども、平成29年3月に出されて、それで、この中の一環ですよ、これ。別にこれだけ取り出して教育委員会がやっているわけではない。だから聞いているんです。公共施設の廃止というのが何を基準にやるのかということ、老朽化問題ですと。確かにこの中に、いろんな総合的かつ計画的に管理を実現するための方策とかいろんな方向性が出ているんですけれども、老朽化しているから廃止するんだよというところが一つの基準なのか確認したい。

それから、今、聞いていますと、利用者の意見を聞きましたかということ、こういうお話。確認ですよ、一般質問ではないから。間違えないように聞きますけれども、移行するに当たっての課題を聞きましたと。そうすると、どんなアンケートかわからないんだけど、残してほしいですか、それとも、こうこう、こういう理由で廃止していいですかというアンケートですか。それとも、移行するんだけど、それについての御意見をというアンケートだったかどうか確認したい。

3点目のところ。なぜ狩野プールが使えないかと、1年生から3年生は身長がないものだから、5年生のように狩野プールに入っちゃうと、泳げない子は溺れちゃうんですよ。だか

ら、天城温泉プールのあるあそこの2つあるちょっと小さな、子供からすると膝上ぐらいなのかな、でも、そこでプールを初めて泳ぐという行為が深いほうではなくて小さなところでできるから、1年生から3年生まで、天城小学校は、狩野小学校のときは先生が2時間、授業とということで行っているわけ。多くすると時間かかっちゃうから、1時間かかるから、そうなっている。

そうすると、今聞きますと、狩野プールを使いたいという、その対策は当然とれた上での廃止提案ですね。子供たちに聞くと、冷たいと、あそこは極めて冷たいですというお話も伺いました。それらの対策もとれて、本当によりよい教育環境の、子供たちのために、天城温泉プールを廃止して狩野プールのほうがよろしいということですか。ちょっと見えないの、具体的に。

それと、ごめん、最初に戻りますけれども、耐震性を上げていました。確かに古いんですよ。だけれども、耐震補強という選択肢は考えなかったのかどうか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、お答えいたします。

まず、老朽化だけか、耐震補強とか改修を考えなかったかということについては、当然、選択肢の一つではございました。ただ、実は利用者もピーク時は1万6,000人から7,000人平均ございましたけれども、昨年度は1万3,000人を割っているという状況もございます。

それから、先ほどの耐震性、長寿命化をした場合の温泉施設を含めた形の維持管理経費、それから整備経費、こういったものを勘案した場合に、中伊豆温水プール、既に築19年ではございますけれども、まだまだ利用キャパも十分ございます。こういったことを総体的に勘案して、伊豆市教育委員会としては移行するという結論に達したということが今回の状況でございます。利用者の安全確保ということを最前提に検討してまいったところでございます。

それから、アンケートの内容につきましては、こちらにも既に5年ほど前から廃止の方向で答申をいただいたり、教育委員会のほうでもさまざまな議論をしてまいりました。今回のアンケートについても、耐震性が非常に危ないので、それを前提に市の教育委員会としては中伊豆温水プールに移行したい、ですから、そのために皆様どうしたら利用していただけるかということの主眼にアンケートをとらせていただきました。

それから、先ほどの1、2年生、非常にやはり浅い場所でなければならないということでございます。実は狩野プールにも小さなプールがございましてけれども、こちらの利用やら、あるいはもう少し高い、そこに備えるプールフロア、こういったものの整備、導入もぜひ必要だというふうに考えておりますので、こういった対策を現在検討しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 質疑ですから、余り、制限しますけれども、すみません。

狩野には2つプールがあって、1つはそれこそ幼児用ですよ。丸くて、直角ではなくて、滑り台のような形で、あくまでも幼児ですよ、使えるのが。それを小学校低学年が泳げるように考えたいということですか。ということは、かさ上げしなくちゃならないし、ましてや面積的に見ると極めて小さい。そこで、学校側も含めて、そういう対策でもよろしいというか検討しているかわかりませんが、そんな話をしているわけね。

最後に、その点、すごく教育長も教育委員もわかるけれども、ちゃんとそここのところの確認をとった上でやっていくのが大事なのかなと思いますので、そのあたり、最後にお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） その今おっしゃった、四角ではないけれどもちょっとおもしろい形をした、あれは結構浅いから、それが1、2年生メインで使う予定はありません。そうではなくて、プールにベンチみたいなものを沈めて浅くします。わかりますか。プールフロアというものらしいですが、例えば1コースと2コースはそれをやって低学年の子供たち、さっき言った小さい幼児用のプールというのは、やはり1年生なんかは最初は水が怖い子がいるから、そのときなんか幼児用のプールもうまく利用させてもらいますよということで、基本的にはプールフロアをして、高さを子供たち、1、2年生にも合うくらいの水深にした上で利用していくということです。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第91号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第27、議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解についてということで質疑を行いたいと思います。

この和解についてですけれども、この議案によりますと、地方自治法第96条第1項第12号

の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

どうも、私が見て、これは非常に大げさなことをやっているなというような感じがするんですけども、この和解についてですけども、これをちょっと時系列で言いますと、要するに、狩野川漁協の組合員が、カワウ対策のためにロケット花火をつり橋の上から発射したと。そして、その後、2時間後ですか、火災が起こり、橋の一部が焼損したということです。

そこで、これは誰のせいだと、そういうあれがあるわけですけども、そこで管理者である市とロケット花火を発射した漁協は、それぞれ法律上どのような主張をなされたのでしょうか。どのような争いがあったって、この和解ということに至ったのでしょうか。

和解というのは、これは民法で規定されているわけですけども、当事者間に法律関係について争いがあった場合、法律関係の争いということは、法律関係の争いを判断するのは裁判所ですから、そういう争いがない限り和解というのはないわけですし、だからどういうふうな法律関係の争いがあったんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、西島議員の質問に対してお答えします。

まず、施工管理者である市とロケット花火を発射した相手側との話し合いについて説明します。

まず、事故後は、相手側が全て修繕費用を負担するというところで話は進んでおりました。その中で、本件は失火法が適用されるか否かについて、改めてそこで話し合いをしてきたものですから、争点は、故意や重過失の場合を除き、失火によって損害をこうむった相手に対し損害賠償責任を負わなくてもよいという失火法が適用されるかという点でございます。

先日、提案理由でも述べさせていただきましたけれども、市の顧問弁護士に相談をかけました。本件に失火法が適用されるかどうかは、実際、裁判をしてみなければわからないという見解もあり、相手方にもその話をしまして、その話し合いにより和解を望んでいるということでもありますので、今回、この議案書の和解の内容で相手方と話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質疑させていただきます。

まず、これは和解ということですよ。和解というのは、これは要するに争訟の、訴訟とか裁判とかそういうことなんです。それを何で建設部のほうから話をしなければならない。



これはおかしい話であって、これは当然、市長なり、言ってみればそういう争訟の相手は、争訟の担当は総務部でしょうから、市長ではなければ総務部から話をするのが当然だと。そんな建設部に言ったってしょうがないですよ、建設部の話ではないんだから、これは。

それで、私はさっきも言いましたが、要するに、両者言い分がそれぞれあるから、和解ということになったわけですよ。そういうところが何にもさっぱりわからない、どういう言い分があったのか。要するに狩野川漁協の人がロケット花火でやって、間違っただけで橋を燃してしまったと、そう言っているのかどうなのか。それを一つお伺いしますけれども、それはどうなんですか。これは建設部が答えることではないですよ。争訟の話、裁判の話なんですから、これは。

それで、これは裁判所でやっているんですか、これは、こういう争いは。さっきも言いましたが、裁判所でやっていない限り、そんな和解なんていうのはあり得ないですよ。裁判でなければ、そんな、私ら仲直りをするから和解だと、そういうものではないでしょう、これは。

地方自治法にのっとってやっているわけでしょう。いいですか。地方自治法には、これはひつつめて言えますけれども、地方自治法の第96条第1項第12号、これは要するに、こういうときには議会の議決を得なければならないということです。普通地方公共団体が、その当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの内容、ちょっと省きますけれども、途中飛びますけれども、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する場合は、普通地方公共団体が民事上または行政上の争訟及びこれに準ずべきものの当事者となる場合に、議会の議決を必要とする旨の規定であると。和解というものは、ただ単に仲直りをするとか、そういう問題ではないですよ。ちゃんと法律上の裁判にのっとってやっていることなんですよ、これは。

これ、一つお伺いしますのは、裁判所でこういう争いをやっているんですか、どうなんですか。それを一つお伺いをいたします。要するに裁判所に市が訴訟で訴えたのか、あるいは簡易裁判所でもいいですよ、訴えたのか。その結果、和解契約に至ったのかどうかということをお伺いいたします。

それで、和解というものは、当事者間の法律関係につき争いなき以上、例えばその法律関係を確定するための規約でも、和解契約とは言えないと。だから、どういう法律関係の争いがあったかということをお伺いします。それは最初に言いましたけれども、どういう法律関係の争いがあったかということをお伺いします。そうでなければ、何がなんだかわからないではないですか、これは。この議案自体がわからないと。狩野川漁協は、おらはやっていないよという、それをやったかというのを言っているのか、市は、幾らかかるから全部を払えと言っているのか、その結果和解になったのかどうなのか、そういうところを説明してくれなければ、さっぱりこの議案はわからないですよ、何が何だか。それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、この地方自治法で言う和解について説明させていただきます。

議員は、この自治法で言う議会の議決による和解は裁判上の問題、土俵といたしますか、裁判の中に上がらなければこれに該当しないということなんですけれども、当然、中には民事訴訟法上の和解もあるでしょうし、民法上の第695条の和解、これは単純に、当事者がお互いに譲歩して、その間に存する争いをやめることを約束すると、これが和解です。決して裁判沙汰にならなければ和解ということではありません。

当然、交通事故なんかでもそうですよね。示談、過失割合が2対8か、3対7か、その譲歩をして、どこかに落ちつく、これ当然、和解です。今まで専決のときにも説明させていただいております。その和解によって損害賠償の額が決まるので、議会で損害賠償の額と和解について今までも報告させていただいております。その交通事故も当然、裁判所で争っている場合ではございませんので、当然、裁判で争う場合もあるでしょうし、裁判の外で民法の規定によって、お互いが譲歩して争いを、どこかで合意点を見つける、これも立派なというか、この自治法で言う議会の議決を得る和解でございます。

相手方との問題でいいますと、当然、市の所有物である橋が何らかの原因で焼けたと。所有者と原因者の間で、当然、法律関係というのでいけば、原因者は民法第709条の規定によって損害賠償しなければいけないという規定があります。ただ相手方は、失火の責任に関する法律でいくと、重過失また故意重過失がなければ民法第709条の規定はありませんよという主張、市としては、いや、それは重過失なりに当たるのではないかという主張、それが双方に話し合っ、では材料費とそれ以外の労賃で一定の約束が成立したということで、今回、議会にお諮りしているものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、総務部長さんからお話があったんですけども、和解は裁判所で訴えを起こさなくても和解だという、そんなことはないですよ。それは何というか、示談というんですよ。そういうのは示談と。

いいですか、示談というのはどういうのかというと、ここに書いてありますけれども、民事関係の争いを裁判によらず当事者間で解決すること、これを示談と言っているんですよ。これはまさしく示談なんですよ。和解ではない。

和解というのは、ちゃんとあなた民法読みましたか。民法の第695条というのを。「和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる」となっているんですよ。争いというのは、裁判所における争いのことを言っているんですよ。

ここの地方自治法第96条のその解説、逐条解説というところを読みますと、裁判によらず、民事訴訟法第89条の訴訟上の和解及び同法第275条の訴訟提起前の和解を含むと書いてある

わけですけれども、訴訟提起前の和解というのは、簡易裁判所に訴えたときのことを言っているんですよ。だから和解というのは、法律関係でその和解をするということは、裁判所にとにかく行かなければだめなんですよ。和解でも何でもなし。それは示談にすぎないんです。

したがって、地方自治法第96条第1項第12号には、私は当たらないと考えているわけですが、ちゃんと聞いてくださいよ、総務部長さん。よそで話していないで。したがって、これは議会が議決する議案には当たらないと。だって和解以外だって、それは議会の議決は必要だよと。でも、これは和解ではないんだから、示談なんだからと思いますけれども、どうですか。これは示談なんですよ。和解ではありませんよ、これは。

内容的については、それは、どっちがやったとか、認めたとか認めないとか、いろいろあるけれども、私はそんなロケット花火を発射して火事になるなんて思わないけれども、それはともかくとして、とにかく私は、これは示談であって和解ではないと、したがって、これは議会が議決する議案ではないと私は思いますけれども。もうちょっと何か言うことがあったら言ってください。なかったらいいですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ここで言う和解には当然、議員おっしゃるとおり示談と言われるものも、一つの話し合いによって、先ほどの交通事故の例も言いましたけれども含まれます。

そして、ここで言う和解、議員みずからもおっしゃってありました、和解というのは民法第695条の規定による和解、さらには民事訴訟法第89条の和解と同法第275条の訴え提起前の和解を意味しますと。

当然、先ほど議員が読まれたとおり、この民法第695条には裁判なんてことは一切書いてございません。お互いが争いごとについて譲歩して、話し合っ、約する、これが一つの民法の第695条の和解ですので、先ほどの交通事故の示談もここで言う和解に該当しておりますので、いつも交通事故のときには謝りながら、示談の内容いわゆる和解の内容と損害賠償の額も報告しております。まさしくここで言う和解に当たります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解について質疑を行います。

そもそも論から質疑を行います。

狩野川漁協が、施設を燃やしたことを原因の一つと認めたというふうに議案書にありますが、警察署及び消防署はこの失火についてどういう見解を述べておられますか。失火をした方の話を客観的に裏づける根拠を示してください。

2点目は、今言った一つということは、ほかに燃やした原因があるということではないでしょうか。お答えください。

3点目、損失負担割合は何によって決めていますか。金額の明示もされていませんが、説明してください。相手方の材料費以外とは、抽象的でわかりませんので説明願います。

総まとめです。そもそもです。これからまたそもそもへ入るんですが、議決を求める根拠として、地方自治法第96条第1項第12号になぜ該当するのか。大体わかりましたが、極めて簡潔にお答えいただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長及び総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私は、①、②、③についてお答えします。

まず、施設が燃えたことにつきましては、大仁署は、現時点において事件性はないと考えているとのことでした。また、田方南消防署は、断定はできないが花火が原因であった疑いがあるとのこと。ただ、防犯カメラ等が現場に設置されていないため、失火した方の裏づけをする資料はありませんが、相手方も認めているとお矛盾がないことから、施設を損傷させた原因は花火であると推定しております。

2番目につきましては、火災当日は火災気象通報が発令されており、火災が起こりやすい状況であったことから、このような言い回しにさせていただきました。

3番につきましては、負担割合につきましては、あくまで話し合いによる歩み寄りによるものです。火災にあった木製の床板は、橋として利用上問題はないが、多少なりとも経年劣化があったと推定できるため、市が材料費を負担する形で話を進めたいと考えております。

また、相手方には現況復帰するための損傷調査費10万円と、あとその工事費に約35万円、合計約45万円を負担を求めたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ④について、先ほどの西島議員の答弁と重なりますが、自治法で言う議会の議決が必要な和解と判断した理由ですが、ここで議会の議決が必要な和解というのは、当事者が対立する主張をお互いに譲り合って、その間の争いを解決することを目的とすると言います。広い意味でいわゆる示談というものも、この和解に該当します。

今回の場合、市がその損傷を受けたもの、民法第709条の不法行為による損害賠償を求めております、当初。相手方は失火の責任に関する法律の規定により、失火の場合は、故意や重過失がない場合を除いては、先ほどの民法第709条の規定が適用されないと。よって、損害賠償の必要はないという主張でございます。この双方対立した主張をお互いに譲り合って、

和解によって双方の負担を決定するというもので、先ほど申しました議会の議決を要する和解に今回の件は該当するという判断でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） いろいろ聞きましたけれども、警察署が申告書を出したという話も聞きました。調書ではないんです、申告書。今、部長が言われたように、私がやったかもしれないということなんですよね。かもしれない。日本の法律では、疑わしきは罰せずですよ。疑ったら罰するのではダメですよ。

それでお尋ねするんです。だから、客観的に打ち上げた花火によって火がついたんですかという、誰しものがそうだよねとならない限りは、漁協の責任かどうかは私はわからない。可能性はあるというだけであって。

そうすると、こんなことも言っていたそうです。こうなるとは思わなかったと、こう述べたから、だからそうだった、あなたでしょうということになっちゃう。故意ではないけれども、あなたは火をつけたよねと、こうなっちゃっているわけですよ、今。客観的な裏づけというのは、例えば消防署が入りました。実験をやって、ああ、なるほど、こうすればつく可能性があるなどということは、ちゃんと行政側として検証された上でこういう議案を出されたのかお尋ねしたいと思います。

それから、ちょっとわからないのは、火をつけた可能性があるのは漁協だよねと言っているんですよ。でも、修繕のための材料費として、みんなのお金をそこに出しますよという意味がわからない。あなたが責任のある可能性があるんだっただらば、あなた方、全額やりなさいよというのはそうだろうけれども、そこが和解というんでしょうか。よくわからない。なぜ市がそこでお金を出すのかわからない。

そもそも、お尋ねします。そもそも、この法律の中に第96条の第12号というのを読むと、ほかの法律がその間にいっぱい入り込んできているものだから、何を言っているんだかわからなくなっちゃうんだけど、本当に。だけれども簡単に言うと、今言った普通公共団体が、その当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することと、こうなっているわけですよ。いろんなパターンがある。では、今回はどのパターンですかと。あっせんですか、調停ですか、仲裁ですかというのがわからなくて、提案しているわけではないですか。

裁判所がどうのこうのというのは、それぞれ状況があるから、何とも言えないんだけど、いわゆる本当にこれで提案するのかなと思って、ちょっとお尋ねしたいのは、通常だと、いわゆる相対立するというんだから、市が主張していることと漁協が主張していることは違うんですと。今回の火災の原因について、市はあなたでしようと言う、可能性があるでしょう、漁協は、かもしれないと言って、市が結ぼうとしているんだけど、お互いが相対立

する、今回で言うなら漁協と市が話し合いの機会を持って……。ここでわからないのは、通常あっせんというのは、第三者の双方の主張をまとめる人がいて、それは誰かという紛争審査会というのがある、そこでやって、僕は、この第96条が適用されるというふうに理解しているんですけども、あといろいろあるんですけども、調停はこうですよという条件、仲裁はこういう条件ですと。それぞれニュアンスが違うんですけども、紛争を締結する、和解に導こうとする制度だという意味では一緒になっちゃう、この第96条、第12号というのは、そのあたりはちゃんと文書を取り交わして提案したんですか。

最後に、ちょっとお尋ねするのは、ほかの事例も調べたんですけども、通常、和解をしましょうといったら、ちゃんと文章によって、あなたはこう言っていましたよね、私はこう言った、でもここについては、こうこう、こういうことだから、もう金額はお互いに払い合いましょうねということで、和解についてという文書が通常は議題として出てくるんですけども、伊豆市はそういうことはないということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。私のほうからまとめて、市民に公益性のあるという観点から整理をして答弁を申し上げます。

まず、これが起こった後、漁協の方が私のところにいらっしゃいました。花火でどうも火がついたと。それで、ただ、そのときは、全部の補修費用まではきついで、何とかそこは市から支援もしてもらえないだろうかというような話だったんですが、そこは、市長としてやります、やりませんという話ではなかったので、そこで一旦、状況は承知しましたということでお帰りいただいたんです。

その後、失火法の適用があるので免責されるであるよという話に担当レベルでなったようなんです。その失火法が適用されるかどうかについては、裁判をやってみないとわからないということなんです、顧問弁護士さんの判断が。裁判を起こすということは、市役所にとっても、つまり市民にとっても漁協にとっても負担が大きいだけで、要するに裁判費用のほうが高いわけですから、そこで伊豆市と漁協で、お互いに余計な裁判費用をかけて確定するよりは譲歩し合いましょうと、要するに和解ですよ、ということに今、至っているわけです。

和解の定義については、さっき総務部長が繰り返し申し上げたとおりです。

さらに、何に疑義があるか私にはわからないのですが、それ以外の火がつくかどうかというのは、これは警察署とか消防の責務であって、我々は、先方さんも過失を認め、そして失火法による免責を主張されということの前提ですから、それ以外のところは、市民の公益を考えた場合に、もっと確定するために裁判をやらなければならないということにはやっぱりならないだろうということで市長として判断をし、お互いに譲歩する和解という手法を選んで、今、ここに議会のお諮りをしているところでございます。

ちょっと、私は逆に言うと、どこが今、論点になっているのかよくわからないんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。いろいろなことを話したから、わかりづらかったかもしれないですけども、一番の根本は、一番問いたいのは、その漁協の方が私がやったかもしれないと言ったら、やったということになっちゃうわけですか。だから言ってるの。客観的に、なるほど、こういう状況だから、極めて可能性が。言っただけでやるんですか、行政というのは。私がやったかもしれないと言ったら、あなた、金出してよということをするんですか。そこがわからないの。普通はちゃんと、裁判とか云々ではなくて、事実関係、本当にこれが確実性があるのかどうかということは、行政というのは調べないんですか。それは調べない。その人の言うことを信じて、やりましたということと言ったから、やったかもしれないと言ったから、漁協が一定程度責任を持ちなさいと。客観的事実はなくても、そのことを信用したということですか、今回提案しているのは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議場外であれば、また別にお話は個人としてしても差し支えないんですが、今、議場においては、要するに議案の審議をお願いしているわけです。ここは当事者である、そもそもこれが起こった執行機関である市長のところに来られた漁協の方から始まったわけです。その方が自分たちの過失を、あるかどうかではなく、認められて、その上でお互いに権利と責任を確認し合って、譲歩し合って、和解案に至っているわけであって、それが本当に彼らが半信半疑でいるから調べろとか、警察がとか、我々は警察でも消防でもないの、本当に花火で火がつくかどうかというのは伊豆市の責務ではありませんので、当事者である漁協さんがそれを今認められていることがここでの論点であって、それが正しいかどうかは我々の管轄外ですので、それはちょっと議案の中では、何というんでしょう、議案外ということで、その疑義はまた別の場で漁協さんと話し合っただけであれば事足りるのだろうと思いますが。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第92号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第28、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について質疑をいたします。

いわゆる月ヶ瀬の地域振興施設を株式会社村の駅に指定管理者として提案したいということなんですけれども、これは施設がある意味ではなくても、伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例が、あらかじめというところで変わりました。そこでお尋ねします。

今、どういう到達点なのかなと思っているのは、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要だよとなったときには、指定管理者はあらかじめ選んでよろしいよということだったんですよ。そして、今回はその予定候補者がいいでしょうねとなって、選定した指定管理者の候補者が今回決まったから、議会に提案したという判断をいたしました。

したがって、あらかじめという準備行為を選定した指定管理者の候補者にする間があったと私は判断したものですから、この間の手續及びその内容を、どういう論議をされて提案されたのかお尋ねします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の議案でございますが、前回の6月の議会におきまして、まず、伊豆市月ヶ瀬地域振興施設条例、道の駅の設置に関する条例、これが議会で御承認いただいたため、今回、お諮りしているというところでございます。

そのあらかじめという準備行為という御質問でございますが、今回、施設の設置に当たりまして、今回の地域振興施設、こちらにつきましては用地の取得のための手續として、事業認定という手續をとるという必要がございました。これに時間を要することがございまして、まず事業認定の手續をして用地を確保して、それで初めて施設の設置の根拠となるところでございます。ただ、今回、全体のスケジュールを考えたときに、それから指定管理者、これを指定するという分では非常に時間が短過ぎるということで、それ以前に指定候補者という形をとりたいというところがございました。

この事業認定の手續が4月になりまして、その後、用地買収を順調に地権者の皆様の御協力をいただいて買収が済んだところで、それで、6月の議会におきまして設置条例をそこで議案として提出させていただいたわけでございます。

そういった状況を踏まえた中で、今回、いよいよ指定候補者から指定管理者という形に議



会のほうで御承認をいただきたいという内容で進めてまいったものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 初めてですね。何か、候補者の予定者みたいのがいまして、その方と施設の運用面についてとか、もっともっと指定管理者が入れやすいようにということで、予定の予定みたいで変だけれども、決めたわけですね。それで、今度は初めてその予定という言葉が外れて、指定管理者として提案したいというのは、きょうではないですか。

そうすると、すみません、ちょっとわからないのは、この手続に関する条例の中で、スムーズにいと、指定管理者の候補者として選定しているということはスムーズにいくんだけれども、あらかじめ決めたわけでしょう、一回。候補者をあらかじめ決めましたというのは、前ではないですか。今回、本格的に提案してきたということになるんだから、そうすると、どういうふうを考えればいいのか、ちょっと整理してください。

選定基準を照らして審査をして、指定管理者の候補者として選定しましょうねと。それが終わったら今度、議会の議決を得て、指定管理者に指定するためにどうしなくちゃならないのかというと、この条例だと、伊豆市の指定管理者審査会の意見を聞かなくちゃならないということですよ。

予定は予定として聞きました、今度正式に上げますよといったときに、その間に何が起こったかということ、このあらかじめ選んでよろしいよといった、そのあらかじめの準備行為が必要な場合ということで、もう詳しくは言わないけれども、規則の中で1、2、3とありますよね。これが、そのあらかじめ決めた候補者を選ぶがための、あらかじめの中身として動き始めたわけではないですか。そして、これが終わったから、きょう、提案しているわけですね。そうすると、この間、指定管理者審査会というのは、あらかじめから予定候補者だったのが、正式に議会に上げましょうねといったときの、その間の審査会というのは、いわゆる今言った1、2、3のそのうちの、今、部長が言った1つか2つのことについて、この中でその業者と合意してきたというか話し合いをしてきたから、満足だから提案しましょうねということは、きょうですね。では、その間は何、指定管理者の審査会は開かなくて、あらかじめ決めた予定候補者はすんなり、そのままずっとストレートに予定候補者になるという、そういう仕組みをとっているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） これまでも議会のほうで、私のほうで説明したと思っておりますが、1月17日には、まさしく今、木村議員が言われた部分についての御説明を申し上げました。

今、議員のほうからありました指定管理者の審査会、この議論をやりなさいということは、

これは1月10日にその答申を受けております。12月に審議会は開かれたんですが、それを10日に今回御提案している候補者を答申されましたので、1月15日に候補者の選定をしたということは、既に御説明させていただいております。

あらかじめというのは、事前にそういった行為を手續をするという意味と捉えていただければと思います。

〔「もう一回聞きます」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。ここだけ、今言った。

準備行為の必要性があるからと規則でつくったんですよね。それで予定候補者を選びました。そうすると、その準備行為の必要性やその内容について、それは審査会は知っているということですか。前もって決めようと言っているんだから、それも含めて審査会は、これについてはある意味では関与しないと、準備行為の必要性、その内容、1、2、3のうちどれかを適用するけれども、それについては審査会は、もう既に前決めたんだから関与しないと、審査会をスルーすると、そういう手續を今、伊豆市はとっているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） そういった問題が生じるために、この手續の条例につきましても、昨年度、議会のほうでも改正をさせていただいたわけでございます。

今、議員からいろいろ手續についての御質問がございしますが、手続的な流れについてはさまざまなかえ方があるかと思いますが、今回は指定管理候補者が指定管理者として適当であるかどうかを御審議いただく議案でございします。

今回の候補者は、今申し上げました公募により応募されたものでございます。それが指定管理者審査会の審議を経た後、候補者として選定されたものでございます。この候補者につきましては、これまでもほかの地域での道の駅の指定管理ですとか、運営の実績もございします。また、候補者になってからこれまで何度も協議、調整を進めておる中で、市としては円滑な指定管理が期待できるものと考えているところでございします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月19日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 2時49分

平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第3号 9月19日）

## 平成30年第3回(9月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成30年9月19日(水曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 波多野 靖明君 | 2番  | 山口 繁君   |
| 3番  | 星谷 和馬君  | 4番  | 間野 みどり君 |
| 5番  | 鈴木 正人君  | 6番  | 下山 祥二君  |
| 7番  | 杉山 武司君  | 8番  | 三田 忠男君  |
| 9番  | 青木 靖君   | 10番 | 永岡 康司君  |
| 11番 | 小長谷 順二君 | 12番 | 小長谷 朗夫君 |
| 13番 | 西島 信也君  | 14番 | 杉山 誠君   |
| 15番 | 森 良雄君   | 16番 | 木村 建一君  |

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 市長     | 菊地 豊君  | 副市長    | 本多 伸治君 |
| 教育長    | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長   | 伊郷 伸之君 | 市民部長   | 梅原 敏男君 |
| 健康福祉部長 | 村井 克代君 | 産業部長   | 堀江 啓一君 |
| 建設部長   | 山田 博治君 | 教育部長   | 金刺 重哉君 |
| 会計管理者  | 城所 章正君 |        |        |

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 浅田 茂治  | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査   | 鈴木 恵美子 |    |       |

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、多数の傍聴者の方が見えておりますので、本当にありがとうございます。

ただいまから平成30年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は10名の議員より通告されておりますので、本日と明日の2日間で行います。

質問の順序は、配付資料に記載した順となります。

本日は、発言順序1番の西島信也議員から発言順序5番の木村建一議員まで行います。

なお、議会基本条例第14条第2項の規定により、本会議における一般質問は一問一答方式で実施します。

これより順次質問を許します。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 最初に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也でございます。

きょうは、傍聴席いっぱいの傍聴の皆様ということで、大変ありがとうございます。

最初に、ただいま市長から御報告がありましたが、長期イタリア旅行ということで、無事御帰着おめでとうございます。

重要な定例決算議会の開会中、このさなかに、10日間にわたり海外旅行を行ったというのは、まさに異例中の異例であると思うわけではありますが、先ほど報告もありましたが、市長として、伊豆市長としてどのような成果があったのか。また、市民に対して御報告されることを期待しております。

それでは、本題に戻りまして、一般質問を行わせていただきます。

旧天城湯ヶ島支所の違法貸し付けということでございます。

伊豆市長は、株式会社DAIKICHI——これは東京ラスクということですが——と平成30年3月27日に、旧天城湯ヶ島支所の一部の賃貸借契約を次のとおり締結をいたしました。

契約期間は、平成30年4月1日から平成32年11月30日まで。賃料は月額28万2,578円、これは税込みということが書いてあります。年額にしますと339万円でございます。不動産物件といたしまして、土地が、要するに、天城湯ヶ島支所の中ですけれども、土地が2,746平方メートル、駐車場部分を含む。建物が、旧天城保健福祉センター、これは鉄骨造りの4階建てでございますが、そのうちの1階部分の1,629.82平方メートルを貸してあるということでございます。

この上記、今申し上げました賃貸借契約につきまして、次のとおりお尋ねをいたします。

この契約は、随意契約の方法で締結したと聞いておりますが、地方自治法第234条では、年額30万円以上の物件の貸し付けは、競争入札にて行わなければならないとしております。

この随意契約にしなければならない何か特別な理由があるのか、あるのなら御説明をいただきたいと思います。

2番目、この土地、建物の賃料は、月額28万円余りではありますが、世間相場と比べると非常に安くなっていると思われまます。どのような算出根拠をもって28万円としたのか、説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からは、まずこの東京ラスクの位置づけについてのみ申し上げ、あとは総務部長に答弁をさせます。

天城湯ヶ島支所を活用した東京ラスクの立ち位置というものは、公共施設の管理に国内で最も詳しい東洋大学の根本先生を初め何人かの専門家の方に見ていただきました。

この支所跡地を活用した東京ラスクの例というのは、全国でもモデルとなり得る成功例であるということで、大変高い評価をいただきました。

ただ、先生が心配されたのは、その意味というのが地元でしっかりむしろ理解されているのだろうかという御懸念も開示をいただいたところです。

そして、問題はこの先が大事なところで、あの位置に地域の振興の拠点として東京ラスクがあるということは、伊豆市民の利益であるとともに伊豆半島の利益。そして、伊豆半島の将来と伊豆市の将来は、方向が一致しているということなんですね。これが大事なところであって、先ほどのジオパークの件でも、会長としてはそうだけれども、伊豆市長としてどうなんだ。ここなんです、問題は。我々、余りにも長い間、伊豆半島ばらばらでやってきてしまって、今、改めて伊豆半島が全体として将来に同じ方向を向かなければいけない。そのためのオリンピックであり、ジオパークであり、そしてその中であの東京ラスクの位置、浄蓮

の滝の位置というものがポイントになってくるんです。

先般、伊豆市のDMOの中でお客様の流れを調べたところ、浄蓮の滝というのは、半島内のいろいろなところから集められる、つまり目的地なんですね。熱海に泊まった方、南伊豆に泊まった方も、移動するときに浄蓮の滝に寄られる。そのルート上に東京ラスクがあればだけの施設をこれから拡張する事業の位置づけというのは、あそこを目的地に来られるだけではなくて、これから伊豆縦貫道で入って南の方向に行かれる方があそこで寄られて、お金を落とされて地域の役に立つ。そして、その方々はさらに下田、南伊豆に行く。あるいは下田や河津に行かれた方々が、そこが目的地であったけれども、帰り際に寄って、湯ヶ島の振興の役に立つ。こういう半島内の回遊性を高めることが、伊豆半島全体の将来につながるわけです。

そのような位置づけの中にある……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） ちょっと聞いてくださいね。そういう位置づけの中にある東京ラスクの詳細について御下問でございますので、その点については総務部長に答弁をさせます。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 静かに願います。

補足説明の申し出がありますので、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、大きく2点の御質問がありますので、それぞれについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の随意契約の特別な理由ということでございますが、今回の賃貸借契約の目的、先ほど市長申しましたとおり、旧天城湯ヶ島支所の移転後の跡地を活用し、単に賃貸料の収入による経済的な利益を得ることではなく、民間活力による商業施設として活用することで、地域のにぎわいや活性化につながるということを目的としてございます。この目的につきましては、契約上、この「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」という契約であると判断したものでございます。

また、相手方としては、現在、平成22年に企業誘致により事業展開し、当初計画以上の現在実績を上げております東京ラスクがさらに事業を拡張していくものでありまして、まさしく市の政策に合致しているものと考えており、契約の目的を達成するための相手方としては最もふさわしいという判断のもとでございます。

2点目の賃貸借料の算出根拠についてでございますが、今回の貸付料につきましては、市が現在、ほかの財産ですね、ほかの貸し付けている財産と同様に、市の財産貸付料の算定基準に基づき算出したものでございます。

以上、2点をもちまして、今回の賃貸借契約について、議員主張されております違法性につきましては、当局として全く問題ないと考えております。



以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

13番、西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、市長から答弁ありましたが、随意契約にした理由ということですけれども、市長のほうから東京ラスクの立ち位置であるとか、目的であるとか、そういうことを言うておりましたが、私はそんなことを聞いているんじゃないでしょうか。いいですか。

私は、地方自治法234条に合致しているかどうかということを知っているわけでありまして、いいですか。

まず、その前に、今、東京ラスク、御存じのように旧天城湯ヶ島支所を使っているということですが、正面から向かって右半分ですね。これは昭和22年12月1日に賃貸借契約したわけですね。これは月額20万円……

〔「平成」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 失礼しました。平成22年12月1日、賃貸借契約。すみません。

月20万円で貸しているわけですが、このときの相手方は株式会社グランバーという会社ですね。これは今回の賃貸借契約では、ローマ字のDAIKICHIというふうになっているんですけれども、これはどういう関係なんですか。違う会社に貸しているということですか。そこを1つ伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 平成22年の賃貸借のときに東京ラスク、これグランバー東京ラスクという会社で運営していたということで、貸し付けの相手は株式会社グランバー東京ラスクとなっております。

今回、DAIKICHIが相手ということですが、この東京ラスクの不動産部門の管理をしているところがDAIKICHIという会社になりますので、そちらと契約につきましては、相手方はDAIKICHIとなっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） では、グランバーの管理会社がDAIKICHIという会社という今お答えですけれども、右半分の今までのところは、今もってグランバーなんですか。それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当初の平成22年の会社との契約がそのまま生きております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 同じようなことをやる会社が2つに分かれていちゃ、これはぐあい  
が悪いんじゃないかなと思うんですけれども、ここら辺は事務所の問題ですから、どういう  
ことになっているかあれですけれども、問題ですけれども、それで本題の随意契約、地方自  
治法234条の件ですけれども、契約する、伊豆市が、地方自治体が契約するに、民間なりど  
こなりと契約するについて、契約する方法があると思うんですね。それは地方自治法じゃど  
ういうふうに定められておりますか。どういう契約の方法がありますか、伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員、再三、234条の話をされていますので、御存じのことかと  
思いますが、その条文を読ませていただきます。

地方自治法の234条に、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入  
札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」。2項、「前項の指名競争入  
札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることが  
できる」という条文でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 改めて伺いますが、要するにDAIKICHIですか、この会社と  
の賃貸借契約はどれに当たっておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど自治法を読ませていただきました。政令で定める場合に該  
当するときに限ると。政令の167条の2ですね、随意契約ができる場合を1項で規定してご  
ざいます。その2号の規定に「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする  
物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその  
性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」と。先ほど1回目の答弁のときに、私  
がこの第2号の解釈について、今回の契約とあわせて説明させていただきました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、総務部長からお話がありましたが、それは今言ったことは、明  
らかに間違いですよ。いいですか。

随意契約によることができる場合、9つの要件に該当する場合に限ると書いてあるわけで

すよ。いいですか。

1番目が、売買、貸借、請負その他の契約ですね。それで、私が言っているのは、物件の貸し付けというところなんです。9つの要件のうちの1つの物件の貸し付け、これは30万円以上の物件の貸し付けの場合は、一般競争入札にしなければならないと、こう書いてあるわけですよ。

今、総務部長がおっしゃったのは、2番目の、今言ったのは、私、1番目ですよ。総務部長が言ったのは2番目。「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」。2番じゃないんですよ。1番なんです。貸借は。1番なんです。ちゃんと書いてありますよ。

これ何かというと、これは地方自治法施行令、今言いました地方自治法施行令の167条の2ですよ。総務部長が言ったのは2番目のことですよ。私が言っているのは1番目のことなんです。貸借のことを言っているんですよ。貸し付けのことを言っている。貸し付けのことは書いていないじゃないですか、2番目には。

それで、2番目は何かというと、不動産の買入れ又は借入れ契約というのは、どういうことかということ、一般的には、普通地方公共団体が特定の土地又は家屋を買入れ又は借り入れる必要がある場合に締結するもの。要するに相手が決まっているわけですよ、借り入れる。相手が誰だというわけじゃなくて、相手はもう決まっているんですよ。それは適さないと、そういうことなんです。それが2番目なんです。よく読んでくださいよ。

だから、1番目には該当しないと。1番目の30万円以上の物件の貸し付けについては、一般競争入札にしなければならないと、書いてあるじゃないですか。ちゃんと政令を見てくださいよ。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、確認させてください。

議員の御指摘は、今回の件が違法だと言っているんでしょうか。それとも、そもそも東京ラスクとは賃貸借契約しています。それ全体として違法だとおっしゃっているんでしょうか。これどちらかを確認させていただきたいんです。

○議長（三田忠男君） 西島議員、質問権ですので、反問権じゃなくて質問権ですので認めておりますので、西島議員、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） すみません、議会では、要するに我々は正確に質問に答えなければいけないので、質問を正確に御理解しなければいけないわけです。これは議会のほうでお決めになったルールで、質問の趣旨が正確にわからないときには、質問させてくださいということを議会でお決めになったことですので、ですから、私は、今、随意契約が違法だとおっしゃっているの、それは今回の件を指摘されているのか。東京ラスクとはずっと賃貸借の契

約ですので、それ全体としておっしゃっているのか、そこを確認してくださいということをお聞きしているわけです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

西島議員。

○13番（西島信也君） とめておいてくださいよ。

○議長（三田忠男君） はい。

○13番（西島信也君） 今、市長からわからないからといって、そういう質問、そんなことがわからないんですか。私は、それこそ市長が市長としての理解力がないと思いますよ。そういうことを聞くんじゃね。

私をもっと、もっとというか、言いますけれども、私が言っているのは、前のやつ分も私は違法だと思っていますよ。前のやつ、右半分のやつもね、あれは減額貸し付けということでしたからね。減額貸し付け自体が違法なんです。これについても、これについてもじゃなくて、これは違法だと、地方自治法234条、政令167条の2項に違反していると、こう言っているんですよ、私は。いいですか。

だから、とにかく、これは大体もとは、総務部長の言っている意味が、2号のことを言っているんですよ。私が言っているのは1号のことを言っているの。1号が何かというと、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が契約の種類に応じて定める一定の額、さっき言った30万円というのは、貸し付けの場合ですよ。一定の額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。

これをクリアしているということだったら、伊豆市の規則で貸し付けの場合は、幾ら以下はいいということを決めているんですか。それはいいとして、さっきのが答えです。わかりました、市長。わかった、わからない言ってください。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの点についてお答え申し上げます。

まず、今回は企業誘致の案件ですので、一般的に公共事業をやるときに、行政が伊豆市として必要な事業を、要するにこちらに必要性があってやっていただく。それで、やりたい業者さんがいっぱいいる。そういうときに一般的に競争入札で、どこでもできる会社がたくさんある中で価格で競争してくださいという方式をとるわけですね。

企業誘致は、この10年間ずっと何度も申し上げているんですが、我々がお願いしているわけです。どこかの会社に来ていただきたい。

東京ラスクの場合には、そもそも当時の、今とは議員構成違いますけれども、当時の議員の皆さんが釜石まで行って、どうか伊豆市に来てくださいというところから、これが企業誘致と一般的な行政サービスを提供する場合の公共事業との違いであって、企業誘致の場合には、したがって、ほとんど随意契約であるわけです。価格だけ、例えば天城湯ヶ島支所を借りる人はいますか。その中で一番高いところですよということを一般的にはやらないんですね。

提案いただいた内容を審査して、一番内容がよかったところと随意契約を組むわけです。これが一般的な企業誘致なんですね。なぜならば、お金だけじゃなくて、その事業の質が地域にとって大事なので、提案内容を見て随意契約するのが一般的な企業誘致。ほとんどこのケースです。ですから、これは伊豆市だけではなくて、都道府県でも、市町村でも、この方式を大体とっています。

そして、具体的に東京ラスクの件は、最初からプロポーザルをやって、随意契約をやって、1回目は減額だったんですが、これ議員、もう裁判所で決着ついている案件で、西島議員は、ずっと違法だ、違法だとおっしゃっているけれども、既に裁判所では、これは合法だと認定されている案件です。これは西島議員の……

〔「それは違うよ。天城会館のことを言っているんじゃないか」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 西島議員の選挙事務所で書かれたチラシで、私に対する湯の国会館と東京ラスクと天城会館と3件あった中で、正確に……

〔「議長、変なこと言わせないでよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 自分が不利になるととめるのやめてくださいね。今、東京ラスクの件を話しているんですから。

湯の国会館と東京ラスクと天城会館の3件を書かれた中で、西島議員の事務所で書かれたんですよ。その中で私が訴えた方は、特に東京ラスクの天城支所の件が問題だと裁判所で言ったんです。それ全部精査をして、全ての資料を見て、裁判所で合法だと判定を下されているわけです。これもう裁判所が決着していて、それに対して唯一、違法だと言っているのは、西島議員お一人であって、これを議場においてですよ、裁判官が、裁判所が認めたものを、議員が私は違法のほうがいいと思うから、違法だ、違法だと言っていたら、議場における議論が進まないですよ。ですから、私、さっき確認をしたんです。今回の件ですかと。そもそも東京ラスクとの契約全部が違法なんですか。つまり、そもそも東京ラスクとの契約は、合法性が裁判所で既に認定されている案件ですから、そこは1回御理解をいただかないと、議場での議論にならないんですよ。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長は、この234条の件について裁判で決着がついている。東京ラスクの件は裁判で決着がついているとおっしゃいましたので、これは重大なことをあなたはおっしゃっていますよ。

一つ市長に伺いますというか、約束してもらいたいんですけれども、裁判記録を出してくれますか、私に、裁判記録を、そのときの裁判記録、どうなったということを出してくれますか、どうですか、言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは私が議場で前からお願いしている話で、中には個人名が入っていますから、ですから、よろしければ全部出すと私は言っているんですよ。私は、当時、対象になった方に、実は内諾を得ていますので、もう当時の判決文、それから必要であれば、途中の裁判記録も全部お出ししますので、確認をしてください。もう判決出ていますので。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、裁判記録出してくれるということですね。では、これ議会で約束したことですからね、ちゃんと出してくださいね。

それで、私が思っていることは、思っているというか、感じていることは、市長は、よくもこれだけべらべらとうそのことが言えるなど。あんた言っているのはうそですよ。うそのことを言っているなど。

〔「議会で反論しないの。うそなんて」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） そうなんですよ。だって、そんなことは何にもないですよ。そんな裁判で東京ラスクの月額20万円が正当であるなんて、そんなことは一つも正当だなんていうことは言っちゃいけないですよ。それでも出してくれるというから出してもらう。いつまでにしてくれるか、ちょっとお伺いします。

○議長（三田忠男君） 本来とは関係なくなっていますけれども……

○13番（西島信也君） 関係なくない、重大なことですから。

○議長（三田忠男君） 総務部長から答弁を求めます。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど随意契約について御質問いただいた件について、まず1点目、平成22年に減額貸し付けした契約について、当然議員御存じのとおり、議会の議決の事件として適正な対価なくして財産を貸し付けることは議会の議決要件ですと。向かって右側の旧支所につきましては、当然当時の平成22年の議会でも説明しているとおり、通常の市場価格よりも企業誘致という点を考慮して、減額して貸し付けますということを議会にお諮りして、議会の議決を得たものでございます。当時の平成22年の契約、先ほど違法があるとおっしゃいましたけれども、しっかりした議会の手続をとった契約ですので、何ら違法性はございません。

それともう1点、先ほど議員がおっしゃられた随意契約ができる地方自治法施行令第1号に、当然同じようなこと書いてあります。売買、貸借、請負、その他の契約でと書いてありますので、まず契約の中の例示、この3つを挙げてあるだけでございます。当然伊豆市では、工事請負については130万円以下、物件の貸し付けは議員おっしゃるとおり30万円以下という、いわゆる少額随契というものです。この施行令の167条の2の1号から9号まで規定されていますが、当然どれか、いずれかに当たれば随意契約ができるものです。今回、貸し付けは当然30万円以下には該当しませんので、第1号には該当しません。ですので、2号

の先ほど申したとおり、契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」ということで、この2号の適用を考えて締結したものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） まず、最初に私が先ほど市長に問いかけた、いつまでに出してくれるかということをもまず答えていない。いつまでに裁判記録を出してくれるか。月額20万円が正しいという裁判記録をいつまでに出してくれるかということ、それを教えてください。それが1点。

それから、私が言っているのは、私は、前回の平成22年のときのやつは、これは議会で議決された、議決されたと言うが、これは確かに議決されましたよ。だけど、私は、内容が違法な議決は無効だと書いてあるわけですよ、違法な議決は無効だって。私、違法だと思っている。ほかの人はどうか知らないけれどもね、違法だと思っているからね。だけど、私は、そのことを言っているんじゃないんですよ。

私が言っているのは、あれは値段のことを言っているんです。あのときは、曲がりなりにも公募したんですよ。公募した、あのときは、曲がりなりにも。皆さん、知らなかったけれども、公募した。今回は公募していないじゃない。一般競争入札していないじゃないかなと、そういうことを言っているんですよ、私は。論点をすり変えないでくださいね。お願いします。

そういうことで、まず第1のいつまでに出してくれますかということ、それを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 裁判記録は市長室にありますので、きょう昼休みに議会事務局のほうにお持ちします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それで、先ほど言った、私が聞いているのは、聞いているのはですよ、234条に金額の高い安い、平成22年当時の金額の高い安いは私は言っているわけじゃないですよ、今回は。それよく考えてくださいね。

それから、3番目に市長が言ったやつが、ちょっとよく覚えていないから、私もあれなんだけれども、それについても言いたいんだけど、先へ進みますね。

とにかく9つの要件には該当していないということを言いたい。だから、これは完全に地方自治法違反だということですよ。

それで、今、金額の問題が出ましたが、要するに今回は28万円で貸しているということが

ありましたね。その前に、30万円、先ほど部長がおっしゃった30万円は、物件の貸し付け30万円は、30万円以下だからいいんだということを言いましたね、たしか。言いましたよね。年額ですか、月額ですか、どっちのことを言っているんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 167条の2の第1号で定める、政令と規則で定める、さっき言いましたように、工事でいえば130万円、物件の貸し付けでいえば30万円、これは年額でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、言ったでしょう。年額で言えば幾らになるか、339万円ですよ。339万円。30万円以上じゃないですか、そこはどうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど言った、いわゆる少額随契は、物件でいえば、年額30万円以下であれば、当然施行令の規定に基づいて随意契約ができます。今回は30万円を超えていますので、この第1号の規定によって随意契約したものではないと再三申しております。

第2号の賃貸借契約自体の目的が、価格の競争によって入札をするものじゃないということとを判断したもので、この2号で随意契約を結んでおります。

1号は該当するということは、一切申してございません。

それと、平成22年の契約については、先ほど議員が違法な契約であると申したので、私は当時、適正な議会の議決の手續を得ていると申したまでです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、私は、今問題にしているのは、平成22年のことを言っているんじゃないですよ。今回のことを言っているんですよ。あなたが言うから私は言っただけの話でね。

さっき言った話では、年額30万円以下だからいいんだということを言いましたよね。言いましたよ、たしか。だから、それはおかしいということ。

今言っていることは変わって、1号じゃない、2号だと。私言ったでしょう、さっき、2号というのは何かというと、2号というのは、一般的には普通地方公共団体の特定の土地、また家屋を買い入れ、または借り入れるんですよ。相手が固定している、確定しているときのことを言っているんですよ。それはだれが見たって、それはそうでしょう。そんな複数の



人が持っているわけじゃないからね。いずれにせよ、今ずっと一連の流れで言っていることは、全然答弁になっていないということですね。

お金のことで言いますと、さっき貸付料の算定基準で決めてあると、この28万円は月額、言ったでしょう。

お伺いしますが、伊豆市の貸付料算定基準はあるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、先ほどの随意契約の167条の2の1号について、私は30万円以下であれば随意契約はできますよと、少額随契ができますよと。今回は30万円を当然超えておりますので、この167条の2の2号の契約の性質が競争入札に合致しないということで、最初からこの2号該当だということは申しております。

それと、貸し付けの基準につきましては、内規として市で定めておりまして、今回の旧天城支所、保健センターに限らず、この基準を用いて、ほかの財産についても貸し付けを行っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 内規として定めてあるのなら、内規というのは紙に書いてあるんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 紙に書いてございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、内容はどういうふうな内容になっていますか。貸し付けの乗率は幾らになっていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 土地と建物ともにですけれども、実勢価格に対する100分の3の率になっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） まず、その貸付算定基準なるものを出してくれますか。もしあった

ら、昼までに出してください。

それから、今100分の3とおっしゃいましたね。この100分の3というのは、非常にこれは安いですね。何で安いかというと、いいですか。静岡県の算定基準というのがあるんですよ。そこに静岡県出身の方もいらっしゃいますがね。県有普通財産の貸付基準等算出基準というのがあるんですよ。それによりますと、土地の評価額に貸付面積をかけると。それに土地ですよ。土地は100分の4。しからば建物は幾つか。建物は100分の7となっているわけですよ。何で伊豆市だけが突出して安くなっているんですか。それは県のを参考にしなかったんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） いろいろな自治体とか県とか、民間もそうなんですけれども、土地、土地によって、地域、地域によって、貸し付けの率といいますか、アパートの賃貸料なんかも決まってくると思います。

ただ、市場がどういう実勢価格に対する何%かというのは、正直言って民間の率というのは持っておりません。また、市としても、逆に市が借りる場合も多いわけです。前々から問題になっている公共施設の底地の土地の賃貸借ですね、これらもほぼこれに近いような数字で結果的には借りているというのが現状です。

仮に議員おっしゃるとおり、市が貸す場合、貸付料の率をどんどん上げた場合、逆に今度は市が借りているものについても上げていかなきゃならないということもございますので、当然借りているもの、貸しているものについては、旧4町からそのまま引き継いでいるものも多いものですから、市としては、この100分の3というのを当時設定しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、そういう市場調査とかやったんですね。そういうのをやってみて100分の3にしたと。ただ100分の3くらいじゃないかと。そうするんだったら、もっと県とかほかの自治体のやつを参考にしなきゃならないんじゃないですか。急に100分の3と云って、それはあれですよ、筋が通りませんよ。

いいですか。今、アパートのあれがどうだとはおっしゃいましたが、民間ではどうなっているかといいますと、民間では大体10%ですよ、評価額の10%、民間ではね。その辺どう考えますか。私、普通の不動産業者から聞いた話ですけども、大概、建物の場合は10%だよと。もしくは十二、三%いく場合もあるよということを聞いているんですが、そこら辺も調査しましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃられた評価額の何%かということなのですが、市の場合は実勢価格でやっております。固定資産税の評価額をさらに実勢価格に導いておりますので、仮に評価額でやった場合は、0.7で割り返すと4%、100分の4以上になるというものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 普通、実勢価格というと、評価額より高いんじゃないかなと私は思っているんですけども、とにかく昼までに算出基準を出してくださいね、あるというんだったらね。

それで、この月額28万円という価格ですけども、これは見積書をとったんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市の財産の貸し付けでございますので、市の不動産鑑定士の価格からそれぞれ貸付面積、今回の保健福祉センターは、2階をまだ市のほうが使っております。当然駐車場のほうも市と一緒に使うということで、1階、2階のそれぞれの面積から案分してこの金額を出してございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに見積書はとっていないということなんですね、見積書は、業者からの見積書。予定価格もないということで、これは要するに談合で決めたということですか。そうじゃないですか。要するに業者と、東京ラスクだかDAIKICHIだかわかりませんが、その業者と談合で決めた、そういうふうには断定せざるを得ませんね。

それから、今、先ほど今現在、東京ラスクが稼働している、向かって右側半分の土地、建物ですけども、これは先ほどから話出ていますが、平成22年に減額貸し付けということで議会の議決をとったわけですね、減額貸し付け。あのときは何かというと、要するに価格が、そのときの説明では、価格が月額20万円ということにしているんですけども、本当は鑑定をしたところ、58万円だか59万円だったということで減額貸し付け、安く貸し付けていると。今回の場合はどうですか、安く貸し付けているんですか、貸し付けていないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申したとおり、不動産鑑定価格、いわゆる実勢価格に基づいて、市の貸付基準の率を掛けて貸し付けておりますので、適正な価格と判断しております。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 適正な価格、今の金額は適正な価格、100分の3、一番それが問題だと思っただけけれども、それがどうかということもあるんですけども、一応適正。

そうしましたら、向かって右半分の減額して貸し付けしているわけですね。それをもとに戻すという考えはないんですか、伺います。これちょっと関連、これそのものじゃないけれども、関連して伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当時、減額貸し付けということで議会の議決をいただいております。定期建物賃貸借契約に基づいて契約書がございますので、現在、その契約期間中でありますので、見直しは考えてございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 見直しは考えていないといっても、平成22年のときの契約書、私持っているんですよ。いいですか。そのときに、平成22年の貸し付けたときの契約書、賃料と、その3番目に、土地、または建物に対する租税その他の負担の増減、土地、または建物の価格の上昇、または低下、あるいは近隣同士の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合、甲及び乙は協議の上、賃料の改定を請求することができる、こうなっているじゃないですか。まさにこの左側半分が右側半分と違う基準で定められていますよね。まさに変わっているわけじゃないですか、比較して。何で変えようとしらないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当初の賃貸料をなぜ変えないかということですがけれども、何度も何度も申し上げているとおり、我々は今、伊豆市の中の将来の活力と、それから地域の雇用を確保するために、企業誘致というのは全国で競争しているわけです。伊豆市だけではない。伊豆市はどちらかというと、今、若い人たちの処遇は苦しい状況にあるわけですね。そして、お願いして、お願いして、議員がお願いに行って、議決を経て、それで価格を決めさせていただいたわけです。その議会で決めていただいた価格を、今、議会の中の議決と無関係に一議員から御指摘があったからといって、行政からですよ、行政から変えてくださいということ仮に提起したとすれば、大変残念ながら、先方さんはビジネスの世界ですから、やはりそこは人間関係というものが損なわれることを我々は危惧するわけです。これは、1つは、まずビジネスとして人間関係、信頼関係を維持する必要性が行政にも議会にもあるだろうという1つ。

それから、もう一つは、今まさに月ヶ瀬インターができて、天城北道路ができて、土肥とか湯ヶ島、今、修善寺は本当ににぎわっていますよね。それと同じように土肥とか湯ヶ島、これから地域づくりをやろうというときに、我々はまだラスクだけではなしに、今、湯ヶ島はこれからも新しい投資が実はふえているんですけれども、全体として活性化したいときに、やはりそこは今までの延長線上でぜひ一緒にやらせてくださいという姿勢を変えないほうが、地域のため、市民の皆さんのより大きな公益のためになると私どもは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長から今お話があったんですけれども、議員がお願いに行った、誰がお願いに行ったなんていうことは、私はお願いに行っていないよ。誰がお願いに行ったにせよ、法律とか約束とか、そういうのを守るのが行政じゃないんですか。そんなにぎわいづくりだ何だなんて、どんどん変えていっていいんですか。

現時点で主要目的の第4条に、近隣同士の建物の賃料を比較して賃料が不相当だった場合と書いてあるじゃないですか。今、不相当になっているんですよ。右側半分と左側半分の、これ違うんじゃないですか。

あのときの、これは減額貸し付け、この28万円は減額貸し付けじゃないと言っているわけですよ。あっちのほうは幾らかというと、前のあれによると、市議会の会議録を見ますと、六百何十万円ということをしているんですよ。六百何十万円減額して貸し付けしたと。それはそういうことになったからしょうがないと言えばしょうがないんだけど、何で合わせようとしらないんですか。何で片方はグランバーで、何で片方はDAIKICHIなのか。全然そういう事務的なことは何にもできていないじゃないですか。

誰がお願いに行こうと、にぎわいづくりがどうだろうと、法律とか規則とかそういうのを守るのは市の役目じゃないですか。行政の役目じゃないですか。そんなことをいったら、何だって理由はつけられますよ。そのために法律があるんです。規則があるんですよ。こうやって契約書だってあるんですよ。そこがおかしいと思うわけですよ。言っていることが全然答弁になっていないからしょうがないんだけどね。

では、もう時間もないから次にいきますけれども、私も時々、東京ラスクに買い物に行くわけですが、旧天城支所の要するに東京ラスクの玄関の横で、野菜、そのほかを売っている業者さんがいると思うんですよ。これは東京ラスクさんじゃないと思うんだけどね。これはどういう関係になっているんですか。伊豆市が玄関のところだけ、入り口のところだけ、その業者に貸しているわけですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 恐らく右半分の平成22年にお貸しした入り口ですね、出入り口、今の東京ラスクの売店のあるほうの出入り口のところで、地元産の作物であったり売って

いることかと思えます。こちらは東京ラスクに貸し付けているところですので、その販売されている方と東京ラスクとの約束でその販売をしていると思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） これも平成22年のやつですけれども、その中に7条に禁止事項があるんですよ、禁止事項。乙というのは業者側、甲は伊豆市。乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本件建物の一部につき第三者に賃貸権を譲渡し、または本件建物の一部を転貸してはならないと書いてあるわけですよ。これおかしいじゃないですか、どうですか。禁止事項。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この第7条にはそう規定しております。入り口のところでそういう一時的に机とかテーブルを置いて農産物を販売する行為が、これが7条でいう転貸に当たるかという、私は当たらないと思っております。いわゆる使用の許可ですね、一時使用の許可ですので、この転貸というのは、借りたものをまた第三者にそのまま貸すということを行いますので、我々行政側も貸し付けと使用許可というのは使い分けをさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、総務部長さん、そうおっしゃるよね。普通の人はそうは思わないんですよ。

一時的にと言いましたけれども、あそこでやっているのは、もう何年もやっているわけですよ。1回や2回じゃないでしょう。毎週やっているわけでしょう。そこら辺がおかしいと。これは全然市民感覚から離れていますよ、全然。これは早急に、これは私も思ったんですけども、ある天城湯ヶ島の市民の方からも言われたんですよ。私、言われなきゃだまっていようと思ったんですけども、これはおかしいと。これは行政の信頼性がなくなる大もとですよ、こういうこと、そんなことを言っていて許していたんじゃないね。ぜひ早急に改善してもらいたいと思いますね。

それから、今度の28万円の左半分ですけれども、これは1階部分だけ貸してあるわけですよ、1階部分だけ。それと敷地の一部。しからば、2階部分とその上はどうするおつもりですか。そのままにしておくんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 2階部分につきましては、現在、市が備品とかいろいろなものを倉庫として使うということで、この平成30年度当初は、1階を東京ラスク、2階は市が使い

ますということで、今年度、賃貸借をしてございます。

来年度以降につきましては、当然市の備品、倉庫として使っているものですから、市のものでどこに動かすとかという協議をしながら、平成31年度につきましては、2階はどうかということとは協議してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 2階は倉庫として使っているということですが、私はついせんだって見てきたんですよ、2階も、がらがらだったですよ。1階もがらがら、2階もがらがら。倉庫なんか、何にも品物なんてなかったじゃないですか。もう半年過ぎたんですよ、4月から。何で倉庫に使うなんて言うんですか。いつから倉庫に使うんですか、何月から倉庫に使って、半年間だけ使うんですか、それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 一部には1階で置いてあった調理実習室ですか、置いてあったものとかを2階に上げてございます。あと旧湯ヶ島小学校を解体、改修するとき、あそこにあった井上靖の資料なども、最初は保健センターの2階に持っていく予定でしたけれども、ちょっと人手が足りないということで、今、別のところに保管してございます。当初、貸し出すときには、市のそういう予定でございました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そうする予定だったけれどもしていなかったなんていうことをおっしゃっていますけれども、とにかく1階部分を何にも今使っていませんよね。これは東京ラスクさんの考えだからあれですけども、2階も使っていない。無駄じゃないですか。何のためにあなた、天城支所を移転したんですか。私はそこら辺が全然わからない。全然計画性がない。おかしいと思いますよ。

2階もどこかに貸せるとか、あるいはちゃんとして使うとかしなきゃ変じゃないかと思うんですけども、どうですか。そこら辺、市長はどう考えていますか。1階部分だけ貸していたって、1階だって今何にも使っていないですよ。2階だって何にも使っていない。3階、4階は使う予定はないかもしれないけれども、どう考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この議論を伺っていて、やはり産業振興、企業誘致、それから経済強化というものは、やはり行政でなくてビジネスが第一当事者だなという気がしております。

いろいろなビジネスをやっている方に伺いますと、やはりなるべく自由に使いたいんですね。ですから、使える物件であればあるほど、一般的には取得したがるんですね、ある程度

財力のある方は。そして、自分の思うようなビジネスを展開したい。それがむしろいわゆる個性のある事業になって成功していくわけです。

公共でやりますと、大体、皆さんの意見を伺って平均点にしちゃって、あれがだめです、これがだめですとなって、大体詰まってしまうんですが、そこで今回は何年も皆さんにお話ししていますとおり、あのところの公共の施設を湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園に移して、そして今の旧天城支所全体を東京ラスクに使っていただくということで、社長さんから説明会をやっていただき、地元の皆さんにも、議員の皆さんにも御説明をいただいた。今そのちょうど改修途上にあるわけですね。

一般的には、この状況の中で、今この状況で、社長が何億円もの投資をするというのは、普通は考えにくいですね。やはり湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園に移転をして、そして全体を自分がオーナーとして使えるようになって、全体の設計図をつくってから投資するというのが普通はビジネスの一般的だと思うんです。そのほうが全体としてうまくいく可能性が当然高いわけですから、私はここ数カ月とか1年、様子を見ることは、何ら違和感がないと思っています。むしろしっかりとして全体計画をつくっていただき、そして地域の皆さんに提示をしていただいて、改めて事業拡張というものを試みていただければ、大変ありがたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 時間もなくなってきましたからあれなんですけれども、今、市長の話聞いてまして、考え方がよくわかりましたよ。市長は、ビジネスのために、業者のために、あるいは民間企業のために何かしてやろうという考えなんです。そうじゃないんですよ、行政というのは。行政というのは、あくまでも住民の福祉を最大限に推し進めることが行政の役割なんです、市長の役割なんです。それが市長は全然欠けている。住民の福祉ということ、あるいは住民の利益ということは何にも考えていない。これは全くおかしいということと、この契約に関しては、地方自治法234条に違反しているから無効であると思えます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 最後に大変とても大切な御指摘をいただきましたので、ここは答弁をさせていただきます。

市長は産業振興を考えている、そのとおりです。なぜならば、将来の市民の皆さんが、皆さんが将来にわたって必要な、日々の生活に必要な行政サービスを維持するためには、どうしても財力、活力が必要になるわけですね。人口が減っていく中で、皆さんも日々の行政サービスを提供し続けるためには、やはり一定の経済力、産業力が必要になってくるわけです。ここは本質のところであって、商売人のためにやっているわけではなくて、住民の皆さんの



行政サービスを維持するためには、経済の活力が必要になるということです。それは私は、多くの市民の皆さんに御理解をいただいていると考えております。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。2番、山口繁でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、今回のタイトルを「東京2020大会開催に向けた取り組みについて」ということにさせていただきました。

皆さん、御案内のようにきのうの新聞報道でほとんど何も決まっていないと。特に競技開催市が担う役割の大きなものに観客の輸送というのがあるんですが、観客がどれだけ来るのかわからない。したがって、どういう予想をしていいかわからない。それが何にもわからなければ、市長のコメントも掲載されていましたが、来年度の当初予算も組めない。何にも決まっていないということですから、何にも決まっていない中での質問で、大変厳しいものがありますが、時間の許す限り頑張ってみたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

東京2020大会開催に向けた取り組みについて。

世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックの東京2020大会開催まであと2年を切りました。大会本番に向けて、競技開催市としての役割の中で準備を進めなければならないさまざまな事項があろうかと思えます。その中で、これまで実施してきたもの、これから着手すべきものについて解説願いたい。そして、それらの中で重要なポイントとなるのはどのようなものなのか、それに伴う市の財政負担はどのようになるのかといったところが市民の関心のあるところではないかと思えます。

そこでお尋ねします。

1番目は、大会開催準備ということであります。

お尋ねするのは、いずれも市長にお願いしたいと思いますが、①本大会開催まで、フルに1年間活動できる年度は平成31年度となります。その予算編成に差しかかる時期となります

が、準備のための必要な取り組みにどのようなものがあり、その予算措置についてどのように構想しているか。

②大会開催に向けて、庁内組織として、産業部内に東京オリンピック・パラリンピック推進課を設置、スタッフを配置して業務を進めています。

昨年6月定例会の一般質問において、伊豆市職員の定員管理制度について取り上げ、いまだ確立されていないのは将来に向けての不確定要素、特に東京2020大会運営でどのような要員配置が必要なのか精査できていないという趣旨の答弁を受けました。

開催まで2年を切ったこの時点で、大会準備、運営にかかる要員配置が明らかになっているようなら、大会開催までの準備、本番時の運営それぞれの対応についてどのような見通しを立てているのか伺いたい。

③東京2020大会開催に向けて取り組むべきことが総合計画の中に示されています。特に、「安全で快適な道路空間の創生」事業の中で、大会開催に向けて選手や観客の円滑な移動に資する基盤整備の促進があります。また、「外国人観光客等の誘致の促進」とありますが、これは推進の間違いでした。事業では、クレジットカード決済、公衆無線LAN、多言語案内看板の整備からユニバーサルツーリズムの推進まで5項目が示されています。これらについての現況と今後の見通しについて伺いたい。

2番目として、機運醸成と大会後のレガシーであります。

①大会開催に向けて市民の意識の高揚、機運の醸成が必要と思います。現時点における市民の意識や関心の度合いについてどのように評価をしているかということと、さらにそれを高めていくことが必要であるならば、どのような施策を展開していくのか、その点について伺いたい。

②大会開催後のサイクルスポーツセンターやロードレースコースの利活用の方向性について、施設所有者、競技団体、自治体等の関係団体による協議が始まったと聞いており、静岡県全体を「サイクリストの憧れを呼ぶ聖地」となるよう取り組んでいくということのようです。

この協議には、競技開催施設が立地する伊豆市としてかかわっていくことになると思いますが、どのような方針で臨むのか。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、伊豆市の立ち位置が非常に微妙でして、開催場所ではございますが、東京2020大会においては、まず組織委員会との交渉窓口というのは静岡県になっています。そして、特に市民の皆さんの負担につながる2020大会の役割分担、費用負担については、去年、平成29年

5月31日に東京都、それから東京2020大会組織委員会、それから国、そして静岡県によって大枠の合意がされたわけです。それから、ボランティアなんかも伊豆市は先行して始めたんですが、今は県のほうで統一して準備を進めておりますので、小山町も含めて県のほうがそういう交渉の窓口になっています。その中で、先般申し上げたとおり、伊豆市がやるべきことがほとんど決まっていないので苦労しているということなんですね。

まず、会場整備がありますが、会場整備については、私は市長として伊豆市の税金は使えない。なぜならば、組織委員会のほうから仮設でつくるのではもったいないから、既にペロドロームがある伊豆市を使わせてくださいときたわけですから、使わせてくださいの伊豆市がさらに会場整備にお金を出すのは、これはさすがに理屈が通らないので、会場整備については伊豆市は負担は考えられませんと。

唯一あり得るのは、サイクルスポーツセンターの中を組織委員会なり県なり、どういう役割かはまだわかりませんが、付加価値が高くなったときには、固定資産評価が上がることになろうかと思えます。そのようなときに初めて伊豆市が何ができるのかを検討する余地が少し出てくるというのはありますが、会場整備には伊豆市が公金を充てることは現在考えておりません。

修善寺駅から会場までは、御承知のとおり、間の真ん中は県道ですけれども、駅から修善寺醤油屋さんのクランクまで今やっているところ。それから、最後の3差路から上まで、これはことし、社会資本整備交付金、満額いただきましたので、何としても間に合うように、これは市の責任として整備をさせていただく。

最後のいわゆるおもてなしのところですね、ここが修善寺駅に一体何人来られるのか。トラックであれば三千数百ぐらいになるんでしょうか。まだ実は座席数も公表されていない。その中で、一般の観衆が何人であるのかもまだわからない。そのうち何人が修善寺駅に来るのかもわからない。

それから、マウンテンバイクは1万人になるのか2万人になるのか。仮に2万人で準備しろといっても、あの修善寺駅で何千人、それもひょっとしたら同じ時間帯に来られたときに責任を持ってお迎えしろと言われても、西口広場に仮設トイレぐらいは並べることはできるだろうけれども、物すごく暑い日、大雨の日、どんな日であっても、必ず何千人受け入れますということは、ちょっと想定しがたいですね。今、そんなことを県のほうには、県を通じて組織委員会で早く決めてくださいというお願いをしているところです。

先般の会議では、今年内――すみません、年内だったか年度内だったか忘れたんですが――に輸送計画案が出るという話でしたので、ちょっとそれでは来年度予算に間に合いませんという話をさせていただきました。

さらに、具体的には、議員から御指摘もありました。受け入れ体制として、将来につながる電子決済とか、それから無線LANとか、それから多言語化というものは、伊豆市、伊豆半島が将来より多くのお客様に世界中から来ていただくということのために、この東京2020

を目標に整備をしたいということでございます。

なお、今回改めて思ったんですが、自分でユーロ圏に行ってきたして、空港で、会議ですから、何か遊ぶというお金は要らないんですが、それでも夕食ぐらいはかかると思って、5万円両替したら、260ユーロ戻ってきて、260ユーロを割り返すと3万5,000円にしかならない。つまり空港で両替すると3割も減っちゃうわけです。これはやはり現金にかえる人はいないですね。ましてや、アジアに来れば、ユーロはないわけですから、日本に行って、韓国に行って、台湾に行こうと思ったら、その都度、もう最後はなくなっちゃいますよね。やはり電子決済は進むだろうなど。これは何としても、この1年半の間に整備をさせていただかないと、結局、将来に向けてのインバウンドの推進にもうブレーキになってしまうなどいうことを痛感した次第でございます。

その他御下問の点については、産業部長に答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありましたので、産業部長、お願いします。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず最初、大会開催準備についてお答えします。

①についてでございますが、市長が答弁しましたとおり、役割分担及び費用負担ははまだ明確になっておりません。伊豆市としてやらなければならないことを想定しながら取り組むことが重要であると考えております。

修善寺駅周辺での観客へのおもてなし、多言語対応など、現在、市役所内において、大会を成功させるために全庁的な取り組みについてヒアリングを実施したところでございます。

今後、静岡県等との役割分担の中で、シティドレッシング——これは町なか装飾になりますけれども——や観客の待合場所等のラストマイルの一部について対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、②についてでございます。現在、伊豆市では、市役所内にオリンピック・パラリンピック推進課としまして、課長以下7名の職員が勤務しており、大会の成功に向けて努力しているところでございます。また、組織委員会へ職員を3名派遣しております。組織委員会からは、大会まで現在以上の職員派遣を要請されておりますが、市としてはこれ以上の職員派遣は厳しい状況でありますので、県と調整していきたいと考えているところでございます。

大会運営にかかる要員配置につきましては明らかになっておりませんが、長野県白馬村で開催されました長野1998冬季オリンピック大会では、白馬村の職員は、県や近隣市町村からの応援により支援体制を構築したと聞いております。東京2020大会においても白馬村同様に職員の出役は考えなければならないと思っているところでございますが、これにつきましても近隣市町、静岡県と連携をとりながら構築していきたいと考えているところでございます。

続きまして、③についてでございます。まず、「安全で快適な道路空間の創生」事業の基盤整備の促進につきましては、現在、市道3路線について、大型車両同士の対面通行が困難

であることから、拡幅工事及び交差点の一部改良工事を実施しており、平成31年度末の完成を目指しているところでございます。

次に、「外国人観光客等の誘致の促進」事業でございますが、クレジットカード決済につきましては、7月12日に伊豆市産業振興協議会主催の「キャッシュレス決済説明会」を開催しました。今後は、タブレット等を使用した決済システムについて、市内事業者への機運醸成と理解促進に努めていく予定でございます。

公衆無線LANにつきましては、平成26年度に市内の防災拠点8カ所、観光拠点5カ所の計13カ所を整備し、平成27年度には修善寺温泉を中心に観光拠点13カ所を整備しました。市営の公衆無線LANアクセスポイント26カ所が整備されております。また、修善寺駅構内につきましては、既にフリーWi-Fiが整備されていると聞いています。

競技会場内のWi-Fi環境につきましては、組織委員会が仮設で整備すると聞いております。また、大会会場外、修善寺駅から会場までのシャトルバスの乗っている間につきましては、今後、静岡県との調整になってくると思っております。

続きまして、多言語案内看板の整備でございますが、市内観光施設に設置されているメイン看板につきましては、5カ国語表記で、ほぼ整備は完了しております。

なお、ラストマイル及び駅周辺の多言語案内看板につきましては、これにつきましても、静岡県とともに統一した見やすい、わかりやすい看板の準備と整備を進めていきたいと考えているところでございます。

ユニバーサルツーリズムの推進につきましては、今年度6月21日に伊豆市産業振興協議会主催の「ユニバーサルツーリズム研修会」を開催し、理解促進を行っているところであります。9月26日には、修善寺温泉でのフィールドワークを実施し、そのバリアをハードだけではなく、ソフトでも解決するためにはどのような配慮が必要なのかを検討していく予定であり、その検討結果を踏まえまして、次年度以降の事業につなげていく予定でございます。

修善寺駅から会場までのシャトルバスの発着場所については決定されておりませんが、歩道の有無、傾斜、勾配、幅員など等の課題が生じるおそれがあり、その対策として、整備をする必要があるのかどうか、例えばボランティア等の人的支援で対応するのかについて、静岡県と検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、東京2020大会成功に向けて必要な取り組みでありますので、大会開催まで整備及び準備を終わらせ、受け入れ態勢を十分に整えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） どうもありがとうございました。

開催準備ということで、①のところからいこうかと思っておりますけれども、組織委員会と、そ

れから関係する諸団体が競技開催市の担うべき役割は何かといったとき、先ほど私が申し上げましたけれども、いわゆる輸送のところが大きな仕事なんだろうと思うんですね。それと、もう一つは、セキュリティ対策ということも、開催される自治体として担う業務だということが規定されているというふうに聞いています。

さらに、輸送セキュリティ対策などというのは、などというのはあるんですけども、などってほかに何か大きなものがあるのかどうなのか、まずそのところをお聞きしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 役割分担につきましては、平成29年5月31日に東京都、組織委員会、国、関係自治体の4者で合意したものと聞いております。この関係自治体というのは、静岡県の場合は静岡県ということで、伊豆市のほうは特にそこに参加しているということではございません。伊豆市の場合は、いつも情報を共有するために会議等には参加させていただいていますが、そこで発言権とかそういうのはありませんので、あくまでも最終的には静岡県ということでございます。その中で関係自治体として、この場合は静岡県であります。会場関係といたしまして、自治体が所有する会場施設の必要な恒久的改修、あるいは大会後も地域や住民に使用される施設等の整備、これが会場関係として関係自治体に割り当てられた役割でございます。

また、大会関係としまして、大会時の都市活動や市民生活に与える影響を最小化するための必要な輸送、セキュリティ対策などという形でうたわれております。セキュリティ対策以外という形で、やはりいろいろな形で、例えば駅にお客様が来たときに、どうおもてなしをするかであるとか、やはり会場までどう行ったらいいのかと。当然都市ボランティア等はず出てくると思いますけれども、それとともにやはり市民としてのおもてなしというのはやはり大切なことになっていくなということで考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

競技開催市というのは、伊豆市、まさにベロドロームと、それからあとコースをつくっている、マウンテンバイクでしたかね、それをやるのは伊豆市の中に立地する施設を使ってやるということで、競技開催市というのは伊豆市ということじゃないんですね。県なんですね。静岡県がいわゆる開催の自治体だということで前面に出てきて、それで今度は県と伊豆市との関係で、県がやるべきものは、これはやるよと。市としてこれはやってくれというようなことが出てくるのかなというふうに思うんですけども、その議論というのはまだまだ先だということでもよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 組織委員会から県のほうもいろいろな情報をいただきまして、静岡県と伊豆市ということもありますけれども、伊豆半島という形になると思います。小山町を入れれば、静岡県の東部全体ということになりますけれども、やはり伊豆市というよりも、伊豆半島全体でどう東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げていくかというのは大切になってきていると思います。

例えば輸送計画の会議であるとか、レガシーの会議であるとか、それぞれのいろいろな部門で会議を持ちまして、組織委員会から情報が来ない中でも、それぞれやはり取り組まなければいけないことがありますので、粛々と取り組んでいるという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

県が主体になり、その次が県と市との関係かと思ったら、まだ間に伊豆半島が入っているという、そういう意味では、随分本体の東京オリンピックの組織委員会というところからかなり離れたところに伊豆市というのは位置されちゃうのかなという。ただ単に、競技をする、ベロドロームであり、マウンテンバイクのコースが伊豆市にあるというだけのことという言い方はおかしいんですけれども、それにしても、やはりそれがあるということで、市としてはやはり積極的に関与していかなきゃいけないけれども、今の話を聞いていますと、やはり市としてもこれはやらなきゃいけないんだということで、前にどンドンしゃしゃり出ていくということにはなり得ないというような判断でいいかなと思います。

先ほど自治体としての輸送セキュリティー、セキュリティーというのは警備、どういう意味なんだろう。会場でのサイバーセキュリティーみたいなものも問題になっていますよね。東京オリンピックの本体の中ではというようなことも含まれているという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 最初は、やはり伊豆半島という言い方もさせていただきましたけれども、会場自体が伊豆市ということがありますので、やはり伊豆市としては積極的に取り組む必要があると思います。

ただ、いろいろな面で、財政的な面であるとか、その辺を言われてしまうと、なかなか難しいところがありますので、やはりしゃしゃり出ていくという言い方、なかなかそこら辺がどう対応するかというのは難しい状況なのかなと思います。

セキュリティーというのは、やはりいろいろな形で、会場も当然そうですし、テロとかいろいろな問題等も生じると思います。その辺は伊豆市ができる問題ではありませんけれども、

やはりその辺は静岡県なり静岡県警察とか、そういうところで検討して体制を整えていく必要があるのかと、思っているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） せっかくこの伊豆の地で開催するということですから、きちっと成功裏に終わらせるということで、どういう役割をするか、これから考えていかなきゃいけない。

余りしゃしゃり出て、そんなにあなたそれやりたかったら金出せみたいなことを言われても困るということもあるんでしょうけれども、しかし、最終、究極的には、この大会をすばらしいものにして終わらせる。すごく難しいですね。普通に終わらせるというのは、物すごい難しいところだと思いますけれども、ぜひまたその辺はまだあと2年、ちょっと切りましたけれども、ありますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

サイバーセキュリティーのこともわかりました。

観客の見込み方というのは、まだ全然わからないということをお聞きしていますが、それはベロドロームの今の施設が、あれたしか常設で1,800、それから今の現状の中でですよ、常設で1,800、それから仮設を1,200つくれるような状況になっているというのは、調べると3,000というのがあるんですけれども、多分、これも決まっていないということなんですけれども、本大会になれば、常設の倍ぐらいのものは呼び込むようなという仮設のさらに仮設をつくるんだろうなという感じなんです。幾ら何でも、これが5,000人、1万人になる会場にはなり得ないので、屋根も封鎖されているわけですから、そんな大きなものにはならないと思うんですけれども、それにしてもマックス、今の常設の倍ぐらいのものをお客さんと呼ぶぐらいの施設を仮設をつくってやるということになると、今度はそれがトラック競技というのは1週間でしたっけ、開催されるのはですね。簡単に言えば3,600人。3,600人をフルに入場していただくという前提で、この観客をどういうふうに運び込むのか。今まで聞いておったのは、修善寺からあげますよとか、伊東からあげる道もありますよねと。それから、大仁からあげる道もありますよねというようなことがあったんですけれども、その辺は、人数は別にして、どこからどういうふうにあげていくのか。

それから、もう一つは、自家用車は入れないというようなことを聞いたこともあるんですが、全てバス輸送で、仮に自家用車で遠くのほうから来られた方は、どこか下のほうに大きな駐車場か何かを設けて、そこからシャトルで移動させる、バスで移動させるというようなことを聞いたような記憶もあるんですけれども、その辺の輸送の人数はともかくとして、輸送の、これも決まっていないと言われると、以上、終了なんですけれども、その辺でお話できるコメントがありましたらお願ひしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） その辺が本当に難しいところでありまして、輸送ルートにつきま



しては、公表されているものとしまして、修善寺駅と伊東駅、その2カ所からシャトルバスで観客を輸送するという情報があるだけです。あとは多分、議員おっしゃられましたとおり、車で行くというのは、多分無理な話だと思いますので、やはり近隣に駐車場を設けて、パーク・アンド・ライドというんですかね、そういう形でのやはりシャトルバスの運行になるのかなと思います。

選手につきましては、ラフォーレ修善寺が選手村になっておりますので、そちらのほうから有料道路を通過して、三福の交差点から亀石のほうに上がっていくという形で聞いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） マックス3,600、どういう行き方をするかわからないけれども、大体、ペロドロームに上がっていく時間帯と、それから下がる時間帯とほぼ決まっていると思うんですね。3,600人を輸送するという事になると、50人乗りで計算すると幾らになるのかな。何十台かな。そういうバスの手当とか何とかというのは、費用とか何とかじゃなくて、伊豆市はそこに関与して手配とか何とかを伊東との関係で、伊東から上がるということと、伊豆市から上がるということだから、伊豆市に半分上がるのかどうなのかわかりませんが、それは手当をするというようなことまでミッションとして与えられているのかどうなのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） その辺のミッションについては、まだ静岡県から与えられているわけではございません。やはり場所が決まったということで、その辺の役割分担をどうするか。

ただ、例えば修善寺駅で言わせていただきますと、何人来るかわかりませんが、例えば1,000人といたしましても、1,000人がいる場所というのは、駅周辺ではないわけですよ。その辺をどういう形で1,000人の方に待機していただきながら、一度に来ることも考えにくいところはあるんですけれども、その辺の待機場所等も、やはりこれは伊豆市として考えていく必要があるのかなと思います。その辺は最終的には考えたとしても、静岡県の許可、組織委員会の許可というのがありますので、最終的にはそういう形になっていくのかなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 決まっていなわけですから、どうにもならないですけども、トラック競技は1週間くらいで、マックス3,600とか何とかという、仮にですよ、それはいいとしても、それも大変だなというのがあるんですけども、その次に大変なのは、その次とい

うか、もっと大変なのは、これも市長、先ほど申しましたけれども、マウンテンバイク、これは2日間でしたかね。マウンテンバイクに1万から2万人を呼ぶということですよ。これはちょっと3,600からしたら、もっと3倍とか、最低でも3倍、物すごい数になるわけで、この辺も、だから、3,600人のやつが決まっていなわけですから、2日間の1万から2万人呼ぶというのもまだ決まっていな。これはもう大変だねということではか今はないということで、そういうことですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） マウンテンバイクにつきましては、7月27日、28日、月曜日、火曜日という開催になっています。トラックにつきましては、8月3日の月曜日から9日の日曜日という形になりまして、本当に3,600とか1万とか2万とかという数字がありますし、この時期は伊豆半島にとって、やはり夏の一番の書き入れの時期ということもあります。そういった面で、本当に観光客やら観客やら、当然市民の方もそうでございますが、本当にいろいろな形で、どういう状態になるかというのは、本当に想像できないわけでございますが、やはりそうは言っても、オリンピックは開催されますので、それにつきましてはやはり今後、どうシミュレーションをつくって観客対応していくのかというのは検討していかなければいけないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） これ夏の開催で、オリンピック全体がちょっとよく言われていまして、サマータイム導入するとかしないとか、とにかくことしのような猛暑だったらどうなるのと。外でやるような競技なんていうのは、もう大変だろうなというふうに思うんですが、お客さんに来てもらって、ドームの中はどういうふうになっているのかよくわからないんですけども、マウンテンバイクを見るときなんかは外ですよ。熱中症対策とかというようなこと。それから、熱中症だけではなくて、ちょっとした体調を崩した人、外国人のお客さんも多いんでしょうし、そういうときの急患が出たときの医療体制とか、そういうようないろいろ考えなきゃならないことは山のようにあるんですよ。それもこれも、これから精査して決めていきますよと。これも県との協議で決めていきますよと、こういうことでよろしいんでしょうかね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 当然サマータイムの導入であるとか、そういう話題があるのは承知しておりますし、開催なんかも、夕方の開催であるとか、昼間の一番熱い時期ですね、そういうときの開催というのは、多分避けるような形になるんじゃないかと思えます。

本当に急患ということが、それも当然、保険の関係になっていると思えますけれども、そ

れにつきましても、いろいろな部会がありますので、そういう部会の中で静岡県との調整と  
の中で諮られていくものと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そうしたら、次にいきますが、庁内組織としてオリパラの推進課をつ  
くっていただいて、課長以下7名で今いろいろな業務を進めて、それぞれの担当があつて進  
められているということと、それから組織委員会に3名の職員を派遣しているということが  
あり、その中で、派遣をこれから本番が近づくにつれて、さらに増員をしてほしいという要  
求が非公式には今のところあるけれども、伊豆市としては、今の職員体制の状況の中ではこ  
れ以上出せないよというようなことが、少し先ほど触れられたかと思うんですけれども、庁  
内組織のほうの中のほうの7名のオリパラ推進課、このところはもう少し今の業務からふ  
えてくるところがあるので、県との調整とかいろいろなことがあるので、もうちょっと強化  
をして増員を図るとか、何かをすとかというようなお考えがあるのかどうなのかを聞きた  
いなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 役割分担というのは、先ほどから言いましたとおり、静岡県との  
調整の中で出てくると思います。今後、大会2年を切りまして、例えば先ほど言いました白  
馬村あたりでは、オリンピック関係で35名ぐらいの職員が、伊豆市でいえばオリンピック・  
パラリンピック推進課の職員みたいな形で従事したという形で聞いております。

ただ、白馬村の場合は、長野県の開催で白馬村でしたので、伊豆市の場合は、東京都の開  
催で静岡県というのがありますので、そこに伊豆市が直接入るわけではございませんので、  
白馬村みたいな形のものにはなるかどうかかわからないんですけれども、恐らくいろいろな形  
で増員というのは、人事当局との話にもなってきますし、役割分担、どのような業務が来る  
かにもよりますけれども、そういった形での増員というのは考えていく必要があるのかなと  
いう形では今思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） いずれにしても、決まっていることは少ないものですから、どうにも  
体制も含めて明確なお答えをいただくということはないんだろうと思うんですね。

いずれにしても、お客さんに相当の数来てもらうということですから、その人々のやはり  
安心・安全の確保をまず第一に考えて、きちっとした大会運営ができて、成功裏に終わった  
というようなことが、最後に言われるような配慮が必要だなということかなというふうに思  
います。

職員の常設の推進課は増員の可能性はあるかもしれないけれどもということがあったんですけれども、問題は今度は、大会開催のこのある期間ですよ。ここで総動員体制がかかるのかかからないのか。かかるとしたら、どんな仕事があって、多分、それこそ一丸となってやらなきゃいけないだろうと思うんですけれども、これも何をどういう役割を与えられるかわからなければ答えようがないですね。よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 本当に難しいんですけれども、先ほど言いました白馬村につきましては、当時136名の職員がいたということを聞いています。その中で、役所内で通常の業務をやった職員が31名。先ほど言いましたオリンピック・パラリンピック推進課みたいな形で、行政として支援したのは35名。それとともに、さっき言った組織委員会の傘下、その下で働いていた人が70名と、多分それが当日、その大会の期間中に働いた方だと思いますけれども、そんな形で庁舎内で働いたのは31名ということで、本当に4分の1以下なんですかね。そういう形になっちゃうような気がします。

ただ、先ほど言いましたとおり、長野県と白馬村の関係と東京都と静岡県の関係がありますので、やはりその辺につきましては、伊豆市というよりも、伊豆半島がどう連携をとっていくかというのは、やはりこれからは考えていかなきゃいけないかなと思いますので、それにつきましては静岡県に音頭を取ってもらいながら調整していきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

たかだかと言ったらおかしいですけれども、1週間というか、オリンピックとパラリンピックと両方あるので、その開催期間中は臨戦態勢に入るということで、白馬村はすごいですね。136のうち通常業務したのは31名しかいない。それだったら、それくらいの職員でずっといいじゃないかなみたいなというような思いはあるんですけども、そんなことはないんですね、臨戦態勢になっているわけですから。という意味では、ちょっとこれ外れているけれども、どこかに文言としては入れましたが、総務部長の前の私の一般質問の去年の6月ですか、いわゆる東京のオリパラがあるので、いわゆる今の伊豆市の職員の定員管理、これは定員管理計画だったのかな、僕は定員管理制度というふうに聞いちゃったような気がするんですけれども、これがあるためにできていないんだよということなんですけれども、ぜひこういうようなときに定員管理制度なり計画というのは、きちっとつくれる、逆につくれるんじゃないかなと、そんなことを本当に本来必要な、庁舎に必要な、いわゆる伊豆市の行政を回していくのに必要な人員というのは、今の三百何十人じゃなくて、もうちょっと少なくともできるんじゃないかなというようなこともあり得るような気がするので、定員管理制度とい

うのか計画というのか、それはいつまでもこれがあるからできないできないじゃなくて、ぜひつくり上げるようお願いをしておきたいと思います。これに関しては別にお願ひするんですから、努力しますというお答えが返ってくるはずですから、それ以上聞きません。

次にいきます。

最後のところ、最初の1番目の最後のところは、総合計画の中でうたっていますよねというように、「安全で快適な道路空間の創生」というのは、やはり市道と県道があって、市道部分、そのジョイントの部分でしたっけ、既にもう決定したこと、それから事業にもかかろうとしているような道路の2カ所ぐらいありましたよね、下のほうと上のほうと。それ以外には、そこをつなぐところは県道だから、県の事業なんだけれども、県にお願ひして何かしてもらわなきゃならないというような道路箇所というのはいないのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市がやっているもう一つの事業が大平の下水道事業で、これは国道136号線をやっている事業なものですから、会場が決まったときに、まだ実は選手村へ公表されていなかったんですが、ラフォーレ修善寺が選手村になる可能性が高いということで、国交省の下水道部長にすぐにお願ひに行ったところ、これはいち早くつけていただき、今ずっと道路を一生懸命やっているのは、夜間、あの地域はずっとあるんですが、何としてもオリンピックの前に国道のところの事業が終わるということでやっています。これは国の支援を得て市の事業としてやっております。

本当はもう少しいろいろ、修善寺天城湯ヶ島線とか、伊東修善寺線とか、やるべきことはあったんですが、御承知のとおり道路の場合には、普通、用地で2年、設計で2年、施工で2年と、6年かかるところが、あと1年しかありませんので、現状、何とか間に合うところの駅から会場までが精いっぱいというような状況でございます。道路についてはです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 総合計画で言っているところの「安全で快適な道路空間の創生」で、東京オリンピックをとということで書かれていたところがあったと思うんですが、これはもう既に、そうしたらできちゃっているよ、これ以上の計画はなくて、東京オリンピック向けには道路基盤の創生というのはこれで終わったよということでよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今の質問ですけれども、オリンピックに向けまして大野までということで、そこには県道と市道がありまして、県道では、御存じのとおり2カ所、駅前のところと大野のところの1カ所につきましては、用地は全て完了しまして、建物移転を随時進めまして、現場はやっているところでございます。

市道につきましても、県道からペロドロームまで行く間の関係ですけれども、入り口のS字カーブのところも、1件残して、全てあとは用地は完了して、今1件のところはあと調整中と。ペロドロームに行くほうのところにつきましては、用地はサイクルの関係なものですから、その部分を改良して発注して進めていると。

あとラフォーレにつきましては、入り口の部分、ちょっとS字があるんですけれども、どうしても用地の関係ありますので、もう少し上流、ラフォーレへ行ったところの狭い狭隘の部分のところを約340メートルぐらいを今発注して進めているところで、それで全て完了かといいますと、なかなか難しいんですけれども、やはり大型が安全に通れるというところを重点的に、なおかつ期間も短い、予算も限られているということで、その中で進めているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） よくわかりました。

そうしたら、その次の総合計画のもう一つのほうは、「外国人観光客等の誘致の促進」事業であります。クレジットカード決済云々というのがあって、これは市長もありましたように、電子決済は進むだろうから、ぜひともこれはきちっと整備しなきゃいけない。市として、だけど、そのときに、これはだけど、事業者がやらなきゃいけない仕事なんだろうと思うんですね。市としては何がそこでできるのかできないのか、何がということをちょっとお聞きしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 最終的には、今おっしゃったように事業者ということになると思います。ただ、アンケート調査も昨年度とっておりますが、やはり事業者としての認識というのは、まだまだ低いのかなという形では感じました。それに基づきまして、今年度、キャッシュレスの説明会も2回ほど開催する予定でございまして、やはりそこである程度意識の改革ですかね、意識改革というか、持ち方というんですかね、そういうのはやはり図られてきているのかなと思います。そういうことでやっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 今の伊豆市の現状といいますか、僕は修善寺の出身で、時々、山からおりてきて、歩いてきて、ちょっとした店でコーヒーじゃなくて、昼間から酒を飲んだりするんですけれども、そのときに遭遇した事柄があります。

今、結構、先ほども市長が言われたように、修善寺温泉にぎやかになっているんですが、若いカップルがその店に入ってきてまして、若いカップルが入ってきて、店主を呼んで何かや

っているんですね。お客さんなのかなと、何かお茶でも何でも食べて、軽食を食べたり何かしていってくれるのかなと思ったら、店主と話をして、そのうちに2人は出ていっちゃうんですね。何だったのと聞いたら、カード使えませんかということを知ったそうなんです。結局カードが使えないから、この店やめたといって出ていったそうです。

結局、だけど、出て行って、ほかの店行ったら、多分、修善寺温泉でカードを使えるところは余り聞いたことがないものだから、かわいそうだなというふうな思いがありありで、そういう意味では、クレジットカードをきちっと使えるようにする。

ただ、事業者側からすると、これは手数料が何%か取られるというのがあって、そのことが経営に影響する大きな点だというようなことを言っていました。例えば500円、600円くらいのもので手数料を取られたのでは、全然合いはしないよと、合わないよというようなことを言われていたんですけれども、しかし、そうではなくて、それでお客さんの数をふやして、それで経営的に成り立つ世界というのはあるはずですから、それから、それ以外に、クレジットカード以外に、もうちょっと手数料が低いのがありますよね。プリペイドカード、これはセブンイレブンで使えるnanaoとか、交通系の、こっちは東海は何でしょうね。東京だとSuicaであるとか、WAONとか、そんなのがありますよね。それから、デビットカード、いきなり口座からすんと落ちるといふシステムもある。そういう幾つかの電子決済的な機能があるんですけれども、それをさらにモバイルに一本化して、スマホ1個持っていれば、それ全部入れていけば、ぼんと通ってしまうという、その決済ができるかできないかということも、進めていくと、そういうことが必要なんだろうなと思うんですね。

ただ、それには店側としては、それに対応するハードといえますか、それをちゃんときちっとしてくれる機器がないと困ることなんです。いろいろなキャッシュレスの説明会、事業者なんかも来ていると思うんですけれども、そういう中でどんな議論があったんでしょうかね。何かちょっと、この導入に向けて意欲が物すごくあるように見えたのか、いやいや、ちょっと待てよということなのか。

伊豆市として絶対必要なのは、総合計画でもうたっているように、国際的な環境、何とか都市という、国際がついている都市を目指すということを行っているわけで、国際がついている以上は、絶対にこの電子決済というのはないと無理だろうと思うんですね。その点をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほどのアンケート調査をやらせていただいたということなんですけれども、昨年度やりまして、40の商店の方から聞きまして、そのうち10件は決済ができるという形で、残りの30件ができないという形の話がありました。その中でできないという形の方なんですけれども、今後導入されますかという質問に対しても、なかなかそこに積極性がなかったという状況でございます。

先ほどありましたとおり、今年度、事業者向けの説明会をやりまして、市内の宿泊業者とか観光業者とか約70名の方が参加して、実際やっておりますので、その中である程度先ほど言いましたように意識改革ができたのかなという形で考えております。

端末につきましては、やはり市としても導入をしていくために補助金とか、そういうのもやはり考えていく必要があるのかなと思っておりますけれども、現在、消費税が来年度、8%から10%に上がる予測がされている中で、中小企業庁が軽減税率対策補助金というものを考えているようでございます。それで8%から10%に対応するという状況でございますが、その中にある程度、キャッシュレスの要はできるような仕組みも入っているというの聞いておりますので、そんな形で中小企業庁の補助金を使えばできるのかなと。ただ、それが全部100%できるわけではございませんので、やはり残った分をどう対応していくかというのは、やはり伊豆市として補助金であるとか、そういうものを考えて、できれば、本当に多くの人にその必要性、オリンピック・パラリンピックでの必要性を訴えながら導入を図るような形で進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 電子決済に関しては、外国人観光客向けだけじゃないんですよね。やはりもう今まさに普通の日本人というか、国内でも需要は高まっていて、僕は、私のことになると恐縮なんですけれども、3年ぐらい前までは東京に住んでいて、東京ですと、買い物からとにかく何もお金要らないんですね。電車に乗るのから、ミニバス乗るのから、電車に乗り、それから着いて買い物して、それで帰ってくる。どこかで飲んだとしても。しかし、何とか横丁のすごい何かというところはキャッシュでないとだめだというのがあって、酒飲むのにはきついですけれども、でも、何とか横丁が観光化しているようなところはクレジットカード使えるんですよね。というように、これは今度、外国人観光客が入るようなすごい横丁があるんですけれども、そういうところもあると。外国人だけじゃない、日本人も物すごくニーズがあるということなんです。

先ほどいろいろな店はほぼない、先ほどのアンケートでは、40件のうち10件は使えるよということだったんですけれども、修善寺駅が使えないんですよね、駅が。510円の三島までのやつをクレジットカードを使うなんていうことはあり得なくて、自販機でぴっと買えばいいわけですが、あそこから例えば東京なりどこかへ行くと乗車券は買うわけで、そのときにクレジットカードが使えなかったとって、何なのと、あの駅はと言われたこともあります。確かに聞いてみたら、一切使えませんということを言われたものですから、修善寺駅のああいうものを大がかりに整備していながら、そういうところとのギャップを物すごく感じたものですから、ぜひこれもこれから必要なことだろうと思うので、どういう働きかけをするのかよくわかりませんが、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

この件については終わりました、最後に、総合計画の中に、この2つの件の中に入って、



一緒になって書いてあった、経済産業省のおもてなし規格認証の取得をして云々ということがありましたよね。おもてなし規格認証の取得というようなことがどこかにあったと思うんですが、これってどんな要件で認証がされるのか。どういう手続をしてやっているのかよくわかりませんが、現在それを進めているのか、進めていないのか、取得しちゃったのかというようなところも含めて教えていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 現在、多分取得していないと思います。ただ、産業振興協議会のほうで今いろいろな形で、先ほどから言いましたとおり、市内の商店街の振興であるとか、お客さんへの対応というのをやっておりますので、その辺で一緒になって考えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○2番（山口 繁君） 次。

○議長（三田忠男君） それでは、2番目にいきます。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 続きまして、2の機運醸成と大会後のレガシーについてお答えさせていただきます。

まず、①についてでございます。機運醸成につきましては、平成27年度より、カウントダウンイベントを初めとする各種イベント等で機運醸成の取り組みをしてきましたが、いまだ市民の皆様への意識や関心の度合いは低いと考えております。

今年度、市民向けの情報誌を制作し各戸配布を予定しております。自転車競技が伊豆市で開催されるという視点だけではなく、オリンピックの歴史、世界最大規模のオリンピック・パラリンピックが伊豆市で開催されるという視点も取り入れまして、市民の皆様に見て読んでいただき、機運醸成、意識や関心の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

また、東京五輪音頭の普及に取り組んでいるところで、まず職員から練習を始めたところ、それが市内各地域に広がり、各地域においても取り組みたいという声が多くなってきております。

続きまして、②でございますが、ことしの6月に静岡県が中心となりまして、組織委員会、JKA、日本自転車競技連盟、日本サイクルスポーツセンター等の施設団体や、伊豆市、小山町、御殿場市、裾野市等の関係自治体が構成メンバーとなり、東京オリンピック・パラリンピックレガシー検討委員会が設立されました。この委員会では、大会後の日本サイクルス

スポーツセンター内の施設を、エリート選手から自転車初心者までが利用する自転車トレーニングヴィレッジとしての活用を検討するというものであり、平成30年度末をめどに、レガシー創出に向けた取り組み方針をまとめる予定でございます。

市としましては、これらの検討を踏まえ、さらに自転車まちづくり基本計画でうたっている「市民への自転車の浸透」、「受け入れ体制の整備」、「情報発信の強化」という3つの基本方針をもとにした施策を実施することにより、レガシーづくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 市民の意識といたしますか、機運の醸成というところは、まだ今のところ、2年切った段階で、余り高まっていないというか、低いというふうに考えているということで、これはやはりそのままでもいいとも思えませんし、ぜひ上げていくためにはどういうふうにしたらいいのか。情報誌を発行するというような工夫もありますし、まだほかにいろいろなやり方もあるんだろうなというふうに思うものですから、それはぜひぜひ進めていただきたいと思うんですが、それで、まず市民の機運を醸成させるという以前に、やはり市役所の職員がどういうふうにオリンピックに立ち向かうかということなんですね。既に一、二カ月前に研修会なんかもしましたですね。その中でどんなことを話され、職員には最低でもこういうことをしてほしいとか、注文もあるんだろうと思うんですね。

先ほど、今、朝、ラジオ体操のかわりに五輪音頭を踊っていますが、それだけということはないだろうなというふうに思うものだから、その辺のことにに関して、まず職員に対してどういうふうこれから先、あと2年切った段階で、こういうことを期待していくのか、こんなことを期待したいみたいなことがありましたら、これは市長からちゃんと答えていただくとありがたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今御指摘いただいたところが一番大切なことだと思っているんです。確かに私たちは開催地ですから、その責任を果たさなければいけないんですが、東京2020大会を成功させる責任は組織委員会にあるわけですね。私たちは、この東京2020大会を伊豆半島、伊豆市の将来のためにどうやって活用するかのところが一番大事なわけです。

したがって、もちろん三島や沼津のような商業、工業もあるところもあるけれども、うちから南、熱海、伊豆市から南までは、基盤産業は観光ですから、そのほかいろいろなビジネスありますけれども、やはり全体の1,000億円のうちの800億円ぐらいは、サービス業で経済回っているわけですね。そうすると、このチャンスをいかに使っていくかということになるわけです。したがって、オリンピック・パラリンピック課というものはつくったけれども、

全ての課、全ての部が、この2年後をいかに将来のために使うかということ今意識させているところなんです。

1年半後に既に迫っていますので、そこは全体の雰囲気盛り上げとして、お祭りではありませんけれども、最高のスポーツイベントを盛り上げる。しかし、その先にいかに生かしていくかという視点で考えていきたいと思っています。

その延長線上で1つ申し上げると、また先週に戻って恐縮なんですけど、私が1週間いたところは、冬季オリンピックのスキー会場だったんです。そうすると、何があるかという、いろいろな店があって、オリンピック、ここでした、ここでした。まさにうちのようなわけですね。そこにあるのは、貸しスキー屋さんとか、スキー教室屋さんとか、まさにそういうことで、今、レガシーを生かしているわけです。

夏ですから、今回。何と驚いたことに、スキーのリゾート地なんだけれども、物すごい数のサイクリストがいるんです。ヨーロッパの自転車人気は本当にすごいですよ。私が滞在したところは標高1,200メートルですから、天城高原と天城山の間ぐらいの高さにあるんですけども、そこから山越えでみんな自転車で乗っていくような人たちがいっぱいいる人、そういう人たちをより多く伊豆半島においでいただくきっかけとして、ただで世界中にオリンピックが流れるというこのチャンスを使っていきたいと、このように意識として持っているわけです。したがって、その原動力として、まず市役所職員がその意識をしっかり持って、みんなで踊り、ちょっと難しいんですけども、まず踊って盛り上げましょうということを含めて取り組んでいるところです。

○議長（三田忠男君） ほかの部長さんないですか、よろしいですか。

再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。よくわかりました。

東京五輪音頭も、なかなかおもしろいですね。この前、たまたま来たら、ラジオ体操じゃないものを行っているものだから、後ろにいたんですけども、とてもついていけなくて、もう仕方がないので、10月の幾日だかに開催する研修会にはぜひ出ようという申し込みをしたところです。覚えたいなと思います。

ちょっとこれから言うことが機運醸成とか何とかに必ずしもつながるかどうかわからないんですが、今、自動車の車のナンバーで、オリンピックナンバーというのがありますよね。来年のラグビーのワールドカップのナンバーもあるんですけども、2年後のオリンピックナンバーというのがあって、ちょっとこれはお金がかかるから、今のナンバーの数字を全然数字から何から記載内容を変えずにオリンピックナンバーに変えるという。特に軽自動車は黄色ですよ。黄色ナンバーを変えることによって白ナンバーになるんですよ。白ナンバーになる。物すごく軽自動車が白ナンバーって、何か高速道路で間違えて料金取られたなんていう事件も最初はあったようですけれども、それはともかくとして、インパクトがあると思

うんですね。そういうようなことを普及させていくというようなこと。しかし、お金のかかるとだから、強制的に何かやるということとはできないだろうと思うんですけども、この辺どういうふうに考えているのかということをお聞きしたいということで、きょう、朝方、この議会始まる前に、職員の向こう側の駐車場をちょっと一回りしてきましたら、オリンピックナンバーに変わっている車が3台かな、3台ぐらい、きょうあったのはありました。公用車は全然ないですよ。公用車ぐらい、それしたらどうというような思いがあることと、それは金かかるからノーよと言われたら、以上終了なんだけれども、そんなことしたって機運醸成にも何にもなりやしないということかもしれませんし、もう一つは、ラッピング、東京のオリパララッピングをして、公用車って常に仕事して、市内そこらじゅう歩き回って——歩き回っているって、仕事のために動いていて、ある意味では走る広告塔になるんだろうと思うんですよ。そんなことをうまく使うことを考えているかいけないかというようなことを聞きたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 議員おっしゃいました公用車で1台もないということなんですけれども、市バス、これにつきましては既に2020という形で、オリンピックの模様というんですか、虹色のあれは入っていないんですけども、バスのほうは2020という形でのオリンピックのモードというんですかね、そういう形で横にもラッピングで2020という形での市民の皆様への機運醸成というんですか、そういうのを図っている状況でございます。

車の件につきましては、ちょっとまたこれにつきましては、当然議員おっしゃられたことは本当にいいことだと思いますので、財政的などころもありますので、当局とまた相談させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 一般市民に強制するようなことというのは、なかなか難しいんですけども、公用車の全部じゃなくても、一部、それで軽自動車結構多いじゃないですか。軽自動車の黄色が白に変わるといのは、やはりインパクトがあって、あれ「おっ」てみんな市民の方が公用車が来たときに思うような気もするんですね。そのときに横にラッピングがあると、そうか、オリンピックに向けていろいろやっているねというようなことで一つのきっかけになるのかなという思いがあったりしたもので、そんな話をさせてもらいました。

もう一つ、ちょっと別件でありますけれども、この7月くらいからでしょうか、東京2020のID取得というようなことのありますよね、いわゆるIDを取得して、チケットをウェブ上で買うには、そのIDがないと買えないんですよ。それから、ID登録することによって、オリンピック委員会からのメルマガというのかな、それが定期的に来るとか、それからオリンピックのいろいろなグッズが、どんどん新しいものが出ていますよね、それを買うに

もそういうのが必要だというようなことがあるんですけども、そのID取得ということに関して、これをもう少し波及させるというような手助けを市がするかしないかというようなことに関して教えていただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうからちょっとお答えします。

ナンバープレートはちょっと検討させてください。

ラッピングはこれは難しいんですよ。車体とタイヤとたしか両方ともメインスポンサーでないと使わせてくれないんですね。そういうすごい厳しい縛りがあるものですから、ちょっと全ての車両ができるわけではありません。

それから、IDのほうは、これはぜひ市もしっかり広報させていただきたいと思っているんです。というのは、時々、市民の皆さんから、ちゃんと私もオリンピックに行きたいから、あんた、ちょっとチケット何とかしてねって。できないんですが、IDを取っていただかないと、ネット販売になりますから、したがって、これはしっかり市民の皆さんに御理解をいただいて、そして市民課の困ったら支所に来てくださいとまでやるかどうかわからないけれども、そうしないと、せっかくここが開催地なのに、チケットも取れないことになるんですね。そういったことのためにも、IDの取り方というのは、しっかり広報させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そうしたら、最後の項目に入ります。レガシーです。

やはり県全体を「サイクリストの憧れを呼ぶ聖地」にしようと、こういうことなんですけれども、これってなかなか難しいんだろうなと。関係する県とか、サイクルスポーツセンター、JKAとか、市も入っていると聞きました。小山町、関係市という意味では、御殿場とか裾野も入って、これの協議会ですかね、進められているということで、どうでしょうかね、この協議会の中で、二、三回開催されているんだろうと思うんですが、どんなことが話されたのかということをお聞きしたいと思うんですけども、多分レガシーで聖地になつていうと、じゃ、意見をという、多分、もう夢や希望や何かを山のように言ってくるような世界があるんじゃないかなと。そんなの全部かなえていたら、金が幾らかかってもたまらないし、伊豆市に立地するから伊豆市が出せよなんて言われても、これも困るなというふうに思うわけですけども、その辺のことについて協議会の中身をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 協議会ではなくて、レガシーの検討委員会ですね、これを既に何

回か検討しております。

先ほどの答弁でも言いましたけれども、サイクルスポーツセンターが当然会場になりますので、そこをやはりどう残していくか。その後、オリンピックが終わったから、パラリンピックが終わったら、お客が来なくなるとは困りますので、それをどう生かしていくかということで、最終的に大会後のコンセプトといたしまして、現在言われているのはエリート選手から自転車の初心者までが利用する自転車のトレーニングヴィレッジとして活用を検討していこうという形で今話が出ているところでございます。

自転車競技の競技力向上の場、あるいは国内外の競技大会の開催、世代や障害の有無を問わず、サイクルスポーツに親しみ、学び、体験できる場。また、伊豆半島、東部地域のサイクルツーリズムの拠点という形で、いろいろな角度から見まして、そこを最終的にはレガシーとして残していこうという形で考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 9月の初めころの新聞だったと思うんですけども、県がマウンテンバイクのコースは、オリンピックで使うときには、かなり難度の高いやつになるんだろうけれども、それを簡単にできるような形の整備をしていくというようなことで、整備費用の3億円を補正予算に9月上げたというようなことが記事にありました。それはそれでいいんですけども、そうすると、マウンテンバイクコースがある意味は、一つのあのときのオリンピックのあのコースなんだということに残る世界になると思うんですが、長野オリンピック、20年前の、長野オリンピックで何でしたっけ、ボブスレーでしたっけ。ボブスレーカリージュか何かの会場がいわゆるレガシーというようなことで残して、今もうとてもじゃないけれども、7万円くらいの収入に対して1億2,000万円、長野市が金を出さなきゃいけないというような、そういう負の遺産になってしまっているということがあるので、この辺は少し考えていただきたいなと思うんですが、さっきのマウンテンバイクコースの3億円は整備費用は県が出しますと言ったけれども、その後の次の整備はどうなるのかというようなことも決まっているんでしょうかね、お聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 3億円につきましては、この9月の議会で多分上がるんじゃないかという形で考えています。現状と今後、機能をどう強化するかについて、検討委員会で当然話をしていますけれども、やはり費用をどうするか、維持管理をどうするかということについては、まだその中で出ておりませんので、やはりその検討委員会の中で、今後の話し合いになるのかなと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） もう最後ですが、質問というよりも、結局、大会の組織委員会からのいろいろな情報等がまだ余りないよということと、決まっていることが余りないよということと、もう一つは、立ち位置として組織委員会があり、県があり、伊豆半島があつて伊豆市があるというような極めて遠い状況にあるということなんですけれども、そうは言っても、開催市でありますから、ぜひこのオリンピックが円滑に運営されるというようなことで、きちっと対応できるようにお願いをして、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合によりまして、昼の休憩にしたいと思います。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎発言訂正について

○議長（三田忠男君） 先ほどの2番、山口議員の質問に対し、訂正の申し出がありましたので、これを許します。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 大変申しわけありません。先ほどの山口議員の中で、おもてなし認証の形の質問がありました。私は、市内で多分取っていないのではないかという形で発言させていただきましたけれども、おもてなし認証につきましては、紅認証、金認証、紫認証、紺認証という形の4種類があるようでございます。その中で紅認証につきましては、自己適合宣言という形で宣言すれば、ある程度30項目のうち15項目だけ適合していれば取れるという形で、審査なしで適合できるという形で、宣言できるようでございます。これにつきましては、伊豆市を初め観光協会であるとか、観光案内所等々が取っているということでございました。大変申しわけありませんでした。

#### ◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） それでは、引き続き質問に入ります。

次に、9番、青木靖議員。

[9番 青木 靖君登壇]

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

市内の道路網整備のバランスについてです。

答弁を市長に求めます。

伊豆市内の道路交通の現状は、北から東名・新東名より東駿河湾環状道路を経て、伊豆中央道・修善寺道路へ結ばれており、来年早々には伊豆縦貫道天城北道路が開通する見通しで、合わせて、国道136号線への下船原バイパスのトンネルを含めた工事、土肥のバイパスの橋梁部分の工事などが同時期に開通を目指して進められているところであり、国道414号線を補完する修善寺天城湯ヶ島線も合併支援道路の位置づけだったこともあり、狭隘部分の拡幅工事が順次進められているところです。

一方で、修善寺から中伊豆を通り伊東に至る伊東修善寺線は、伊東市内の中伊豆バイパス部分が無料になって以降、交通量が増加し、1日2万台を超えている現状です。

また、伊豆スカイラインの無料化が通常は難しいことから、伊東修善寺線と相乗効果が期待される中大見八幡野線の伊豆市内の部分（ろくろば峠から中伊豆バイパスまで）の拡幅改良が望ましいものの、現状は林道同様のままの状態です。

市道の道路網の整備についてはバランスよく進める必要があると思いますが、特に整備がおこなわれている中央道から伊東側のアクセスを改善することは、市が進めようとするあらゆる政策の基礎固めになると考えます。

そこで、以下について質問します。

①交通量が増加している県道伊東修善寺線について、大型車のすれ違い困難な狭隘部分や、児童生徒の通学の安全確保に必要と思われる歩道の整備など、以前から懸案になっている道路の改良について、現状の認識と今後の対応の方向性はどうなっていますか。

②県道伊東修善寺線の交通量の多さを地域の経済の活性化や地域振興策、移住定住策に生かす取り組みを考えませんか。

③観光振興、交流人口の増加や災害発生時の復旧支援道路になり得る県道中大見八幡野線の伊豆市内部分について、県との協力体制を強化し、拡幅改良を促進しませんか。

④現在、県で進められている伊豆縦貫道と東側を結ぶ道路である県道伊東西伊豆線の進捗と市道矢熊筏場線の改良の見通しはいかがですか。

⑤市内の道路網について、主要幹線道路のみならず、補完幹線道路までを整備促進するために、財源確保の取り組みを新たに考える必要があるのではないかと思います。新たな財源の確保についての見通しはいかがですか。

以上を伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私から、まず総論を申し上げます。



今、伊豆半島は、伊豆縦貫道路を骨幹道路として、そしてそれに肋骨をつけて、全体バランスよく伊豆半島全体の回遊性を高めるために作業をしているまさに真っ最中でございます。御指摘のとおりです。実は、数年前にラフォーレ修善寺のオーナーである森トラストの社長さんにお目にかかったら、「伊豆縦貫道ができるというからラフォーレの最初を修善寺にしたんだよ」と、「あれから40年じゃないか」と、こう。まさに、40年かかってようやく大平まで来たという状況なんですね。その後、ここ10年ぐらいでかなり進捗しているんですが、これは伊豆半島の北から南までがみんな一丸となって国に働きかける、そういうことをした結果なんですね。やはり伊豆半島はみんなで力を合わせて国、そして県に働きかけることによってこのような社会インフラが進むということを、今実感しているところです。その中で、伊豆縦貫道だけではなく、それに県管理の国道と県道をどのようにしっかり整備していくかということで、伊豆半島道路ネットワークというものを美しい伊豆創造センターの中でつくり、そして、その中に1カ所だけ市の道路を入れたんですね。それが市道矢熊筏場線。これを入れたのは、市道矢熊筏場線は市内の市の道路だけれども伊豆半島全体で進めていきたいと思いますという、計画にあえて入れていただいたわけです。これは月ヶ瀬インターから世界農業遺産のワサビ沢にまでつなげる大切な道路であるという前提ありなんですね。そこで、その枠組みの中で、西方向への国道136号線は船原新田、そして土肥新田バイパスということで、かなりこれで進みます。問題はまずは東方向で、大変多くの交通量が今県道伊東修善寺線を走っていて、人気のある東伊豆方向に行くバスが相当林道のような狭いところを避ける、あるいは中を通して、狭い道路を走る。ここが大きなネックになっていることは承知しております。伊豆市と関係市町が力を合わせて、しっかり財源も確保しながら、国や県と力を合わせて進めさせていただきたいと思っております。

個々の箇所については建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは私から、1番と3番、4番、5番についてお答えいたします。

まず、1につきましては、県道伊東修善寺線は静岡県の管理道路であるため県に確認したところ、当該道路の現状は、年川橋から中伊豆側の昨年度歩道工事を行った部分までの未改良区間につきましては、本年度整備予定であります。また、年川橋の修善寺側にも未改良区間があることを認識しているとのことです。

今後の対応は、修善寺側の未改良区間の用地交渉を進めていき、改良工事を実施していく予定であり、また、用地交渉の際には市の協力をお願いしたいと伺っております。

市としましても、当該箇所は長年の懸案事項となっているため、事業の早期実現のため県への要望活動を実施していく予定です。また、用地交渉等の際には、県に協力し早期の工事着手を目指していきたいと思っております。

県道伊東修善寺線は伊豆縦貫自動車道を背骨として、その肋骨に当たる伊豆横断道路とし

て位置づけられていることから、今後も引き続き伊豆横断道路促進期成同盟会を通じ、要望していきたいと思います。

続きまして、3番になります。

県道中大見八幡野線は、中伊豆バイパス入り口から県道遠笠山富戸線につながる県道です。こちら道路管理者である静岡県に確認したところ、県道中大見八幡野線の改良計画は現在のところはありませんと伺っております。

中伊豆バイパスが無料化になる前は、その迂回道路として観光客等の利用も多い路線と認識しておりますが、平成20年7月に中伊豆バイパスが無料化となり、県道中大見八幡野線の利用は減っているのが現状です。

しかし当該路線も、1番の質問でもお答えしましたが、伊豆横断道路の整備計画路線に位置づけられているということと、その道路沿いの地権者は伊豆市であり、用地の協力も可能であることを、同盟会を通じ引き続き県に要望をしていきたいと思います。また、市で協力できるところは積極的に協力していきたいと思っております。

続きまして、4番になります。県道伊東西伊豆線の進捗についてお答えいたします。

現在、県道伊東西伊豆線では筏場工区と湯ヶ島工区の2カ所で整備を行っており、筏場工区が本年度完成する予定です。湯ヶ島工区につきましては、本年度用地買収を行い、平成31年度工事を着手し、平成32年度で完成する予定です。

次に、市道矢熊筏場線の改良の見通しですが、現在伊豆市では、平成28年度から合併特例債を活用した整備を進めているところです。計画の幅員は5メートルを計画しております。本年度は、矢熊側ののり面を約500メートル、来年度は筏場側を同じく約500メートル改良する予定でございます。

平成32年度以降は、県が市にかかわって整備を行う県代行事業等新たな事業を関係機関と協議し、検討していきたいと考えております。

続きまして、5番です。

5の道路整備に係る財源としましては、国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」とその補助裏として交付税措置のある「公共事業等債」の借り入れによるものと、合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債をそれぞれ充当財源としてきました。

今後も持続可能な財政基盤の確保を図りつつ補完幹線道路の整備を進めていくには、引き続き国の交付金や財政措置のある起債等を財源としていく見込みでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、②について、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは私のほうから、②についてお答えさせていただきます。

まず、②の県道伊東修善寺線の交通量の多さを生かした取り組みでございますが、この伊東修善寺線沿線はここ数年、交通の利便性を見越して、飲食店やドラッグストア、こういっ

たものの新たな出店がございます。

生活関連の店舗がふえるということは、移住を検討される方々の検討要件の一つと考えられますので、このような地域特性のPRも移住定住施策の取り組みとして効果的ではないかと考えております。

また、地域の経済の活性化、地域振興策につきましても、第2次伊豆市総合計画にもありますとおり、地域振興拠点の整備を行い、公共施設の再配置と有効活用により、また民間の皆様と連携していく中で、多世代間の交流が生まれ、地域の振興が図れるものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 今回は道路ということなんですけれども、一見して、自分の中伊豆だから中伊豆のことだけ言っているように聞こえると思うんですけれども、タイトルは市内の道路網のバランスということなので、最終的にその財源を確保して、補完道路というかね、全体をどういうふうにやっていけばいいのかというような話ができるように、ちょっと現状の確認と、あと、課題をどうやって克服していけば今までみんながやってほしかったけれどもできなかった道路がこれからできるのかというような話にしていきたいので、お願いします。

まず、いろんな課題があって、やりたくてもできない道路があるということは、重々承知しています。今、建設部長に一つの例として年川橋の両サイドの話をしていただいて、中伊豆側のほうは歩道が確かに整備されて、きれいになっています。年川橋から修善寺側のほうもある程度歩道は整備し始めているんですけども、用地の関係でできないということがあるんですけれども、ちょっと難しい話から入って恐縮ですが、大きいところから行きますね。用地の確保ということで、ほかの中伊豆町内の聞いている中、ほかのところでもそうなんですけれども、用地の確保というか、要するに、ここは道路を広げたいので道路の用地として提供していただけますかといったときに、相続ができていないというようなことがあって、お願いをしてもできないという事例があるということだと思っておりますけれども、その辺は今までどうしてきたのか、あるいはこれからどうしようとしているのかという話からまずお願いします。大きい話ですみませんけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私のほうから申し上げますが、これは全国市長会の中で大変大きな問題になっておりまして、土地利用に対する制度改革がかなり進んできましたけれども、知事会の動きもあったやもしれませんが、全国市長会は相当大きな動きをしてきました。そこで、我々は実際に経験していますので、所有者がわからない土地、所有者がいない土地、

それから相続されていない土地、今の相続は明治になって法律ができたわけですが、もうそもそもそこから相続していない案件がいっぱいあるわけですね。そうすると、4代、5代続いて、今、1人お住まいだけでも相続人は百何十人いると、そういった事業が実際にあるわけです。今まではそれがほとんどとまってしまっているんですね。そこを例えば土地は譲っていただいて、そして相続は別途していただくやり方なり、それから、新たな相続していないところに対する土地利用について、今、ちょうど御指摘いただいた不明のところは大分片づいたんですけども、まだ相続ができていないところの最後の土地利用のところは今一番難しいところなんです。今、そういった課題認識で、まさにあそこの場所が該当するんですが、法的な最後の整備がまだできていない案件の一つだというような動きです。何とか動けるように、今お住まいの方は同意されているように伺っておりますので、何とか土地利用の制度を改善していただいて、県の事業が進むように、そのような動きになるべく今働きかけているところです。

〔「制度改善は国会の仕事じゃないか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

○9番（青木 靖君） 制度改革は国会の仕事かもしれませんが、現実問題、その場所があるのは伊豆市内なものですから、何もしないというわけにもいなくて、それで、恐らく特定空家みたいにそういう制度ができてくれば手がつくのかなというふうには思っています。それで、わかりやすいところで、自分が知っているところでということで、一例として取り上げながら話をしたいものでこういう書き方にしたんですけども、伊東修善寺線は今年川の話はそれでわかったんですけども、あと、冷川の交差点から伊東のほうに行ったところもかなり細いところがあって、あそこも伊東のほうから来る方の交通量が非常に多くて、大型車両というか、工事関係の大型車両もそうなんですけれども、両方から大型車両が来るとすれ違えないところがあるんですね。そういうところは要するに用地の管理が、用地の交渉ができれば県のほうも今後進めますよというふうに言ってくれているという話なんですけれども、現実問題、じゃ市のほうとしたらどういうことをすれば進むのかというのが、地域の皆さんに協力してもらったりとかと、どういう方法があれば進んでいくのかというのを、一般論でいいので教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 伊東修善寺線の徳永あたりだと思うんですけども、そこももう数年前に地区からの要望で、やっぱり狭いから何とかしてくれという話の中で、地権者もまず基本的には賛成をしてくれました。それで調べていった中で、先ほどから話にもありますけれども、相続ができていないということで、相続の問題で、県も絵を描いたんですけども、そこでとまっちゃったというところで、基本的には用地を協力してもらおうところをやっぱり優先して仕事は入っていきますので、用地が完了しないとなかなか仕事が進まない。た

だ、住んでいる人はいいけれども、相続できていなくて、その辺で時間がかかるとかというところがこれからのやっぱり課題で、そこは今の段階だとどうしても制度上できないというところが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。じゃ、この1番のところに書かせてもらったとおり、通常の今も地元から要望があってというお話があったんですけども、区長さんを通じての地元要望等々もあるんですけども、できていない懸案事項の、今回は道路の話をしているので、道路の箇所があると思うんですけども、実際今相続でということだったんですけども、あとできない、やってほしいと言われているけれどもできないという理由ってどういうところがあって、その理由ですね、できない原因。要望を何年も前から言っているけれどもなかなかやってくれないという話はよく聞くんですけども、道路に関しては、今の相続以外だとどういうことでできないという事例が実際にあるのかというのを教えてください。

〔「やる気だよ、やる気」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） その辺がやっぱり難しいところなんですけれども、まず年川のところから中伊豆側のところの歩道整備につきましては、もう数年前、ちょっと大分前なんですけれども、やっぱり地区からずっと要望はありました、歩道をつくってくれと。という中で、それも市もそれをずっと続けて県には要望して、県がやっぱりそこでこの長年の中で、あそこについては用地は多分道路敷なもので予算確保できたということでやっていただいておりますけれども、ほかのところではできないところというのは、用地以外につきましては、やっぱりその辺は県道ならその県の要するに考え方、その例えば交通量が多いとか、歩行者が多いとか、そういう重要性とかをしっかりと把握した中で、多分全体のバランスを見て整備をかけていくと思いますので、市としてもその辺は1回だめだからということではなくて、やっぱり常に要望していくという姿勢が必要かなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。言わないとやらなくていいのかなと県のほうも思っていると思いますから、引き続き言っていくしかないのかなというふうには思っていますので、市としてもその辺のことはお願いします。

それで、ここで中心の縦貫道から伊東側のことを今例に挙げながら言っているんですけども、その大前提として、縦貫道の工事はもう順調に進んでいるというのが大前提。それから、東京2020のオリンピック関連道路についてもある程度進んでいるというのも大前提で今話をしているんですけども、あと、自分なりに多分これはもう手がついているだろうと思

ったのは省かせてもらって、中伊豆のことを言っているんですけども、ここに行く前提として、もう既にやっているというところの確認を建設部長がわかる範囲で確認したいんですけども、例えば大きい話だと、伊豆の国市との境に接している白坂橋とか牧之郷とかに至る道路なんかもある程度方向性が出ているように聞いているんですけども、大きい全体の伊豆市の周辺の市町との関係を考えないと道路のことって答えが出ませんので、ちょっと周辺の確認をしながらまた最後に進めていきたいんですけども、白坂橋の改良なんていうのは県との話というのはどんなふうに進んでいるのか、あるいはこれからどうなりそうなのかとか、今もう進んでいるものを前提として教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 白坂橋につきましては、県のほうの今作業というか、それは委託を出していると思うんです。その内容はちょっと把握していないんですけども、以前の中で狩野川にかかる野尻川、そこにかかっている県道の橋が白坂橋ということで、狩野川の水位が上昇すると、野尻川にバックウオーターということで、水が出ないもので水位が上がると。そういう絡みがあって、県がその橋の改良をどうしようかということ国とも調整しながら。国の改良も進まない、計画をつくらないと県もできないという話の中で、今は県が委託をかけて、どういうことがいいのかなというところを作業を進めているということで、ちょっと内容については把握していないんですけども、今はそういうことで、工事じゃなくてまず設計のほうをやっていると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 県のほうも気にしてくれて、進めているということですよ。これも本当に何十年來の地元の方からの要望があって、やっとそこまで来たという一つの例だと思いますので、そういうふうに進んでいるものは進んでいるという認識の上で、今確認をさせてもらっています。

あと、これもある程度めどがついていると思っているので、今回入れていないんですけども、湯ヶ島の浄蓮の滝のほうへ行くほうのときに大滝というところがあって、そこも狭いところがあって、あそこも観光バスがすれ違えないよと言われていたんですけども、そこも県のほうで気にしてくれていて、ある程度進んでいるというふうに自分は思っているんですけども、現状知っている範囲というか、聞いている範囲で今どこまで行っているのか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 国道414の大滝地区内ですけども、あそこもやっぱりS字で、大型車がセンターラインを出ていくような非常に危ないところなものですから、その辺の要

望を出して、県も承知をしております。今の進捗というのはちょっと確認はとっていないんですけれども、自分の聞いた中では、そこについては県の中でも事業前着手準備制度という、仕事に入る前に地元で聞いたという制度には上がったということは確認していますので、着実に進んでいると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そういうことで、進んでいるところは進んでいるものですから、ぜひ進んでいないところはこれからだよということで話をしたいんです。縦貫道の工事もある程度めどがついて、下船原バイパス、それから土肥の拡幅、これは橋の部分もある程度めどがついていると思いますから、その次にどこをやってほしいかという話をきょうしたいんです。それで、じゃどこだといったら、やっぱり中伊豆やっていないよねということだと思ったものから……

〔発言する人あり〕

○9番（青木 靖君） やらせてもらっているんですけども。

それで、先ほどの中で、すみません、細かい話になるような気もするんですけども、中大見八幡野線という道路がありまして、これってさっき建設部長も言ってくれたように、中伊豆バイパスが無料になる前は、お金を払いたくないので、結構あの狭い道をみんな通って伊東へ行ってたんですよね。だけれども、やっぱり無料になったもので、当然、向こうのほうが利便性がいいので向こうを通るようになって、確かに県の言うとおりにあそこは交通量が減っているんですけども、伊豆半島全体の例えば観光バスの回遊性とかが考えた場合に、河津桜に行って、縦貫道に戻ってきたい人が、行きは天城峠を越えて、帰りは伊東のほう、海岸線を通って、中伊豆を通って、修善寺を通って行く場合に、観光バスはやっぱり伊東の町なかに入りたくないんですよね。それで、先日、県のほうにも聞いたんですけども、中大見口という135号線の海岸に近いほうのところから桜の里というところへ向かって、伊豆スカイラインのほうへ向かって入っていく道があるんですよ。そこを通って、池入口というところからさっき言った遠笠山富戸線というところに行つて……

〔「書いていないことを言っている」と言う人あり〕

○9番（青木 靖君） 書いてありますよ。中大見八幡野線の話ですから。中大見八幡野線のろくろばというところから……

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） お静かに願います。

○9番（青木 靖君） 中伊豆バイパスに行くその区間を改良したほうが観光バスの回遊性とか、あそこを改良してくれたほうが、観光バスは南伊豆から東名のインターに行くのに最短で最効率だというふうにバス事業は言っているんですよ。そういう面もあるもので、

この後の今やっている主要なものが終わった後に改良してもらおう区間として、市からもお願いすべきじゃないかと僕は思っているんですけども。というのは、同じ中大見八幡野線の伊東市内の区間というのはかなりすごくいい道に整備されているのに、同じ県の路線なのに伊豆市内ができていないというのは何でなんだろう、ほかにかわりになる道路があるからということなんでしょうけれども、今後伊豆半島全体が国際的に観光でやっていくというのであれば、そのバス事業者が言うその最短で最効率のところを今後整備するというのも、市としてもやっていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、どう考えるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうからお答え申し上げますけれども、まず、伊豆市と伊東を結ぶ道路は決して中伊豆のためではなくて、これもさっきちょっと浄蓮の滝の例で申し上げたんですが、うちのDMOで調べたところでは、伊東マリンタウンと、それから伊豆市を通る車、この連携というのは物すごく多いんですね。そこを強化すべきだという意見もこれは入っていて、まさにその東海岸を走っている車と、中は必ず伊豆市を通りますから、ここの連結は全体にとって利益なんです。今御指摘のところは、東伊豆から河津、それから下田に行く方々が当然たくさんいらっしゃるわけであって、東伊豆は町1つで宿泊100万人ですから、とても大きな目的地なんですね。その方々が伊東の中を通りたくない、これは全くそのとおりであって、全ての人たちが135号線を行ったり来たりしたところから伊豆縦貫道が進捗をして、まずは修善寺まで来て、そこから流れる車は当然ふえるわけですね。その方々があえて伊東市内を通る必要もないのということを見ると、とても大事な道路だと私は改めて認識をしています。そこで、今議員が御指摘のとおり優先順位をつけてということになりますけれども、伊豆市としても、伊豆半島横断道路の構成市町である伊東市、東伊豆町、それから西伊豆町としっかり連携を組んで、広域の枠組みの中でしっかり要望を続けていきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 広域の連携の中でという話をしていただいたので、もう一回そっちに戻りますけれども、この後、伊豆縦貫道が来年できてきますと、今議会でもやっています道の駅が新たにまた整備されるということになると思います。道の駅というのも観光交流ということでちょっと触れさせてもらいますけれども、例えばですけども、房総半島なんか物すごく高速道路網が整備されていて、道の駅の数って物すごく膨大にあって、それが観光交流に物すごく役に立っていて、道路があるからということよりも、道の駅が目的地化しているところがあるんですね。それぞれの道の駅に特色があって、目的地はもちろん別なんだけれども、ここの道の駅に寄ってここに行きたいというようなルートが房総半島では既にできていると思うんです。そういうことを考えると、伊豆半島全体の観光を考えた場合には、



やっぱり伊豆市だけじゃできないですよ、それは。そこは美しい伊豆創造センターあたりが中心になってもらって、道の駅というのはそもそも国交省の関連するものですので、その連携をとってもらって、伊豆半島の道の駅のネットワークみたいなのを活用しながら道路の整備もしていくということが必要だと思うんですが、その辺の今の美しい伊豆創造センターの取り組みの状況というか、現状と今後の見通しというか、新しい道の駅も整備されようとしている今どうなっているのかというのをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） その道路ネットワークと道の駅のリンクというのは、日本の場合には今とても効果を発揮しつつあるんですね。それで、月ヶ瀬にこれからまた新たに道の駅をつくりましても、今議員から御指摘があったとおり、うちはちょうど天城北道路を建設中でしたので、建設推進期成同盟会に既に道路ができたところを見てきなさいということで、三浦半島と房総半島を見に行かせたわけです。そうしたら、房総半島の一番最先端の南房総市といったかな、1つの市なのにたしか道の駅が6つぐらいあるんですよ。物すごく交通量がふえたので、今、片側2車線を要望していますと、その交通量が中伊豆の半分なんです。1日1万台の車で物すごくふえたのもっと道路を拡幅してくださいと、その倍今車は走っているんですね、中伊豆というのは。これを使わない手はない。まさに、さっき総合政策部長から答弁をしたいかにそれを中伊豆でまちづくりに使っていくかという視点と、伊豆全体の回遊性を高めるという意味で、さっき申し上げましたマリンタウン、お隣の伊豆のへそ、それから昭和の森、その間に今度は月ヶ瀬、そして、そういったものを、伊豆半島の中で今、今度新しくできると9つになるんでしょうかね、そういった道の駅連合で既に国交省からモデルとしても認定をされておりますし、もう一つ先にあるお互いの道の駅でお互いの情報発信をし合う、そういったソフトまで含めて広域連携を強めていきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） その辺の連携ができないと、やっぱり伊豆市だけではできないという部分だと思いますので、広域の連携をぜひ今後も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

それで、もうきょうは道路の話だけなので進めていきますけれども、先ほど、建設部長の答弁の中でも、今後の道路整備の財源の話もちょっと触れてくれました。⑤の中の話をしに行くんですけども、補完幹線道路という言葉は、伊豆市都市計画マスタープランのところから自分も見つけてきて、拾ってきたんですけども、マスタープラン自体はおおむね20年、平成44年までを目標としてはいるんですけども、さっき市長も言ったように、道路って最低でも6年ぐらいかかるという話で、平成44年といってもあと十何年ですから、2クールぐらいしか、2回転ぐらいしかできないよということだと思いますので、次のことをどんどん

考えていくんですけれども、そうはいつでも、やっぱり道路って用地、それから設計工事とお金がかかりますので、財源の話をもう一回確認したいんです。

今現在の状況だと、いろんなところで災害が起きたりとか、そういうところにお金が行くというのはわかるんですけれども、伊豆半島の道路にどれぐらいお金が来そうなのかと、要するに社会資本整備交付金が主だと思うんですけれども、今後の見通しとして、オリンピックが終わったら急にお金が来なくなるなんていうことはないでしょうねという意味で、まだ将来にわたってやらなきゃいけないところはいっぱいあるので、まず、社会資本整備交付金の見通しというのはないのかもしれないんですけれども、今後道路に使えるお金が伊豆市にもちゃんと入ってくるかどうかというような話ができれば、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、2段階で申し上げたいんですが、1つは、国全体の中で私がかなり心配しているのは、来年の秋でしょうか、消費税上がりますね。そうすると、必ず将来の財政の話になって、特に都市部の方々から公共事業不要論が出てくるわけです。そういうところって公共事業が終わったところの地域の人たちが言うわけですね。伊豆半島の場合には公共事業って全て道路にせよ下水にせよ、そのまま成果が出てきますから、その公共事業というのは、将来、孫子に借金を送るのではなくて、将来のための投資であるということをもっとしっかり訴えていかなければいけない、そして全体の財源を確保しなければいけないというのが1つ。これは決して伊豆半島の場合無駄遣いではなくて、道路がよくなったところは現によくなっているわけですから、これが1つ。

もう1つは、これは相当深刻に考えなければいけないんですが、現実的な財源をどうやって確保するか。多くの市民の皆さんから伊豆中央道を早く江間のところをただにしてくれという要望ございました。私もそう思ったこともあったし、そういう声も今でもたくさん伺います。しかし、あれを今無料にしまうと、今工事始まっていますけれども、25億円をどこからお金を出すかと。例えば県の予算で25億円をあそこにつけたときに、いや、特別だからあそこにつけて、伊豆半島はほかに同じようにやりますとは絶対に議会は認めないですよ。そうすると、あれは伊豆の国市のために有料にしているわけではなくて、間接的になんですけれども、それによって伊豆半島の県管理の道路整備を進めているわけですね。将来的には、これはもちろん皆さんと御相談ですけれども、市民の負担を限りなくゼロにしておきながら、何とか観光客のお客様からはいただけないだろうかというような工夫も必要なのかもしれない。これは私が管理する道路ではないので、まさに皆さんと県との交渉になりますが、もしそういったことが可能なのであれば、市民の負担はなくて財源はしっかり確保することも、ひょっとしたら考えなければいけないかもしれません。私たちは、単に上にお金をくださいと言うだけではなく、私たちに何ができるかということも考えながら、将来にわたって維持ができる財源確保というものを考える必要があるんだろうと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今、中央道の料金所の話が出たので、今度、前段で触れさせてもらった前提として、無料化にならないだろうと思われる伊豆スカイラインのこの確認をしたいんですけども、性格が違う道路なのでもちろん無料にはならないだろうとは思っているんですけども、災害時、本当の災害直後とか、そういうときというのは無料で使わせてもらえるという可能性があるんですよということを確認させてください。伊豆スカイラインの話です。一般論的な話として。

[「一般論なんてそんな、進行がされていないんじゃないか」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） スカイラインの関係は、一般道は道路法、スカイラインは運送法というところで、法は違うということで、その辺の災害の関係は、ちょっとここでどうと言えないんですけども、多分災害のときにはその辺の形はしっかりできるんじゃないかと思えますけれども、そこはちょっと再度確認させてください。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 伊豆市内の道路整備についていろいろな計画がある中で、なかなか主要な道路だけじゃなくて、細かいところまでの道路までやらなきゃいけないところってあると思います。さきの用地の確保ができれば、すぐにでもやりたいところってたくさんありますし、直接全体的から見れば大きくないかもしれないけれども、地域の方からすると要望の大きいところとかもあるんで、道路が全てじゃないんですけども、まちづくりの基本でやっぱり道路があるかないかというのは大きいものですから、そこで先日、委員会の視察で豊後高田市というところに行ってきましたんですけども、昭和の風景の町みたいなのもあったんですけども、豊後高田市って我々から見るとすごく町で本当に都会的なんですけれども、いろんな事業をきめ細かくやっていて、財源はどうしているんですかと聞いたら、「ほとんど過疎債でやっています」という答えが返ってきました。ここで過疎債が使えるんだったら伊豆市だって過疎債が使えるんじゃないかなと思ったんですけども、過疎というところごくイメージが悪いんですけども、過疎債が使えるんだったらできることがあるんじゃないかと思うんですけども、これから将来に向かってでいいんですけども、今使えるところと使えないところがあるというのは重々承知しているんですけども、将来的に伊豆市で過疎債を使ってそういった未整備のところの工事をするというような可能性があるのかないのかというのを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと先の伊豆スカイラインのことだけ1回答弁させていただきます。

伊豆スカイラインがちょっと心配なのは、あそこを無料でできない道路は御承知のとおりですが、市民の生活のためにということがあって、そこは何か工夫ができないかということが1つと、災害時はとても大切な道路なんです。我々が使える天城ふるさと広場は道路1本ですから、非常に脆弱。ところが、サイクルスポーツセンターは幾つもの道路があり、それから伊東方向、伊豆の国市方向と人口重心の真ん中にありますから、うちは協定を結んで県もすぐ協定を結んで使えるようにして、災害時には使う道路として使わせていただきます。これは県ともう一回確認をします。

それで過疎債ですが、過疎債は今土肥で使っているんですけども、もう財源いっぱいいっぱいぐらいまで、たしか水道事業のときに相当使わせていただき、あと次に有利な辺地債を天城湯ヶ島町の船原と柿木で使わせていただき、そういった財源は現状ほぼフルに使っています。じゃ、その過疎がさらにその旧天城湯ヶ島地域、中伊豆地域まで広がるかどうかについては、市長とすれば過疎を広げない努力をしなければいけないということもありますので、積極的に過疎にしないさいということもできませんので、なるべく有利な財源というものをしっかり工夫をさせていただきたいということにきょうはとどめさせていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 人口動態とか人口密度とかの変化が国勢調査である程度の数字が出れば、条件を整えば過疎債が使えるんじゃないかというような気がしているので、積極的に過疎にしたいという気持ちもよくわかるんですけども、それを逆手にとって過疎債で整備をするというのも一つだと思いますから、ぜひそれも検討していただきたいし、現実的に豊後高田より全然過疎な伊豆市のほうがそれが使えないというのはどう考えてもおかしいと思うものですから、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、何か総務部長からコメントがあればお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 過疎債ということで、現在伊豆市では平成16年の合併を機に、それまでの旧土肥町が過疎の指定でした。残りの3町は指定はなかったわけです。この法律につきましても、毎回というか、どんどん法律名が変わったり延長されたりして、今の過疎地域自立促進特別措置法という法律が平成32年までで、伊豆市が合併したときに、今議員おっしゃったとおり、伊豆市としての過疎指定ができるかということ、当然、人口の減少率とか財政力指数、今、伊豆市が0.56ぐらいですか、これが0.5以下になるという、財政力指数がここで0.06も下がるというのは大変なことなんです、伊豆市としては過疎の指定ができな

ったものですから、合併前の旧土肥町の地区だけ一部みなし過疎ということで、現在、土肥地区で計画をつくって今実施しています。ですので、現在伊豆市でこの過疎債が適用の対象になるのは、計画に基づいているこの土肥地区の事業のみということです。

あわせて、辺地債につきましても、この法律に基づいて伊豆市内で現在、昨年度末で8カ所、8地区がその辺地の対象の地区になり得るだろうということで、現在は奥山、旧天城湯ヶ島町の奥山大野というところで辺地計画をつくって、そこで道路改良をしているということで、まず過疎債につきましては、当面というか、今はもう旧土肥地区だけが対象ということです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） なるべく将来の負担が少ない財源を使ってどんどん整備をしていくという方向でやってくれているとは思っていますので、その一つとしてもう一回検討していただければと思います。

それで、伊豆市の総合計画も前半戦が平成32年までということで、これを見ると、もちろんまちづくりのことですから道路のことについて細かくは触れられてはいないんですけども、それにしても総合計画の中での道路の位置づけってちょっと弱いのかなという気が正直します。平成32年までで前半が終わるわけですから、もうそろそろ後半戦の後期計画を立てる時期にもそのうち入ってきますから、今の現状を踏まえて総合的な計画を立てるときに、伊豆市内の道路の整備の方針というのはどうしていくべきだと今の時点で思っているのか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、総合計画、確かにおっしゃるとおり、具体的な整備がある程度見やすくするという意味では、道路についてももう少し細かくこれを記すという方法もあるかもしれません。その一方で、道路等の整備についてはその他の計画で補ったりしていくことも可能ですので、どの程度のものをそういった総合計画に知らしめるかといった点については、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ただ、実際に総合計画ですので、当然、伊豆市の将来を見た場合に道路だけの話ではなかなか将来を見通すことはできませんし、その他のさまざまな施策、いわゆる産業の部分であったり、福祉の部分、そういったものを踏まえた中でバランスをとっていくことになりますので、そういったところをちょっと加味しながら、今後の検討課題とさせていただきます。

それと、もう1点、その道路のなかなか難しいところでもあります。確かに、道路整備というのは非常に社会基盤整備の中で重要な要素になっておりますので、そのところをある程度骨格としてやっていくという方法はあるのかもしれませんが、実際に社会基盤整備だけで

全てを包含するのも難しいところなので、やはりそこはバランスなんだろうなと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） もちろん道だけつくってもしようがないわけで、福祉だったり、トータルで暮らしがあるわけですから、でもそれを踏まえても道路が弱いというか、もちろん山間地なのでね、多くが。そういう印象なんですけれども、ならもうこれで終わりにしますから、今、いろんなことを言ってきましたけれども、もっと整備しなきゃいけない道路があるということは事実だと思うんですよ。お金ももちろん伊豆市にお金があるわけじゃないので、いろんな財源もあるし、実際にやりたくてもできない事情もいろいろあるんですけれども、これから先に向けてもう一回、現状を踏まえて市内の道路網の整備のバランスをどうしていくのかということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおりで、これは私自身の市長としての動きの反省も含めて、これをしっかり将来に向けてやらせていただきたいと思っています。というのは、この10年間でもう再三国・県の関係者から伺ったのは、伊豆半島の道路が悪いのは全国こういう状況でお金がないからではなくて、抜かされて、抜かされて、抜かされてきたんですね。もうほかはどんどん道路整備が進んでいるのに、伊豆半島はおくれてきた。これはもう何度も指摘をいただきました。そこで、改めて伊豆半島でみんなで力を合わせて道路整備を進めていこうというところまで来て、そして伊豆縦貫道を中心として道路整備網をつくっていくという動きの中で、改めて国と県と力を合わせながら、伊豆半島のほかの市町と力を合わせながら、道路整備はしっかり進めさせていただきたいと考えております。

○9番（青木 靖君） 以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの青木議員の質問に対し、建設部長より追加の説明がありますので、お願いいたします。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） すみません、先ほどのスカイラインの関係で、災害時はどうかと、

無料化になるかという話なんですけれども、それにつきましてはやっぱり、運送法の中で協定は結んでいるけれども無料化にはならないという確認をとりました。道路法のほうの道路、例えば修善寺道路とか、そこにつきましては道路法だから無料化にはなるじゃないかというところで、今確認しました。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） それでは、次の質問者に入ります。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

ことは大阪府北部地震、西日本豪雨、台風21号、そして北海道胆振東部地震と、連続して大きな自然災害が発生し、多くの人命が失われました。改めて亡くなられた方の御冥福を祈り、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、1件目の命を守る防災・減災対策について、市長、教育長に伺います。

東海や西日本を中心に甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年間に70～80%とされています。また、西日本豪雨災害に代表される集中豪雨や台風災害も、近年頻発・激甚化しています。

自然災害への備えは、ソフト、ハード両面から具体的できめ細やかな対策が求められますが、当市の防災・減災対策について、以下質問いたします。

西日本豪雨では、災害が発生した範囲が広域で、膨大な雨が長期間続き、同時多発的に河川の氾濫と土砂崩れが発生しました。災害が広域化している中で、一つの自治体だけの避難指示や対応ではなく、防災対応も自治体間の連携が重要とされますが、当市の対応はいかがでしょうか。

また、気象庁が有用な防災情報を発信しても、現場でうまく活用できず、住民の避難行動につながらなかった事例が過去にあることから、気象庁は5月1日、大雨や地震などの災害発生時に、自治体による住民避難の判断などを手助けする防災対応支援チーム「JETT（ジェット）」を創設して、地方气象台と自治体との連携強化に乗り出していますが、当市の連携状況はいかがでしょうか。

2つ目に、せっかく有用な防災情報が流されても、それが十分に伝わらないことが多くあります。また、人間には、命に危険が及ぶ災害時にあっても、「私は大丈夫」と思い込んでしまう心理「正常性バイアス」が働き、逃げおくれを招くと言われています。このため、地域住民が声をかけ合い、避難を促す取り組みも必要ではないでしょうか。さらに、今いる場所の危険度を認知するハザードマップの周知や自治会ごとの地区防災計画など、自主防災組織の強靱化にいかに関与するおつもりでしょうか。

3番目に、災害から子供たちを守るため、防災教育も大事な取り組みと考えます。国土交通省は、小学校段階から水害を詳しく学べるよう、ふだんの授業と組み合わせて、避難訓練を行う際などのポイントをまとめたガイドブックを作成しましたが、消防士を派遣して防災教育を行っている学校もあります。当市の取り組みはいかがでしょうか。

4番目に、昨年7月の九州北部豪雨で、土砂崩れで発生した大量の流木が川の流れを変え、流域に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、政府が策定した2018年度国土強靱化行動計画では、中小河川における土砂・流木対策に力を入れています。また、自治体の取り組みも欠かせないことから、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画の策定を支援するとしています。中山間地が多くを占める当市では河川上流部での豪雨による土砂や流木の被害が懸念されますが、国との連携や対策はいかがでしょうか。

5番目に、大阪府北部地震では、高槻市の小学校で倒壊したブロック塀の下敷きになり、女子児童が亡くなるという痛ましい事故が起きました。当市でも学校施設周辺について点検・対策がとられていると思いますが、1978年6月に起きた宮城県沖地震では、ブロック塀倒壊で18人が亡くなっています。通学路はもちろん、民間を含めてブロック塀の安全基準の周知や対策はいかがでしょうか。

6番目に、阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち、原因が特定されたものの約6割は電気関係によるものとされています。感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気火災を防ぐ効果が大きいものですが、補助制度を設けるなどして設置促進に取り組んではいかがでしょうか。

7番目に、東日本大震災を一つの契機として、今、東北の道の駅が注目されています。特に、遠野市にある道の駅「遠野風の丘」では、震災時、駐車場は自衛隊や消防隊などの車両基地として開放し、建物内はボランティアや避難者の休憩の場、さらに、従業員らも自主的に米を持ち寄り、毎日9升分ものおにぎりを提供し続けたということです。

この経験を生かし風の丘では、備蓄施設や自家発電装置、貯水タンクなどを拡充し、衛星通信を利用した非常時の通信情報システムも試験的に導入したほか、三陸地域の観光情報の発信や三陸物産展の開催、イベント交流など、被災地の復興支援にも尽力しています。

当市で計画が進められている（仮称）天城湯ヶ島IC道の駅について、防災拠点としての機能をどう考えているのでしょうか。また、狩野川記念公園の活用については、いかがでしょうか。

さらに、文教ガーデンシティ構想で計画されていた広域防災拠点を今後どのように整備していく計画でしょうか。

1件目最後の質問ですが、大規模災害の場合、自治体自体が大きな被害を受け、役所機能を喪失することもあります。

東日本大震災では、全国から自治体に限らず、NPO法人やボランティアなどの民間、さらには世界各地からも続々と人も物資も集まりました。しかし、自治体自体が大きな被害で



役所機能を喪失したこともあり、応援職員や支援物資を受け入れても生かすことができないミスマッチや、滞留する事態が各地で起こりました。同じようなことは熊本地震でも見られ、現場の災害対応に追われて、専門知識を有した職員の能力を生かせなかった反省が報告されています。

支援を円滑に受け入れる自治体の「受援力」が求められていますが、当市におけるBCPや地域防災計画などで災害時の受け入れ態勢を事前に定める「受援計画」の策定状況はいかがでしょうか。

続いて、2件目の質問、引きこもり訪問支援と生活困窮者自立支援について、市長、教育長に伺います。

内閣府が2015年に行った調査によると、15から39歳までのひきこもりの若者は約54万人いると推計されており、長期化と高齢化も課題となっています。このひきこもりの原因の一つに、不登校も挙げられています。

ひきこもりが長期化すると親も高齢となり、収入がなくなったり、病気や介護で生活が困窮するケースも顕在化しています。

このため、早い段階からの支援で就労を促す取り組みが必要ですが、家族だけでひきこもり状態を脱出させるには限界があります。

厚生労働省は本年度から、自治体の担当者らがひきこもりの人を訪問して、就労体験への参加を促す「地域における訪問型就労準備支援事業」をスタートさせましたが、当市における訪問支援事業への取り組みと、教育委員会の家庭教育支援チームの活動状況はいかがでしょうか。

また、生活保護に至る前の困窮者を支える生活困窮者自立支援制度の施行から2年がたち、約45万人の新規相談を受け、約6万人が就労や増収を果たすなど、国は一定の成果を上げてきたとしていますが、今後の課題として、地域との関係性が薄く、頼れる人がいない「社会的孤立」や、「孤立」状態にあり、みずから相談窓口に来ることが難しい単身高齢者やひきこもりの人などへの対応強化が急務とされています。

「つながり続ける、孤立させない」伴走型の支援が重要と言われますが、法定化される福祉や教育を含む関係機関の間で情報共有を行うための「支援会議」など、当市の取り組みははいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、防災についてですけれども、東海地震、あるいは東南海地震、南海地震、これはいずれ必ず起こるものがございます。来なければいいなとももちろん思いますけれども、これは

残念ながら地質の構造上必ず起こりますので、まずはしっかり準備をする、いつ来るかわからないその日のために、平素の準備で可能なものはもう最大限準備しておくということが大原則でございます。

その中で、まず1つ目の避難指示というのは、なかなか周辺の市町と連携して指示を出すというのはとても難しいのですが、連絡は取り合っておりまして、気象台、それから国土交通省の沼津の所長さん、それから静岡県の土木事務所の沼津の所長さん等々からはダイレクトメールが入るようになっておりまして、私の状況判断を支えていただける体制は確立をされております。また、JETTやそのほかの防災にかなり強いところの新たな役割というものにも大変な期待をしております。

それから、2つ目で、その避難をしていただかないというのは、これが大変深刻で、これも全国市長会でいつも話題になるんですが、やはりハザードマップというのは、変な話、そのとおり起こりますので、そのハザードマップで個々に確認をしていただいて、そして、不安なときにはいち早く避難をしていただく。避難をしていただくというのは、頑丈なお宅であれば2階、あるいは近くの知人や親戚、あるいは近くの安全な集会所、そして広域避難所ということで、市は広域避難所を開設いたしますけれども、何せ遠いし、体育館だし、テレビも何にもないしというところよりも、安全な集会所が近くにあればそこを開放していただくということで、今かなり進めているところでございます。

それから、④のところ、これは伊豆市は狩野川の最上部ですので、こういったものが大変大きな不安要素です。狩野川改修は国のほうで修善寺川から下流はやっていただいておりますけれども、狩野川台風を契機として、伊豆市内は国の直轄事業で狩野川砂防事業はやっていただいておりますので、そういった連携は急傾斜地の県の事業とあわせてしっかり連携をとって進めているところでございます。

それから、⑥の火災が、これは電気事業者の方からしばしば言われるんですが、とにかくガス、電気、水道は市の事業であれなんですが、特にガスと電気をつながったらすぐにつけちゃうのが一番怖いことのようなんですね。したがって、御指摘いただきました感震ブレーカーの普及というのは検討させていただきますが、やはり市民の皆さんにしっかりと情報発信をさせていただいて、つながった順に電気をつけちゃう、ガスをつけちゃうということよりも、しっかり安全を確保していただくということは、私どもも含めてしっかり認識する、もっと強く認識する必要があるかと思えます。

それから、ちょっと1つ飛んで、最後の受援計画のところなんですが、大きな災害になればなるほど何が起こるかという、職員も被災者になるんですね。特に東日本では職員がもうふらふらになって、定年になった人からやめていく、そんなことが起こっております。それから、呉に派遣をしたうちの職員の話聞きますと、やはり被災された方々というのはとても厳しい状況ですから、ついつい職員には厳しく当たる。そこで、静岡県とか、ついた外からの支援が行くことによって、ちょっと間に入る、そういった意味でも、その受援体制

というのはとても大切なことですし、大きな災害になれば伊豆市だけでは対応できませんので、後ほど担当する部長からも説明させますが、応援をいただく体制というのはとても大事だと思っております。

それから、先ほども狩野川の最上流部であるということをお知らせしましたが、その伊豆市にあって、広域の防災拠点、これが今整備できていないということをお大変に不安に感じております。今、議長のお許しをいただいて、何枚かちょっとすみません、印刷が間に合わなくて、これしかできない、あと議員の皆さんにはもう少しお配りしようと思っております。これが偶然なんですけれども、今回私が行ったイタリアの北部で、修善寺みたいなところなんですよ、観光地で。ちょうど川に挟まれていて、湯ヶ島とか修善寺みたいな、こういう旅館、ホテルがいっぱい並んでいるところですね。イタリアというのは御承知のとおり地震も多いですし、険しい地形、私が行ったところは標高1,200メートルで、ちょっと先は2,000メートルですから、これはやはり砂防ダムが、さっき私、狩野川の直轄砂防があると申しましたけれども、ちょうどこの砂防ダムが木と大きな岩をとめて、水だけ流す、こう真ん中にスリットがあって、うちにそっくりだと思ったんですが、こういうところなんです。ただ1つ違ったのが、さっき申し上げましたように、イタリアを代表する観光地なんですけど、そのど真ん中にこういう広い公園があるんですね。これはとても広い公園でした。私が泊まっていたホテルがあって、公園があって、反対側にまた観光地がある。これは見た瞬間に、端っこには遊具があって子供たちが遊んでいて、広いところには大人の方々がゆったり自転車とか、散歩していたりしたんですが、こういう空間がやっぱり必要なんです。空間というのは、どのような危機が起こるかわからないときに使える空間、それも市の中心地にある、これは今伊豆市の中で一番欠落している機能であって、まだ最適地がどこかという検討そのものも必要なんですけど、そういった空間の確保というものも、よそ様を見て改めて再認識をした次第でございます。

ほかの御質問の点については、教育長とそれぞれ担当する部長から答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは私のほうから、③と⑤について答弁をさせていただきます。

まず、防災教育についてですが、防災教育としては、小学校5年生社会科「自然災害を防ぐ」という単元で、国内の近年の自然災害を取り上げ、その「原因」や「被害の状況」、さらには、「自然災害から人々を守るための取り組み」等について学習しています。

特に熊坂小学校では、一昨年度より国土交通省沼津河川国道事務所の支援を受け、4年生社会科「水はどこから？」の単元で、「上水道のしくみ」や「水の循環」等の内容に加え、「狩野川の水害被害」や「防災の工夫」、「自分たちにもできる水害への備え」等の授業を行い、その実践がモデルとなり、広く狩野川流域の小学校で活用できる「防災・河川教育実

実践ガイド」として作成され、配布されました。

本年度は、新たに天城小学校が国土交通省の支援を受け、「土砂災害から暮らしを守る」というテーマで、4年生社会科において事業実践を行っています。

一方、昨年度、土肥中学校では総合的な学習において、「海と共に生きる、観光防災まちづくり」というテーマで、大学准教授による講話やワークショップ等を全校生徒の参加で開催し、津波防災に積極的に取り組む意識を醸成しました。本年度も同様の学習を行う予定です。

その他、授業とは別に、防災訓練（避難訓練）として、学校独自の計画により年間3回から5回程度、「火災避難」、「地震避難」、「津波避難」、「起震車体験」、「保護者への引き渡し訓練」等を実施しています。議員が御指摘の消防署員を招いての訓練としては、一部の学校で「救急法講習」や「煙体験訓練」等を行っており、今後とも関係機関の協力をいただきながら防災教育に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、⑤の通学路ブロック塀対策について。

大阪府北部地震を受けての学校施設についての塀対策につきましては、3カ所の危険箇所を御報告したところでございます。

その後の対応状況ですが、中伊豆小のプール脇のブロック塀については撤去し、フェンスに交換しました。

天城中の校舎裏、体育館との間のブロック塀については、9月中旬に撤去する予定です。

また、天城小の進入路に隣接するブロック塀については、個人の所有者と思われますが、空き家となっておりますので、所有者と安全対策を検討していきたいと考えております。

また、通学路の安全対策としては、国において「登下校防犯プラン」が取りまとめられましたので、現在、教育委員会、学校、PTA役員、警察、市の防災部局と連携して、合同点検を実施しております。

当面は、危険と思われるブロック塀の近くを通らないことや、登下校時に地震が発生した場合には、児童生徒の判断でみずからの身を守り、安全な場所に避難するよう、生徒、子供たちには学校で指導をしているところであります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長、答弁願います。

○建設部長（山田博治君） それでは私から、4番と5番についてお答えします。

4につきましては、国の「国土強靱化アクションプラン2018」では、施策の進捗状況や既往の災害の教訓を踏まえ、「平成29年7月九州北部豪雨等を踏まえた水害対策や土砂災害対策の推進」を取り組みの強化の一つとしており、国土交通省と林野庁とで連携し、進めております。

まず、土砂対策として、国土交通省の治水事業から説明させていただきます。

先ほど市長が申しましたように、伊豆市は狩野川上流部で国の直轄砂防事業区域となって

おり、その契機となったのは、昭和33年の狩野川台風により甚大な土砂災害、多雨、地質等の自然条件の観点から、土砂災害の危険性の高い地域であり、地域の安全・安心確保が必要となります。

これまでは129基の砂防施設の整備、これは平成30年3月末現在ですが、完了しております。現在、国の重点施策により、要配慮者利用施設の保全に資する砂防堰堤の整備を実施していただいております。

伊豆市では、狩野川直轄砂防促進期成同盟会による要望活動を引き続き行ってまいります。

また、伊豆市の山間部での豪雨等による流木対策につきましては、適正な森林管理を行うことによって補えるものと考えております。

続きまして、5番のブロック塀の安全基準の周知や対策についてお答えします。

ブロック塀の安全基準に関する市民への周知につきましては、現状では、市のホームページにブロック塀の安全点検の方法と補助制度について掲載しております。

また、今月末の発行となりますが、広報10月号でブロック塀の安全点検チェックリストの掲載や補助制度の紹介を1ページ掲載する予定となっております。

続いて、民間を含めたブロック塀の対策ですが、まずは所有者の皆さん各自で点検していただき、危険のあるブロック塀であれば補助制度を活用し、速やかに撤去及び改善していただくというのが基本的な対策となると考えております。

また、市としましても、ブロック塀の現状を把握する必要があると考えていますので、避難所へ向かう避難路に接する場所などある程度エリアを絞った中で、民間の施設の調査をすることについて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは私からは、⑦についてお答えさせていただきます。

（仮称）天城湯ヶ島IC道の駅で、市が整備します地域振興施設には観光客などの帰宅困難者などの広域的な観点での支援をベースとする防災機能を計画しております。このため、施設内に設置する防災倉庫には毛布や水などの備蓄を考えているところです。

また、駐車場部分ですが、これは議員御指摘のとおり、大規模災害時には高規格幹線道路の強みを生かしました緊急物資等の供給拠点として、また、大雨や大雪など異常気象時におきましては、道路の啓開拠点としての活用が期待できるものと考えております。

次に、「狩野川記念公園」の活用、それから広域防災拠点を今後どのように整備していく計画かについてでございます。

まず最初に狩野川記念公園でございますが、国の狩野川洪水浸水想定「計画規模」におきましては浸水区域外となっておりますが、「想定最大規模」では3メートルから5メートル未満の浸水想定区域内となっていることから、浸水想定区域内への防災機能としての活用は難しいのではないかと考えております。ただし、災害種別によりましては、当市が被災し

なかった場合の県民避難者の受け入れ集結場所とは位置づけております。

また、「広域防災拠点の整備」につきましては、現在、防災倉庫を含む物資受け入れ、仕分け施設は、市内には拠点として活用できる施設がないのが実情です。備蓄倉庫としましては、廃校となった小学校等の活用が考えられますが、人力に頼らなければなりませんので、相当な人手が必要になりますし、場所が市の中心部から離れており、防災拠点としての不都合がございますので、防災拠点の整備の必要性は急務と考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それでは、再質問させていただきます。

具体的なことに入る前に、1つ、防災・減災対策、今お答えをいただきましたけれども、基本的な心づもりというか、そういうことについて市長に確認したいんですけれども、今までのありましたように、南海トラフ巨大地震を含む地震の発生率が高くなっているということと、今、世界の気象機関、地球温暖化と関連して、今後も大型台風が発生するということが警告されています。そして、集中豪雨も近年頻発しています。先日、新聞報道されたんですけれども、静岡県の県政世論調査では、「災害への不安」というのが大幅に増加しているということもありました。やはり9月9日付の静岡新聞で紹介されたんですけれども、前国土交通大臣、公明党の太田昭宏衆議院議員のコメントなんですけれども、「あらゆる自然現象がこれまでの常識をはるかに超えたレベルのものになってきている。従来の対応型の防災では手に負えない、先手を打つ対策が必要だ」ということが書かれていました。そこで大事になってくるのは、住民全体が防災意識を高めて災害に強いまちづくりをつくり上げることと、そして行政として、いつ来るかわからない災害にお金も労力もかけられないという声も聞きますけれども、そうではなくて、必ず来るという基本姿勢で防災・減災対策の予算を含む優先順位を高めていく必要があるかと思うんですけれども、どのようにお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今お名前を出していただいた太田前大臣、それから今の石井大臣、ともに非常に現場の声をよく聞いていただきまして、私どもも道路を中心として何度か要望の際に伺ったんですが、本当に必要な事業と財源の確保で本当に苦労していらっしゃいます。当然、財源は無尽蔵ではありませんので、優先順位というものもあるんですが、今我々が地方から首長として中央に言うべきは、しっかり財源を確保して、効果の確実にある予防事業というものは人の命を失った後の事業よりも効果がありますよねということなんですね。後からつけるのは今までの例でも、いや、台風が来て崩れたから災害復旧の予算がつく、これはそれで必要だし、いいことなんですけど、しかし、守れる命はしっかりやはり守る体制をつ

くるというのは大切なんだろうと思います。今、126基でしょうか、伊豆市内に砂防ダムがございますが、もしあれがなかったら幾つもの集落が失われていたことは間違いありませんので、そこはしっかりやらせていただきたい。ただ、一番深刻なのは財源で、これは議員の皆さんとも市民の皆さんともこれからしっかりお話しさせていただかなければいけないんですが、より高齢化が進む社会の中で、医療と介護にどのように私たちが負担をするのか、どのように全体で見ていくのか、あるいは、どのように私たちが介護を必要としないように自分で健康に気をつけるかということも、結局は財源確保につながるわけですから、そういった観点の中で、必要な防災事業のための財源というものを総力で洗い出すということが必要なんだろうと思います。まず、国土交通省とは道路と狩野川改修と砂防と、3つの件で常に意見交換をしておりますので、そのような観点でタッグを組み合わせながら進めさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） いずれにしても、力を入れていただきたいということで、次に進ませていただきますけれども、最初の自治体間の連携とか、気象庁の防災対応支援チームですけれども、連絡は取り合っているということでありました。気象庁のそのJETTなんですけれども、非常に力を入れてきているということです。過去のこれは2015年の8月ですけれども、関東東北豪雨、8人が犠牲になりました。2016年の台風10号では岩手県の岩泉町の高齢者施設で9人が犠牲になったということと、そういうことで、気象庁が幾ら防災情報を流しても、それがうまく現場で活用されなかった。最終的には首長の判断を仰ぐまでに至らなかった、情報提供ができなかったという反省から、自治体間、自治体との連携を強めていくという方針を打ち出して、いろいろな整備をしてくれているということでもありますので、まだ詳しい情報というか、そういった連絡を取り合うシステムについては来ていないようすけれども、ぜひこちらからも積極的なそういう情報収集をして、気象庁という、一番参考になる気象情報を提供してくれますので、この連絡を取り合っていたきたいと思います。

次の、やはり住民の避難、これが非常に大事になってくると思うんですけれども、さきの西日本豪雨で広い範囲が浸水した岡山県の倉敷市の真備町地区ですけれども、50人を超す死者が出たんですけれども、実際に浸水した区域はハザードマップの想定と重なっていたと。先ほど市長の答弁されたとおりですけれども、ですから避難が適切に行われれば助かった命が多くあるということ。それから、国土交通省の今回の災害でまとめた土砂災害による死者のうち、被災場所が判明した9割近くの人が土砂災害危険区域などの危険箇所で亡くなっていると。やはり早期の避難、これがいかに大切かということなんですけれども、そういった早期の避難で被災を避けられた可能性があるということで、実際に住民同士の協力、あるいは自治会の機能によってそれを免れたという事例も幾つか挙げられておりますので、きょうは時間の関係で紹介しませんが、それらも参考にさせていただきながら、当市でも前

日の明るいうちに避難するようということは、呼びかけが行われております。これは非常に大切なことであると思います。

そこで、実際に今まで避難情報あるいは避難勧告が出されたと思うんですけれども、過去のそういった情報を流して、実際に避難所に避難した人の数というのは、どのくらいになるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人数はちょっとこちらで確認をさせていただきます。

避難、大切なことなんで、ちょっと私からも答弁をさせていただきますが、この10年間で避難準備情報というものは何度も出したんですが、一番心配したのは中伊豆の町屋地区で、勧告まで出すかどうかのところ、最後はやっぱり消防団なんです。消防に現地を見ていただいて、堤防まであと1メートル、まだふえていると、この情報でしたね、最後は。ですから、伊豆市の場合には、気象庁と国交省と県とそれぞれいただきながら、なおかつ、消防団、一生懸命頑張っているということが大変ありがたい話。

それからもう一つ、これは市内の機能を十分に使っていないなと思ったんですが、前回、ことしなんです、夏に、100歳の方が避難されたんですね。避難広域場所のすぐ近くに特養ホームがあるんです。これをもっとうまく連携できなかったかなというのが大きな反省材料で、せっかくそのしっかり体制がとれている介護施設がすぐ近くにあったのに、福祉避難所にはなっているんですけれども、こういったときにうまく使えなかったなという反省があって、避難の体制はまだ強化しなければいけないと思っています。

総務部長から数字のほうを答弁させます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 避難準備情報は毎年ある一定のときに出しているんですが、ここ3年、4年ですか、避難勧告を市が出した場合がございます。

まず、平成26年の台風18号で避難勧告を市内全域に出しております。そのとき、指定避難所の数でございますが、世帯数で151世帯、人数で289人の方が避難されました。

また、平成28年度、台風9号、こちらは先ほど市長申しました中伊豆地区の町屋と、同じく中伊豆の菅引地区に避難勧告を出してございます。町屋におきましては、34世帯の99人、菅引地区につきましては、1世帯の2人でございます。

また、昨年、平成29年の台風21号、これはちょうど衆議院選挙と重なったときの台風でございます。こちらも市内全域に避難勧告を出してございます。そちらの避難された方が合計で、すみません、ちょっと人数だけになりますけれども、199人の方が避難されております。

今年度に入りまして、7月の台風12号には避難準備情報でございます。こちらは今年度まだ1回なんです、こちら指定避難所に避難した方が30世帯で44人、各地区の集会所、公民館も、区長様を通じてあわせて開設をお願いしますという取り組みを今年度からしております。



す。その地区の集会所等におきましては、49地区の集会所を開設していただいて、避難された方が31人となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） そうですね、この人数が多いか少ないかということは、今、この時点ではわからないんですけども、いずれにしても、避難準備情報というのは、高齢者や乳幼児などの移動に時間がかかる人が避難をするタイミングということです。避難勧告になりますと、速やかに避難するよう促す情報なんですけれども、避難指示、最終勧告なんですけれども、避難指示が出た段階では既に用水があふれて道路がよくわからないとか、非常に危険な状態になっているということだものですから、この避難勧告の時点で危険地区にいる人は全て避難するということがベストなんですけれども、果たしてその全ての人が避難、あるいは2階に上がるなどの危険を避ける行為をとっているかということになると、ちょっと疑問が残ります。それで実際に、最初にも述べましたように、私のところは大丈夫だろうと、まさか死ぬことはないだろうという、そういう意思というのは誰にも持つことがありますので、そういった自分の今いる場所の危険度をどれだけ知ってもらうかということが大切なんですけれども、例えば一つのそれをはかる尺度として、ハザードマップが伊豆市でも出されているんですけども、このハザードマップの存在、これを知らない市民も多いという話も聞いていますので、それを市としては配布しただけで終わっているような気がするんですけども、その周知についてはどのように捉えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） このハザードマップにつきましては、議員おっしゃるとおり、今年度までに全部各戸配布をさせていただいております。まだ一部地区によってはイエロー、レッドの調査が終わっていないところもありますが、現時点で確定しているところを図面上に落として、各戸配布をさせていただいておりますが、やはり配れば良いというものではなくて、配った後のハザードマップをいかに市民の方が家のどこかにいつも張っていただいて、眺めていただくとか、あとは自分の住んでいる地域のことで、ある程度自分の頭の中にこことここが危ないということはやっぱり記憶していただきたいなと思っております。

あと、各地区にも自主防災会長や防災指導員の方もいらっしゃいますので、何とかそういう各自主防ごとに防災指導員の方なども研修もしておりますので、そういう方にも御協力いただきながら、何とか少しでもそういう周知をしていけたらなと思っています。

あと、最終的なこのイエロー、レッドの調査が終われば、そのハザードマップのもう少し大きいやつ、今は各戸にA3ぐらいの大きさなんですけれども、各地域の公民館とか集会所にももう少し大きいAゼロぐらいのその地域の全体のハザードマップを配れば、それで各役

員さんの方が月に1回でもそれを見て、まずは役員さんからそういう自分の地域の危険なところを知っていただくというような方法も考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） やはり自分で意識を持っていただくということで、住民が危険度を共有できるようなということで、私も、公民館等に大きなハザードマップを提示してくださいということは前から言わせてもらったんですけども、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

あと、地区ごとの防災計画、ニュータウンではかなりそういう地区の防災組織が活発化してきたということですけども、先日は大仁地区でしたか、そういった新聞にも報道されました。そういった自治会ごと、あるいは小単位でそういった防災組織を強化していく仕組みが必要なんですけれども、今、市が防災委員とかそういう充て職だとしてもそういう自分からやろうという意識が強まらないということなものですから、ぜひそういった促すような取り組み、これを工夫していただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 各地区の防災計画につきましては、現在、修善寺のニュータウンの自主防災会におきまして、内閣府のモデル地区として昨年12月に計画をつくっていただいております。これを同じように各地区の自主防災会につくってほしいということのも、なかなかそれはマンパワーが必要でしょうし、ある程度専門的な知識も必要になってこようかと思いますが、まずはその各地区でのそういう計画をつくってみようとか、つくってみたいけれどもどうしたらいいということから、まずそこから始めていただくように自主防災会にもこれからお願いして、市のほうで何かしらそういう出向いて、協力できるところは協力できるような体制をとりたいと思いますが、まずは地元でつくってみようというやはりそういう気持ちになるように、これからお願いしていきたくて考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） ④で出させていただきました中小河川の土砂とか流木対策ですけども、国交省の力をいただいて129の砂防がつくられているということで、非常に心強いんですけども、今課題になっているのが、土石流とか流木が砂防を水と一緒に乗り越えてしまうということが挙げられているんですけども、その効果があると言われているスリット式の堰堤なんですけれども、私も1カ所場所は知っていますけれども、このスリット式を今普及していくという方針が国のほうから出されていると伺っていますけれども、現状はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） スリット式ですけれども、やっぱり今回広島災害で、透過型と不透過型ということで、不透過型というのは、コンクリでつくった中で、それで土砂等、流木が来たときに、流木がそれを乗り越えて、それが下流へ行って被害を及ぼしたということがあるものですから、国もスリット型にということは考えていると思います。ただ、それが全てに当てはまるかといいますと、やっぱりその山の実情、土砂が多いのか、流木が多いのかという実情に合わせて検討していくというふうに伺っております。また、何か市民の声だと、やっぱり自分の家の裏にスリット式があると、逆におっかないというイメージもあるというような声もあるということは何っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） スリット式が恐怖感を与えるというのはちょっと理解できないんですけども、普通の堰堤の放水路、放水部分に鉄骨でそれをろ過するようなものをつけたのは知っているんですけども、その何か恐怖感を与えるというのは、鉄骨だけで組まれた堰堤ということですか。

〔「中伊豆へ行けばあるじゃないかな」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問。

○建設部長（山田博治君） 鉄骨がスリット式なものですから、堰堤で今言う、そこに要するに鉄を組み込んで土砂だけ流すという、そういうのが何か家の裏にあると、やっぱり怖いイメージがあるということは、何か国のほうでもそういう意見は聞いているということなものですから、まずそれもありますけれども、まずは地形によって対応を考えていくと、そういうことを伺っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） わかりました。

それで、今、非常に想定外の大水が出るということで、スリット式も含めて、ダムだけで水をコントロールできないという課題があります。ですので、やはり下流域の河川、流量の堤防、そして河床のしゅんせつとか、そういうことも求める声があるんですけども、その辺の検討はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 上流域ですと、やっぱりその管理する河川は主に県河川が多いものですから、県のほうでも市のほうへ要望ということで、しゅんせつ等の要望が来ておりま

す。それをもとに、市としましては県に要望していきまして、ここ何年か中伊豆地区とか、非常にしゅんせつは今行っていただいているところがございます。その辺の情報も、県も河川のパトロールはちゃんとしますけれども、やっぱり地域の住民の声をしっかり受ければうちのほうもまた要望して、そういうことで対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） あと、北海道の地震では非常に大規模な土砂崩れが起きたわけですが、火山灰土が降り積もった土質が非常に弱いということで、これは全国でも起こり得るといわれていると聞いています。当市でも狩野川台風のときに山が2つに割れた蛇喰山がある筏場地区なんですけれども、あの地域は本当に火山灰土だけでできているような山が幾つもあるんですけれども、そういったところが大雨で崩壊すると、先ほどの土砂崩れ、流木の発生が懸念されるんですけれども、こういう現況のもう一度再確認とか、住民の周知を進めてはいかかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 火山灰ということで、北海道のときにはその火山灰がちょうどそのサンドイッチというか、中間にあって、雨が降ったことによって、地震が起きてそこが滑って災害が起きたということなものですから、ただ伊豆市のほうでその火山灰がどの程度かという調査とか、そういうのはデータとかないものですから、まずはその辺をどうするかということは、今後の検討課題だと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） ⑤のブロック塀に入りますけれども、やはり民間の所有するブロック塀というのは、持ち主の方をお願いするしかないんですけれども、県内でもそのブロック塀撤去の補助制度の利用申請がふえているそうですけれども、市民への周知はホームページとか広報でやっていただけるといことなんですけれども、これを促進するために補助制度のかさ上げをしているところもあるんですけれども、伊豆市では考えておいででしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 9月の議会でもほかの市町だと、かさ上げとかというのが新聞に出ておりますけれども、市のほうも議員おっしゃるとおり、そういうことも考えられますけれども、まずうちのほうの利用状況というのが、昨年まではそういう改善が1件だけでした。それはやっぱりうちのほうの広報とか周知できなかったことと、やっぱり住民、所有者

がその危険なブロック塀という意識が薄いのかなというところがありますので、まずそれを踏まえて、今回はその要するに所有者とかにそういう制度等、危険だよということで周知したいということで、今回の10月の広報にもその中にチェックリストというのを入れまして、その中で1つでも危険があったら問い合わせしてくださいというような、補助制度がありますということで、それを先に進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） そのブロック塀の確認なんですけれども、教育委員会では学校周辺、そして通学路、それを調べていただきまして、やっぱり市でも避難路に通じる道とか言われているんですけれども、そういったリストは既にもうできているんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 教育委員会としては、まず心配だと思われるところは全部出てきましたが、そこを今度教育部のほうで点検をするという段階に今入っているところです。

もう一つあわせて、先ほど回答しました防犯プランというのが来て、警察や教育委員会、PTA、みんなで力を合わせて通学路をちょっと見てみようというのがありますから、それなんかもあわせながらもう一度確認して、危険なところは確実につかまえていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 市長部局としてはどうでしょうか、避難路とか、そういう。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 非常に市道も延長もすごく長いものですから、まず先ほど申したように、その避難路に接するところのある程度エリアを絞るということをまず進めて、その中で民間の施設の調査をして考えていきたいという、検討していきたいということで考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 次の6番目の感震ブレーカーなんですけれども、やはり通電時にブレーカーが落ちていないと、停電から復旧すると、家が破損していた場合、漏電とかで火災が発生するというので、つながったときに電気のブレーカーを上げるという行為は多分家が壊れているとしないと思うんですよ。でするので、地震のときは火を消すよりも先に逃げろというたしかありますよね、お知らせが。そんな状況の中でブレーカーを落として逃げろという人はまずいないと思うんですよ。だものですから、本当に家が破損したときに非常に効果があると思われるんですけれども、こういういま一度そういったものの効果とか、そうい

った感震ブレーカーに対する調査をしっかりとしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 感震ブレーカーにつきましては、ちょっと県内を調べたところ、既に補助を実施している自治体が7自治体ございました。これはいろんなタイプがあるようでして、分電盤に内蔵されて、揺れによってブレーカー自体を落としちゃうものとか、外づけとか、コンセントにつけるとか、値段も違うんですが、数種類のタイプがあるようです。恐らくこの先行している自治体につきましては、県の3分の1の補助を活用してやっているのではないかと推測はするんですが、これに使える補助金に枠がありまして、伊豆市は今別のほうの防災の補助金に活用しているというのが実態です。ですので、一つの枠の中の補助金をどの各自治体が施策に補助を回すかと、ですので、このブレーカーに回すというのも一つの方法ですし、ただ現在、ほかの消防のポンプ自動車に使っているんですが、そちらに補助金を使っていますので、それをどう振り分けをするかというのは、今後ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 特に高齢者宅というのは家具の転倒防止も補助していますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次の7番目の広域防災拠点ということで、道の駅、そして狩野川記念公園の状況についてはわかりました。やはり広域防災拠点として必要性は十分認識していただいておりますけれども、今その体制が整えられていないということなんですけれども、国のほうで大規模な地震や水害が発生したときに、支援ニーズを把握して、物資を国がほうり込むプッシュ型支援というのがあるんですけれども、そういったものの受け入れ態勢はとれないということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

プッシュ型は、国から押しかけて。要請がないのをどんどん行くという。

答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） これはこの後の受援計画にも関連してくるんですけれども、当然、人とか物資を受け入れる際に、拠点として受け入れる場所が今ございません。可能性があるものとしたら、やはり社会体育館であったり、用途廃止した学校の体育館が一番受け入れにはいいんでしょうけれども、その大型の貨物が十分入れるような道路とか、仮に受け入れたとしても、それは市の中の中心部には余りありませんので、受け入れた後の再分配といいますか、1カ所で、本来ですと相当量を受け入れることによって市内に満遍なく配慮ができる

んでしょうけれども、今、ある程度の一定量を総合的に受ける施設はないというのが現状です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それでは、今現在、市民が家を失って避難した場合に、避難所で暮らすわけですが、その方たちにお配りする食料とか、そういうものの備蓄はどうなっていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 県によります第4次の被害想定の人数からしますと、食料については、今、7日間ぐらいの備蓄が必要だということで、伊豆市ではまだ20%足らずの16%ぐらい、人数に対しての備蓄しかできておりません。当然、各家の方には最低3日分ぐらい、できれば7日分ぐらいのそれぞれ各家での備蓄の食料品のお願いはしているんですが、それぞれの指定避難所に、市が持っているその食料備蓄としては大体16%ぐらいになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 家が流された場合とか、完全に倒壊した場合なんかは持ち出せない場合があるんですけれども、小さいお子さんであるとか、体の弱い方、そういった方にやはり支給するというところというのは緊急性を要すると思うんですけれども、そういう対応は今のところなかなか十分にはとれていないということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私が今申した16.5%というのは、3食丸々7日間で必要な人数とした場合ですので、できれば応援物資とか、そういうものの受けるまでの最低3日ぐらいは最低市では必要ではないかを見ております。今は7日、2万4,000人が避難したとして、約7,000人分が1週間は食べていける、7日分ですので、これを半分の3.5日とすれば、逆に1万4,000人分ぐらい分の備蓄があるということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 心配されるのは、最後の受援計画でもそうなんですけれども、やはりそういった救援物資、あるいは部隊を今のような状況だと拡散させてしまうわけですよね。文教ガーデンシティ構想のときは、1,000平米の防災倉庫、そしてグラウンド、公園、体育館と、あの地域一帯が防災機能を備えたエリアとして非常に注目していたんですけれども、今それがありませんので、そういった広域防災拠点の整備、今後ぜひ進めてほしいと思うん

ですけれども、なかなか課題が多いようなんですけれども、あと、そういった災害対策本部は中伊豆支所につくられる、自衛隊等の部隊は集結地点が分散してしまう、そんな中で連絡体制、これは電話だけで十分なその会議とか開かなくて、どんなでしょうか。それを心配するんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本当に行政の機能が喪失したときは、やはり自衛隊しか動けないです。これは雲仙普賢岳のときが多分最初のケースだったと思うんですが、行政機能が全く失われてしまって、自衛隊は全て通信機器を持っていますから、最初はどうしてもそこが中心になるんですね。これは何も自衛隊の指揮下に入れということではなくて、ふだんそういうものは持っている機能を使うということですから、最初数カ月間はそういうことになります。問題は、それが伊豆市にないんですね。伊豆半島全体が大きな被害を受けたときは、私は個人的には、国道1号の向こうの愛鷹公園よりもサイクルスポーツセンターのほうが進入経路もたくさんあるし、それから施設も広いしということでもいいと思っているんですが、伊豆市単独の被害のときに、天城ふるさと広場のような一定の広さを持ったところが、道路を十分に使えるところがないんですね。そうすると、3つの川が交わる、狩野川本流と大見川と修善寺川の3つが交わるここより上流部で、一定の広さのところをやっぱり必要だと思っているんです。新しい月ヶ瀬の道の駅は、船原峠を越えて向こうとの連絡が途絶えた場合にこちら側の拠点として有用だと思っているんですが、正直言って、狭いですね。狩野グラウンドでも正直言って、狭い。そうすると、あと田んぼしかありませんから、本当にこれが悩ましいところで、一体どこの場所をどのように確保しようかというのは、本当に一番今防災の観点からいくと悩ましいところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 大規模災害のときというか、前にもありましたけれども、一旦災害が起こってしまうと、その復旧、復興というのは物すごくお金もかかるわけです。避難生活が長引くと、それで関連死ということも起きてきますので、やはり災害はいつ来るかわからないではなくて、来ることを想定して備えていくということは、これはすごく大事なことだと思うんですけれども、今、ほかに公園のニーズも非常に高まっています。そんな中で、そういったものを検討していく必要はあると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） とても大切な議論ですので、私としては、議員の皆さんとできれば防災に特化した検討チームでもいいと思うんですが、あえてその特別委員会とか何とかではなくても、私ども行政と、それから議員の皆さんで本当に起こり得る災害に備えたまずは市長



議員勉強会のようなものができればと思っております。一度は、こういった質疑応答だけではなく、ブレーストーミングのように知恵を出し合うということがあってよいのではないのかなと、その中から一定の方向性が出てくるのではないかと思います。ただ、正直言うと、余り時間はかけたくないんですね。狩野川台風から60年、そして、1人亡くなった平成16年の台風からもう14年、ことし起こらない、来年起こらないとは誰も保障できませんので、余り時間をかけずに議員の皆さんと意識統一ができればと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ぜひスピード感を持って進めていきたいと思えます。

最後の受援計画ですけれども、やはり職員も被災する中で、他の自治体の応援をしっかりと有効に生かすということが必要なんですけれども、熊本地震で被害が大きかった益城町なんですけれども、震災8カ月後の8カ月間の応急対応を検証した報告書の一節に、こういうのがあります。災害業務に卓越した専門知識を有した職員を交通整理や清掃業務に従事させたと、そういう全国から応援に駆けつけた自治職員を活用し切れなかった反省がつつられているんですけれども、これはやっぱり益城町に限ったことではなくて、熊本地震で被災した多くの自治体で混乱したケースが発生したそうです。これは東日本大震災の教訓であったんですけれども、それを生かせなかった。

もう一方で、全国に先駆けて2013年3月に受援計画をつくった神戸市、ここは、阪神・淡路大震災で支援を受けたり、また3.11で応援職員を派遣したという経験を反映して、応援受け入れの窓口を一本化した。そして、避難所運営や被災建物の応急危険度判定など支援が必要な130業務を洗い出して、業務ごとの指揮系統も定めたということなんです。想定される南海トラフ巨大地震などが発生すれば、被災自治体だけで対応できないということは目に見えていますので、受援力を高めるためのその受援計画、これもやはり先ほど市長が申されましたように、拠点とともにしっかりと整備していただきたいと思いますと思うんですけれども、スピード感を持っていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 去年だったでしょうか、中伊豆支所で我々行政が統一訓練を、県のほうが統裁部になっていただいてやったんですが、あの体制がとれて、かつ、社会福祉協議会が中伊豆のふれあいプラザですから、受け入れ拠点が今。そこでボランティア活動に詳しいさらにサポートがいれば、あの距離だったらこの体制よりはいいと思っているんですが、まずは我々の側の訓練と、それから受け入れの社会福祉協議会中心の訓練とまだ別々にやっている状態で、これは議員御指摘のとおりまだ弱い状態で、いずれしっかり全体的な訓練を通じて。

それからもう一つ大事なことは、しっかり一つ計画をつくることは大事なんですけど、ほと

んどそのとおり起こらないんですね。ですから、一つしっかりした訓練をやりながら、そうならない場合というものを実は想定しておかなければいけないんですね。ですから、ふれあいプラザが仮に使えなかったらどうするかとか、我々がここを使えなかったらどうするかとか、そういうのもやっぱり計画しておかないと、計画どおり行ったということはほとんどございませぬので、そういった意味でも受援体制も柔軟な計画をつくる必要があろうかと思っています。

〔「計画はあえて……」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。

再質問。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） すみません、最後になりましたけれども、教育部に伺いたいと思います。

防災教育についてです。

学校保健安全法では、学校は災害から生徒を守ることが規定されているということなんですけれども、伊豆市でもさまざまな取り組みをされていることがうかがえました。それは非常にありがたいことだと思うんですけれども、やっぱり子供たちに防災教育をするということは、子供たち自身の身を守ることと同時に、子供たちが動くことによって大人たちを誘導する、東日本大震災の釜石の例がそうなんですけれども、中学生がみんな逃げていく、山へ向かって逃げていくということで、避難所にいた、避難所というか、ここは大丈夫だと思っていた人たちも一緒になって逃げた、そして大人たちも命を救われたということで、子供を持つ家庭はほとんど被害がなかったということなんです。ですから、学校管理下の子供の被害はなかった、一説には99.8%生存したということなんですけれども、そういった子供たちの果たす役割、社会に対する果たす役割、これはどのように捉えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 子供たちの役割、今おっしゃられたように、「釜石の奇跡」で代表されるような子供たちの活躍といいますか、ただそれは社会に対してというより、やはり子供の世界なもので、我が家庭に対して、我が親に対して、我が家族に対してというところでもかなり影響力を発揮したんだろうなとは思いますが。ただ、まだまだ伊豆市の避難訓練、それから防災教育等を見て、果たして家族への影響力を持てるだけのものができているかというところ、そこは若干心配なものですから、今おっしゃられたようなところへの影響力も考えながら、また一つ防災教育については考えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） すみません、それじゃ次の項目をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番目の引きこもりですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 不登校が伊豆市でもちょっと心配な数があるものですから、先般、青少年問題協議会の時だったでしょうか、教育長さんにどうしてこういう不登校が多いんでしょうねという話をしたら、昔と違って退屈じゃなくなったとおっしゃったんですね。昔は家にずっといたらあんまり暇なものだから、先生が何回か来てくれると、もう退屈してくるんで、じゃ学校へ我慢していくかと、ところが今はずっとスマホで遊んでいるんですよという話を伺って、たまたま私その話をうちの教育長からこんな話を聞いたんですよと言ったら、目の前にした私の知人が実は息子がもう二十何歳になるまで中学校からずっとそういう状況だと。えーと思いましたがね、部屋から出ないんだそうですね。ずっとゲームを何十時間、それを何年間もという話を伺って、じゃ我々は行政としてどうするかというと、そこまで行ったらとても難しい状況になるでしょうから、可能な限り早い段階でやはり青空の中に、外に、人の中にとというのが、私は今結論を持っているわけではないんです。ただ、そういったことを正直言って今まで認識していなかったものですから、そういう社会になったときのいち早い我々社会への引き戻し方というのが今最優先で具体策を考える社会になったんだなという思いであります。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうからは、家庭教育支援チームについて話をさせていただきます。

伊豆市の家庭教育支援チームは、生徒、児童の保護者を対象に、「家庭教育講座」の開催や学校の家庭教育学級、それから子育て支援センターママフェスなどに出向き、家庭教育ワークショップ「つながるシート」のテーマに沿って、お子さんの様子や子育ての悩みなどを参加者が自由に話して、聞いてもらえる「子育ておしゃべりサロン」を行っています。

支援員は、県の養成研修で家庭教育支援の知識とスキルを学んだ地域の7名の家庭教育支援員で組織され、元教員、元保育士、心の教室相談員、元家庭教育学級長などそれぞれです。

支援チームの活動内容ですが、活動は主に予防活動に主眼が置かれ、親がストレスをためないことにより、親のストレスのはけ口を子供に向けないでちゃんと子供と向き合い、子供の話を聞いてあげられるような心のゆとりをつくってあげingことを主眼として、活動を行っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、最初に、伊豆市におけるひきこもり訪問支援事業の取り組みについて、状況をお答えいたします。

御質問の訪問支援事業は、本県では本年度から「ひきこもりサポーター養成研修」を実施

している状況で、「ひきこもりサポーター派遣」はまだ実施しておりませんが、居場所、相談窓口等の支援拠点づくりは進められております。

今年度から当市では、市内に2カ所の支援拠点が設置されました。その支援拠点から多様化する個々のひきこもりケースに対応する状況となっております。まずは相談を受け、訪問支援につなげていければと思います。今後、支援拠点の存在を広く情報提供していきたいと考えております。

次に、法定化される福祉や教育を含む関係機関の間で情報共有を行うための「支援会議」など当市の取り組みということですが、当市は生活困窮者自立支援相談窓口を社会福祉課に設置していることもあり、支援相談員等が高齢者、障害者及び子供等の関係する個別ケース会議等に出席しております。

また、地域との関係性が薄く、社会的に孤立しやすい単身高齢者や高齢者のみの世帯の支援として、個々の課題を話し合う地域ケア個別会議を開催しております。

今後は多くの方に制度を理解していただき、関係機関とのネットワークを構築するため、教育関係を含む関係会議へ積極的に支援相談員等がかかわっていきけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） まず、家庭教育支援チームですが、ただいまのお話ですと、主に親に対する支援ということで理解してよろしいかと思うんですが、実は、県のほうのページから家庭教育支援チームの紹介ということで見させていただいたら、伊豆市家庭教育支援チームでは学校と連携して、不登校生徒宅へお便りを届けていますということが載っていたんですが、これはどういう内容でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 本当にいろんな個々のケースが不登校の子供たちの場合あるものですから、家庭が受け入れをしてくれるような場合、そのときなんかには学校と連携しながら、プリントを届けていきながら、そして勉強なんかも時には見てやるような機会というようなものを実施したりもしているんですが、実に回数は少ないです。なかなか家庭には入っていくにくいという状況で、学校の先生が行っても子供に会えないようになっているケースもあるくらいですから、そこでそういうふうには家庭が受け入れてくれる場合は、家庭教育支援員のほうが行って、いろんな形で子供と話をしたり、支援をする。それ以外は活動として、予防策のような形で家庭教育学級へ出向いて行って、悩んだときの形だとか、いろいろ相談に乗ったり、お話をしたり、みんなでグループ学習をしたりということをしている。その中の一つに今のような活動はしているんですが、回数的には少ないです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） なかなか家庭に入ってということは難しいということは伺っています。ただ、そういった講座とかいろいろな催しに出てこられる人はいいですよね。出てこられない人がこれ課題となっているものですから、訪問支援ということが重要視されて、国のほうでも力を入れてきたんですけれども、では今度は健康福祉部のほうなんですけれども、今行われているその居場所づくりとか、いろんな取り組みから支援につなげていくということなんですけれども、1つには、私も伺った話で伴走型の支援ということで、とにかくひきこもっている子をいろいろと状況を細かく聞くのではなくて、とにかく就労、お試しでもいいから就労現場に引き合わせようという取り組みをされているんですけれども、これもなかなか合意というところと難しいと思うんですけれども、今後の展開として、やはりアウトリーチ型という家庭訪問をして、その中で本当に個々の向き合って、支援、就労につなげていくという取り組みが求められているんですけれども、今後の展開としては、今の居場所からそれを展開していきたいというお話がありましたけれども、実際のその見通しというのはどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほど、支援拠点ということで、市内には2カ所あると申し上げましたが、この1つは県のほうのモデル事業ということでやってもらったものなんですけれども、NPO法人ということで、ここの法人は生活困窮者の就労支援にもかかわってくださっているNPO法人が一つかかわっております。その関係で伴走型ということで、その御本人にそういう御意思があれば就労というようなところに、丁寧にハローワークと一緒にいったりとか、面接と一緒にいったりとかというような形で、丁寧に向き合いながら就労に向けてというような支援ができるところです。

そしてもう1つのほうは、同じNPO法人の別の団体ですけれども、小さいころからの発達障害とか、そういうところにかかわってくださっている法人になりまして、やはりそのところは不登校のお子さんとか、そういうところに深くかかわっていけるような形で、今度9月にも不登校ひきこもり相談会というようなものも開催して下さったりとか、そういう形での法人がかかわっておりますので、その両方があるということは伊豆市にとつたらとてもいい状況にありますので、ここからやはり少しでも、ひきこもりの方たちへの個々の支援というところは事情もいろいろと個々違うかと思っておりますけれども、その方にやはり向き合いながら丁寧にかかわっていくということが大事だと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 本当にひきこもり、そして不登校もそうですけれども、社会へ出られない人たち、特に若者なんですけれども、そういった将来的にすごく生活不安が本人は多分そこまで気がついていないかもしれませんが、御本人の人生設計にとってすごくマイナスになるということと、もう一つは、やはり社会で支えなければならない、それは本来であれば働いて支える側になってほしいんですけれども、支えられる人になっていくということは非常に社会にとっても大きな課題ですので、国でも力を入れていきますので、ぜひ市、そして教育委員会と連携して力を入れていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで、3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の質問者になります。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

1つ目、大きく2つ聞きます。

第1に、天城湯ヶ島支所設置条例で、東京ラスク売却の覚書を交わせるとした経緯及びその根拠を示してください。

これで3月議会から引き続きですけれども、堂々めぐりはしません。一歩進めながら論戦をしていきたいなと思っています。

天城湯ヶ島支所跡地をどうするかということは、ただ単にこの支所問題だけでなく、今後多くの公共施設を維持管理していくためにどうするのか、私は、再編統合の進め方がこの中に投げかけられておると思います。大きな政治課題としてこの問題を取り上げていきたいと思っています。質問します。

1つ目の質問です。

平成28年12月議会で否決された天城湯ヶ島支所移転が平成29年の3月議会では可決されました。否決から可決となったのは、「この間に、東京ラスクの社長が地域の人に説明した。東京ラスクにぜひ地元に残ってしっかり広げてくださいという声があり、議会の皆さんもそ

れならいいだろうということだったということで、それが前提となる支所移転の予算が通った」と市長は述べられましたが、改めて会議録を読むと、否決から可決になった原因はそのことではないというふうに私は判断しております。そこには、支所移転の移転先についての市民合意が課題だったのではありませんか。否決から可決となった事実関係の認識を改めてもう一度伺います。また、「議会もいっしょ」と、だから覚書は問題ないということでしょうか、答弁してください。

2つ目です。

東京ラスクが支所跡地を活用することが支所移転の前提であるという説明は、いつなされましたか。

3つ目。

6月議会での議論を聞き直しましたが、市長が述べた「支所跡地の施設、土地全体を売却するまでの間に意思決定を変えない」というその思いを私は問題にしているのではありません。思うことはさまざまでしょう。覚書を交わすという行動に移したことを私は問題にしております。議員に法的拘束力はないにしても、この覚書を黙認するとどうなるか。数年先売買契約の議題が提案されたとき、覚書の約束を交わしたのに、それに異議を唱える議員はとんでもないという世論へとつながりませんか。二元代表制を生かした手続をしませんか。

4つ目です。

覚書の中身を見ますと、産業振興と雇用確保が可能だから市民の利益にかなうと主張している覚書ではなくて、売却に至る経過だけであります。このことは、地域住民との話し合いの中で出されたから、もうそれはいわゆる産業振興、雇用確保等々は済んだと、もう市民は認識しているんだ、議員も認識しているんだという考えでしょうか。

5つ目です。温泉プールについて伺います。

この建物が覚書に入っています。市民にこのことを説明しましたか。また、覚書にない市所有の温泉の権利を市は放棄するのですか、伺います。

6点目です。

公文書は民主主義の根幹であり、国民の知的資源です。民主主義とは、公文書が作成されるプロセスを見せて、情報をオープンにすることだと思います。この大事な観点から伺います。「なぜ覚書が必要だったのか」というプロセス、経過の決裁文書は伊豆市にはなくても問題はないということでしょうか。

大きな2つ目。小学校、中学校の全教室にエアコンの設置を求めますという質問であります。

先日、記者会見でやられた、きょうもその記者会見の一つの紙が配られていましたが、質問いたします。2つ質問します。

1つ目。

教育委員会及び教育委員の方は……すみません、教育委員会の中の事務局じゃなくて、教

育委員会の方はという意味です。7月の猛暑の教室を視察されたでしょうか。教室の温度34度の中で子供たちは授業を受けています。先生たちも汗をふきながらであります。残念ながら、ことしは9月の残暑の中で授業を受けなければなりません。来年の夏に間に合うように、小中学校の全教室にエアコンの設置を求めます。

2つ目。

平成30年4月の文部科学省通知「学校環境衛生基準の一部改正について」の教育委員会の見解を求めます。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の否決から可決になった事実関係の認識ということですが、すみません、私も過去どのような答弁をしたか記憶にないんですが、ただ、議会の議決が否決から可決になった事実関係というのは、議員のそれぞれの皆さんの御判断ですから、あえてここは私がその認識を申し上げる立場ではないと思うんですが、もし違っていたら、後ほどすみません、追質問で真意をお尋ねしたいと思います。

それから②も、東京ラスクが支所移転の前提であるということではなくて、これは何度も申し上げてきたんですけれども、そこには旧天城湯ヶ島支所と天城会館と湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園と3カ所それぞれ分かれていて、それぞれの施設を維持し、それぞれに職員を張りつけることは好ましくないのも、これは財源がたくさんかかりますし、職員も要ります。そして、天城湯ヶ島地区の特に湯ヶ島地区の拠点を1カ所に集約させてくださいという議論の中であって、先にラスクありきではありませんので、そこは前提が違うんだろうと思います。

それから、3番目のこれも実はちょっと御質問の趣旨がよくわからないのですが、将来ある時点でこれは売買契約が議案になったときだと思うんですが、それが世論へとどうつながるかということについては、これもちょっと私がお答え申し上げる立場かなという気がいたします。

それから、④番の覚書について、産業振興と雇用確保というものが入っていないから東京ラスクの将来像がこれに貢献しないということが、すみません、ちょっと私これ、なぜそうつながるのかよくわからないんですが、覚書というのはあくまで先方さんとの確認メモですので、ちょっと産業振興との関連について、少しこの、その目的は変わっておりませんので、余り疑義は持たれないのではないかと思います。

5番目については、これは後ほど総務部長から答弁をさせます。

それから、6番目がこれ、前からの議員からこの件御指摘いただいたのですが、大変残念



ながら国であったように、その公文書を書きかえたとか、書きかえたことを秘匿したとか、そして、それによってその国のほうは私わかりませんが、例えば、それによって事業がゆがんだとかいうことがあれば大きな問題だと思いうんですが、これによって事業がゆがむとか、あるいは、ずっと何年も地域の皆さんに申し上げてきたことが、どこかで私の判断が変わったとか、あるいは議会に対する事業の目的が変わったとか、そういうことではないと思っているのですが、公文書はしっかり残すことはもちろん大切なんです、公文書の関係と今回の覚書の関係がちょっとどこでこの行政手続上市長として問題があったのか、どこで行政がゆがんだのかということについて、ちょっとよくわからないんですが、全体として御質問の趣旨が今までの話を伺いますと、東京ラスクの事業に反対ではないし、天城湯ヶ島支所の整備も今、湯ヶ島幼稚園に進み、そして湯ヶ島小学校が改修されている中で、すみません、問題の本質がちょっと私今まだ共有されていないと思っているものですから、もし私が理解が足りないところがあれば御指摘いただければと思います。

総務部長に答弁をさせます。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） お静かに願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、⑤の温泉プールについてお答えいたします。

旧天城湯ヶ島支所の土地、建物につきましては、民間活力による商業利用が地域の活性化や施設の有効利用に最善の方法と当時考えておりました。旧庁舎や保健センターと同一の敷地内にある農村環境改善センターや温泉プールの施設も一体のものと考えておりました。

ただ、この覚書の締結の時点におきましては、教育委員会では温泉プールの廃止の方向の答申というものは出ておりましたが、実際にプールの方向性が確定していなかったということもございまして、この覚書では双方協議によりできるだけ早い時期に定めるという規定といたしております。

また、温泉の権利についてですが、源泉の場所が借地ということもありまして、温泉ポンプなどを含めた施設の劣化状況などを踏まえて、今後どうしていくか検討していく予定でありますので、この時点で権利を売却するか否かにつきましては、まだ決まっておられません。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 全く何か思いもしないようなよくわからんというお答えが来ましたので、6月議会で何を話したのか、天城湯ヶ島支所移転の否決から可決へ移ったことに、市長はこう述べたんですね。3つほどいろんなところでその経過について述べているんだけど、1つだけ、もう一度議事録にのっとって読みますね、一部ですけども、その中の。このように言ったんです、6月議会では。

事業会社である東京ラスクの社長が現地へいらっしゃって、地域の皆さんがそこに出席を

され、議員の皆さん、何人出席されたか私は承知していませんが、後で報告を聞いたんですが、ここからですよ、その間に状況の変化というのは、地元住民と議員さんに対する東京ラスクさんからの説明会ですので、したがって議会で予算が承認されていますので、議会でもその方向について合意形成がなされたものと判断させていただいているわけです、こう述べられたんですね、御存じだと思いますけれどもね。一字一句じゃなくて、内容的な。それで、その間に状況の変化って何を言っているかという、ほかのところ、同じような文章の中。12月議会に上げたところ、否決されました。これは平成28年の12月。その次に、翌年、平成29年の3月には、予算が可決されました。その間に状況の変化というのはここしかないんですと。

この間に何をやったか、否決から可決に何が移ったかという、今言った東京ラスクさんが地元住民と議員の皆さんに説明したんです。だからこの否決から可決に移ったのはこしありませんよねということ私をやりとりした、そうじゃありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 事実関係として、12月の否決から3月までの間に、主としていろんな話はあったのかもしれませんが、皆さんも市民の皆さんとお話されたのかもしれませんが、相当強く御指摘があったのが事業計画がよくわからないとか、直接話を伺いたいとかいうことであって、たしか行政と社長と一緒にという御意見だったでしょうか、それで説明会ができたわけですね。大きな状況としてはそれしかありませんでしたから、それが状況が変わった大きなきっかけであろうという認識なんですけれども、すみません、違っていたらどこが違っているか御指摘いただければと思うんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 違っていたんじゃない、そういうことを言ったんですよ。否決から可決へは東京ラスクが説明したからだ。だから議員もここが心変わりをしたと、こういうことなんです。でも現実に私は、だから違うと言っている。平成28年12月議会、ここに、これを全部読んでいると時間食っちゃうから言わないけれども、12月議会でどんな論議がされたの、このときは修正動議ですよ。出されました。そして、賛成の議員の討論、反対する討論とありました。その中に確かに東京ラスクの何とかこうとかということがあったんだけど、12月議会に否決された主な原因は、ある議員がこんなことを言います。「いわゆる住民合意ができていないじゃないの」と。確かにそうですよ。ここにも、たくさんのその支所移転の関係の平成25年度からのずっと地域住民との会議録を僕は持って、またここ二、三日の中全部読み返したんだけど、平成28年は何があったかという、なぜ否決されたかという、地域住民の皆さんが平成25年から始まった市山地区を中心としたずっと関連する中で何が課題になったかという、支所移転先、旧湯ヶ島小学校跡地なのか、天城会館なの

か、この論議がずっと地域住民となされてきた。地区懇談会に市長も出られたから、全部それは載っているんですよ。そこがずっと論議になっていて、途中から天城会館じゃなくて小学校に移るというその根拠が乏しいから、もう一回やり直ささいということを経済住民の人たちが、地域住民といたって、皆さん湯ヶ島地区中心ですからね。途中まではずっと1年か1年半ぐらいは。それでそのときに、問題になったのはそこですよ。天城会館ではなくて、湯ヶ島小学校跡地がなぜだめなのというところで、市長はそうでない、湯ヶ島小学校がいいんですという提案をされて、そこで住民合意がなかなか得られなかったという経過じゃなかったんですか。今言ったその最初の東京ラスクが説明したから、だから説明したから、そうか、東京ラスクはこういう方針を持つから理解したとか云々では変わったんじゃないんじゃないですか、違いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、前回の答弁がどういう文脈なのか、全体の中で私正直言って、まだ記憶が鮮明ではないんですが、ただ、議会がどういうふうに動いた、なぜそれが理由かと言われても、市長と議会は立場が違うので、私が市長は議員のその議決行動の理由を説明せよと言われても、それはむしろ議員さんの中で確認していただいて、御質問が市長の判断だったら別ですけれども、私が何か決めたこと、判断したことじゃなくて、議会の議決の理由をと言われても、私が答える……。すみません、どういう答えを期待されているのかもわからないんですけれども、また。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 議会が議決していると、議会だから市長は関係ないんじゃないんですか。否決された理由がわからないで、どうしてもう一回提案しているんですか、それだったら。そうか、市長の考え方と、考えていることと議会が、議員が考えることは違うんだなという認識したから再提案したんじゃないんですか、違いますか。そこがわからないなんて論議にならないですよ、ここで。議会って何と、お互いの立場立場はあるんだから、考え方も違うんだから、お互いに論議をして、一致するところは一致する、違うところは違うところで、違うんだったら今度はどういうふうにしましょうと、本当にこれが市民のためになるのかどうかという論議する場所はここじゃないですか。それが過去議会が議決したことを私は関与できないというんだったら、これ以上論議できませんよ、全然。どうですか。だから、原因が東京ラスクの社長が説明したとか云々じゃなくて、否決から可決に変わったんじゃないんじゃないんですかと私は認識している。議事録を見ると全部そうなもの。教えてください。

もう一回言っておきましょうね。ついでに、平成22年の12月議会、若干言葉は違うんですけども、名称は、伊豆市の支所設置条例及び伊豆市保健福祉施設センター条例を提案してき

ましたよね、12月議会で。今回は若干言葉は違うんだけど、ほぼこれと同じような提案を2度にわたってしてきたんですよ。その中に、今、前の6月議会でお話しした東京ラスクさんから説明があったと。その経過があったから議会で予算が承認されたということは違うでしょう。この条例の中にそういう支所跡地に東京ラスクが来て、来るような、そういう提案じゃないですよ。東京ラスクがこの中の条例の提案については、平成28年の12月議会も平成29年の3月の議会にもないですよ、確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私の政策とか議案を変えた理由なら当然市長だから説明できるんですが、議員が否決から可決に変わった理由ですから、今御指摘なのは。それは16人のそれぞれ皆さん、木村さんがどういう理由で反対され、どういう理由で次の採決に臨まれたか私わかりませんが、ほかの16人の方々の結果として数字は賛成、反対が出たわけですから、それを私が否決から可決に変わった理由を市長が説明せよと言われても、それは恐らく皆さんそれぞれ賛成、反対された理由って違うでしょうし、それを私が説明しろと言われても、ちょっとそれは立場が違うんじゃないかと思うんですが。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 説明しなさいと言っているんじゃないですよ。会議録を読むとそういうことでしょうか。もう一回言いますよ、本当に、がっかりしちゃうよ。市長が言ったことは責任とらないと、6月議会で言ったことですよ。もう一回言います。12月議会で上げたところ、否決をされました。なぜ否決されたのはわかりますよね。次に、もう一回言うけれども、その翌年の3月議会には予算が可決されました。その間に状況の変化というのは、地元住民と議員さんに対する東京ラスクさんからの説明会ですので、これ以外に何も変わっていませんねと言ったんですよ。したがって議会で予算が承認されていますので、議会でもその方向について合意形成がなされたものと判断させていただいているわけですよというのが6月議会における市長の答弁ですよ。変わったのは東京ラスクの事業説明をずっとやってきたから、ここが12月議会から3月議会の変った大きな分かれ目ですよということを言ったんじゃないですか。議会がそういう論議をしたということは明確にしてくださいよ。私は関係ありません、議会がやったんですからというんじゃさ、論議にならないです。6月議会で答弁しているんじゃない、議事録を読みなさいよ。がっかりしちゃうよ。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私が何を变えたのかを今確認していたんですが、条例の名前は変わっているようですが、議案の内容は変わっていないわけです。ですから、12月に否決された理由は当然何かあったんでしょう。だけれども、私が16人の皆さんから1人1人反対されるその理由を聞いたわけでもないし、次に同じ内容の議案を出したときに、

なぜ変わったかを1人1人確認したわけでもないし、じゃ正確に言うと、何人かは御意見違いましたよ。反対だという方もいたし、いや、これはもう本当は所有権が変わってればよかったんだという方もいたし、いろいろ違う。だけれども、その変わった議会の議決が変わった理由を市長がここで、違うと言われたらああそうですかとお答えするしかないと思うよね。ただ、行政も絡んだ行動としては、12月と3月の間に行政も関与したことと言えば、社長と一緒に、市長は出ませんでしたけれども、地域の皆さんへの説明会がありましたよねと。それは大変大きなエポックでしたから、そういうことはありましたよねというのは、当然私はそう思っただろうと思いますけれども、ただ、議会が変わった理由を市長に言われても、ちょっと回答しかねるんですが。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 議会が変わったで、議決案件が同じような中身として、基本的には支所移転の関係で提案されました。12月議会で、議事録を読むと、否決され、ちゃんと述べていますよ。3月議会で、可決された議員もちゃんと述べていますよ。1つだけ、もったいないな、こんなこと、行ったり来たりするのは。1人の議員の方が、平成29年3月20日のこの件についての設置条例についての賛成討論ですよ。何を言ったかと。前は平成28年の12月で反対しました、今回は賛成しました。なぜか、地域住民の方々の御意見を尊重すると、要するに、平成28年の12月議会で反対せざるを得ませんでした。それから3カ月余が経過して、この間何が変わったのか、状況に変化があったのか、実はこの間、地元選出の議員さんにもお願いして情報を集めた結果、やむを得ないだろうと、支所移転は。やむを得ないだろうということで、その3カ月間、何か住民の皆さんもある意味ではもう諦めもあったと、もういいかげんにしてくれということ私湯ヶ島にかかわって、近くにいるから。そういうことだからもういいよと。支所移転は天城会館じゃなくて、湯ヶ島小学校でもいいんじゃないのといった、そういう住民の意見を受けて、そうかと、そう言うのであるならば我々もスタンスはそちらに切りかえなくちゃならないねと言って、賛成したんですよ。私も賛成した。そういう議決した案件というのは、これはある意味では、一番最後の公文書ですよ。ここしかないじゃないですか、論戦する場所が。どこどこで思ったとかじゃなくて、会議録にちゃんとそういう経過が全部載っているんだから、それは違うんですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 多分、12月と3月の議案は、私、さっき言いましたように、条例の名称は変わったかもしれませんが、我々は常に一番市民の皆さんにとっていいと思う議案を上げているわけですね。ですから、それに反対されるとやっぱり当然ショックを受けるわけです。変える必要があれば、当然変えることもあります。それはなぜ変えたかと言われれば、当然、私はここでちゃんと説明できるんですが、いや、12月に反対だった方が3月に賛成になった理由を言えと言われても、ひょっとして説明会でラスクの代表の方と地域住民の方のやりとりを聞いて納得したかもしれないし、それ以外に情報収集したかもしれないし、

その議員さんの活動とその結果について市長に説明しろと言われても、ひょっとしたら私が誤解していたかもしれませんが、しかしそう私は感じました、そう思いました、そう判断しましたということは、違うと言われてたら、ああ、違ったんですかとお答えするしかないですよ。賛成、反対の行動をとられたのは議員さんですから、私にその変わった理由を説明しろと言われても、そこはそれは越権行為ではないかと思うんですけれども。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 事実を聞いているんです、事実を。私たちの考え方がどうだったかと評価してくれと何も言っていないの。そのことを言っているんですよ。議会が否決から賛成に回ったのは会議録にありますよね。中身をどうしても言わない、それは認めますね、会議録を読めばわかるんだから。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） はい、議事録にあるとおりだと思います。

○16番（木村建一君） 次へ行きましょう、ちょっとはっきりさせてね。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 僕もそうだけれども、こういう公式の場でお話するという事は、私も責任持ちますよ、言ったことは。だから、そういう立場で質問します。

こういうことです。もう一回繰り返すけれども、合意形成がなされたものと判断をしたのは、判断したと言ったんですよ。なので、支所移転、東京ラスクが来るから支所移転してもいいですよというふうに判断した、東京ラスクが説明したから。すごく気になるのが、東京ラスクが平成28年12月9日付で、事業構想説明会の案内を市役所を通じて議員と、地域の方はわからない、私たち議員宛てにみんなファクスで来ました。そして、12月12日の昼と夜の2回開いたんですよ。その中身について、市長はこのように述べた。この2回の1日に2回やった中身について、後で報告を聞いたんですがと言っているんですよ。で、議員もその方向でいだろうと、東京ラスクを。前も6月議会で東京ラスクさんが説明したから、最初はだめだと言っていたのに、いや、そうじゃなくて、やっぱり地元の人たちだから、東京ラスク頑張れと言ったら、そうだそうだとなったというふうに覚えていますよね、そんな話をされました。議員も賛同したと判断した、この東京ラスクの説明でだからがらりと変わったんですよということなんですよ。それはじゃ何人議員が誰からか聞いたんですよ、後で報告を聞いたんですがと言っているんだから、そこにどなたか、市長はいないけれども、どなたが12月12日の東京ラスクの社長が説明した中で出席されていたと。で、後で報告を聞いたんですかということは、どなたから聞いたんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、どなたから聞いたかという、一般的にですね。それをどういう文脈で私言ったか覚えていないんですが、一般的に私が報告と言った場合には、職

員からですね。報告という言葉は下から上に上げる言葉ですから、ですからその場に立ち会っていた職員からの報告ということだと、すみません、一般的には私はそう使っています。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） それでは、もうちょっと先に進んでお聞きします。

どういう話し合いをした、そこで地元住民と。そこで議員の皆さんはこんなことを話したよということは職員から聞きましたか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、議員さんがそこでどんな意見を発言されたかは記憶にありません。報告を受けたかどうか、すみません、覚えておりません。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） そうすると市長、6月議会で述べられました東京ラスクさんからの説明ですので、説明があって、したがってそこに議員いましたと。で、その議員が聞いたんだから、議会で予算が承認されていますから、合意形成はなされたということは、支所移転、その跡地、東京ラスクが議会もいいですよというふうに判断したということになるんですよ、違いますか。じゃ誰が何を、どんな話をしたのかがわからなくて、なぜ6月議会でこういう話を私に対してやったんですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 正確に全て答えられるわけではないんですが、その間に行政も当然いろいろやっているんです。例えば、市山だったら目の前にバス停があるのに、湯ヶ島はなぜ遠くするんだと、本当に私も担当も歩きましたよ。市山のバス停から支所まで何メートル、で、湯ヶ島のあそこの真ん中からガラス屋さんの横のバス停から幼稚園まで何メートル、何歩とか一生懸命やって、いや、こっちのほうは平らだねとか、そんなこともはかりながらデマンドバスの検討をしたり、行政では当然そんなことはやっておりました。ただ、議会の皆さん1人1人のどういう行動をされたか、私は承知しておりませんが、議会の方も集まれ、全員ではなかったと思うんですが。行政と当時話題になっていたラスクの社長と一緒に行動したのはその説明会ですので、その後今度は要するに可決されたわけですから、市長としては議会で合意形成がされたんだろうという発言は、そこは私、そんなにおかしくないだろうと思うんですが。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） もう一度聞きますね。だから、東京ラスクの12月12日に話したときに、僕も覚えていない、みんな議員がいたのかどうか。そこに参画をして、それを聞いたから可決されたから、だから、社長がいろんな事業説明したから議員が、議員というか、議会が変わってきたんですねということですよ。そういうことですね。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、もう繰り返すしかないんですが、私のこととか私の政策

は説明できますけれども、議員さん16人、お一人だったらひょっとしたらこうわかるかもしれないけれども、16人の議員さんで何人反対の方がいらっしゃって、その後賛成に変わられて何人の方の理由を言えと言われても、ただ、地元から、あるいは議会からもあったかどうか記憶ないんですが、説明不足だとか、もっと事業計画を説明しろと、たしかそういった声の中で、行政も一緒に説明会をしろという声もあったように思うんです。それがどの程度の影響力があったかわからないけれども、市長としてそう感じましたと申し上げたかもしれませんが、ただ、それをもって市長が議員1人1人の採決の行動が変わった理由を説明せよと言われても、私にはその立場ではないんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 次、行きますよ。

そうすると、6月議会で述べました東京ラスクが説明があって、そこに議員も何人来ただかはわからないと。何か議場みたいな形で、東京ラスクの2階の部屋が。それで、議員というのは質問しないですよ、聞いているだけなんだから。その経過のもとで合意形成がなされたものと判断をしたから、東京ラスクと覚書を交わしたんだと、こうなっているわけですよ、論理上は。で、議会はどういうふう考えてるかわからないと、ここで議会でやりとりしているんだから、市長が聞いているわけですよ。わからなかったら、市長公室か何か、会議録はどうなっているのか、私が何を発言したのか、議会側がどういう周知をしているのか調べてくれと、市長もいろんな仕事があるから。そのくらいスタッフはいっぱいいますよね。私なんかスタッフいないもの。全部議事録を引っ張り出して、それでまとめたんですよ。そうしたらそういう結論になっている、6月議会でそうですよ。次に聞きましょうね、もう時間がないから。

覚書を交わしましょうという発想はどこから生まれたのかお尋ねします。総務部長がこういうこと、確認します。全部じゃないです、中身の問題ね。言葉尻の問題じゃない。原案とか覚書を交わすと、原案とか協議の段階から教育長や市長を交えて、事細かにやっております。当然、所管の担当レベルでこの覚書の内容については詰めておりますと、こういうふうな御発言。内容的ですよ、言葉が一字一句と言っているわけじゃない。そういうことを言われましたね。だからその後に、一から事細かに全部市長、教育長まで、副市長まで入って協議というのはしておりませんということが総務部長の前の答弁であります。私がああとき聞いたかったのは、きょうも再度聞きますけれども、事細かいことは担当者レベルでやるでしょう、当然だと思っただろう、行政組織として。ただし、ただしです。覚書を交わそうと提案したのはどこから出たんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今までの40分間を無駄にしたくないので、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今の発言でひょっとしたらと思ったんですが、要するに今までの御議論



というのは、可決したから覚書をしたのが悪いのではなくて、可決をした理由の私の判断が違うから覚書に反対だということなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 違うですよ。市長がなぜ覚書を交わそうとしたのか、その動機を聞いたんです。そういうことです。だから、覚書は何で結んだの、どこでやったのということですよ。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 前回も覚書のプロセス、いろいろ情報共有しながら検討してきたと申しました。この覚書の締結の決裁文書の中に、旧天城湯ヶ島支所及び周辺施設について、東京ラスクからの要望と今後の各施設の使用期間を明確にするために、東京ラスクへの施設の売却を前提とした別紙覚書を提出してよろしいかと伺っています。ここで当然、覚書の内容についても伺うと同時に、その必要性と目的についても職員の決裁文書の中に明記されております。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、聞きたいのは、覚書を交わしましょうねと言ったのはどこで決めたんですか。前も聞いたんですけども、覚書の決裁文書をくださいと言ったら、公文書開示請求をしたら、結果だけしか書いていないんですよ。結果だけ、今総務部長が言うように。プロセスがあるでしょう。後で覚書、公文書の関係にちょっと移るけれども、そのプロセスはどうしてということを市民が納得しないと、納得じゃ、理解をする。嫌だなと思ってたって、市長はこういうこうこうこういうことで覚書を交わしたんだなということがわからないと市民参加できないじゃないですか。市民のための政治でしょう。あの公共施設だって、市長のものでもない、我々議会議員のものでもない、市民の財産で建てたじゃない。市民のもですよ。だから私は大事にしたいの。誰がどういうプロセスか全然わからない。結果でしかくれないもの。それで、一々事細かにそんなことはやっておりませんというのが前の総務部長のお話だから、何、どういうプロセスなのか全然わからないです。話してください。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この覚書の決裁文書は、その目的と覚書の案についてしっかり決裁を受けているんですが、今議員おっしゃられるそのプロセスの決裁文書というのはちょっと私イメージがわからなくて、例えば、覚書を結ぶ調整をしいいかとか、これこれこういう理由、ちょっとそのイメージが、私は、この決裁文書でちゃんと覚書を締結するその目的と内容についてしっかり決裁を受けているので全く問題ないという判断。当然、その間にはいろいろ調整や打ち合わせやその情報共有はしておりますので、申しわけありません、特に、前回もお話ししましたがけれども、この決裁文書に至るプロセスの決裁が必要だという認識はございません。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、お尋ねしているのは、こうこうこういう理由だから決裁文書が必要だよねという、そういうプロセスがわからないと言っているんです、私は。

もう1つ行きましょう。市長はこんなことを言っているんですよ。その覚書について、後でその前段を、どういう話か話しますけれども、6月議会でこの覚書は法的根拠、強制力がどこまであるかわからないが、市長印を押した覚書を交わしたんですよ。そうすると、今言った法的根拠、強制力が市長はどこまであるのかわからないんだけど、市長印を公の立場で覚書を東京ラスクと交わしました。そうであるならば、どうしてそういう覚書を交わす必要性があったんですか、必要性はあったんでしょうと、あなた方はとって。私は別に反対するか何か一言も言っていないよ、今。どうしてですかと聞いているだけじゃない。市民だって聞きたいですよ。どうしてですか。どうして結んだんですか。

〔「ちゃんと答えてよ」「議長、何を話しているかわかっているね」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） これも6月議会の繰り返しになりますけれども、今回の覚書は、将来的な施設の売却、これを前提として、土地、建物の所有者である市と今後事業拡張を計画しているラスクとの間で、それまでの間の双方の意思確認をするために交わしたものです。ですので、一応、双方が今後協議していきましょう、いつまで使いましょうという意思確認なので、当然、市としては公印を押す文書となります。

〔「前提がおかしいね」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 5分しかないな。また教育長聞かずに終わっちゃうかもしれないけれども。

東洋大学根本教授はときょうも話されたんで、こういうことですよ。途中で東京ラスクの例は全国でもまれに見る成功例だとコメントされておりますと、きょうも少し話。その中で、ここからです、先生の不安は、地元から適正に歓迎されているのだろうか、これから先、これは推測です。これは市長の考え方だけ、わからない。社長もそのように不安を、社長というのは東京ラスクの社長ですよ。社長もそのような不安を何となく感じられて、何らかの約束を行政と結びたいと感じたのではないかと推測して、ここまで来ると、どこかで聞いたようなそんたくだなと私は思いますよ。他人の内心を押しはかって、よしなに取り計らうことというのは、一般的にそんたくと言っているんですけども、今言った、推測をしたんですよ、市長は。で、先ほど言った法的拘束力、強制力がどこまであるかわからないが、市長印を押したということじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員は私が市長になる前から議員でいらっしやったので、この10年間は全部御存じなので、本当はここで繰り返す必要があるかなと思うんですが、もう何度も言っているとおり、伊豆市は圧倒的に公共施設が多いわけですね。そして、老朽化も日本一、つまり、物すごくたくさん古いものを持っているということ、そこがまずあるわけです、4町合併の結果。4町合併だけならいいけれども、これが物すごい数の公共施設を物すごく古く持っている。これをさっき議員おっしやったように、全て、当時には町民でつくった町民の大切な財産だから全部維持したい、それであればそれも一つの選択肢かもしれないけれども、その分、当然財源はたくさん要りますよね。市民の皆さんの日々の生活に必要な行政サービスは食わざるを得なくなる。市長として考えた場合には、やはり人口と地域の特性に合った施設の数と質に集約せざるを得ないという前提で始まっていることは、これ御理解いただいていると思うんです。その文脈の中で、特に天城地区はあの1キロの中に施設がたくさんあった。しかも、当時の天城湯ヶ島町役場と天城会館ですから、小学校も含めて。とても大きな施設が点在している中で、行政は集約しましょうという話になったわけですね、繰り返すようだけれども。そして、じゃ天城湯ヶ島支所跡へ行ったら、その半分使っていただいた東京ラスクがにぎわっていて、こういう商業施設はあの場所で下田方向と湯ヶ島温泉方向の真ん中で、商業施設は地域の役に立つだろうという話をもう何年間もしてきたわけです。その文脈の中で支所移転はいいでしょうと。で、ここは一旦あけましょうというところまで来て、そして当然ビジネスですから、将来的には全体を使いたい。ただ、本当に大丈夫かな、ちゃんと使わせてくれるかな、それまでの間はどこを使っているのかなということが気になるだろうなということは感じて、申し上げた、それが当時のその表現になっているものだと、私は、そこは認識は今と変わっていないのだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 別に何、公共施設が多くなったから困ったとか、そんな一言も聞いていない、私は。覚書どうなったのと聞いているだけじゃないですか。だから今言った東京大学の元教授、適正に歓迎されているんだか心配だと。それは私もそう思うと言って、締結を結びたいと、市としては。その後で、しっかり東京ラスクを歓迎し、これからも使っていただきたいというようなことが一つの手続で終了になったんじゃないかと市長としてこのように判断したと言ったから、覚書を交わしたと。だから、推測したんですよね、社長の思いをということですね、市長は。だから覚書が必要だとなったから、社長、あなたも不安でしょうからぜひ覚書を交わそうね、法的拘束力、強制力はどこにあるかわからないけれどもということじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 覚書を書きなさいという指示は私からでは、多分、すみません、これ

も正確に覚えていないんですが、覚書を締結しましょうというのは事務方から上がってきたことだと思っていますが、ただ、そういう認識であったということを今否定するものではありません。私は当時、やっぱりそう感じていたと今でも思います。

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 思うんじゃないくて、公式の場でこう述べられたんですよ。そうか、大事なことを言っているんだなと思ったので、きょう聞いているんです。だから覚書というのは事務方の発想じゃなくて、市長からの発想じゃないかということです。

それで、あと2分しかないから、1分何か残します。

今、手続上の問題を話しましたがけれども、どう聞いたって、なぜ覚書が必要だったのかと一つも出てこない。何が問題になるかと、実施の政策はいいかげんな調査や判断で行われていないんですよと、ちゃんと議論を積み重ねて実施されたんですよという、そういうプロセスがちゃんと文章として残っていかないと、先ほど言った2020東京のオリンピックの関係で、その先に何を生かしていくのかということが大事だと言われたんだ、市長は。その先に何を生かしていくのかという、そのためには、2020がどんな事業だったのかと総括文書をちゃんと、会議録的なもの、メモで残しておかないと次の世代に渡せないでしょう。今回だってそうですよ、なぜあのかき覚書を交わしたのと、文章は結果だけしかないような文章で、これで後に継げますか、職員の方々に10年、20年先。みんなの財産ですよ、文書というのは。市民の財産で、職員の文書じゃないんですよ、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前も今もあの天城湯ヶ島支所の跡地については、今、東京ラスクさんがいい事業展開をしていただいておりますので、我々公務員が商売をやったってうまくいきませんから、地域のためにはラスクさんに頑張ってもらいたいです。したがって、将来は所有権も移したいと思っています。これは議会で何度も何度も申し上げてきました。ただそれをまだ所有権が行くまでの間にどの建物をいつまで、いつからはこうなるというものを交わすということはそんなにこう問題なのか、大きな計画でしたら市長の指針、構想、計画、アクションプランとつくっていきますけれども、この事業のあり方、将来のこと、それから所有権も移転したいということも何度も何度も申し上げている中で、その過渡期のメモを文書化することがどうしてそんなに問題なのか、ちょっと私、そこの問題の所在がわからないんですけれども。

〔「いや、問題だよ、これは」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） きょうはあと答弁。法的拘束力、強制力があるかどうかかわからないけれども、私は、覚書を交わしたことをけしからんとか何も言っていないよ、きょうは。どうしてそんな覚書を交わしたのか、最終的には議会の議決が必要ですよという、そういう文書

じゃないですか、覚書を交わしたの。議会の議決が必要であるならば、何でその間に交わす必要があるのかということを知っているんですよ。問題だよとか何も言っていない。プロセスをちゃんと話してくださいと、1回もプロセス話していない、これで2カ月間何にも話していない。それでいいのかということです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは先ほどの繰り返しになりますけれども、まだ所有権が移る前に、ラスクさんがそれまでの過渡期の間どの施設をどういうものを何カ月間、あるいはいつまで使えるかということメモとして文書で確認するという事は、やはり先方さんもそのほうが安心でしょうし、我々も物件を確認するという意味で、そのメモは、所有権移転は当然議会の議決が要りますけれども、そのものはあっても安心材料にはなると思いますが、すみません、問題の所在がよくまだ理解できていないのかもしれませんが。

○議長（三田忠男君） 時間が来まして、2問目の質問に入ることがなかったんですが、市民の関心のあることだと思いますので、続けたいと思います。

答弁を求めます。教育長、2番目ですね。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 小中学校のエアコンについて答弁いたします。

学校のエアコン整備ですが、夏場の高温化で市内の各学校でも音楽室から少しずつ整備を始めているところです。

ことしは特に酷暑で、エアコンがない教室での授業は、児童生徒には学習への集中面でも影響があったと言わざるを得ません。学校を管理する教育委員会としましても、こうした対策として、空調の整った環境改善は急務であると考えております。昨日、市長より、市内小学校、中学校の普通教室へのエアコン設置方針をお示しいただきました。教育委員会としても、市長の方針は大変心強く受けとめさせていただきました。この設置方針により教育環境の改善に期待ができます。

2つ目ですが、学校環境衛生基準の一部改正についてですが、望ましい教室の室温が見直されました。これまでは10℃から30℃以下が望ましいとされていた教室の室温が17℃以上28℃以下に見直されました。エアコンの設置も含め、望ましい教育環境にしていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

### ◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目につきましては、明日9月20日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

どうもお疲れさまでした。

延会 午後 4時24分

平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第4号 9月20日）

平成30年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年9月20日(木曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 波多野 靖明君 | 2番  | 山口 繁君   |
| 3番  | 星谷 和馬君  | 4番  | 間野 みどり君 |
| 5番  | 鈴木 正人君  | 6番  | 下山 祥二君  |
| 7番  | 杉山 武司君  | 8番  | 三田 忠男君  |
| 9番  | 青木 靖君   | 10番 | 永岡 康司君  |
| 12番 | 小長谷 朗夫君 | 13番 | 西島 信也君  |
| 14番 | 杉山 誠君   | 15番 | 森 良雄君   |
| 16番 | 木村 建一君  |     |         |

欠席議員(1名)

11番 小長谷 順二君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |                  |        |
|--------|--------|------------------|--------|
| 市長     | 菊地 豊君  | 副市長              | 本多 伸治君 |
| 教育長    | 西井 伸美君 | 市長政策監兼<br>総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長   | 伊郷 伸之君 | 市民部長             | 梅原 敏男君 |
| 健康福祉部長 | 村井 克代君 | 産業部長             | 堀江 啓一君 |
| 建設部長   | 山田 博治君 | 教育部長             | 金刺 重哉君 |
| 会計管理者  | 城所 章正君 |                  |        |

---

職務のため出席した者の職氏名

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 浅田 茂治  | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査   | 鈴木 恵美子 |    |       |



開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日、11番、小長谷順二議員より欠席の届けがありますので、お知らせいたします。

ただいまから平成30年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の下山祥二議員から発言順序10番の小長谷朗夫議員までを行います。

これより順次質問を許します。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（三田忠男君） 最初に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） おはようございます。

6番、下山祥二です。

通告書のとおり、一般質問をさせていただきます。

1番、新中学校の再編・統合のスケジュールは。

伊豆市の人口減少が加速され、伊豆市のホームページによると、本年4月1日現在の人口は3万1,089人となりました。昨年5月16日の臨時会により、伊豆市の人口増対策の目玉であった文教ガーデンシティ事業が否決され、同時に新中学校の再編・統合も中断されたままです。その後、教育振興審議会が立ち上げられ、過去8回の委員会、視察、意見を聞く会等を経て、本年6月11日に教育長に答申がなされました。その内容は、修善寺、中伊豆、天城地区の中学生にとってのよりよい教育環境としては、中規模程度の生徒集団が必要である。そのためには3つの中学校を統合すべきであるとのものでした。教育委員会としての考え方、そして、今後のスケジュールについて伺いいたします。予算を伴うものにつきましては、あわせて市長の考えも伺います。

1番、現状の小中学校の学校施設、教育環境について、どのように捉えているのか、改めて確認します。

2番、現状の3中学校の生徒数と今後の推移予想から判断して、将来的にどのような課題が発生すると考えますか。

3番、教育振興審議会の答申から既に3カ月以上経過いたしました。答申を受けての感想と現況はどうでしょうか。

4番、今後の再編・統合・建設のスケジュールを市民、特に子育て世代に具体的に示せるのはいつでしょうか。

2番、公共施設の適正管理と今後の取り組みについて。

伊豆市公共施設等総合管理計画が策定され、1年半経過いたしました。本市は198施設、延べ床面積19.7万平方メートルの公共施設を保有しており、とりわけ借地及び一部借地の使用料は、年間約6,700万円と高額なものです。見直しの計画期間は平成68年までの40年間とされていますが、余りにも長い見直し期間であり、伊豆市の健全な財政維持のためには無駄の排除は可及的速やかに策を講じるべきと考えます。

昨年の3月議会で公共施設の現状と今後の課題について一般質問いたしました。その後の検証の意味で、再度質問させていただきます。

1番、公共施設の適正管理について、現状での取り組みとその成果についてお伺いします。

2番、適正な管理を進める上での課題、改善する点はありますか。

3番、公共施設の維持管理費の財政負担を考慮して全庁的な取り組み体制が構築され、取り組みは確実に推進されていますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

まず初めに、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

それでは、まず最初に、現状の小中学校の学校施設等についてですが、学校施設では校舎の老朽化が目立ち、中には雨漏り、上下水道配管の破損による漏水、壁の脆弱化、和式トイレ、トイレの悪臭などが課題となっている校舎も見られます。改築あるいは長寿命化対策等は待ったなしの状態の校舎もあります。

次に、現状の3中学校の生徒数と今後の推移からの課題ですが、生徒数の推計値によりますと、天城、中伊豆の中学校では、数年後には1学年が単学級になることがわかります。単学級の学校では集団生活の中で切磋琢磨できるチャンスが少なくなり、授業でも多様な考えを出し合い、意見交換することができにくくなります。また、体育祭などの行事も今とは変わった影響が出てきます。部活動の数も必然的に少なくなり、選択の範囲も狭まってきます。また、教員数も限られてくるため、9教科全ての専科教員を配置できなくなってきます。そのため、免許外の教科を指導せざるを得ない教師もでき、指導、評価、教材研究、いろんな面で先生の負担もふえてくることが予想されます。質の高い教育の保障という点で、課題は多くなると思われます。

次に、答申を受けての現状と感想ですが、まず、教育審議会の答申は、菊地篤子委員長を初め区長会長、PTA代表、こども園保護者、学校関係者や有識者の皆さんが現在の中学校の現状と課題をしっかりと認識していただき、小規模校のよさやあらゆる教育環境の選択肢の中から、中学校のよりよい教育環境を真剣に御審議いただきました。私も審議会の会議から答申に至るまで、全て出席をしました。答申内容は、各委員の総意としてまとめられたものとして大変尊重すべき内容であると感じております。答申書の全文は、既に市のホームページでも公開しております。

6月の答申を受け、教育委員会では、定例会、臨時会において答申書の内容、現状や課題を踏まえたよりよい中学校のあり方について検討を行っております。また、7月から8月、夏休みを利用して、市内の小学校、中学校、義務教育学校それぞれを回り、現職の教職員を対象に、答申書の内容について説明をし意見交換を行い、その様子は教育委員の皆様にもお聞きいただきました。今後は答申書を基本に、教育委員会で基本方針案の作成を進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールですが、答申の中に書かれておりますように、教育委員会においては総合教育会議での協議を経て、中規模校への教育環境改善に向けた早急な着手の必要性和、中学生にとってよりよい教育環境づくりの新たな計画や方針を情報公開し、保護者にも関心を持って考えていただくよう、必要な情報をわかりやすく丁寧に説明するようというように答申には明記されております。教育委員会としましても、できるだけ早い時期に方針を決定し、具体的な整備計画づくりに着手していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

市長の立場から、2点お答え申し上げます。

まず、教育環境についてなんですが、これ、ぜひ議員の皆さんでも検討する勉強会を設置していただけないでしょうか。今回、エアコンに関する御質問がたくさんあったんですが、エアコンのみならずトイレの問題、通学の問題、多々、中学生であれば直接生徒さんから、あるいは保護者の皆さんから大変多くの御指摘をいただいております、まさに議会、市民、行政が一体となってという去年出されました請願というのは、新中学校に限らず、やっぱり教育環境全体において議会と行政部局の一体となった検討は必要だと思っております。エアコンも含め、特別委員会をつくるというよりも集中的な勉強会を設置していただければと思っております。大変深刻な問題が幾つかあると認識をしております。

それから、3中学校の将来については、私は市長として財政のみについて申し上げます。これ、何としても合併特例債を充てさせていただきたい。これから教育委員会がまず現状を21日、あしたでしょうか、議員の皆さんに御説明があると承知しておりますけれども、その

方向に行くにせよ、あるいは行かないにせよ、そして新中学校にもし進むのであれば、何としても合併特例債を使える速やかなる意思決定、もしその方向に行かないのであれば、少なくとも中伊豆中学校までは何とか合併特例債を充てさせていただきたい。いずれにしても、きのう申し上げましたとおり、新しい施設であれば6年、それから中伊豆中学校の建てかえでも3年ぐらいはかかりますので、どちらにせよ、早い意思決定をいただかないと、財政的に合併特例債に間に合わない、今ぎりぎりの現状ということだけは市長として申し上げさせていただきます。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。森議員、お静かに願います。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、今回の一般質問の結論から述べます。

伊豆市内の小中学校の現状と課題を少しでも多くの市民の皆さんに理解していただき、一刻も早く中学校の再編・統合のスケジュールを具体的に示すことが、今進んでいる伊豆市離れの流れを食いとめる手段であり、人口減少対策の1つであると私は信じて質問いたします。市民の皆様の声をもとに質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、学校施設、教育環境については、校舎の老朽化が最大の問題であるということをお聞きしましたが、現在、市内の小中学校のエアコンの設置と洋式トイレの改修についてお伺いいたします。

近隣各市町では、この9月議会で一斉に補正予算にエアコン設置費を計上して、2019年度、2020年度の工事完了を目指しているということが新聞報道されております。伊豆市もやっと昨日、設置の方針がプレスリリースされましたが、市民からは他の市町の報道ばかりで、伊豆市は何も議論されていないと、子供たちがかわいそうであるというような、そんなふうにも思われておりました。

誰しもことしの夏の異常気象による猛暑は半端ないと感じたことと思います。各家庭でもペットを飼っている家では、留守中でもエアコンはつけっ放し、当然我が家でも犬を飼っているんですが、エアコンと扇風機は回しっ放しで、24時間連続運転の日が何日もありました。また、体調を崩して入院していた高齢の母が病院スタッフと相談して、熱中症を心配して8月いっぱいまで入院を延ばしてもらいました。

そんな命にかかわる高温の中、伊豆市の宝である子供たちの熱中症対策、そして授業に集中できる環境を整えるためには、当然、来年もことしと同様な高温を想定した市内全小中学校の、特に普通教室のエアコン設置は即刻完備すべきだと考えますが、昨日の報道では、平成31年度中の整備完了を目指すとされておりました。来年の夏休み前、6月、7月には間に合わない可能性があるのでしょうか。まずここをお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員のほうからも話がありましたように、各市町でもってエアコン設置の状況が多々出ております。そういう点では、工事等が間に合うかどうかの心配はしているところであります。よって、ともかく優先的には小学校の低学年、1年生から3年生、それから受験を控えた中学3年生、ここをまず優先的にやって、そして、残りの学年等につきましてもできるだけ速やかに、遅くとも来年度中には設置したいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○6番（下山祥二君） ということは、間に合わない可能性があるということですね、ある普通教室では。既に、土肥義務教育学校においては、全教室には設置済みです。当然、同じ伊豆市内の子供たちは、教育環境は平等にしなければならないと私は考えます。エアコンの設置については、今後、各県内市町で一斉に工事の発注がされると思います。伊豆市の小中学校の工事がおくれることがないように、その対策は何か考えていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） できるだけ、今年度から少しでも工事のほうに入っていければいいなというふうに私個人は思っているところです。それから、先ほどの間に合わないかもしれない学年につきましても、今、既にそれぞれの学校で音楽室とかパソコン室とか図書室等でエアコンが入っていますので、それをうまく利用していきたいとは考えております。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 恐らく予算措置の問題が出てくると思います。当然、今回、補正では上げていませんので、12月の補正予算または臨時議会をお願いするか、なるべく年内に予算措置づけをして、年明け早々に債務負担行為なりを設定させていただいて発注するという方法を検討しております。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 森議員、お静かに願います。

〔「あんた、えこひいきしたらだめだよ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） していません。森議員、よく質問趣意書を読んできていただきたいんですが、今、1の①をやっていますので、設備のことが入っていますので。

〔「エアコンはどこに入っているんだ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 学校設備に入っております。

下山祥二議員、質問ありますか。

○6番（下山祥二君） ぜひ子供たちのために、スピード感を持って工事を進めていただきたいと強く要望いたします。

次に移ります。

ある小学生に、小学校のエアコンと洋式トイレをもっとふやしてと懇願されました。どち

らも、今は昔の根性論と違って決してぜいたく品ではなく、逆に誰もが認める必需品であると私は考えます。小学校1年生の入学ガイダンスで学校側から、小学校には洋式トイレが少ないですから、ぜひ入学前に和式トイレの使い方を練習して、なれてきてくださいと言われてたようですが、一体どこで練習すればいいの、どこでなればいいのという保護者の声がありました。全くそのとおりですね。各家庭、ほとんどもう洋式トイレになっちゃっていると思います。

そこで、調べていただきたいんですが、修善寺地区4小学校と修善寺中学校、天城中学校の洋式トイレの設置状況は、設置率約30%と聞きました。きっと児童生徒の中には、トイレを我慢して体調を崩すような子もいるのではないかと思います、そのようなことはなかったでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 御心配の件につきましては私も心配しているところではありますが、今のところ、そのことによって体調がということは聞いてはおりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） きっと我慢して表面化されていないんじゃないかと、私、心配しているんですけども、次に、隣の伊豆の国市では、市内の中学校は既にエアコンが設置済みであると、来年は小学校の90教室を工事完了で、9月の補正予算に上程され、可決されたようです。ただ、夏休みを利用して設置を予定しているということなので、完了までには5カ月ほど要して、来年夏には間に合わない可能性があるとも聞いております。

伊豆市も学校施設、教育環境は決して近隣市町におくることがなく、先陣を切って進めたいと思います。予算を伴いますので、先ほど市長の第1答弁でありましたが、エアコンの設置については、きょうこれから私を含めて5人通告がありますので、洋式トイレの改修については、予算要求があれば積極的に設置を検討するという事で再度確認しますが、よろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） トイレを含む教育環境についてはぜひ皆さんとしっかり意見交換をして、できることから早く着手したいと常々考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ぜひ国の補助金等々を待つとか様子を見ることなく、速やかに進めたいと思います。

次に、②に移ります。

少子化の実態は、日本の危機といっても過言ではないほど深刻であると言われております。ことしの3月に、私ども会派で元愛知県田原市の教育長だった嶋津隆文先生のセミナーに参加してきました。田原市内27校の小中学校を市民や議会と正面から向かい合い、説明会、議論を重ね、平成26年12月には、約半分の15校に再編する全体配置計画を発表し、現在、着実に再編が進められているようです。

平成27年1月27日、文科省から都道府県の教育長及び知事宛てに公立小学校・中学校適正規模・適正配置等に関する手引という事務次官通知が出され、これは全国の教育委員会が小中学校の統廃合を進める上で指針となるものだという事聞いております。その手引きの1には、まずは、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校は速やかに統廃合を進めるべきであるとあります。また、2番には、通学範囲も緩和されて、おおむね1時間以内という基準を設け、スクールバスなどの通学を想定し、広範囲での統廃合の可能性を示しています。

教育長の答弁にもありましたが、修善寺地区の小学校では、既に6学級以下も存在しております。また、中伊豆中学校と天城中学校は平成39年度には3学級になると推定されています。再度確認します。この予測に対して、もっと具体的にどのような課題が考えられますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） やはり答弁の中でも申しましたように、子供たちの数が少なくなって、1学年が1学級しかないという状態になりますと、一番わかりやすいのは、運動会なんか非常に子供たちの成長の過程の中でうまくできない、1学級を2つに割るとかいう、そうするとクラスの結束みたいなものがうまく育まれなくなったり、それから大勢の中で行事、それから授業、いろんなことにやはり支障を来してくるなということは心配をしているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。私も16日に天城中学校の体育祭に参加してきましたけれども、生徒数が少ないので、本当に何回も競技が連続したり係の仕事があったりして、大変だなとつくづく思っていました。

仮に3中学校が再編・統合された場合でも、いずれは伊豆市の中学校は将来的には3学級になる、そのときも訪れますが、現状のまま統合しなければ、確実に9年後には多くの問題が出てくることになります。

1つの例として、中学校の複式学級って聞いたことがないんですが、小学校でもいいんですが、複式学級となった場合、教育長は児童生徒への影響はどのように考えますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 複式学級は小学校においては2つの学年で児童数が16人以下になった場合、複式学級になります。中学校は2つの学年が8人以下ということから、議員おっしゃられたように、中学校での複式はそうそうは心配はないかなとは思っていますが、小学校で2つの学年が16人という、1つの学年が8人、8人なら複式学級ですので、これは伊豆市の中でもあり得る数字なのかなとは思っています。

そして、複式学級になったときには、皆さん御存じのように、例えば5年生と6年生が同じ教室の中で、そして1人の先生によって授業をなされていくと。そうすると、まず最初の5分か10分、5年生を相手にして、その間、6年生には何か続けて国語の教科書を読んでおくようにとかいう指示をしながら5年生を相手にして、そして5年生がある程度進んで考える段階になったら、今度は6年生のほうへ行つてと、前の黒板と後ろの黒板をよく使ったりしながら、全く違う授業をやっていく。明らかなように、学習において子供たちへやはり影響は出てくるだろうなとは思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 教育長のおっしゃるとおり、私が2級先輩の船原小学校のときに実際に複式学級を経験された方の話を聞きました。今おっしゃるとおりで、本当に無駄な時間、45分間の授業の半分が無駄な時間になってしまうと。未来の子供たちには経験させたくないなということで、私もつくづくそういうふうに思っております。ぜひ複式学級だけは回避してほしいなというふうに思っております。

次に、教育長の立場では大変言いがたいことかと思いますが、あえてお聞きします。田方地区の小中学校の教師の伊豆市内の赴任の希望ですね。この辺は人気があるのかなのか、多いか少ないか、お答えできる範囲で構いませんので、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 田方地区での一般教員の人事異動については、函南町、伊豆の国市、伊豆市3人の教育長で人事異動方針を毎年確認をしているところですが、もうしばらく前から、実は、2市1町全てについて異動しましょうと、ですから合計で12年、例えば伊豆市の学校にいて、それから伊豆の国市に行つて、また伊豆市に来てとかというのを全部合わせて伊豆市が12年になったら、もう次は伊豆の国市か函南町を選んでくださいよという形で、全て満遍なく回りましょうという基本原則をつくってあります。ですから、その関係で、伊豆の国市に今いる人が12年たてば函南町か伊豆市を選んで来るといふようなやり方を根底にしているものですから、人気かどうかというのはちょっとはかれないものです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。



○6番（下山祥二君） 基本的な原則がしっかりと守られていれば問題ないと思いますけれども、私がPTAの役員をしていたような十五、六年前、十八年ぐらい前ですか、多くの先生から、天城の小中学校や中伊豆の小中学校に着任すると、子供たちは素直でいい子で、保護者も大変協力的でほっとしますと。できればずっと異動したくないですというような本音なのかリップサービスなのかわかりませんが、よくそんな話を聞きました。今は逆で、ある現役の校長先生から、伊豆市の中学校に赴任すると、専門教科以外の教科も任されたり、経験のない部活の顧問も任されたり、2倍、3倍の労力を強いられるので、伊豆市の小中学校への希望は敬遠されがちであると聞きましたが、そのような実態がないということを感じたいんですが、仮にそのようなことがあれば、それこそ保護者の皆さんがよく言ういい先生を呼びたい、いい先生に教えてもらいたいという要望には相反する実態ではないかと思います。保護者だけではなく、先生方からも魅力ある伊豆市の小中学校を強く望みますが、その辺は、教育長はどのように捉えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今の問題についてですけれども、人事異動で伊豆市の学校へ来た先生の感想でよく私自身が聞くのは、施設的な物的なハード面については早く直してもらいたいという要望はよく先生方からも聞きますが、人的な教育にはお金をかけてくれているね、支援員の数は圧倒的です、それからALTについても同じです。ですから、ほかの市町から異動してくると、本当に支援員さんがいて助かっていますという声も、その面についてはお金をかけてくれているとあって感謝してくれています。

部活動やほかのいろんな教科を持たなければならない大変さというのは確かにあると思います。ただ、そこにおいても、できる限り非常勤等、また市でもって非常勤等を雇いながら、免許外教科を持つことが少しでもないように、これも人的な配置ですが、そういう点で努力していますから、頭で考えられるそういう部分については、少しは考慮されているんじゃないかと思います。ただ、部活動の面については、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） わかりました。

では次に、教育振興審議会の答申は3つの中学校を統合すべきであるとの結論でしたが、教育振興審議会において10カ月近くの間、複数の方針を十分に検討した結果、導き出された答申であり、私も教育長と同じく、これを尊重し重く受けとめるべきだと思います。

教育長には強いリーダーシップを発揮して、多くの市民の声を尊重し、それが反映された結論を出してくれることを期待しております。

1年前までは2020年、今から2年半後の開校を目指していた新中学校は、今の市民の皆さんの情報レベルでは中断されたままです。あるいは中止になったというような情報が流れて

おります。ある市民の声ですが、今の伊豆市は何も進んでいないし、あんたたち議員は何も役に立ってねえよとしかられました。また、身内の話で恐縮ですが、息子の嫁からは、じいじ、もう新しい中学校できないのと詰め寄られました。また、中学校の建設予定地だった地権者のある市民からは、もう新中学校ができないなら田んぼに太陽光の話があるから進めようかなと思うんですが、どうですかというような相談がありました。自分のレベルでわからないけれども、まだ可能性はゼロではないと答えると、それならもう少し待ちますと言ってくれました。

1年前までは多くの市民や当事者である保護者が3年後の新中学校を期待していたんですが、そのスケジュールが見えなくなっています。伊豆市の将来に魅力を感じなくなっているのではないのでしょうか。教育長は、今紹介した今の市民の声をどのように捉えますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 実は同じように、この答申の前に途中に意見を聞く会ということで、皆さんにも来ていただきましたが、意見を聞く会に来られなかったこども園の保護者の皆様に、直接担当等がこども園へ行って、ぜひこれについて御意見をください、家へ帰って、3つの中学校をどうしたらいいのか考えていただいて、その意見を附箋に書いて張ってくださいというような形でお邪魔したときに、やはり一番聞かれたのは、まだ可能性があるんですかとか、中学校についてはもう終わったんじゃないんですか、そういう声をこども園の保護者の方からたくさん聞いたということも、行くたびに毎回報告がありました。

そういう点で、私たちが周知の仕方がうまくない部分があるんだなと思ひまして、今度の答申につきましてもどれだけ読んでいただいているかわかりませんが、改めて保護者含め全市民にこの答申内容を配布したいというふうに考えて、少しでも、どうするかは別としても、今こういう形で考えを進んでいるんだということぐらいは理解していただきたいなと考えているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 一刻も早く、今後の具体的なスケジュールを市民に明示してアピールしないと、その間にも近隣市町への転出者が増加してしまうのではないのでしょうか。心配します。

市長にお聞きします。

8月からミニ集会が実施されているようですが、中学校の再編・統合について、市民からの意見、要望等がありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまで7回ぐらいやったんでしょうか、百数十人の方に既にミニ集会を始めていますけれども、その中の発言、それからそれ以外の発言も含めて、やはり私に直接若い保護者の方から伺ったのは、中学校は何とかしてくださいという話でした。それから、木村議員が同席をされておりましたけれども、青少年問題協議会、その場でPTAの方からもお話がございましたけれども、やっぱりこども園のPTA会長さんから、修善寺の方なんですけれども、自分の子供が中学校に入るときは今の修善寺中は70人になるので、やっぱり統合してくださいという声もございました。これは、私から中学校の質問をしたのではなくて、何でも結構ですから御意見を言ってくださいといったら、その要望が返ってきたんですね。現状で、それからほかに参加されている方も含めて、3つの中学校をしっかりと残すべきだという御意見はございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 私も今、現段階で伊豆市はここが一番の問題であると考えます。例えば、下田市では下田中学を大規模改修して、2022年の開校を予定しております。新中学校の校名を公募する方針です。制服やジャージ、上履きなどの具体的な検討が保護者の意見を聞いて進みつつあります。まさしくこのように、具体的にになって初めて子供たちや保護者の皆さんから夢や希望を持ってもらうようになり、関心を抱くようになるのではないかと思います。

当市でも、最新の教育環境を整備された新中学校、仮称ですが、伊豆市立伊豆中学校はどこどこに何年の4月に開校するスケジュールが決まりましたというように、明確にスケジュールが開示されて、それがわかった時点で保護者が一番心配している通学方法についてもいろいろな要望が出て、より具体的な検討課題としてテーブルに乗ることになると思います。

現校舎も中伊豆中学校を筆頭にだましましの最低限の改修、修理をしているのが現状であります。市内の現小中学校の在校生、本当にかわいそうで申しわけない気持ちです。設備の整った学び舎で質の高い教育を期待している子育て世代の期待に応えるように、1年でも2年でも新中学校の建設が早まることが伊豆市にとって最大の人口減少対策となることを信じて、教育委員会と教育総合会議の今後を見守りたいと思います。

2番、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公共施設の適正管理について、これもやはり大きな行政上の問題でございます。このたび、実施したのは昨年度になりますけれども、市民約3,000名の方を対象に公共施設のあり方に関するアンケートを実施しました。回答率は約3割でございました。その中で、施設の現状維持や今の施設を充実したほうが良いという回答は少なく、民間への貸し付けや売却による施設の有効活用、役割が重複している施設の集約化、利用率の低い施

設の廃止などを行うという回答が全体の8割を占め、総論としては、公共施設の適正配置、再編成は必要という意見が多かった結果でございます。また、既に用途廃止した施設や跡地については、順次、民間活用や他の用途への転用を実施しているところです。

2点目の課題とそれから改善方向ですが、全体の施設を今後約40年かけて6割近く削減していくという方針ですが、ただ、単純に古くなった施設から順次処分というわけにはまいりません。個々の施設の現状や地域特性、地元の皆さんの要望等々を全体的に勘案した上で進めてまいりたいと思っております。そのために、全庁的な取り組みということですがけれども、公共施設の再配置に関する基本方針を策定するために、副市長を委員長とする庁内委員会を設置しました。あわせて、有識者や市民の代表者で組織する外部検討委員会を設置いたしております。今年度中には公共施設の具体的な再編成計画に当たるアクションプランを作成するように今作業しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問させていただきます。

まず、アンケートについてお伺いします。

近所の高齢の方から、今後40年の計画で公共施設をどうするかという内容だったけれども、自分たちはそのときは生きていないし、知らない施設も多くて何ページもあるものを老人に聞かれても、専門家でもないのに非常に困っているというように、相談がありました。ほかにはそのような意見はありませんでしたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このアンケートは実は私もつくったときに、これ、わからんだろうということで相当整理したつもりなんです。すみません、申しわけありませんが、確かにそういう市民の皆さん、土肥の方はこちらの施設は知らないだろうし、年代によっては使っていない施設もあるだろうしということで、とても答えにくいアンケートだなと正直言って思っ、て、最大限整理したつもりでございます。それでもちょっとわかりにくかった、なかなか回答しにくい質問があったかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） この方は、そのアンケートを真剣に捉えたからこそ悩まれたと思えます。アンケートの性格上、いろんな世代の方から意見を聞くという目的は理解できます。聞きたい内容を全て羅列することなく、市民目線でもう少しポイントを絞り、易しくかみ砕いた内容のほうが回答率も30%でなく、さらに上がるのではないかと思います。

さて、アンケートの分析ですが、おおむね公共施設の再編は必要であるという意見はほぼ8割ということですね。その辺は確認しましたがけれども、多くの市民が必要であるというこ

とを確認させていただきました。既に民間施設や他の用途への転用を実施した施設、この跡地は具体的にどこで、その施設や跡地について、意見や苦情等はありませんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 既に用途廃止した施設を今の活用でございしますが、まず、中伊豆地区の大東小学校を学校再編により廃校いたしました。現在ナチュラルキッチンというところで食品や障害者の雇用の方に使っていただいております。また、同じく八幡にあります旧八幡グラウンドでも、こちらも賃貸借になりますが、コープのほうで活用していただいております。そのほか、湯ヶ島の木太刀荘や国民宿舎中伊豆荘、こちらにつきましても、木太刀荘は売却、中伊豆荘も廃止、ふじみ幼稚園につきましても廃園の後、土地を売却しているというような再編成、有効活用してございます。これらの廃止につきましては、特に処分の際して、地元の方から反対の大きな意見等はいただいているとは思いません。また、現在、用途を変えたことによって、地元の方から苦情等もいただいているというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 有効活用されていて苦情もないということで、安心しましたが、伊豆市の公共施設は半数以上が建築後30年以上経過しており、老朽化が激しい中、1番と関連しますが、学校施設についても、エアコンの設置だけではなく老朽化がいろいろな場面で議論されております。一番新しい修善寺中学校で34年、修善寺小学校と中伊豆中学校については、55年経過しております。それぞれ昭和60年と59年に大規模改修が実施されていますが、特に中伊豆中学校の雨漏りについては、場所の特定ができずに修理不能と再々聞いております。古くなった施設を順番に処分していくわけにはいかないというお話でしたが、再編・統合が市民から望まれ、必要に応じて迫られている施設かつ将来を見据えて投資することにより市の活性化につながる施設についてはおのずと優先順位が高くなると思いますが、市長は学校施設を含めて、再編の優先順位が高い施設、跡地、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公共施設ですので、行政の都合だけというわけにはいかないんですけども、土肥の総合会館や土肥南小学校の校舎のように、むしろ地元のほうから解体をしてくれということもありましたので、手法としては、地域の皆さんとよく話をしながら進めていきたいと思っております。ただ、さはさりながら、公共施設の再編成は、これは将来の財政を大変圧迫しますので、その点、これまでのタウンミーティング、ミニ集会の中で、1つこういう御意見がございました。市長は合併特例債と言うけれども、それだって将来の負担じゃないか、ないほうがいいのではないかと。これはこういう御意見はまだ多数残っている

ことはちょっと心配をしました。我々のしっかりした広報がまだ足りていないのかなど。合併特例債があるから何かやりたいのではなくて、どうしてもやらなければならない事業があるので、しかも大きなものが。そこに国の支援を充てさせてくださいという説明の仕方をずっとしているんですが、これはまだ少し誤解をしていただいているなという、我々の広報の問題が1つ、それからもう一つは、きのうかおとといあったんですが、財政シミュレーションをわかりやすく示してくれと。そこで、その方は企業の方だったんですが、伊豆市の場合には、行政の場合には収入にたくさん種類があるわけですね。実財源やら交付金やら交付税やら国・県負担やら、いろいろあるものですから、そういったものをいわゆる安定的な収入に少し整理をして、支出も少し整理をして、市民の皆さんにとって必要な整理をして、財政シミュレーションの10年ぐらいをお示しする必要があると痛感をした次第です。

そこで、そのときにもお答えいたし、きょう改めて議会の皆さんにも御理解いただきたいのですが、ことし3月に議会の御要望に基づき財政シミュレーションを1回提出申し上げました。あの中では、3中学校の再編がそのままという前提なんです。議会の議決の結果ですから、3中学校は残すという前提、それからもう一つは、ことし4月に合併特例債が再延長になりましたので、それと新しいごみ焼却場の関連も入っていません。これ2つが事業規模でいくと100億円と数十億円のもので、いずれにせよ、今年度中には両方向は決まらなないと大きな事業は進みませんので、今年度中には、できれば年内に思っているんですが、年内、年度内に新しいごみ焼却場と3中学校の将来方向が合併特例債とのセットで決まれば、改めてそこで、先ほど申し上げましたよりわかりやすい、市民にとって必要な財政シミュレーションをお示しして、その上で公共施設の再編成とのセットで何とか組み合わせていければ、もう少し市民の皆さんにもわかりやすくなるのかなと考えております。

ですから、公共施設だけではなくて、財政の姿とセットで我々としての構想をお示したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） いずれの施設も廃止・存続するについては、住民説明と住民の理解、財源を伴うものについては、議会の議決が必要になってきます。丁寧な対応と、市民にとって必要なものはぜひ迅速に取り組んでもらうように期待いたします。

去る8月15日の全員協議会で、虹の郷について説明がありました。年間借地料は1,175万5,000円ですが、境界が明確ではなく、借地面積がちょっと乖離があるというふう聞き、驚きました。今定例会の一般会計補正予算として議案が上程されておりますけれども、長年わからなかった面積の乖離がなぜことし3月になって判明したのか、その経緯をお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

伊豆市のレクリエーション施設、観光施設というのは全部で13施設あります。そのうちの7施設が借地利用という形で言われています。これにつきましては、以前から観光商工課内では大きな課題であるという形で考えておりました。それについては委員会等でもお答えさせていただいております。

その中で、虹の郷につきましては平成28年10月、ここで地権者の方を集めまして、説明会を開催させていただきました。その内容につきましては、伊豆市としてはやっぱり借地の問題が大きなものがありましたので、借地の整理をしていきたいという形での説明会をやらせていただきました。それに基づきまして、借地を整理するためにはやっぱり評価というものが大事になってきますので、平成29年度の当初予算で修善寺自然公園用地不動産鑑定業務という形で約170万円ぐらいですか、そのぐらいのお金をかけて、昨年度実施させていただきました。その報告が3月に報告されたわけですが、その中で、登記簿上の面積と借地面積、それに相違があるという形が判明しましたので、それに基づいて、今回こういう形で提案させていただいているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 借地料が1,175万5,000円と大変高額なもので、これは俗に言うサラリーマンの生涯獲得賃金の3億円とか2億8,000万円とか言われていますが、それを上回るものです。借地面積に乖離があるということなどちょっと考えられませんが、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

地方自治法第2条第14項に、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めています。これは努力目標ではなくて義務規定であり、もし調査した結果、不用な土地があるなら、返却するなり購入するなり即刻正すように、迅速な取り組みを強く要望いたします。

それでは、最後、3番に移ります。

副市長を委員長とした庁内委員会を設置して、また、外部検討委員会も設置したと伺いました。全庁的な取り組みがスタートしたというふうに理解いたしました。既に庁内委員会や外部委員会が何回か開催されて、具体的にどのような意見が出ているのか。例えば、先ほど市長からの答弁もありましたが、合併特例債をこれが5年間延長されたんですが、委員会のメンバーからそれを活用すべきであるというような意見も出ておりますでしょうか。何でもかんでもやみくもに合併特例債ありきの事業は求めませんけれども、伊豆市民にとって必要不可欠な事業については、最も有利な特例債を生かさないと誰しも理解していると思います。積極的な事業推進をお願いしたいと思います。

最後に、行政、議会、多くの市民も建築後45年の市役所本庁舎、ここですね。この老朽化に対して問題意識は持っていると思います。ただ、この本庁舎をどうするかというようなこ

とは、住民サービスを最優先に考慮してなのか、他の施設改修の後、最後にすべきであるという、そういった考えなのか、市民から大きな声は上がっていません。この本庁舎を今後どうするかというような考えはございますでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、ただいまの御質問の前に、庁内検討委員会と外部有識者代表の方を入れた検討委員会なんですけれども、10月に第1回をやるということで、まだその委員会を開いていないので、庁内委員会のほうは職員ですので、公共施設の再配置については十分理解をしております。ただ、外部有識者の方には、まず第1回庁内委員会とセットでやりまして、今の伊豆市の現状、公共施設のこれからの方向性についてしっかり御意見をいただくつもりでございます。

庁舎の問題でございますが、この修善寺の本庁舎につきましては、平成27年、耐震診断、劣化診断を実施しまして、ランクが2という結果になっております。これは議会のほうにも報告させていただいております、すぐに倒壊する危険性は低いとはいえ、相当な打撃を受けるのではないかと危惧しております。

当然、災害時の本部となる性質を持っておりますので、早急にこの庁舎の問題については、今年度、まだ担当レベルなんですけれども、財務課のほうで、いろんな選択肢があろうかと思えます。今の中伊豆支所、別館、ここの分庁方式をどうするか。また、今の中伊豆支所等の分庁を生かして、本庁舎機能をここに建てかえるのか移転するのか、住民サービスは駅の近くへ持っていくのかとか、いろんな方式があろうかと思えますので、まずそのあたりの整理を今年度、担当課のほうでいろんな選択肢をしっかりと整理して、行政としてどういう形が一番望ましいのか、また、今言ったように耐震の問題もありますので、スケジュール感、ましてや財源の問題、特例債がいいのか、一般の起債がいいのか、いろんな問題がありますので、そこを今年度整理するという方向でおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 7月に第1委員会で行政視察に行ってきました。昨年は熊本地震の被災地である益城町にも行ってきました。豪雨災害の被災地である福岡の朝倉市も同じく未曾有の災害発生後、当然のごとく、市役所の職員は自分の家や家族は後回しにして、被災住民の災害復旧・復興に当たったようです。今、伊豆市には防災拠点がありません。災害対策・災害復旧となる防災拠点は盤石なものであって、有事の際は確実に機能しなければなりません。この狩野川と大見川が合流するこの現在地で築45年、本庁舎、大丈夫でしょうか。これこそ大災害時の対策を想定した場合には、最優先で考えなければならないと思います。再度聞きますが、その辺りかが認識されているのでしょうか。



○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大規模災害に対する事前対応は今、喫緊の課題でありますし、それからやはりタウンミーティングでも防災に対する市民の皆さんの関心は非常に高い。ただ、防災拠点、防災機能を単独で持つということはほとんどないんですね。今、知事が一生懸命静岡空港のことをおっしゃっていますが、まさにああいった空間とか、あるいは東部であれば、愛鷹運動公園、ふだんは運動公園あるいは総合公園として使っておきながら、災害時対応するところが一番基本なんですね。したがって、一番私は何とか複数の必要な機能ということで、前は中学校足す公園足す防災足すこども園足すということでやったんですが、それが今できていない状況なので、非常に難しいんですけども、本当はそこはセットでしっかり検討したいところなんです。

改めてあのときは文教ガーデンシティだから反対したのであって、一つ一つには反対ではないという御意見もあったんですが、しかし、ある程度総合的に検討しないと、結局物すごく無駄な予算がかかってしまうんですね。そこで、今、改めて安全な場所で人が集まりやすい、自衛隊も展開しやすい、仮設住宅も建てられるというような防災機能をどのように持ったらいいのか、何とかその具体的な検討に行きたいと思っています。課題認識としては大変大きなものを持っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 本当に本当に最後で、この本庁舎ですね。もし建てかえということになると、市民の説明、理解は大変難しく、相当な時間もかかると思います。当然ですが、市役所本庁も市民のものであり、私は公共施設見直しの計画の中で、伊豆市の大きな検討課題の1つとして放置できないものであると考えます。行政視察先の庁舎もさまざまでした。随分立派過ぎて気おくれするような市役所もあれば、先ほど述べた熊本県益城町の役場は、本庁舎、議会棟も被災の後、プレハブの仮庁舎で執務されていました。決してぜいたくで立派な建物は不要であると思いますが、今後、避けて通れない課題であることは事実です。いつまでも後回しにすることはできないと考えます。今後アクションプランを作成する中で、重要な検討課題の1つとして議論されることを提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 次に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

通告に従い、市長、教育長に質問いたします。

1番、小中学校における施設設備の今後について。

文部科学省が3年に1度実施する公立学校施設の空調設備設置状況調査によりますと、平成29年4月現在の静岡県における公立小中学校の空調設置率は、特別教室と普通教室を合わせて12.5%であり、全国平均の41.7%にはほど遠い状況であります。

では、普通教室だけではどうかといいますと、全国平均が49.6%なのに対して本県は7.9%で、約6倍以上の乖離がございます。ことしの7月には自民党伊豆支部として、沼津駿東伊豆地区の議員連盟で文部科学省、財務省、自民党本部その他さまざまな場所に要望活動に行かせていただいております。その翌日には、菅官房長官が記者会見で、学校へのエアコンの設置支援を表明しております。そして、最近、8月中旬の新聞報道では、毎日のように国内の多くの市町が小中学校へエアコン設置をする方針を打ち出しています。

そこで、伊豆市の学校での暑さ対策の現状と教育長の今後のお考えをお聞きいたします。

2番、教育振興審議会の答申を受けて。

ことしの6月11日、教育振興審議会より現地視察や8回の会議を経て、修善寺、中伊豆、天城の中学校のあり方についての答申書が教育長に提出され、新聞に掲載されていました。

その答申書が提出されてから2カ月が経過しますが、今現在ほどのような段階まで話が進んでいるのか、市民から、特に子育て世代の方々からは進行状況が知りたいという声も多く、現時点でお答えいただける経過、内容があるのかお聞きいたします。

3番、耕作放棄地の対策について。

現在、農水省のデータによれば、日本の農地に占める面積は年々減少傾向にあり、耕作放棄地の割合は増加しています。昨年夏ごろの新聞報道で、静岡県御前崎市の耕作放棄地対策では、2019年のラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピックの競技場での採用を目指し、スポーツ用の芝生を栽培しようという取り組みが始まったと知りました。

高齢化する農家が全国的にも多い中、御前崎市のように新しい取り組みをする地域もあるようです。農地をしっかりと利用し、さらに耕作放棄地を出さないということが大事だとは思いますが、それは多くの労力を要する田畑の維持と同じように、とても大変なことだと思います。伊豆市内を車で走っていると、耕作放棄地、またはそれになってしまうのではないかとと思われるような雑草の生えた田畑をよく目にすることがございます。そこで、伊豆市における耕作放棄地の利用とその対策はどのようになっているのか、市長にお聞きいたします。

4番目、伊豆市の終活制度について。

全国的に少子高齢化の傾向にあることは、どの市町村も大きな社会問題となっております。伊豆市も例に漏れず、少子化対策とともに必要なのが高齢者を取り巻く環境の整備だと考えます。子育て世代は子供を育てていくと同時に、高齢になっていく両親の身の回りも気にかけていく生活、そんな中、同居をしていても両親の遺産に関してはわからないものが多いと耳にしたことがあります。また、社会の多様な発展により、電子機器を使って管理されているもの、例えばパソコンや携帯機器を使ったSNSやネットバンキングなど、それらは個人にしか特定できないシステムとなっているものがほとんどで、家族といえども簡単に確認がとれるものではございません。知らずのうちに課金、お金が毎月かかってくるということですが、発生し、大きな負債が相続者に請求されてしまうということも今では珍しくございません。

そのため、昨今では終活、終末期の終活という言葉が確立しております。終活は高齢者御本人が再確認するだけではなく、高齢者を支える家族に終身後の申請を円滑に執り行うために非常に重要なアイテムと言えます。特に身寄りのない高齢者の方なども、終身後に自分の遺産をどのように依頼するのかを記載することにより、市での対応も円滑に進めることができるのではないのでしょうか。

そこで、住まいや土地の遺産が凍結し、その後の引き取り手のない不明な土地は伊豆市にどのくらいの数あるのでしょうか。また、身寄りのない高齢者が亡くなった場合は、伊豆市ではどのような対応をしているのか、市長にお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 市内の学校における暑さ対策としては、校舎内でエアコンが設置されている部屋、会議室、図書室、パソコン室、音楽室などを全学級でローテーションをしながらフルに授業に活用するようという点が1つであり、また、休み時間や、それから中学校の部活動を外で実施する場合には、活動場所の熱中症指数を参考にして中止をしたり実施をしたりしている点でございます。

なお、エアコンの設置に関する今後の方針ですが、教育委員会としましては、先ほど下山議員にも御回答申し上げましたが、市長よりお示しをいただいた整備方針を大変心強く受けとめており、学校教育環境の改善につながるものと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） このたびかなり多くの議員から、小中学校のエアコンに対して質問が出ております。ただ、ここで最近の国内における夏の気温の変化、データがありますので、お示しさせていただきたいと思っております。

こちら、総務省が出しています熱中症の緊急搬送の人員数でございます。平成28年、5月から7月の3カ月にかけて2万5,017人が緊急搬送されました。これは軽症の方も重症の方も、また残念ながらお亡くなりになった方も含まれております。そして去年、平成29年7月は、7月だけで既にその前の年の2万5,000人を超えまして、2万6,702人になっております。そして、ことしかなり猛暑で危険な暑さだと報道が多くありました。それが7月だけで実は去年の倍以上プラス2万7,518人で5万4,220人となっております。このような危険な暑さの中、やはりエアコンが設置されていない学校で教育を受けなければいけないという子供たちの過酷さがわかると思います。

そして、こちらは学校環境衛生基準の一部改正について、文部科学省から出された多分教育委員会の方にも通知がされていると思います。ちょっと小さくてわかりづらいんですけども、今までは改正前は教室の温度が10度以上30度以下ということでしたが、猛暑が懸念されるということで、17度以上28度以下ということになっております。現在、各学校のほうは扇風機が2つ、3つ、または4つ設置されているようなことも聞きましたが、暖かい空気を室内にただ循環するだけで、どうしてもこの適正温度には持っていくことはかなり難しいと思われまます。

そこで、たまたまなんですけども、以前、天城小学校の方で着衣泳のほう参加させていただいた7月中旬です。教室の様子です。これ、昼食の時間なんですけども、子供たちがにぎやかに昼食をとっております。教室の前のほうに温度計、湿度計が設置されていまして、そちらのほう確認させていただきました。そうしますと、2階の2年生の教室では、気温が32度を示しておりました。

では、3階に行ったらまだ暑いだろうと思ひまして、3階に移動しました。そうしたところ、まず、これは階段室なんですね。階段室ではかったところ、34.5度、とても危険な暑さだと思います。ここに下のほうに表記がありまして、25度未満、25度から28度、28度から31度、31度以上、これ、湿度といろいろ関係がありますので、その辺のバランスもあるんですが、31度以上というのはほぼ危険な状況だと。そして、3階の教室のほう、確認させていただいたところ、36度と、かなり過酷な状況であります。子供たちも一生懸命勉強はしております。髪の毛がびしょり濡れた状態で勉強を受けている子供たちもいますし、先生方も昼休みに子供たちはどうしているのかと聞くと、かなり図書室とかに暑さを逃れるために避難するというのも聞いてまいりました。

そこで、スケジュールというものがなかなか皆さん心配になると思いますので、改めて確認ということで、スケジュールのほうをお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願ひます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） エアコン設置のスケジュールということでいきますと、なかなかこ

ういうふうにしますと断定的に言うのは大変難しいんですが、できれば来年夏に間に合うような形で、小学校低学年と中学3年生には設置できればいいかと、そして、残りの学年につきましても、来年度中には設置でき、その次の年の夏には間に合うような形ができればいいというふうに思っています。もちろん全部の学年が間に合うのであれば、夏に間に合うようにはしたいとは考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 学校にエアコンをつけるというのは、大変なことだというのは私もわかっております。先日の新聞報道のほうにも、記者会見のほうにも総事業費が2億円を超えているということで、大変な予算が見込まれると思います。なかなか学校というものも皆さん承知のとおり、30年以上、40年、50年近くたっているものがありますので、どうしても学校施設の電気容量なんかも限られてくるので、ただエアコンを設置してそのままエアコンの冷たい風が出てくる、また暖かい風が出てくるという状況はなかなかありませんので、どうしても建物に設置されています高圧受電という引き込みになっています。それをキュービクルという変圧器で受けて、それを建物の中に普通の200ボルトだとか100ボルトに落として受電しまして、エアコンだとか照明を稼働している形だと思うんですけども、そういうところの設備なんかもかなり費用を要するのかなと思っているんですけども、その辺もこの2.3億円のほうに見込まれているということでよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 議員御指摘のとおり、各学校に今回、普通教室にエアコンを設置する場合には、現在の施設では限界がございます。当然のことながら、キュービクルという受電施設ですね、こちらの設置がもう既にこれは実際に調査をした中では、現在の許容量ではおさまらないという数字が出ておりますので、全ての学校で改築、増築、いずれかの方法をとることが想定されておりまして、こちら伊豆の国市、お隣の市町でございますけれども、最近の事例で、中学校のほうでキュービクルの増設をした事例で1教室当たり約260万円という数字が出ております。ただ、これが改築となるとまた費用等も変わってまいります。それぞれ各学校には必ずそういう受電施設、室外機、それからエアコン本体といったもの、あと工事費、そういったものを含めた金額がこちらの約2.3億円という数字の総額でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはりそういうところが、お金がかかるものですから、各議員にもわかりやすく説明をしていただきたいと思います。それによって、学校の子供たちの環境というものがよりよいものになっていくのだと思っております。

そして、私のほうは施設設備ということで質問させていただきますので、エアコン以外の件でも質問させていただきます。

前回の6月議会のときに、学校への防犯ベルの設置というものも考えたらどうかという質問をさせていただいたんですけれども、その後、検討というものがどうなっているのか知りたいと思いますので、実は、私が6月議会で質問した1週間後には、藤枝のほうで、新聞の報道がありますので、こちらをちょっと読ませていただきます。

6月19日午後3時50分ごろ、藤枝市高洲の路上で男の子が血を流して倒れていると通行人から119番通報があった。藤枝署と志太消防本部によると、倒れていたのは市立高洲南小学校4年生の男児9歳で、頭頂部に刃物で切りつけられたと見られる20センチの傷があり重症。病院に緊急搬送され、手当を受けた。119番と同じころ、現場から約300メートル南の同小から、学校に不審者がいる、取り押さえていると110番があった。藤枝署は小学校敷地内の通用門付近で複数の教職員に取り押さえられていた不審者を建造物侵入の疑いで現行犯逮捕した。署によると、逮捕されたのは自称藤枝市内に住む職業不詳の少年、18歳、容疑を認めていると、こういう新聞報道もありますので、学校施設外で起こった事件がそのまま今度は学校施設内に持ち込まれることもございますので、学校施設のそういう整備というのが早急に必要なんだと思いますが、その辺は教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） まさに今、議員がおっしゃられた点については全く同じ考えを持っておりますし、6月以降、こんなふうになんて教育部の中でいろんな話が出たりとか、ちょっと今数字は覚えていないんですが、見積もりも1つどのくらいするかとか、電波で飛ばして職員室で受けるような方式がいいのかとか、いろんな形で話題には出ているところでございます。また来年度に向けてちょっと検討しているのが今の段階です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。教育長、とても学校の子供たちの教育改善に前向きという姿勢で安心しております。

そこで、少しエアコンのことに戻らせていただきます。もし災害が起きたときには、最近もといいますか、東北の大震災がありまして、その後、九州熊本の大震災、そして西日本の豪雨、先日の北海道の震災がございました。このような震災のときにも、学校の体育館が防災拠点になったり、避難者の方々が仮住まいとかされるような仮避難地になると思うんですけれども、そうしたときに体育館のエアコンというものは考えていますでしょうか。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今のような状況になったときの必要性は感じてはいますが、今現在のところ、ちょっと設置するというようなことは考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、これ、近隣市町の保護者に聞いた話なんですけれども、数年前、とても寒さが厳しい冬の日、体育の授業がございました。余りにも寒くて、準備運動だったり、軽く運動したぐらいでは体が暖まるほどにはいかず、先生が気を利かせてくれたんでしょう、暖をとるためにジェットヒーター、そういうものを使っていたと。ただ、ジェットヒーターの排気ガスを吸って、子供が気絶してしまったということがあらしいんです。これは保護者から直接聞きまして、学校でも特に大きな問題にはしなかったということなんですけれども、そういう事案もありますので、そういうときの対応というのか、例えば冬場だとかも、夏場もそうなんですけれども、子供たちのことを思って教員がしてくれたことなんですけれども、そういうような事故が起こってしまったと、そういうことに関して、教育長、何かお考えとかがあれば教えていただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 具体的な今のその話は知りませんし、体育館を冷やすのはどの学校も持っていないと思いますが、暖めるのにはある程度の学校は持っているんですね。ただ、僕は見たのは熱を持って暖めて風を体育館に、よく卒業式なんか特に寒いようなときにはそれを入れる、ただし、今のはいいのか、昔はうるさくて、式が始まるころには切らないとなんていうのもありましたが、それで排ガスで気絶するというようなことについてはちょっと認識がないものですから、よくわかりません。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 教育長のお話に出られたように、やはり卒業式、寒い状況の中、1時間とか2時間過ごすわけですので、今後検討を考えていただければと思います。

それでは、2番目に移ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、教育振興審議会の答申を受けてということについてお答えします。

先ほど、下山議員の御質問にもお答えしましたが、6月の答申を受け、教育委員会では6月以後、答申に示された現状と課題、それから国から示された学校規模別のメリット、デメリット、小中一貫校の最新資料、中学校の整備基本指針などについて、定例・臨時の委員会があるごとに勉強会的に検討しております。情報共有と意見交換をこの間行ってまいりまし

た。また、夏休みにかけて市内の小中学校、義務教育学校全校を私たち教育部が学校に出向き、現職の教職員の先生方を対象に、答申の内容説明、行間を含めた説明と疑問、それから意見交換を行い、その様子を教育委員の方にも直接お聞きいただきました。今後は答申書の内容、先生方の御意見を踏まえ、教育委員会として基本方針案の作成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 以前、文教ガーデンシティ構想が議論されている中で、保護者による400名の署名が集まりまして、新中学校建設に対する進めてくれという要望、請願書が出されました。残念ながら否決されたわけですが、そういう要望というか、かなりの人数の方のそういうお気持ちがありました。今もそういうお気持ちはまだ残っていると私は信じているんですが、その件に関しまして、教育長のお気持ち、また、教育振興審議会の答申を受けての現在の教育委員のお考えなど教えていただけたらと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 昨年5月以降も、いろんな形で意見を聞く機会だとか、私に話しかけてくれる保護者等もいろいろいるわけですが、その中では、ぜひまた同じように進めていただきたいという声はよく聞きました。ただし、それは私に対して言うときですからそういう意見で、そうじゃない人は言ってこないのかなというのもありますから、一概にそれが全てとは思っておりません。また、教育委員さんの今の考え方につきましては、今いろいろ検討している最中なので、できればここでは勘弁していただければと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 例えば今、中学生が高校に出て、また大学に行って帰ってきた、その5年後、6年後にこの伊豆市が素晴らしい伊豆市であります、そして、またその子どもたちがここに住んでここで生活をしたいと、そう思えるような伊豆市にしていきたいと思っておりますので、ぜひ教育の場というのは前向きにといいですか、素晴らしい教育ができるような施設を考えていただきたいと思っております。

それでは、次、3番お願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 耕作放棄地については、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

市内に耕作放棄地がふえていくことに対しましては、大変危惧しているところでございま



す。現在、市内の農地の総面積は1,649ヘクタールになります。そのうち耕作放棄地は約141ヘクタールとなっており、全体の8.6%を占めております。農地は一旦耕作を休みますと、その農地は耕作放棄地につながりやすく、耕作を再開することは大変な努力が要るところでございます。

耕作放棄地にしないための施策として、市では幾つかの補助事業を行っているという状況でございます。主な事業といたしまして、中山間地域等直接支払交付金事業を実施しております。これは、農業生産条件の悪い中山間地域で農業をしている人たちを支援し、共同活動により耕作放棄地の拡大を防止しております。

2つ目に、多面的機能支払交付金事業としまして、一定のまとまりのある農業地域を対象に、農業者やその他の地域住民が一体となり、農地や農業用水等の施設を保全する事業として団体向けに交付金事業を行っているところでございます。

3つ目といたしまして、農地の利用集積を行っております。耕作することが難しくなった農地を経営規模拡大のため借り受けをする農業法人等に対しまして補助を行っているということがあります。

次に、耕作放棄地の利用といたしまして、市独自に耕作放棄地を活用した作物の育成や販売の推進を図るために奨励作物支援事業補助金を行いまして、現在、大豆の耕作を奨励しているところでございます。その他、伊豆市内ではヒマワリの植栽による景観形成や梅などの果樹の植栽を行っている農地もありまして、耕作放棄地の対策につながっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 先日、産業部のほうに出向きまして、耕作放棄地、例えば貸したい人、または借りたい人のつなぎというものはどうなっているのかということで、この前、資料をいただきました。農地の貸し借りは農地中間管理事業でということなんですけれども、こういう推進というのはどのようなになっているのか、教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それにつきましては、静岡県のほうで農地集積管理機構をつくっております。それにつきましては、なかなか契約事務を行うぐらいでという形では聞いているんですけれども、やはり最終的にはやっぱり伊豆市自体が耕作放棄地を把握しながら、やはり借り手と貸し手、そのあたりを把握しながら、両方を一致させるというか集約させるような形で努力しながらやっているという状況があります。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 最近は、私もインターネットでよく検索するんですけども、全国の事例を見ますと、例えば大きな企業さんに農地を、例えば大きい面積ですよ。3ヘクタール、4ヘクタール、5ヘクタールという、そういうまとまった農地をお貸しして、そこで農業に関する事業をやっていただくと、そしてまた地域の雇用なんかも生まれるということで、かなり大きな企業さんが来てくれればそういう耕作放棄地の対策にもなりますし、また、高齢で耕作ができない方なんかも、次の世代に渡すのが難しいので、そういう企業さんに手伝っていただくことができるということで、そういうような、例えば推進を伊豆市のほうでしているのかどうか、お答えいただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 耕作放棄地がふえていくということは、やはり高齢化であるとか少子化という形で、担い手が少なくなっているのは大きな問題だと思います。その中で、やはりどう耕作放棄地をしないかということでございますが、やはり今、議員がおっしゃられましたとおり、大きな企業に入っていただくであるとか、あるいは付加価値の高いものをつくっていくとか、そういう形のものがあるのかと思います。大きな企業に入っていただくためにもそうなんですけれども、地元の企業なんかも入りやすいような形で、現在、もともと貸し出しの利用集積、それはもともと3,000平方メートルという規定がありましたけれども、現在は2,000平方メートルという形で利用面積の下限を少なくしているという状況がありまして、なるべく企業であるとか一般の方が利用集積しやすいような形では進めている状況でございます。

その中で、大きな企業という話でございますが、伊豆市にも何件かの話があります。その中で、やはり最終的には企業さんと地元の田畑を持っている方との契約になると思いますけれども、やはり市としてもその間を橋渡し、そういう形で協力させていただきながら、伊豆市の耕作放棄地を少なくするような形で、できれば企業に入っていていただいて、皆さんが働きながら耕作できるような状況というのはつくっていききたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私、農林水産省のホームページのほうから調べたんですけども、最近では、長野県の大鹿村では、やはり高齢化と担い手不足により、地元の建設業者が従業員の就労の場の確保ができるようなことになったりとか、あとは静岡県浜松市のほうでも、2.8ヘクタールの農地を借りて野菜を生産したりとか、そういう地元の企業とうまくつながって、タッグを組んで耕作放棄地対策につなげているということなんです。

例えば、ただそういう地元企業さんに入ってくれ、入ってくれと言ってもなかなか難しいと思います。また、大企業のほうにお話を持っていっても、いや、中山間地じゃということが実情かなと私は思っております。そうした場合、この伊豆市には、実は伊豆中央道、伊豆

縦貫道とつながるインターチェンジがございます。1つは大平のインター、もう一つは大仁南インター、あそこも狩野川大橋を渡るとすぐ熊坂地区がございます。そして、今度開通します月ヶ瀬のインターなんですけれども、あの辺なんかも例えば今、これも人の土地ですけれども、建設残土を置いているようなところも、将来的にはそういう耕作ができる土地になれば地元の方も喜んでいただけるのではないかなと思うんですけれども、そういう交通の便がいい場所に対して、何か伊豆市として取り組みとかアクションを起こしていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大平のほうはとても利便性が高いところで、一定の広さの土地がありまして、実績と経験のある企業さんにうまく活用していただければと考えております。ただ、長期的には、伊豆縦貫道が下田までつながったときには、物すごい立地になりますので、それができるのは恐らく20年後になると思うんですが、そういった状況を見越して、今はやっぱり農地として使いながら、将来の伊豆半島全体の姿を見ながら、土地というものは保全すべき土地はしっかり保全していきたいと考えています。

大仁南インターの近辺の土地については、実は一度、あるミニトマトで大変に成功した県外の実績のある方にいろんなアドバイスを伺ったことがあります。ミニトマトですと、同じ面積で米の50倍の売り上げになるんですね。ですから、収益力は大変あるんですが、例えば熊坂で8ヘクタールあると思うんですが、あの中の5ヘクタールぐらい使っても、初期投資に20億円ぐらいかかるんです。そうすると、やはりなかなか行政とか地元の皆さんにやってくださいというレベルではない。そうすると、収益はわかるんですが、経験のある人に入っていたとしても、20億円、30億円の初期投資となると、やはり相当財政力のある企業を巻き込まないことには、伊豆市の場合にはまだ大きな農業生産法人がありませんので、現状では、どこかに入っていたかかないと難しいかなという話を伺った記憶がございます。

いずれにせよ、その農地を資源と考えて、将来どのように活用していくかというのは大きな課題であると認識しています。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 農地というのはただ資源を生むだけのものではなくて、田や畑なんかは少し盛り上がったあぜがあったりして、調整池のような面も持っているとされておりまして。そうしますことで、例えば川の水があふれたりして陸地に水が流れてきたときも、そういうところが調整池となって、住宅街に水が流れるのを防いでくれたりとか、あと耕作している土地であれば、土の表面が柔らかいので、そのまま地下に水が流れていって、徐々に川に水が流れる、そういう仕組みもできるそうです。いろんな面で農地というのは活用の場だと思っておりますので、なかなか企業誘致というだけでも大変だとは思いますが、ぜひ伊

豆市のほうも市長先頭に立って、頑張って耕作放棄地対策、また、そういう今耕作を頑張っているんだけど、次の世代に渡すのが難しいという人の補助とか手助けができるようなものになっていただければいいなと思っております。

それでは、次に行ってもらっていいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 4番目の最後ですね。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人の最後の終わり方ということで、大変深刻なテーマではありますが、また現実的なテーマでもございます。

まず、最後亡くなった後、お住まいや土地の資産がどうなっているのか、あるいは土地がどうなっているのかということは、正直申し上げて、市ではとても把握が難しい状況で、実態を把握できておりません。それから、身寄りのない方が亡くなられた場合には、行旅死亡人という、要するに旅の途中で亡くなって身元がわからないという方の扱いに準じて対応しているところでございます。

そのほか現状について健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 終活ということでございますけれども、伊豆市はひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が全体の3分の1を占めておりまして、約4,400世帯ほどあります。生活の多様化により親族の把握が困難な場合があり、終末期を迎える高齢者の課題と感じております。御自身の意思をしっかりと伝えられるうちに、終末期の意思決定を家族や身内に伝えたり、書面として残しておいたりすることが必要かと思っております。

在宅医療連携推進事業で、拠点となっております伊豆赤十字病院がサロン等の参加者の高齢者を対象に、終末期医療の意識調査を実施しております。アンケート調査によりまして、終末期医療について家族と詳しく話し合っている割合は全体の15%ほどということで、住民の意識はかなり低い状況でございます。

身寄りのない高齢者がお亡くなりになった場合、関係者からの情報やそのほかの戸籍を調べまして、親族を調査いたします。できる限り親族の方に対応していただくようにしておりますが、最終的に引き取り手のいらっしゃらない方がいた場合には墓地埋葬等に関する法律に基づきまして、死亡地の市町村長が火葬を行うことになっております。その費用は、市民であっても行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用するということになっておりますので、市で火葬を行い、お骨の引き取り手がいらっしゃらない場合には、無縁仏として伊豆聖苑にお預かりして、その後、無縁墓地に納骨されるような状況になっております。

今後、高齢化が進む伊豆市において、身寄りのない高齢者の増加が見込まれますので、地域の見守り体制、それから住民の意識高揚を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、行旅死亡人という言葉が出てきたのですが、これは私も調べていたので、死亡された方の氏名や本籍地、また、住所が判明せずに引き取り手が存在しない方のことということで判断させてもらってよろしいでしょうか。行旅死亡人が全体の何%伊豆市に存在するのか、また、年間どの程度いるのかというのがちょっと知りたいです。また、金額、そこにかかる費用も教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 行旅死亡人の件数ということですが、全く身元がわからない、身寄りがわからないということで官報等に載せまして、御本人がどういう方かというところを探すというような方法がございますが、その官報に掲載して、それを伊豆市が扱ったケースですけれども、年間で一、二件というような状況で、平成27年から平成29年はございませんでした。ただ、市民だったりして、その方の素性はわかっているんですけれども、引き取り手がいらっしやらないということで、伊豆市のほうで公費を使って対処したというケースは、やはり年間でも一、二件あったりするケースがございます。

金額のほうですけれども、官報に載せる場合には、1件について3万円かかります。そして、火葬につきましては市で行ったりしますので、そういう業者をお願いしたりするケースでありますので、そのときによって身内の方がこれだけは出すとか、いろいろなケースがございますけれども、火葬費については公費というケースが多くて、全体的には10万円ちょっとはかかっているかと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） なかなか今核家族化も進んでおりまして、こちらのほうに親が住んでいても子供は都心のほうに住んでいて、親が亡くなったときにも、よく電話すると、もううちは関係ないから市のほうで対応してくれみたいな、ちょっと寂しいお話を聞いたこともございます。そういうときに、今、伊豆市が市民後見制度ということでセミナーを受けたり、職員のほうも勉強会なんかも熱心でいられると思うんですけれども、今、伊豆市が考えている市民後見制度というものはどのような制度を考えているのか、教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今、市民後見人のお話がありましたが、まず、判断が難しくなったり、認知が進んでいたりとかというような方とか障害者の方とかいろいろあるかと思えますけれども、やはり早いうちから意思決定ができるような状態のときから成年後見制度を使っていただいて、成年後見人をつけていただくというのが一番ベストだと思いますけれ

ども、その中でも今、成年後見の制度が進んでいないということで、市民後見人ということで、市民の中でもそういう養成研修を経て、そういう後見人の候補者としてこちらの伊豆市のほうに登録してもらおうという制度が進みつつあります。

今現在は、伊豆市、伊豆の国市、函南町、三島市ということで、3市1町で養成研修のほうをこの10月から進めていくという中で、今現在、伊豆市の中で4名の方が養成研修を受けてくださるといような状況になっていまして、こういう形で市民後見人の数もふやしながら、できるだけそういう成年後見の制度を利用できるような状況にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、全国に成年後見人制度を利用されるというか、そういう想定人数、そういうお年寄りが何人ぐらいいるかというのをざっと300万人以上いるだろうという統計が出ているそうです。これは知り合いの弁護士のほうから聞いたんですけども、それに対して、後見制度にかかわる人数がどうしても足りない。では、市民後見人をそのまま育てればいいのかといっても、市民後見人もなかなか大変な仕事であります。そしてリスクもつきものでありまして、何か必要だからといって買っても、その後、家族の方がこんな必要のないものを買ってしまったということで、訴えられるケースもあるそうなんです。

そこで、そういう被害というかトラブルをなくすために、とにかく伊豆市に住んでいる高齢者の方で伊豆市に住所登録がない方は実際にいるのか、またそういう方がいるとしたら、どの程度いて、またそういう方は伊豆市に住所を移していただくような気持ちがあるのかどうか、そういうアンケート的なものというのは最近とっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 伊豆市に住んでいて住民登録がされていない方ということですよ。ちょっとその辺については、健康福祉部のほうではちょっと把握ができていない状況です。

○議長（三田忠男君） 市民部長、どうでしょうか。

○市民部長（梅原敏男君） 市民部局におきましても、住所登録がないという部分は把握はできておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） どれだけいるか人数がわからないということで、なかなか私も質問が難しいんですけども、今、日赤さんが頑張ってサロンのほうでアンケートをとっていただいているということなので、例えば伊豆市に住所がない人は、できる限り伊豆市への住所

変更をしていただくことだとか、変更ができないのであれば、その方の戸籍とか把握できるようなシステムづくりをすることが大事なのではないかなと思います。万が一のときには身内の方に御連絡をとることも迅速に対応できると思いますし、また、最近はエンディングノートというものもあたり終活ノートというんですか、そういうものがあると思います。そういう活用を促す必要があると思いますが、このあたりのことは、例えば民生委員さんや社会福祉協議会さんあたりにお問い合わせができるのかどうなのか。また、市のほうで率先してやるおつもりがあるのかどうか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず、高齢者の方がそこに住所が登録されていなくても登録されていたとしても、新聞がたまっていたりとかということで、状況が悪くてということで行ったりするケースがありますけれども、やはりそういう方の身元とかそういうところを調べるのに、私たちもすごい1件についても3カ月以上かかりながら、戸籍を次から次へと追っていくというようなところで、かなり苦勞している状況です。やはり何らかの形でその方のお住まいの中に連絡先であったりとかそれなりの書面であったりとか、何か残っているととても助かるなというように思っております。

そしてまた、伊豆赤十字病院さんのほうでもアンケートもとってくださっているんですけども、やはりそういう終活ということで意思表示、自分の意思を残しておくことは大切ですよというようなことを院長初め先生たちが言ってくださって、各地区を回ってくださっている状況です。そしてまた、伊豆赤十字病院様のほうに3年いてくださった先生のほうからも、最終的に伊豆市の地域医療についてどういようにお考えですかと言ったときにも、やはりエンディングノートというお話をされていまして、やはり終活、終末期のことを考えるということは大事ですよというようにお話を講演会でいただきました。

これからも私たちも伊豆赤十字病院様のそういう活動とともに、こちらのほうも市民後見人を初め、そういう後見人制度について広く講演会であったりとか勉強会を設けて、皆さんに周知していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。エンディングノート、終活ノート、大変重要だと思います。ただ、せっかく書いていた終活ノートだとかエンディングノートの保管場所がわからなくなってしまう、またお墓の所在地さえもわからなくなってしまうというケースもあるらしいんですよ。

そこで、横須賀市の例なんですけれども、私の終活登録という制度がありまして、そういうものがなくならないように、例えばエンディングノートだとか終活ノートを市のほうに登録していただくと。そうすると、何かあったときには市のほうでこういうものをもってあり

ますと、御家族、また身内の方にお渡しできるような制度らしいんですけども、そういうものというのもお考えはあるのか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今のお話はいいお話だと思いますけれども、やはりそのエンディングノートをとという市としてのお預かりするような、そういうところまでは、今現在、検討の中に至っておりません。また、今後必要になっていくかは考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。そういうものをやることで、最初は仕事量がふえるかもしれませんが、職員の仕事の負担割合なんかも減ります。今なかなか介護のことだけで多分健康福祉部のほうは手いっぱいだと思いますので、そういうところも制度をうまく使っていただければいいかなと思っております。

またちょっと話を進めさせていただきます。

例えば身内が亡くなったとしたときから、大体相続というものが発生するんですけども、その相続権利がある方は相続放棄をするのか、または相続をするのか、大体3カ月以内に決めなければいけないというのは法律で定められています。例えば、固定資産税の督促状はどちらに届くのか、もし行旅死亡人の住所に届いたとしても支払いはできません。相続人まで調査して、追っていくような作業は行っているとお答えしていただいたんですけども、例えば身内と連絡がとれなかった場合や身内が引き取りを拒否した場合、伊豆市に残っている行旅死亡人の土地、建物の財産、固定資産税の徴収というのは実際どうなっているのか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいまの部分で固定資産税等の税について、相続等の部分が発生したときに私ども戻ってくる通知がございます。そういった部分は、私どもで相続人となり得るべき人を探す調査はしております。ただし、相続、未相続、相続人がいないという場合等もございます。そういった部分については、税法上で不納欠損等の処理はさせていただきます。

件数的には非常に難しい部分がございますが、年間140件戻ってくる通知はございます。そのうち相続関係の部分で調査をかけるのが30件から40件程度、ただ、その部分についても相続をしていただける方が見つければよろしいのですが、もう相続放棄とか行方不明者とか、そういった部分が出てくる場合もございます。そういった部分については調査不能という形で、そこで税の部分についてはとまります。

以上です。



○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうした土地とか建物というのはそのまま廃墟になったり、荒地、空き地になったまま、今度は市がやはり処分しなければいけないと思うんですけども、そういうものというのは最終的にどうなっているのか教えてもらえますか、土地建物について。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 一般論として、たとえ所有者不明とか登記名義人の方が死なれて相続の権利者が見つからない場合も、その土地建物を市が処分することはできませんので、当然第三者の方も処分できません。というのが一般論でございます。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと政治的に難しい話なので、状況を申し上げますと、まず、相続放棄も義務化するのには法務省がすごく嫌がっていたんです。私、何でかなと思って、ずっと相続登記を義務化していただかないと、明治で法律ができてから相続していない案件がいっぱいあるわけですよ。でも、ようやくここは、全国自治会とか全国市長会とか、相当意見を申し上げて、こういうときにやっぱり動いていただくのは国会議員なんです。ぜひ議員の皆さんにもしかるべき国会議員さんに現地の現状を伝えるということはやっていただかないと、私この件については、どうして法務省はこんなにわかっていただけないんだろうかという気がしました。

今ようやく官邸主導で相続登記の義務化に動きつつあるんですが、そして多分これ、すみません、私どこかで見た記憶という話なんですが、法律上、所有者不明の土地はたしか国有地にする規定はあって、公有地、県有地とか市有地というのではないと思うんですね。その所有権というのは日本はとても厳しく制限をされている権利ですので、現状、国以外の行政体がどなたかの個人の所有のものを処理する権限は託されていないと承知をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 基本的には、国庫に帰属される、国のものに整理されるということがあるようです。先日、青木議員の質問の中の答弁でもありましたように、用地買収をしようとしても、相続できない土地は所有者がはっきりしないとインフラ整備も進まないという状況もあると聞きました。そういうことでも、かなりエンディングノートとか終活、こういうものはかなり大事になっております。

最後に、本日は小学校、中学校から、また終活までの質問をさせていただいたんですけども、これは実は、全ての世代が安心できる社会づくり、そして、皆様の財産を次世代へしっかりと引き渡すために必要でございます。大変な時代だとは思いますが、ぜひ今こそ行政が活躍の場だと思えますし、行政の活躍が必要不可欠でございます。伊豆の底力を発揮する

ために、これからもすばらしい伊豆をつくるために、市長筆頭に頑張っていたいただきたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

台湾旅行から質問させていただきます。

この質問については、前回は質問しております。昨年7月1日から3日まで、市長は職員  
を連れ、台湾へ旅行しております。どこへ行ったのか、何をしに行ったのかという質問は6  
月議会でもしておりますが、余りよくわからない。再度、質問させていただきたい。

質問の趣旨は、この旅行は公私混同、それから、場合によっては犯罪が成立するのではな  
いかという考えを持っております。特に、伊豆中央自動車だね、佐藤諭君はね。その社長だ  
と思うんだけど、佐藤諭君が市長の答えいかんによっては、市長に賄賂を送ったんじゃ  
ないかということだっけ考えられる。市長は真剣に答えてくださいよ。

大体、本当に新幹線を使って羽田まで行ったのかどうか。切符があるならあるで、提示し  
てください。ホテルへ泊まったなら泊まったで、どうもパソコンで連絡したということす  
から、パソコンで連絡すれば、向こうから、はい、泊まっていますよという連絡があった  
はずだ。何らかの証拠を示していただきたい。この旅行は台湾の林さんという方のロータリ  
ークラブの会長に就任したそのお祝いに行ったんですね。ロータリークラブというのは民間  
の組織でしょう。それが公務に当たるのか、私的な旅行に当たるのか、議員の皆さん、ひと  
つ真剣に考えましょうよ。特に、この議会は平成27年度の決算議会ですよ。29年か、そうか  
失礼。29年度の決算議会。ということは、35万円何がしかの費用もこの中に入っているわけ  
ですね。それが適正であるかどうか。真剣に考えてもらいたい。市民の税金ですよ。

改めて質問します。市民にわかるように答えてください。議長は答えさせてください。佐  
藤諭君が幾らお友達だからといたって、やっぱり真剣に答えさせてください。

この視察の目的は何ですか。公費を使うものでしたか。いろいろなところを視察したよう

ですが、訪問したようですが、それぞれの場所の滞在時間もあわせて、そこへ行ったという証明ができたらしめてください。東横イン羽田に宿泊したというなら、これは2号館という答えが出ていますね。2号館からオーケーが出たなら出たという証拠を、または領収書を見せてください。証明できないということは、市長や職員やあなたの後援会のメンバーと一緒にメンバーの車に相乗りで羽田まで行ったと言われても否定できないことにはなりますが、いかがですか。証明できなければ、後援会の皆さんに別々に行ったと証明してもらってください。後援会ではないとおっしゃっていますけれども、ならば、後援会という文言を消しても結構です。その方たちに証明してもらってくださいよ。

同様に視察先についても同じです。それぞれの滞在先の滞在時間、議長は答えさせてください。公費を使つての視察です。市民にわかるように答えさせてください。議長は答えさせてください。

次に、エアコンに移ります。

大変今回の一般質問でも、私も含めて5人の方がエアコンについて質問しております。恐らく今回ここで質問しなかった方も、質問者と同様に何とかしなければいけないと思っているはずですよ。これこそ議員全員の考えとして、市当局は教育委員会は真剣に考えてください。

では、質問に入ります。

ことしの夏は異常とも言える暑さでした。市長、教育長はいかがでしたか。ことしの暑さについての感想を伺いたい。市長も教育長も答えてください。愛知県では、校外学習に参加した小学1年生の男児が熱中症で死亡という痛ましい事故もありました。ことしの夏の暑さは本当に異常でした。文部科学省では、夏休みの延長を検討するように通知を出したとも伺いましたが、伊豆市の対策はいかがでしたか。伊豆市の保育園、こども園の一般の保育室、小学校、中学校の普通教室のエアコンの設置状況はいかがですか。市長に伺います。エアコンの設置には多額の費用を要します。市としてはどう考えていますか。保育室や教室へのエアコンの設備は考えていますか。この辺はお答え出ていると思いますけれども、教育長はエアコンの設置にどう考えていますか、伺いたい。

8月17日の日本経済新聞によると、エアコンの設備状況が記載されています。伊豆市では、2018年度にも設置費を計上するとあります。残念ながら、今回私は期待していたんですよ。今度の補正予算にはのっているんじゃないかと。なぜのらなかったのか、その辺もあわせて答えていただきたい。小中学校の普通教室の設置計画の完了は2019年夏とあります。新聞紙上の報道などで真偽のほどや全教室への設置を考えているのかわかりません。これは事実ですか。この辺はやぼですね。市長はどのように考えていますか。

ことしは酷暑でした。来年も同様な夏になると懸念されます。この夏の暑さは、エアコンなしの授業は考えられません。結構勉強をやっていたんですね、この暑さの中でね。教室の室温上昇が健康への影響や学習環境の悪化を招きます。この夏の暑さはエアコンなしの教室を容認できる暑さではありません。子供だけではなく、先生の授業への取り組みにも影響す

ると考えられます。速やかなエアコンの設置を進めてください。

来年の夏に間に合うように、どんな手段を考えているのか、工程表をつくっておられますか。ぜひその辺も含めてお答えいただきたい。工程表がなければ、幾ら考えたって絵に描いた餅だ。

次、防犯カメラ。

防犯カメラの設置については、今までに何度も伺ってきました。防犯カメラの設置は市長の防犯に対する考えにはないようですが、社会は大きく変化しています。防犯カメラは大きく進化しています。市長、防犯カメラはインフラだと思いませんか。社会基盤だという考えも生まれてきています。まちなかや屋内に当たり前のよう存在します。防犯カメラの活躍は毎日のように報道されています。JR電車内に防犯カメラを設置する、藤枝市の全小学校に防犯カメラだ。埼玉県警では映像解析により犯人逮捕、大阪富田林市の容疑者の逃走劇も防犯カメラで毎日報道されていました。兵庫のダム女性遺棄も防犯カメラで映像が流されました。大阪の新聞配達的女性が刺された犯人も防犯カメラが捉えていました。毎日のように防犯カメラが事件・事故の解決に活躍しています。活躍しているんですね。防犯カメラは今も動いています。働いています。このような防犯カメラの活躍について、市長の考えを伺いたい。伊豆市を防犯カメラの後進市にしますか。教えてください。

最近、伊豆市の学校で防犯カメラの導入があったようですが、他の学校への導入はどのように考えていますか。防犯カメラの性能は日々進化しています。通信機能を持つ防犯カメラもあります。今や社会に必要なものになってきているとは思いませんか。事件や事故の解決に活躍するのがまちなかの防犯カメラです。24時間365日働いてくれる防犯カメラです。伊豆市を防犯の後進市にしますか。おくれた伊豆市にしますか。安心・安全の伊豆市にしませんか。市長はなぜ防犯カメラに消極的かはわかりませんが、市民の安心・安全を優先していただきたい。オリンピックを伊豆市の防犯体制は完璧だと言えるような防犯カメラで武装しませんか。

次、障害者の雇用。

官公庁の障害者の雇用が問題になっています。あろうことか雇用者数の水増しがされていたということです。障害者の雇用は障害者雇用促進法によるものですが、伊豆市の現状はいかがでしょう。障害者雇用促進法には地方公共団体の雇用も規定されています。したがって、伊豆市もそれに沿った雇用が進められていると思います。残念ながら、上級の官庁のでたらめさ、静岡県も同様に水増しがされていたようです。

伊豆市の障害者の雇用の現状を伺います。伊豆市は障害者を何人雇用していますか。伊豆市の職員は何人ですか。正規の職員の人数、非正規の職員の人数は何人でしょうか。常用の雇用者は何人になりますか。障害者雇用促進法では、常用雇用者全体に占める障害者の雇用目標割合を法定雇用率として定めています。地方公共団体は法定雇用率を2.3%としています。残念ながら、今回の障害者の雇用問題は、法定雇用の人数を大幅に割り込んでいること

です。伊豆市の障害者の雇用率を伺います。

障害者雇用促進法では、教育委員会の雇用も求めていると思いますが、伊豆市の教育の現場では、障害者の雇用の現状はいかがでしょうか。現状を伺いたい。

厚生労働省では、障害者差別禁止の指針を示しています。残念なことに、伊豆市議会の中では発達障害者という言葉が差別用語と誤解している議員もいるようですが、指針では発達障害者も含めて採用を求めています。伊豆市では採用時に障害者も含めて採用していますか。職員の採用時に、障害者を障害者でない者と均等に就職の機会を与えていますか、伺います。どのように採用の機会を与えているか伺います。

危険なブロック塀について。

ブロック塀については今回も質問がありましたが、学校についてはほぼ対応できているようですが、まだまだまちなかにはブロック塀が目につきます。ブロック塀については、調査、対策が進められていると思います。学校内については安全の確認、対策が進められて、安全な学校だと思います。学校外について伺います。公園などの周辺はいかがでしょうか。旧牧之郷幼稚園の跡地の公園ではブロック塀が見ることができます。このブロック塀は民間のものと思われませんが、建設基準は満たしていると思いますか。市民の目から見ると、高いところにあります。安全はいかがでしょうか。塀の改良など、対策はとれないでしょうか伺いたい。

次、学力テスト。

4月に実施された全国学力テストについて伺います。

静岡県では、公立中学校の3年生の平均正答率が全教科で全国平均を上回ったようですが、小学校では、国語Bを除いて全国平均以下のようなようです。伊豆市の全国学力テストの状況を伺いたい。全国学力テストの状況から見た学力向上対策について伺いたい。県の教育委員会では、学力向上連絡協議会を開いたようですが、伊豆市としては、全国学力テストにあらわれた子供たちの学力をどのように見えていますか。今後の指導にどのように反映しますか、伺いたい。多くの学校が子供の学力向上を図っています。学力向上を目標に取り組んでいる市町があります。伊豆市の取り組み状況を伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 台湾旅行についてお答え申し上げますが、後ろの質問で、議員、防犯、防犯とおっしゃっていましたが、議員としてあるいは市民として、市民の方に対する名誉毀損は犯罪ですので、ぜひ何度もここで申し上げますけれども、議長にもお願いいたしますが、ここでの根拠のない市民の方への侮辱、名誉毀損は犯罪ですので、刑法上の。民法ではありません、刑法上の犯罪ですので、必ず、議長、議会のほうで先ほどの発言については対応してください。私、別件で警察の方と話をしていたら、基本的に警察は議会には

介入しないということなんですね。そのときに、例えば国会で乱闘があっても警察は入らないでしょう。議会自治というのは極めて重視されるんです。したがって、先ほどの発言による市民の方の被害を救えるのは議会しかありませんので、これは議長に強くお願いをしておきます。その上で申し上げます。

森議員、ただいまの案件についての議員が出されました住民監査請求に対する決定書を今お持ちだと思いますが、それを出していただけますか。

〔「そんなの持っていないよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 先ほどの台湾旅行については、議事録を証拠として森良雄議員は住民監査請求をされたわけです。そして、議員1名、議会外から1名の住民監査請求による決定通知書を出されたわけです。これを今持っていないということは、森良雄議員、真剣にやっていないということじゃないですか。無責任過ぎませんか。これ、決定通知が出ているんですよ。

〔「無責任じゃない、何を言っているんだ、君は」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） それほどやる気がないんですか。ここで議員として議事録を証拠として出してもう一回議場で市長に求めて、その前に住民監査請求を起こして決定通知書を出して、それを今議場で持っていないって、議員、どういうことですかね。

〔「関係ない、何を言っているんだ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 物すごい行政エネルギーを使って住民監査請求をして、全部これだけの文書をつくって、ここに全て入っている。少なくともそれは読まれましたよね。読まれましたよね。

〔「ちゃんと出してくださいよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 決定通知書は市長が出すわけじゃなくて、住民監査請求ですから、監査委員から出ているはずですよ。

〔「監査委員の人にあるのか、写真」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 市長、答弁を求めます。

○市長（菊地 豊君） これ、ちょっと議場での議論にならないですよ。森良雄議員宛てに決定通知書が出ていますので、6ページ、7ページに全て書いてありますよね。日程も書いてあるし、それから私がどこに泊まってどう移動したかも書いてありますし、この中に私の証拠写真を確認したことも書いてあるし、全てここに証拠を提示して書いてある話ですので、もし議論するんだったら、本当にもうちょっと真剣にやっていただかないと議論ができませんので、それはもうちょっと誠実にやっていただかないと。

それから、住民監査請求もそうですし、私に対する批判、指摘は当然いろいろあっていいんですが、そのときには、まさに今回住民監査請求もそうなんですけれども、証拠を付して出すということになっているんです。何でもかんでもでは、こちらの住民監査請求も我々の行政チェックもできませんので、森良雄議員、今回出した証拠は私の出張命令書と、それか

ら議事録ですよ。そして、あと証拠を出せ出せと言われて、こちらに全て記載されて確認したことについて、さらに疑義があるのであれば、その証拠を出していただかないと、私が何に対して反論していいかさえわからないじゃないですか。

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君）　そうですね。全ての証拠は、議員が証拠として出しているのは議事録で、私は議会で話をしていて、そして私が当時1回目の質問で答えられなかったことを議場で補足をして、監査委員さんは写真で確認をして、それでも疑義があるんだったら、その疑義がある証拠を付して出す責務があるのであって、全て出ていますので、それは私も写しをいただきました。ぜひそこを御確認いただきたいと思います。

〔「ちゃんとさせてよ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君）　再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君）　再質問させてもらう。

この議会の議事録はちゃんと裁判所へ提出しますからね。それに対応できるように答えてくださいよ、市長。私が質問したことをちゃんと答えさせてください、議長は。

○議長（三田忠男君）　答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君）　どこをどう答えればいいんですかね。目的、行ったところ、行ったこと全て復命書には入っておりますし、出しておりますし、文書で必要であれば、それも情報公開請求もされておりますし、これまで申し上げたとおりです。ただ、私事のところについて、当然公文書には残っておりませんので、本当は私のところは言う必要はないのですが、東横イン羽田に、これは先方さんも個人情報の保全の義務がありますので、私は会員名簿等々確認をして、電話で確認していますが、そのときに監査委員さんにも申し上げたのは、証拠が必要であれば、もう一度ちゃんと先方からとりますが、私はこのように確認をしましたということを確認をしているわけです。それ以上私的なことについて疑義があるのであれば、証拠を付して出していただかないと、私は回答する責務がありませんので、まず口頭で申し上げたところです。

ほかは全て入っておりますので、紙の中に。復命書にも入っているし、監査請求の、この監査請求は私が出したものではありませんけれども、公文書として既に議員はお持ちですから、ほかのものは全て文書にて議員はお持ちのはずです。

○議長（三田忠男君）　再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君）　東横イン羽田2号館にお泊まりになったと言いますけれども、これは秘書室でとったのか、あなた個人がとったのか教えてください。

○議長（三田忠男君）　答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が私的に泊まるときには、必ず私が自分でとっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 当然電話ですか、パソコンですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 会員になっていますから、ネット予約ですね。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） パソコンは個人のパソコン、それとも市長室のパソコンですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私個人のスマホで行っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） スマホでは証拠が残っていると思うんですけども、それは出すことはできますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） メールをたくさんやりとりしますので、私は正直言ってそれは消します。ただ、先ほど言ったように、文書での証拠が必要であれば東横インから送っていただきますが、しかし、さっき申し上げましたように、疑義があるのであれば、まずはその疑義がある証拠を出していただかないと、私、このたぐいのところに何千、何万もの質問をされたらとても対応できませんので、明らかにおかしいという証拠を付して出していただかないと、市長としての公務に差しさわりがありますので、まずは、疑義があるという証拠を付して出してください。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 職員の高田君は、恐らく伊豆中央バスの佐藤が用意した車で行っているわけですね。だけれども、高田君は羽田に行くまでの交通費はもらっているはずですが。

それを確認しますけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 高田の分でございますね。高田の分につきましては、行きについては羽田への旅費は含まれておりません。



○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そうすると、高田君は羽田までは勝手に行けと言われたわけですか。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、産業部長、答弁願います。

○産業部長（堀江啓一君） 当時、観光課の職員として市長に随行して行っております。そのときに、民間の方と一緒に同じ車で行ったというのは聞いております。それは何回も答弁させていただいております。

○議長（三田忠男君） 行くときの費用について出しているか出していないか。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほど言いましたように、出しておりません。それも何回も答弁しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 高田君と市長はほぼ同じ金額をもらっているんですけども、その辺どうなんですか。費用出していないんですね。市長も高田君も、羽田までの費用は。そんな市役所ないぞ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 市長の分につきましては、羽田までの往復の旅費は出ております。

〔「じゃ、何で高田君は出していないの」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 質問の中に入っているでしょう、同じ額だって。時間ばかりとっちゃって。

ほぼ同じ額でしょう、高田君と市長は。何で高田君は出していないの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 高田君は、一緒に行かれた方と一緒に車に乗らせて行っておりますので、それで払っていないということで、市長は独自に行っていますから、払っていると

いう状況でございます。

以上でございます。

〔「市長は払っていないんだね」と言う人あり〕

○産業部長（堀江啓一君） 市長は独自に行っていますから、払っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 羽田まで仕事で行くのに、伊豆市は旅費を払わないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 同じ行程の中で民間の方が車で行くという形でありましたので、目的地は同じでございますので、一緒に乗せていただいたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 民間の方が車を用意してくれた。だから行っただけ。電車で行けば片道5,000円ぐらい、4,500円か、かかりますね。高田君に対しては伊豆中央自動車の佐藤が用意した車で行くと、佐藤の便宜供与に当たるんじゃないですか。市長の見解はどうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） こういう市の事業ですから、民間団体あるいは民間の方と行動することはときどきあるんですけども、例えば市以外の商工会の事業だとか、あるいは観光協会の関連事業だとか、そういったところに職員を出すこともありますし、いろんな交流の中で一緒に行動することが慣例的にありますので、今回、単独で公共交通機関で行くべきだという御意見はひょっとしたらあるかと思えます。それは承りますが、今回の件については、特段、社会通念上問題ないのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今の市長の言葉、社会通念上問題がないと。場合によって、市長も佐藤が用意した車に乗る可能性があったんですよ。それでも社会通念上問題ないと言いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議長、民間の方への名前の発言は呼び捨てで、犯罪者でも、あるいはここで議論するのに極めて不適切だと思うんですが、まずはそこを御指導いただけないでしょうか。

〔「答えさせてよ、ちゃんと」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時43分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（三田忠男君） さきほど議運を開いて森議員の発言の民間人の呼称について協議いたしましたので、その結果を議会運営委員会委員長、小長谷朗夫議員、報告願います。

○議会運営委員会委員長（小長谷朗夫君） それでは、ただいまの議会運営委員会の報告をいたします。

先ほどの森良雄議員の民間人の呼び捨てということで、ちょっと意見交換をいたしました。直接的に議員にかかわってくる規定はないんですね。だから、議員がこうなさいというのはないんだけど、何々に準ずるといっていきますと、議会運営規程の中に、議場内では各個人の議員のことを何々議員と呼びますね。下に議員をつけますよね。それから、行政の側の方に関しては何々部長、それから何々課長ということで、本会議も委員会もそういう呼称の仕方です。

それに準ずるといっていきますと、民間の方をやっぱり呼び捨てするということに関しては、この本会議は権威のある会議ですね。それから神聖な会議です。そういう場においてやはり呼び捨てはいかがなものかということで皆さんの意見がまとまりましたので、その辺、森良雄議員、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 報告ありがとうございました。

それでは、引き続き会議に入ります。

森議員、再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） まず、佐藤というのはよろしくないというのが大勢のようなので、佐藤伊豆中央自動車社長さんと訂正しましょう。伊豆市と多額の取り引きのある佐藤さんです。

さて、ちょっと確認しますが、市長は東横イン2号館に泊まったという確認はとってくれますね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） とることはできます。しかし、何度も申し上げているとおり、全くいろんな思いつきの質問をいっぱい寄せられても、私も公務を阻害しますので、疑わしいその証拠、疑義ある証拠を付して出してくださいとお願いしているんです。市長は犯罪している

だろうから市長は怪しいだろうからという、あなたが好きな思いだけでやられたら、私は何千何万もこれから対応しなければいけませんよね。ですから、しっかりと疑義を付して、一体私のこれまでの議会における答弁、復命書の提出、それから議員が情報開示請求をされた資料内容、監査請求の結果通知等々の中を見て、そして疑義が残っているところ、疑義がある証拠を付して出してください。そうしたら、私ができることは全てやらさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 疑義を出せて、これは疑惑のかたまりなんですよ。場合によっては高田と同じように……

○議長（三田忠男君） 森議員、先ほど言ったように呼び捨てはやめてください。

○15番（森 良雄君） 高田職員と同じように、羽田まで便宜供与を受けて行く可能性があった。否定できますか。だからとってくださいよ。それと証拠。監査委員は証拠写真を出してください。よろしいですか。市長が何て読むんだか知らないけれども、野柳自然公園へ行ったというような証拠写真があるんだったら出してください。いいですか。確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 既に復命書等は情報公開請求されて、本人がお持ちですから。そして、これまでの私の議事録と監査請求の結果通知と、それから情報開示で既に取得された多額の行政エネルギーをかけてうちの職員からとられた資料がありますよね。その中でさらに疑義が残っているところについて、その疑義の証拠を付して出してくださいと言っているんです。そうしないと、何度も何度も同じ資料を出し続けることになるんです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は監査委員事務局へ行って、市長のおっしゃっている証拠を見せてもらっている。あなたの写っている写真なんて僕は確認できていないんだよ。だから見せてくれと言っているんだ。

○議長（三田忠男君） 森議員、ここでは監査委員がおりませんので、また監査事務局へ行って、今の質問をしてください。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） ここでは監査委員が答えることができませんので。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 違います。

森議員、質問を続けてください。

○15番（森 良雄君） それ、出してくれるの、写真は。ないから言っているんだよ、僕は、出してくれって。あるんだったら……

○議長（三田忠男君） ここでは誰も監査委員がいませんので、答えられる人がいないと思います。監査委員に出してくださいと今言っていますよね。

○15番（森 良雄君） ここで……

○議長（三田忠男君） あなた今、監査委員に出してくださいと今言ったものですから。

○15番（森 良雄君） 市長は写っているって言っているんだ。僕は写っていないと言っているんだよ。もう一回出せと言っているんだ。

○議長（三田忠男君） だから監査委員に出してくださいと言ったでしょう、先ほど。監査委員はいないんです。市長に出してくださいというのなら市長に答えさせますけれども。

○15番（森 良雄君） 市長、出してください。

○議長（三田忠男君） じゃ、監査委員はいいんですね。

○15番（森 良雄君） 市長に出してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 森議員が開示請求をされました資料の中に写真がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長を確認できるのは、市長がスピーチしている写真だけです。だから出してくれと言っているんです。ないんだよ、写真なんて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 同じお答えになりますが、写真で確認していただければと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私、議員の皆さんに聞きますけれども、確認できないものをどうすればいいんですか。市長、出しなさいよ、あなた。確認できると言っているんだったら。すぐそこにあるんじゃないですか、監査委員事務局のファイルが。とらせてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それでは、森議員が監査委員事務局でその写真を確認してください。私その場にそのとき写っているかばんと帽子を持ってきますので、よろしく願います。どなたか立ち会ってくださいね。もう全く意味のない議論が続いているので、私が現物を、自分のバッグと自分の帽子をその場に持ってきますので、どなたか立ち会ってください。よ

ろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 一時中断して確認しましょうよ。

○議長（三田忠男君） その必要はないと思います。その必要はありません。

〔「森さん、もうやめな、時間の無駄」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） どうしようもないね。

○議長（三田忠男君） 再質問、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 野柳自然公園にはどうも行ったということを市長は言っているようですけども、ほかはどうなんですか。県の事務所に行ったとか、まちなか視察したとか自転車ロードとか、ほかへ行った証拠写真はありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） こちらで疑義があれば出しますけれども、すみません、一体行かなかったという疑義があるのか、どこに行ったという、要するに僕は行動記録を出しているわけです。その目的は我々何度も説明し、そして議員がお持ちの監査請求結果の中にも目的についても書いてありましたよね。読まれましたよね、少なくとも1回は、森議員。少なくとも1回は公文書を読まれましたよね。読んで納得されて理解された上で、もう一回疑義として議場に来られていますよね。

その中で、確からしさ、疑義のあるという、私の不法行為であるという確からしさを出してくださいと言っているんです。そうしないと、我々は何度も同じことを何十枚、何百枚も刷り続けて、出し続けなければいけないですよ。だから、法律では、証拠を付して監査請求しなさいという法律になっているわけです。その私が違法行為の確からしさを出してくださいとお願いをしているわけです、今。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 違法行為って、そもそもこれは台湾旅行が公務なのかどうなのかを僕は聞いているんだ。少なくとも公務だとは思えませんよ。何しろ相手は民間団体の会長就任パーティーでしょう。

ちょっと話変わりますけれども、市長は同行した6人と、これは佐藤伊豆中央自動車社長と同行した6人ですけども、これはどこで別れたんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一緒に行動したところもあるし、別行動しているところもあります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 一緒に行動したところと別行動を示してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御存じのとおり、私のスケジュールというのは、365日のうち360日ぐらい公務があるわけですね。そのたびにここは民間の方と一緒に、ここは1人、ここはほかの市長と一緒にと、全部出せるわけじゃないですよ。だから、私が申し上げているのは、私の行動の中での違法行為である不法行為である確からしさのところを言ってくださいと言っているんです。市長が何月何日何時何分に民間人と会って、何時何分に別れてなんて、そんなことを出し続けたら、ほかの大切な公務を一切できなくなるのは常識的にわかりだと思しますので、我々は行政の長としてお答えしますので、私の行動の中での最も違法性のありそうな確からしさのところを証拠を付して出してくださいとお願いをしているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） たった3日の行動で、6人と一緒に行動したのかどうかの説明ができない。それが疑惑の根幹ですね。じゃ、台湾のどこで別れたかも答えられませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ですから、その民間の方々と一緒に行動をとったこともあるし、別行動をとったこともあるし、何月何日何時何分ということ記録をとるほど私は暇ではありませんので、そこは私の違法行為、不法行為の確からしさとともに指摘してくださいということ繰り返してお願しているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 違法行為であるかどうか、基本は、私はこの旅行そのものが公務とは言えないのではないかと考えているから質問しているんです。この林さん、大体、林さんはどこに住んでいるんですか、これ。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会のルールですから申し上げますが、民間外の方の個人のことを議場で討論することはできませんので、そこは御承知のことと思います。

〔「観光大使でしょう、民間人なんですか。答えさせてくださいよ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 住所等については個人情報なので、後で。得意の後でを使ってください。ここでは……

○15番（森 良雄君） 請求して載っていないから聞いているんだよ、どこに住んでいるか。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時57分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） じゃ、次に移ろう、もう質問できねえってことじゃないの。

○議長（三田忠男君） では、次に、エアコンですね。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） エアコンについてお答え申し上げます。

まず、ことしの暑さについての感想ですが、とても暑いと、こう感じた次第です。

こども園のエアコン設置状況については健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 教育長、答弁を求めます。

○教育長（西井伸美君） 夏休みの延長の件ですが、文部科学省から通知を受け、検討はしましたが、特に対策を講ずるなどの措置は行いませんでした。

小学校、中学校、義務教育学校へのエアコンの設置状況につきましては、市内の小中、義務教育学校の特別支援学級を含む普通教室数は91教室、そのうち15教室が設置済み、残る76教室が未設置でございます。

なお、日経新聞の新聞報道の件ですが、日本経済新聞社により、電話での照会がありました。教育委員会事務局職員は、財源確保という大きな課題があることや、整備には議会の承認が必要であることを説明した上で、教育委員会としては学校の現場の状況を考えると、できるだけ早く整備したいと考えていることを回答いたしました。このやりとりがあの記事の下の方にありましたが、予定を含む記事として掲載されたものでございます。教育委員会の希望があたかも市長の方針決定のように記事となっておりますが、市長の方針は、一昨日記者会見で御説明したとおりであります。この点は、教育委員会から市長にもおわびと取材対応の状況を報告したところでございます。

○議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長に補足説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、保育園、こども園のエアコンの設置状況についてお答えいたします。

伊豆市には7園あります公立及び私立のこども園、保育園全ての保育室にエアコンを設置しております。部屋としましたら、51保育室がございます。



以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） こども園などにはオーケーだということで、ちょっとひと安心というところですけども、学校、もう既にこの9月議会で予算措置をとっている自治体もあるわけですね。伊豆市はまだとっていないと。では、いつの議会で補正予算を組むつもりですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実は、エアコンについてはこの10年間いろんな議論がありました。そこは当時の議論、まだ御存じない方もいらっしゃると思いますので、実は最初、土肥小学校につけたんですね。昔の校舎は東西に割と長いんです。校舎が古かったので、耐熱がなくて、南向きの校舎が多かったところに、今は南北が多いんですけれども、東西に長いところ、つまりまともに校舎が全部日光を浴びるところに土肥小学校はひさしがあったんです。それが潮風で腐っちゃって落ちちゃったものだから、まともに日が入るようになって、土肥小学校だけエアコンをつけたんですね。その議論のときに、今と同じ議論が議会でありました。その中で、全小学校にエアコンをつけるべきだという方とこれも我慢も教育だという方とあって、なかなか総論まで至らなかったんです、正直言って。

そういった中で、行政の長として、小中学校のエアコン、教育環境のあり方というものはいろいろ考えてはまいりましたが、まさにことし、もう耐えがたい夏になったということで、ある意味、全国一斉に議論が始まったということです。私も一度9月議会で上げられないかという確認をしたんですが、補正予算をもうかなり組んでタイムリミットになっていたところだったものですから、できれば10月、11月に臨時議会があればそこ、なくとも12月の補正予算をお願いをして、債務負担による年度発注か、また業者さんとまだ何も話をしていませんので、年内に開始できるのか、そこはちょっとまだ、具体的に予算がないまま動くともまたフライングになってしまいますので、なるべくでしたら、市長としては12月前の臨時議会で上げられないかなと考えているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 現状、これから予算化するんじゃ到底無理だろうと僕は思いますけれども、設置するための工程表みたいのはつくってありますか。伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 先ほどの基本方針に基づいて、できるだけ早く準備作業に、我々事務局でできる調査関係、それから積算の準備、こういったものは既に準備を進めておりま

す。できるだけ早く、先ほどの受電施設でありますとか工事の概算、それからその後のランニングコストも当然ございますので、できるだけ早くそういった仕様の比較資料を検討した上で、できるだけ早くお示ししたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） お答えは立派なんだけれども、ただ、受電設備一つ、それからエアコンをどこへ設置するかまず決めなければいけないでしょう。それから受電設備をつくったら、そこまでの配線も必要だよ。できるものを先にやるというようなことは考えていませんか。早い話が、業者は確保できるかどうか、現状ではほとんど不可能なんじゃないかと思うんですけれども、そういうことは今までのお話では把握していないんじゃないかと思うんですけれども、ある程度業者を当たっているんでしょうか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、先ほどの県下市町も同様な動きがございますので、できるだけ早く我々としてもいろいろ設計関係ですね、先ほどの各学校によってどのような配線がいいのか、受電施設がいいのかということも含めて、調査設計を組んで、工事費の概算、それからできれば一括発注を早急にしたいと市長が申し上げたとおりでございますので、先ほど12月補正をめどにできるだけ早く予算確保をして、発注をして整備費の確保をしたいというのが基本方針でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これ以上議論しても余り進展しそうもないので、その前に受けてくれる業者がいるのかどうかぐらいは確認していただきたいと思うんです。ぜひお願いします。

そして次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 防犯カメラですね。それでは、答弁を求めます。

まず、市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 森議員の防犯カメラについての御質問、今まで何回かお答えさせていただいております。全く必要ないというふうには考えておりません。ただ、市の場合も、ほかの自治体もそうなんです。市有施設、民間もそうですね、コンビニエンスストアとか金融機関とか、それぞれの施設を見守るといって、そういうための防犯カメラというのは設置してございます。

伊豆市でも、修善寺駅と図書館とか、あと不法投棄のための監視、そのようなものを設置

しております。他の自治体にもちょっと確認したんですが、やはりほかの県内の自治体の方もほとんどが市有施設の管理のための防犯カメラの設置はあると。あと、少ないところなんですけど、3自治体ぐらいですか、自治会の要望に対して補助制度を持っているというところもございました。ただ、伊豆市の場合、商店街とか自治会の方からまだそういう具体的な御要望もありませんので、そういう御要望を踏まえながら、そういう補助制度についてもほかの自治体のあり方もちょっと研究させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

○教育長（西井伸美君） 市内の学校では、天城中学校で防犯カメラの導入がございました。これは例年、防犯ブザーなどの防犯グッズを寄贈していただいている明るい社会づくり運動天城湯ヶ島協議会からの申し出を受け、天城中が設置したものです。防犯カメラはグラウンド入り口やグラウンドの監視、昇降口などの4カ所に先月設置したところでございます。

また、他の学校への導入につきましては、現在設置予定はありません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 教育委員会にお聞きしたいですけれども、今、最近の傾向として、教室内の防犯も問題になっていると思うんですが、その辺、まず自覚しているかどうかですね。これは子供の暴力ないしは先生の暴力というのも最近話題になっていると思うんですけれども、その辺は考えていませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ニュース等では聞いておりますが、現在、伊豆市においては教師の暴力含めてないとは思っていますし、防犯カメラを設置してそこを監視するという事は考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆市はほかの市町と違って、伊豆市の学校というのは非常にオープンなんですよね。校庭は自由には入れるしというふうに僕は理解していますけれどもね。部外者に対する防犯カメラというのは全然考えていませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 伊豆市に限らず、僕の感触では、大概の学校って割とがっちり塀で囲まれているようなつくりをしているところはありませんので、いろんなところからその気になれば塀を乗り越えても、また乗り越えないまでも入り口も何カ所も持っている学校って多々あると思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） いろいろ学校で、先ほどの私以外の質問者でも、学校への侵入者という問題があったですけれども、ぜひ、防犯カメラ、敷地内の監視カメラも必要だと思いますので、事故が起きてからじゃいけないと思いますので、ぜひ考えていただきたい。

それで、私は一番問題にしているのは、やっぱり24時間365日、不審者を見つけることができる、いわゆるまちなかの防犯カメラですね。これからオリンピックが来るというときに、ほかの市町はやっていないからとおっしゃっていますけれども、例えば大仁から向こう側が恐らく商店街とか大きな商店なんかには監視カメラがあると思うんですけども、伊豆市にはそういう商店もないわけですよね。そう思いませんか。私の過大な心配だと思いますか。伊豆市の防犯監視体制についてはいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほども申したとおり、商店街に限らず、やはり人通りの多いところというのはやっぱり自治会であったり、自主防災会であったり、ある程度しっかり防犯カメラを適正に運用してなおかつ適正に管理しているという、そういう組織的な強い要望がないと、なかなか市が設置して市がずっと管理するというのもできませんので、できましたらそういう自治会等の組織として要望を上げていただければ、こちらとしても制度的なことは研究いたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今まで、私、毎年この時期になるとこの問題を出すんですよ。これから子供たちが真っ暗な中、帰ってくるんですね。議員の皆さん考えてくださいよ。一寸先が見えないようなところを歩いているんですよ。何か事が起こってからでは遅いと思います。

それから、例えば、自動販売機を設置するときに、防犯カメラつきのを設置してくれれば補助金を出すとか、メーカーによっては最初から、何とかビバレッジなんていうところは最初から防犯カメラつきのを持っているというようなケースもあるわけですよ。そういうところと積極的に交渉して、ぜひ導入してもらいたいとか、そういう考えはないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃられているように、各自動販売機とか、民間のほうでそういう提案があれば、当然市としても、適正な管理のもとで運用のもとで設置されることについては、何ら異論はございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 提案、提案とおっしゃっているんですけども、地域づくり協議会

なんかに積極的にそういうことを提案しろというような指導はできませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 地域づくり協議会は、当然地域の課題を解決するという目的もございますので、地域地域によってそういう課題があるようであれば、こちらから積極的にある地域づくり協議会のここからここまで全部防犯カメラをつけろという、そういう提案もできませんので、相談には乗るといふ、そういうことでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 前に言ったことがあるけれども、私の家の前には明る過ぎて困るような街灯も設置されているんですよ。ぜひ、お金いっぱいもらえる、500万円ぐらいもらえるんでしょう、地域づくり協議会は。そのうちの100万円ぐらい使いなさいぐらい言ってくださいよ。

では、次に移ってください。

○議長（三田忠男君） 障害者の雇用ですね。次の答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 学校関係について、森議員の教育現場とは学校の教員のことかと存じますが、公立の小中学校、義務教育学校の教員の採用につきましては、任命権者である静岡県教育委員会の所管であります。よって、市の教育委員会としては、教員の障害者雇用の状況を把握してはおりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、障害者雇用につきまして答弁させていただきます。

伊豆市の平成30年度の雇用率、これは既に新聞等で公表しておりますが、2.62%となっております。しかし、先ほど森議員もおっしゃいましたように、国の行政機関で障害者の範囲に誤りがあったということで、今月、静岡県の労働局から再点検するよふという依頼がございました。この依頼を受けまして、伊豆市としても再点検を実施いたしました。

まだ労働局のほうには報告はしてございませんが、その精査の結果、比率を出す分母の部分の対象職員に誤りがあることがわかりました。再計算した結果、公表済みの2.62%から0.06ポイント下がり、現在2.56%となる見込みでございます。障害を持つ職員の数に誤りはありません。計算するための分母の総職員数というところの勘違いがあつて、そこが間違っていたというものでございます。

まず、現状でございますが、障害を持つ職員は実数で6人です。雇用率の算定上のいわゆ

る分子の部分については、重度の障害者については2人分のカウントとなりますので、実数は6人ですが、計算上は10人ということになります。また、先ほど間違いがあったという分母の部分ですが、この障害者雇用率の算定に用いる職員数の算出、これ非常にいろんな複雑な計算式がございまして、一概には申し上げられないんですが、現在、正職員は伊豆市で全部で366人です。ただ、公営企業の職員とかは外したり、短時間の勤務の職員も30時間勤務するかしらないかで0.5人にしたり1人にしたり、また、1年を超える雇用がある場合は1人にしたり、ない場合はゼロにしたりとか、いろんな複雑な絡みがありまして、分母の部分は391人です。したがって、391分の10ということで、先ほど申しました2.56%を現在見込んでございます。

また、採用試験についてですが、伊豆市の場合、障害の有無にかかわらず、ある一定の条件をつけさせていただいております。通常の試験ですと、職務上自力で通勤ができ、介助者なしで職務遂行が可能でかつ日本語活字印刷文による試験に対応ができることという条件のもとで応募を受け付けておりますので、今のような条件がクリアできれば障害の有無には関係ございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 法定雇用率は十分満たしているというふうに理解してよろしいですね。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 危険なブロック塀ですね。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、危険なブロック塀についてお答えいたします。

大阪の北部地震における事故を受けまして、学校施設のほか公共施設においてブロック塀の設置状況と目視による点検調査を実施いたしました。学校施設以外の結果としましては、公共施設内に設置されているブロック塀のうち、静岡県が定めるブロック塀の安全点検基準の中で不適合となるブロック塀が5カ所確認されました。不適合の物件につきましては、解体や補強、注意喚起等の対策をしているところでございます。

議員おっしゃる旧牧之郷幼稚園の跡地というのは、さくら堤公園となると思いますがけれども、その東側のブロック塀につきましては、目視による調査をしたところ、公園の地盤から高さ約3メートル、延長で約30メートルありました。静岡県が定めるブロック塀の安全点検基準に適合しないブロック塀であることが確認できました。

市としましても、個人所有のブロック塀ということではありますが、一時的に避難所の役割を持つ公園に接していることから、補助金制度の御案内をしつつ、撤去または改修について御検討いただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 指導していただいているということですので、それはぜひ、今後とも引き続き指導していただきたい。ただ、ここだけじゃなく、やっぱり私は前にも言ったことがあるんですけども、ブロック塀そのものの基準を変えるということは考えられませんか。ブロック塀はだめだとか、もっと頑丈につくれとか、それを伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 公共施設ならブロック塀をすぐ撤去して、そういう対応をしていると思いますけれども、やっぱり避難路とかそういう道路塀に面しているブロック塀は個人の所有者のものですから、一概にこちらから何かしろとかという、そういう強制的なことはできないんですけども、ただ、そういうものに対しての補助金制度というのはあるものですから、その活用をしていただくようお願いしていくところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 次をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。学力テストです。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 本年度の伊豆市の学力・学習状況調査の結果ですが、小学生では、国語Aにおいて全国平均を下回りましたが、残りの国語B、算数A、算数B、理科において全国平均を上回っております。また、中学生については、全ての5科目において全国平均を上回っております。

今回最もできなかった国語Aで、登場人物の心情や場面の展開を適切に捉えるなどの文章の読み取りができませんでした。この点については、重点的にまた指導に当たりたいと考えております。

次に、学力向上策の第1は、教師の授業力の向上であり、教師の研修、学校の研修体制の向上に今後も力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 先生の授業力、ぜひ先生の力量をアップするための指導をしていた

だきたいと同時に、今、先生は忙し過ぎるというのが一般的なもので、その辺もやはり軽減するよう努力していただきたいと思います。

ちょっと一言質問していいかな。学力以外の調査項目で何か問題点はありませんでしたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 学力以外の点につきましても、意識調査等やっております。その中で私自身が一番気になっているのは、伊豆市の子供は言われたことに対しては非常にいい反応をしている。だけれども、自分みずから物事に取り組むというのが、若干全国と比較してみると弱いというところがありました。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時34分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 次に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司でございます。

通告に従い質問をいたします。

かなりの議員の皆様と同じような質問が重なっている部分がありますものですから、そういった部分は割愛をさせていただきたいというふうに思っています。

それでは、始めます。

1番、文書管理規程の見直しについて市長に伺います。

（1）私は、平成30年第1回定例会において、昨年12月に内閣府が公表した行政文書の管理に関するガイドラインの変更に関して、公文書の管理についての考え方と公文書管理条例の制定についての2点の質問をいたしました。それに対して、伊豆市では、公文書と言われる行政文書に関して、文書管理規程は職員の日ごろの文書管理の実務的な手続、引き継ぎ保存のためのもので、この規程と情報開示条例によって市民との共有財産との位置づけが保たれているとの回答でした。

さらに、文書管理条例の制定については、中長期的な課題として検討しますということと、将来の公文書のあり方について検討の時間をいただきたいという回答をいただきました。確かに、文書管理規程には、公文書の管理の原則、書式、用紙の規格や保存年限等を定め、情



報公開条例では市民の知る権利の尊重や公文書の開示請求の権利等を条例として定めています。

しかし、文書作成については、文書管理規程の第4章27条に、職員は事案の処理にかかわる意思決定及び事務事業実施の実績について文書を作成しなければならない。ただし軽微な事案についてはこの限りではないとの一文にとどまっています。伊豆市の文書管理規程には、文書の作成に組織としてかかわる明確な記載が見当たりません。事務及び事業の段階において文書を作成して、保存がされないと、行政における組織としての意思決定がどのような経緯をもってなされたのかを検証することは不可能です。結果、行政の諸活動を市民に説明する責務を全うすることはできません。

現在、国の公文書管理のあり方が問題視されています。そのため、国や県では公文書管理の規定の明確に向け見直しの作業を進めています。国の96にも及ぶ機関の文書管理規則の文書作成に関する条文では、職員は文書管理者の指示に従い、意思決定の過程を合理的に後づけ検証できるよう文書を作成、文書主義の原則に基づいて内部の打ち合わせや外部との折衝を含めて政策立案や事務及び事業の方針に影響を及ぼす打ち合わせ等については、文書を作成するとしています。

①文書作成に関して組織としての管理監督のかかわり合いを伺います。

②伊豆市では、文書管理規則の規定の見直しを前提として、文書作成の条文を文書主義について明文化する考えがあるか伺います。

(2) 国は、市町村合併時における公文書の適正な管理保存について平成14年2月、平成17年6月、平成18年6月と3回も公文書の適切な保存の要請を各都道府県に発しています。3回の要請は県の市町村合併担当課経由で伊豆市にも届いたはずですが、伊豆市としてこの件についてどのような対処をしたのか、さらに旧4町の公文書の現在の管理状況を伺います。

大きな2番です。

学校施設整備について、市長、教育長に伺います。

尋常ではない暑さが近年増しています。それに対処するため、県内では小中学校に空調設備の設置を決定した自治体が急増しています。平成29年4月1日現在、静岡県の小中学校の空調設備の設置状況は普通教室で7.9%、全国39位です。県内の磐田、掛川、島田、焼津、富士宮、富士、三島の各市が普通教室に空調設備の設置を決定しています。清水町では、幼稚園と小学校の全教室に空調設備の設置を決定いたしました。長泉町では、既に平成23年に小中学校全校に設置済みです。そこで伺います。

①過去授業中の熱中症の発生はありましたか。

②熱中症指数計の配備はしてありますか。

③集会、消防、スポーツ関連施設等を除いた市の公共施設の空調設備と保育園、こども園から小学校での空調設備の状況を伺います。これについては先ほど答えていただきましたから、学校関係については結構です。

(2) 第3期教育振興基本計画がことし6月15日に閣議決定されたことを受けて、文科省は7月12日、全ての学校のICT（情報通信技術）無線LAN等の環境整備の推進の通知を各都道府県教育委員会教育長宛てに発しました。伊豆市のICT関連の整備状況を伺います。

(3) 伊豆市の法定雇用率の現状について市長に伺います。

中央省庁の不祥事が相次ぐ中、今度は複数の省庁で露見した障害者雇用の水増し問題、今回の障害者雇用の問題は理由のいかんを問わず、主権者たる国民への背信行為にほかなりません。民間に制度の厳守を求め罰則まで制度化しておきながら、42年の長きにわたって障害者の雇用の門を閉ざし、みずから偽装を続けたことは、共生社会の実現を目指す世論の動きに水を差したを言わざるを得ません。伊豆市はいかがですか。といたしますけれども、法定雇用率については、先ほど回答いただきましたから、これも結構です。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

作成した文書の管理保存等は、これは厳重に管理しなければいけません。今、議員の御質問の中での多分重要な部分である政策の意思決定過程のその文書としての残し方についてはなかなか難しいところがありますので、現状を確認した上で、意思決定過程の市民の皆さんへの明らかな仕方については、ちょっと検討課題にさせていただきたいと思っております。現状と詳細について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の文書作成への組織としてのかかわりについてですが、現行、市の文書管理規程に基づきまして市の意思決定や事務事業の実績について公文書を作成し、現在、公務遂行しております。

文書を施行するには、担当者が起案し、上司の決裁を受けることとなります。この決裁の過程において作成された文書は段階的にチェックがなされ、さらに重要な案件になれば、担当課だけでなく関係各課にも合議をされるなど、チェック体制としては組織的に現在取り組んでおります。

また、先ほど市長が申しましたとおり、意思決定の過程における文書の決裁の手続、これにつきましては、現在問題があるとは考えてはおりませんが、ただし、どの時点でどの範囲までの文書を作成すべきであるかという、いわゆる情報の共有や供覧に関するところ、これについてのルール化がまだ明確になってございません。第1回の定例会にも御指摘いただきました国の行政文書の管理に関するガイドライン、こちらを参考にしながら、各省庁でも平成30年4月1日から文書管理規則のほうもいろいろ見直されているようでございますので、若干国と地方自治体とは組織や手続、取り扱い文書も違いますので、そちらを参考にしなが

ら、趣旨としてはそちらに見合ったような形で取り組んでまいりたいと思います。

また、②の文書主義に基づく明文化についてでございます。現在、第1回定例会後の具体的な文書管理規程の見直しの手続にはまだ至っておりませんが、文書作成に関する規定は必要と考えております。いろいろな意思決定過程の前の記録ですね。それは現在、職員はほぼ担当部書によっては作成したり供覧したりという手続をとっておりますが、実際明文化というところに至っておりませんので、議員おっしゃるとおり、文書主義に基づき市の文書管理規程を見直して、この情報共有のための明文化についても検討してまいります。

(2)の合併時における文書の保存とあと県からの通知についてでございますが、まず合併時における公文書の保存の適正化に関する国からの要請、これにつきましては、趣旨としては合併前の町の地域に伝えられてきた貴重な歴史的な資料や公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、将来に向けて的確に保存するよう国から要請されたものでございます。旧4町につきましては、当然、合併前と合併後と同様の趣旨の文書が出されているわけでございますが、当然、旧4町におきましては、合併前からこういう各町の歴史的な価値のあるものについての取り扱いはいろいろ言われておりましたので、確認したわけではございませんが、それぞれ旧4町において的確に対応されたものと考えております。また、旧4町の公文書につきましては、合併した当時、それぞれ統一されていなかった保存方法、こちらを当時国の緊急雇用対策事業、こちらを活用して文書の目録等を一律作成しました。保存文書目録として整備をしておりますので、旧4町時代の文書はその目録によって検索できる状態となっていると考えております。ただ、現在、合併後10年以上が経過しておりますので、実際に各支所等で保存している旧町時代の文書、これは永年保存に該当する文書が主なものとなっているものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 文書の意図的な廃棄や改ざんということは懲戒に当たるとは思いますけれども、作成しないことをもって罰することはできないとされているようです。文書を作成することはものの根本でありまして、文書管理や情報公開は文書の存在があってこそなされるものですね。しかし、伊豆市の規程、条例には、行政機関の組織としての文書作成の明確な記載がありません。これ、私の理解不足かもしれませんが、どこかにその記載というものはあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 文書の作成について組織的にどうかかわるかというところの記載はございません。当然、何か意思決定したり文書をもって施行する場合、文書の決裁を得ずに公印を押して何か施行させるというのは、これは当然職員に対しても罰則の対象にはなる

わけですけれども、現在の伊豆市の文書管理規程では、今回国が見直したような組織のかかわりというところまでは記載がございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 細かいようではございますけれども、非常に大切なことだと思うんですね。市の職員の文書に対する意識の習熟度、それからそれにまつわる意思決定の事案、重要な意思決定をするだけではなくて、細かいことからやっていくことが大きなものの成果につながっていくと思いますけれども、ぜひともその辺のところを考えていただきたいなというふうに思っているんですけれども、そのところは考えていただけるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 個々の現状の確認と、これからもし改善すべきところがあるとすれば、その制度設計は総務部長に指示をしますが、実は私も市長になってから、ちょっとどうしたらいいんだろうと思っていたところは、もし民間企業の経営者の方がいたらまた別の場でアドバイスをいただきたいんですが、自衛隊にいたときは年間業務予定表をつくって、計画をつくって、命令を出すんですね。命令を出すことによって命令は全部残るんです。ところが、行政の場合には、計画をつくって予算で次に執行なんですね。予算執行というものは残るけれども、いわゆる昔、防衛省にいたときの命令という文書がないので、一体何をもって私は命じているんだろうと、結局予算の発注とか予算執行の債務負担とか、そこに判こを押すことによって、市長としての決裁。ですから、予算の決裁、予算支出の決裁なんですけれども、これをやりなさいという命令という行為がその決裁しかないというところが、これから一体どういう形で職員に準備をさせ、意思決定をさせ、そして最後は支出ということで発令していくのかというところが私の前の経験ではこういったことがなかったものですから、ときどき疑義を感じていたことはございます。もし別のより適切なやり方があるのであれば、ぜひ皆さんの御経験も伺いながら、また検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 文書管理規程の第4章の27条ではございますけれども、職員は事案の処理にかかわる意思決定及び事務事業の実績について文書を作成云々ということで定められていますけれども、事案の処理にかかる意思決定とは具体的にはどのようなことを言っているのか、そしてその意思決定に至った会議や打ち合わせの発言内容や経緯も含まれるのか、それとも、ちょっと最近問題になりましたけれども、経済産業省の内部文書のように、個人発言は記録不要なのかというところの考えも伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 若干きのうの木村議員とのやりとりの中でも、いわゆるいろんな事業のプロセスの段階での決裁文書と、プロセスじゃなくて計画とか実際に実施する場合の決裁文書の過程があるかと思えます。今の事案に係る意思決定というのは、いわゆる事務事業を実施するときの過程のことを言っております。その以前のプロセス、今、杉山議員おっしゃられたように、その意思決定の前の情報というのはやはりいろんな記録でありますので、その記録についての作成義務については、市の文書管理規程では、まだここでは規定していないということで先ほど申しましたとおり、今回の国のガイドラインの見直しにしたいがままにして、そういう記録についてもしっかり義務づけるべきなのかどうなのか、仮に記録についてもどういふ文書の作成の仕方がいいのか、例えばこういう議会でやるやりとりとか答弁のように、たとえボイスレコーダーに記録しても、今度はそれを持ち帰って職員がまたそれを全部起こすという、相当な二重、三重の事務量にもなりますので、当然そこまでは求める気も現在ありませんけれども、何かしらの協議とか打ち合わせとか、そういう記録というのはやはり残すべきだと考えておりますので、そこについてはしっかり検討させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、総務部長がきのうの木村議員とのやりとりの中のことをお話ししましたけれども、私きのうそれを聞いていて、これは何なのかなと思ったことが1つあるんですね。ということは、覚書の指示を誰がしたのかわからないというような答弁がたしかあったと思うんですけれども、そういう覚書というのは多分稟議決裁をすると思うんですけれども、どういう経緯をもってその覚書を締結しなければならないかというところは、しっかりと契約とか覚書はそのこのところをちゃんとしていかないと、何のための覚書、契約なのかということがわからないと思うんですよね。そのこのところが起案をしたのは誰か、起案をしろと言って命令したのが誰かわからないということなんですけれども、しかしながら、起案をした、頼まれたのは誰かですよね。その人が多分起案者としての印鑑を押すと思うんですけれども、そのもとがわからないということでは、なかなか組織としての体を成していないんじゃないかなということで、こういったことの質問をさせていただきましたけれども、やっぱり重要なことですので、こういった細かいこと、覚書みたいな細かいことができて初めて大きな仕事に対して確実な仕事ができるのと、小さいことをおろそかにすると大きな問題に発展すると、防災訓練でも日々の訓練がものをいって、実際の災害のときに役立つのはそこだと思えるんですよね。ですから、確かに細かいことですが、そういったことの積み重ねがやっぱり市民のためになる仕事ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長としての政策の意思決定のところのプロセスを明らかにすることは大切だと思っております。またそれはある意味、政策について議案質疑とか一般質問の中でやりとりすることは全部議事録になりますから、そういったこともとても大切だと思っております。ただ、御指摘いただいた事項は、何年も前から天城湯ヶ島支所をどうするかという議論、それから支所を仮に移転するとすれば、その跡をどうするかという議論は長年ずっと議論をし、過去に私が地域の皆さんと話したことも議事録も残っておりますし、議会でもお話をさせていただきましたし、支所の移転が決まり、その跡地も基本的に東京ラスクさんに取得していただくという方向の中でこの建物があります、建物の1番、2番、3番、4番、5番、これは何月から何月まで、そういった、きのう申し上げましたとおり、要するに確認メモでございますので、それについては覚書を作成するという政策意思決定と一連の政策の流れの中での確認メモとはそこは少し重きが違うのではないかと思います。

そこに新たな政策が入っていればまた別ですけれども、あくまでその1つの事業の中でのあくまで確認メモですので、そこに新たな情報が入っておりませんから、それは少し軽重があるのではないかと考えているんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私が今の質問をさせていただいたのは、別にある事業者との覚書についてを言っているわけではないんですよ。全般的な面で、こういった細かい覚書というのもそういう観点から後からわかるようにすべきではないんですかという、そういう質問でした。

次に移りますけれども、文書管理規程の同じ27条ですけれども、この中に入っているのは文書の作成なんですけれども、同規程の28条の起案文書のことを27条は言っていると思うんですけれども、この条文の第1項では、文書作成の書式を定めていますけれども、2項では、関係文書等の添付を定めています。この関係文書等の記載内容の基準を定めた内規が存在するのかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市の文書管理規程で、今、議員おっしゃられた起案文書に添付する参考資料についての細かい内規はございません。各自が判断し、また担当者が起案したときに次に決裁する主査なり課長なりが判断して、資料が不足しているとか、そういう指示はすることがございますが、各事務の遂行の中で決定しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 内規は存在しないということなんですけれども、今後は細かいことなんですけれども、将来、文書管理条例を制定するときに、こういった細かいことまで盛り込んで

いただきたいなというふうに思っています。

次に移りますけれども、3月の定例会において、文書管理の考え方をお尋ねしました。それに対して、国政で文書管理の管理が問題になっている。市としても公文書の管理に努めるという市長の答弁と、それから、部長は、伊豆市は文書管理規程を制定している。公文書の作成や保存の取り扱いを定め、文書保存のルール徹底のため、年1回職員により文書管理点検を行い、文書管理の適正な管理に努めているとの回答をいただきました。

今定例会の決算成果説明資料の文書法規事務事業では、こういう記載があります。文書管理の徹底がなされていない事務環境があり、文書管理点検等の強化が必要であるとの記載がありますが、3月定例会の適正な管理に努めているとの答弁と決算成果説明資料の整合性を伺いたいというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公文書を担当しています総務課のスタッフによって、年に1回、現状の各事務室にある文書等ファイル基準表というのをつくってございます。要は、現在我々がこういうフォルダーで題名をつけて公文書として保存しているわけですが、それに合うものを今度基準表として全部つけてございます。そうすると、その基準表を見れば、どういう題名の文書があるか、どこの棚に入っているかというのは本来すぐわからなければいけないものが、年に1回の点検で、若干部署によって入っている場所が違ったり、題名のつけ方がおかしかったり、そういうことがありましたので、指導の中でしっかり徹底していきたいというのが平成29年度の成果の結果だと思っております。

ただ、市の体制としては、このファイリングをしっかりやっているかどうかというのを指導しながら徹底しているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私の浅学非才な身で述べるならば、この成果説明の資料というのはこういうふうに解釈できると思うんですけれども、適正な管理には努めているけれども、努力はしていますと。しかし、いまだ管理については発展途上であると。今後さらなる強化が必要でありますよと、その上で、職員研修の拡大を図っていくというような解釈でよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市の文書管理のルールというのは、自分では確立していると思います。ただ、それが全職員に浸透し、同じようなやり方で徹底されているかということとそうでない部分がございますので、今、杉山議員がおっしゃった内容が現状であると思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ことし5月に4回に分けて行った議会報告会の3会場で、同じような質問がありました。それは、予算項目の中に非常に多くある業務委託です。委託先にどのような前提条件を提示して折衝し、業務委託に至ったかということは明らかにする文書が残っていると思いますが、全てを未来永劫業務委託にするわけではないと思うんですね。これは職員の習熟度を図り、自己完結型に向けていくとは思いますが、そのためにも業務委託の契約に係る文書の作成とか成果を記録する必要があると思うんです。それを見ながら、職員は習熟度を図っていくというふうに思っています。

このことは昨年3月に策定した伊豆市公共施設等総合管理計画を進めていく上にも非常に大切なことだと思います。要するに、それを進める上でどういう目的を持ってどういうことをしたいかということも、少なからずそういった部分に盛り込んでいかないと、職員のいつまでもいつまでも業務委託という市のお金を違う業者に渡していくということになりますものですから、なるべく自己完結型に向けていくためにも、そういったことを組織を挙げていろんな資料作成、文書を作成して、次々、次の世代に渡していくということが必要ではなからうかと思いますが、その辺の見解を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ありがとうございます。それはこれからの行政のあり方として、私、とても大切な視点だと思っているんですが、確かに今業務委託がふえています。これは特殊な環境の中で新市建設事業という我々職員が経験したことのない事業に、数十年に1回という新しいごみ焼却場とか、あるいは学校の再編成とか伊豆縦貫道の進捗に伴うまちづくりとか、本当にオリンピックなんか数百年に1回ですから、そういった我々が経験のない、知見のないところの事業で相当割いています。それは今、特殊な時期であるということが1つ、もう一つは、何を職員にスキルアップをさせなければいけないか、何は外部委託しなければいけないかと、そこはまさにこれからもっと見直す必要があると思っています。

例えば、下水道事業というのは、数十年前に、全国の小さな市町村では自分でスキルを持ってないので、公共事業としての下水道整備はプロ集団をつくってもらおうということで、全国市町村からの要望で下水道事業団というものをつくったんですね。そこで、プロ集団に一括委託をする、こういうやり方というのは、私、これからもっとあってもよいのではないかと考えているんです。数十年に1回しかつからないプラントを小さな市町村で全部職員を抱えるのは無理ですので、今、議員の御指摘のあったとおり、伊豆市としてスキルを確保し、スキルアップさせるべき事業と民間のノウハウ、あるいは公的機関のノウハウを活用させていただくものをしっかり見きわめて、伊豆市職員として必要なものはしっかり育成していくという形にさせていただければと思っています。



○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） その点は理解いたしました。

ブラジルで今月、国立博物館が火災によって人類にとってはかり知れないような貴重な財産が失われたという報道がなされました。これは報道によりますと、国家の予算の削減により対策が講じられなかったということが大きな原因であったというふうに報じられておりますけれども、伊豆市の公文書の保存先というのはどこでしょうか。そして、そのところは安定的に湿度と温度管理、さらには災害に対応した設備になっているのかお伺いしたい。貴重な市民の財産である公文書というものが適切に保管されているかどうかをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市の文書の保存先でございます。

まず、この本庁舎で申しますと、保存する場所が生きいきプラザの地下と申しますか1階と申しますか、文書保存の場所がございます。それとあと、この本庁舎の地下に耐火性の保存の場所があります。この本庁舎の耐火性のところは、いろいろ住民記録の関係であったり、昔というのか、土地の台帳とかを永年保存のものが主にこの地下にはあります。ただ、一部、生きいきプラザの地下のほうにも文書は永年保存に近いものもありますが、温度管理とか湿度のほうの管理までは至っておりません。また、中伊豆支所につきましては、支所の2階の保存庫に保存しております。いずれも温度調整とか湿度の調整の設備は整ってございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ぜひとも貴重な市民の財産ですので、適切な管理をしていただきたいというふうに思っています。公文書管理は誰のための利益なのかということを行政の向く方向を問えば、おのずとわかってくると思います。首長が強いリーダーシップを持って進めていっていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。

（2）の合併時の文書については、先ほど回答いただきましたから結構です。

次に移りまして、学校施設整備についてよろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市のほうで持っております施設についてはそれぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから御質問事項のまず①について、授業中の熱

中症発生の有無ですが、一昨年、小学校で水泳の授業中に見学をしていた児童1名が熱中症にかかりましたが、軽度のものでした。本年度は熱中症の発生はありませんでした。

次に、②ですが、熱中症指数計の配備についてですが、全ての学校で配備してあります。

次に、(2) ICT関係ですが、現在、土肥小中一貫校の全普通教室にモニター式の電子黒板、また、英語ルームに電子黒板、プロジェクター、個別タブレットなど先駆的にICT機器を整備しました。現在、市の先生方で組織する教育センターの情報教育部会が中心となり、土肥小中一貫校の機器を活用して研修を重ね、授業の質の向上のための機器やソフトの検討を行っているところでございます。市内の各学校においても、学校教育現場からの要望を受け、ICT機器としての液晶モニターと実物投影機を計画的に導入したいと考えております。

ICT機器は、あくまでも授業を効率的に進めるツールとして認識しておりますので、導入が先生方の過度の負担につながらぬよう、学校現場とも十分に研究検討し、導入を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公共施設の関係でございます。

一応、市長部局のほうで、48施設についてエアコンの設置状況を確認してございます。この48施設につきましては、若干3施設ほどまだ未設置のところもございますが、ほぼ主要な一般の市民の方や職員等が利用する施設については、そのほかの45施設については、設置済みであります。

主なものとしては、子供が使うような子育ての支援センターとか保健福祉センター、また、高齢者の使うセンター等、あと観光関係の施設等々48を調査いたしました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） なぜこの質問をしたかといいますと、長泉町で、前の町長なんですけれども、今から10年ぐらい前になると思うんですけれども、その当時、各学校を回って、一緒に給食を食べていたそうです。全部、長泉町の全小中学校ですね。そのときに、小学校の生徒さんから、町長さん、こんな暑いところで勉強できると思いますかと言われて、はっと気がついて、今から五、六年前に全部つけたということですね。その部分で今の質問をさせていただきます。

ということは、大人は涼しいところで仕事をしているけれども、子供さんたちは暑いところで一生懸命やって勉強していると、これちょっとおかしいのではないかなと思って、今回18日に、市長が定例記者会見の中で発表していただきましたけれども、この田方郡下、近隣の市町村の中ではかなり遅かった発表ではなかろうかと思うんですけれども、設置をしてい

ただけるといことは保護者の方々も喜んでのことだと思っておりますけれども、先ほどからいろんな方々が質問してはおりますけれども、スピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、今、教育長がお話をさせていただきましたけれども、ICT関連ですけれども、無線LANの施設というものを普通教室に皆さん全部つけなさいよというのが第2期の教育振興基本計画でもなされていて、前年度まで平成29年度までについては、単年度で1,678億円、4年総額で6,712億円の国が予算措置をしたんですね。そして、ICTの整備を含めた中で無線LANを全部つけてくださいということで予算措置をしました。

伊豆市でも、第2次総合計画の教育環境の充実の中にも、確かな学力の充実を図る施策として、わかる授業の展開とICTの推進が掲げられています。このところがどうなっているのか。それから今、今度3期が始まりましたけれども、この中でもICTに向けた環境整備5カ年計画というものがあまして、今年度から2022年度まで単年度1,805億円の財政措置が講じられておりますけれども、この国が措置をしているにもかかわらず、それが整備をしないという手はないと思うんですけれども、伊豆市として今後どのような計画があるか伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、先ほど議員御指摘のWi-Fiの整備については、国の指針はいただいております。ただ現状は、伊豆市内の小中学校は職員室のWi-Fiにとどまっている状況でございます。これから検討いたします先ほどの指針、国のほうでも情報教育、それから教科指導、それから公務の負担軽減という3つの視点からICT化の推進を求められておりますので、Wi-Fiの整備も含めてインターネット環境、今情報もどんどん進化しておりますので、学校現場と調整をさせていただきたい。

それから、この後、先ほどの伊豆市小中学校における情報化推進計画というものを現在検討しておりますので、こちらも早期策定をして、計画的に整備をしたいというのが基本的な考えでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） この部分は積極的に進めていっていただきたいと思っておりますけれども、次に、3番に移りますけれども、法定雇用率の現状ということなんですけれども、先ほど雇用率の数字についてはいただきましたので、結構です。ここで定める自治体の雇用率2.5%というのは、上限とお考えなのか下限とお考えなのか、そのところを伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 現状の数字は先ほど部長から説明をさせていただきました。これは私

も、できればもう少し障害のある方をと、何年前かはちょっと記憶にないんですが、障害者枠で募集をさせていただいたときがあるんですが、そのときは応募がなかったんですね。今回改めて、今2.56と基準は超えています、改めて募集というものをしてみようと思っております。今、数字が達しているからこれで十分とは考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 障害者の自立生活や働きやすい環境づくりのために、伊豆市は障害者契約の中で雇用就労の支援策を講じています。その中で、就労定着の促進として、平成30年度に障害福祉サービス就労定着支援を創設するとしていますが、その概要を教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） すみません、障害者の就労の関係ですけれども、伊豆市の中で地域自立支援協議会というのを設置しまして、その中に就労支援部会というのがございます。その中でも、いろいろな障害者の通所施設等の方たちも含めながら、そしてまた雇用している企業の方も含めながら、障害者の雇用というところを進めているところでございます。そしてまた生活困窮の中でも、障害者とは限りませんが、その中でも伴走型の就労支援ということで、その中にも障害者の方たちがちょっと多い状況で、支援をしている状況です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 障害を持つ方の雇用の定着が課題となっているのは事実でありまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構によりますと、障害者の半数が働き始めて1年以内にやめているというような情報が入っておりますけれども、障害者には個々に個性があるので、きめ細かい労働環境が求められるとされています。障害者を雇用している事業所との今後の取り組みについて伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今の議員おっしゃるとおりに、なかなか障害者の方の就労につきましては長続きしなかったり、途中でいろいろと問題を抱えるケースもございます。その中でも支援員がいろいろありまして、ジョブコーチであったりとかトライアル雇用ということで、その方に寄り添って企業の経営者の方と障害者の方を結ぶような形での支援を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 寄り添った支援策を講じていただきたいというふうに思っています。

まさに今このときに、ハローワークの沼津・三島静岡労働局主催の障害者面接会がJRの沼津駅北口のプラサヴェルデで開催されています。資料によりますと、60社から70社の企業が参加しているということなんですけれども、先ほどお昼休みに聞きましたら、自治体の参加はゼロだという情報をいただきました。多くの障害者の方々が働くことの幸せを求めて面接に臨んでいるのではないかというふうに推察をいたします。

人間の究極の幸せは、1つは人に愛されること、2つ目は人に褒められること、3つ目は人の役に立つこと、4つ目は人に必要とされること、これは全従業員85人中65人の知的障害者が働いている日本理化学工業の大山泰弘会長が禅寺お坊さんから教えられた言葉だそうです。その4つの幸せのうち3つは施設では得られないと。働くことによって得られる幸せですと、施設中でのんびりテレビを見ているのが幸せではないと。真の幸せは働くことだということを教えられたそうです。人間にとって生きるということは必要とされ、自立することで、それならそのような場を提供することが企業にとっての社会的使命ではないのかと大山さんは気づきまして、昭和35年以来、58年間にわたって障害者を雇用し続けております。障害者雇用の模範的な取り組みをしている会社を紹介いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で杉山武司議員の質問を終わります。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の12番、小長谷朗夫議員、お願いいたします。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

今、議長が申された一番最後の質問者です。その後の文言は言いませんが、皆さんで考えてつけ足してください。

1つ目の質問としまして、私ども市民第一クラブの設立趣旨の中に、より市民に寄り添うという言葉があります。それに従いまして、地元ネタではございますが、1番目としまして、牧之郷地区のまちづくりと市が進める定住促進の連携についてお尋ねいたします。

牧之郷地区では、平成27年4月、区長OB会を中心に、住民相互の協力と連携及び区並び

に市行政と協働することにより、地域住民みずからが地域住民のための住みよい地域社会を築くこと、これは規約からですが、を目的とする地域づくり協議会を立ち上げました。このことは、市の施策である定住促進と合致し、以後、都市計画課の指導のもと、今日まで来ました。この間、区民の皆様への情報提供、説明会、勉強会、ワークショップなど、26回にわたり、今はこれを超しているわけですが、会合を開き、地区計画の基礎となる地区独自の基盤整備や土地利用のルールと方針を区民の意向を踏まえ検討し、ようやく牧之郷地区まちづくり構想を年度内に地区計画の形にまとめるまでたどり着くことができました。

そこで市長に幾つかお尋ねします。

①としまして、市長は牧之郷地区のまちづくり構想について、今後どのような姿になることが、変遷していくことが望ましいとお考えになっておりますか、お尋ねいたします。

2つ目に、今さらなということになるわけですが、地区計画を策定することで牧之郷地区の開発にどのようなメリットがあるのかをお伺いいたします。

3つ目に、まちづくりの拠点になるべき公民館の建てかえについては、以前から市長の発言の中に複合施設がいいのではという話も聞いておりますが、どのようなお考えでおりますか、伺います。

④としまして、今年度、順調に地区計画が策定された場合の話ですが、どのようにして開発者を誘致するのか、何もしなくても開発が進んでいくのか、市では何か民間開発を加速させるための方策を考えているのかを伺います。

大きな2番に行きます。

児童生徒を取り巻く諸問題の現状と改善策。

伊豆市の児童生徒を取り巻く諸問題の現状については、今までも何度か一般質問で取りざたされてきました。本年は義務教育学校も開校し、また、教育振興審議会も開催され、3中学校のあり方について審議し、答申も出されました。今後の伊豆市の義務教育の形が少しずつ明らかになりつつあります。

そこで、今からお尋ねすることは、市民の皆様が個人ではなかなか聞くことが難しいため、ここで明らかにし市民の皆さんに知らせるとともに、その改善に努めているならば、答弁をお願いいたします。

1つ目としまして、本年の全国学力・学習状況調査で見えたものは何ですか。総括的な実態と課題で結構です。

②としまして、義務教育学校が開校して1学期間が過ぎました。まだ評価するには到底早いわけですが、1学期間の中での児童生徒の実態を教えてください。

3つ目としまして、小中学校のブロック塀等危険場所のその後の現状と改善策を教えてください。

④としまして、小中学校における不審者対策への取り組みの現状を教えてください。

⑤としまして、小中学校における生活困窮家庭の児童生徒の現状を教えてください。

思います。準要保護児童の数で結構です。

⑥としまして、小中学校におけるいじめ問題の現状と改善策を教えてください。

⑦としまして、小中学校における不登校の現状と改善策。

⑧としまして、これも他の議員から何度も出ていますが、小中学校における洋式トイレ設置の現状、小中別に教えていただければ結構だと思います。今後の計画もあわせて、あれば教えてください。

最後に、⑨としまして、小中学校における普通教室空調施設、（エアコン）と書きました。これも私で6人目になります。現状と今後の計画を教えてください。

上記小中学校については義務教育学校も含まれますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

先に、公民館について申し上げたいんですが、ここで複合施設という市長の考え方はどうかもう一回確認するということなんですが、全てというわけにはいかないんですが、公民館あるいは地区の集会所、利益を生まない施設をたくさんつくることに対してどうしても抵抗があったんですね。市の施設もそうなんですけれども、都市部では、市の施設なんかも商業施設を入れたり上をマンションにしたりするところがどんどん出ていく中で、立地がいいところの公共施設も利益を生まない施設をつくるしかないのかなということに対して大変疑問がございました。その点、牧之郷は、例えば2階でもいいのであれば、1階を商業施設で2階を公共施設にするとか、あるいは1階がよいのであれば、1階に小さなショップと公民館をつくって、上を集合住宅にするとか、そういったことができる場所ではないでしょうかということを申し上げてきたわけです。

現状、古い施設であることと、それから投票所が2階ということの問題も承知をしておりますので、そのような考え方を申し上げて、もし地域の皆さんがより具体化する、あるいは適所があるけれども、地権者さんとの話にも市長が同席したほうが効果が見込めるのであれば、そういったところにお邪魔することもさせていただきたいと考えております。

そして、そもそも論に戻ります。

この牧之郷地区は、伊豆市の中で修善寺駅ともう一つ伊豆箱根鉄道の駅を有しているところでございますので、大城前市長のときの第1次総合計画にも牧之郷の将来像については言及はされておりました。ただ、現状、40年間にわたり市街化調整区域であったことから、都市的な整備も不十分な状況に、また農業的な整備も進まなかったことで、狭い道路あるいは脆弱な水路、非常に使いにくい遊休農地が残っている、点在しているなどの構造的な問題がございました。そのような中で、長年の課題であった線引きは外すことができたものの、まだ

かなり大きな課題が残っているということです。それをクリアするために、これから行政も入って、新たな将来像に向けて進まなければいけないという状況です。

そのために数年前に、県から都市計画の専門家を呼んできて、都市計画の見直し作業をさせると同時に、同時並行的に、牧之郷の将来像も検討させました。当時は市街化区域であることを前提に地区計画等で開発ができないかということをご構想させたところが、一番最初の見積もりでは50億円かかりますとか20億円かかりますとか、いやいや、そこまでの財力があるだろうか、いろんなことを検討した結果、まずは先行的に合併特例債という財源がある間に、当時私が教育委員会にお願いしたのは、中学校を統合するという学校再編成事業をするのであれば、それは財源がある間にやってくださいと。そして、それを踏まえた上で、次のステップに進みましょうという構想をつくったわけですね。

そこで、今改めて市が恐らく関与しなければ進まないであろう牧之郷の将来構想について検討を改めてしているという状況です。なぜ市が関与しなければいけないかということは、実は私も恥ずかしながら、農地法4条まで気づかなかったのですが、牧之郷の駅の周辺の白地農地のところは多分線引きを外したらデベロッパーが入ってくるのではないかとということが職員の地元の皆さんに話した言い方、これは県からの御指摘だったようですが、建て売り住宅ならできるけれども、宅地造成だけではできない。私は素人なんですけど、確認してみると、農地法4条の規定というものはそういったことを書いているのではなくて事業の確実性、つまり、1つのデベロッパーが白地農地を転用して造成をして全て区画整理をして、建物をつくって売るのであれば、事業が確定しますから、そういった意味の規定であって、じゃ、建て売りじゃなくて、事業を確定させるためには何らかの形で市が入らざるを得ないのではないかと今考えているわけです。

そこで、ちょっと戻ります。

それだけのことをやろうとすると、市役所の本庁と同じように相当な財源が要りますので、そこで当面、計画までできている事業を確定してくださいというお願いを今しているわけですね。これは議員の皆さんにも先ほども、きのう、きょうお話をさせていただきましたし、牧之郷の皆さんにも御説明したのですが、既に計画ができて、あともう実行という予算でとまっている100億円というごみ焼却場の財源がどうなるかまだ確定していない。それから3中学校が統合するのもしないのか、3中学校を残すのか、それをいつやるのかということが確定していない。この2つが確定していないと、財源の組みようがないので、牧之郷の開発と市庁舎の将来という2つのことが動かせないでいるという状況にあるわけです。

ですから、これは何年もかけるということではなくて、年度内、できれば年内にそこを将来方向を決めていただき、どちらでも結構ですが決めていただき、その上で大きな2つの事業に進みたいと考えております。いずれにせよ、牧之郷地区は恐らく今のままでは使える可能性のある白地の開発も純粹に民間の論理だけでは進みそうもありませんので、市長部局の担当課ともう少し緊密な調整が必要だろうと考えております。



○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○12番（小長谷朗夫君） ②と④が今、答弁がなかったように気がするんですけども、特に②はなかったですね。

○議長（三田忠男君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、②と④についてお答えいたします。

まず、②について御質問ですが、一般的に言われる地区計画のメリットとしましては、まず、予測不可能な開発が起きないこと、2つ目としまして、将来イメージを明確にすることで事業者にも地域のイメージが伝わること、3つ目としまして、まちの将来が担保されることで土地の評価が下がりにくくなると言われております。地区計画を決定することによって、地権者の方に一定の負担が生じる部分もありますが、一個人でなく地区全体の利益につながり、さらには牧之郷地区全体の魅力も向上していくものと考えております。

4番目の御質問ですけども、地区計画が予定どおり作成された際には、市として開発事業者等に対して計画内容を周知するとともに、業界団体等への説明など、牧之郷地区の開発に興味を持ってもらう活動も必要だと感じております。また、牧之郷の地区計画を作成したエリアにおいては、民間開発によって地域に寄与する道路等の公共空間が整備される場合など、一定の助成制度が必要でもあると考えております。そのほか、鉄道駅である牧之郷駅周辺につきましては、伊豆箱根鉄道や地権者の御協力を加え、市の予算等の諸条件の整理、先ほど市長が申しましたけれども、そういう必要がありますけれども、駅前広場や送迎用の駐車場、歩道整備、県道からのアクセスとなる市道拡幅など、安心・安全で快適なまちを目指して、市による一定の基盤整備も必要であると考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございました。

きょうも傍聴席に、区長様を初めうちのほうの地域づくり協議会の会長、副会長、事務局長がおりますので、今の答弁を聞いて、少し一歩二歩、前へ進んだかなという気持ちで聞いたと思います。

そこで、1つ目につきましては、これ確認ですのでさほど問題視していないんですが、要はここで再確認するということと言わせていただくと、今後、市長は確固たる信念を持って、私の言い方ですから間違っていたらごめんなさい。信念を持って牧之郷の開発に努めていきますよという押さえでよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆箱根鉄道の駅を有する牧之郷地区の将来像というものは大変期待

をしておりますので、市長としては、これは牧之郷地区ではなくて、伊豆市の将来のためにも大切であると認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） なぜそんなことを聞いたかといいますと、実は平成26年にこの話が牧之郷に降ってわいてきまして、それならばということで、牧之郷の折しもそのときに公民館の建設推進委員会というのをつくろうという話があったもので、それとくっつけて今まで今日まで来たわけですが、ずっと経過を4年余りを追って、そここの間のスパンを考えてみますと、文教の話があったときに、要するに文教の中には住宅地が用意されていきましたよね。温泉病院の用地にまた途中で変わったんですが、いずれにしても、住宅地に用地があった。それが出てきたときに、多少今までの対応がちよっと、私どもが受けた対応ですね、地域づくり協議会が受けた印象が違ったもので、ここで再確認させていただきました。今の話で十分理解できましたので、そんなことないよということで行かれるという話ですから、結構だと思います。

今度2番目の問題なんですけど、今さら何というふうなことなんですけれども、なぜこの質問をしたかというのと、その意図は、区民の皆さんももちろんですが、当初地域づくり協議会の役員の方々も市が行う開発行為であるという、そういう頭があったんですね。いやそうじゃないんだよと、地権者がまとまって、もしどうぞということであれば、民間事業者がそこを買い求めて開発していくんだよということになかなか行けなかったんですね。だから随分時間がかかりました。今は地区計画ということで、私どももちろん理解しているし、区民の大部分は地区計画で行っているわけですが、なかなかそこができませんでした。変な話なんですけどね。

地区計画をつくるに当たって、やはり建設部のほうの都市計からスケジュールが示されました。こういうスケジュールで行くよと。そのときに、ふっと見たときに、その地区計画が来年3月までに完成するんだけど、駅前周辺の基盤整備については市がやりますと、やる予定でいますと。やる予定には生活道路の1号線と2号線をこういうふうにあそこの東西にぶち抜いて、予定ですよ、これは。手前は9.25メートルの幅でということで、その先は6メートルになりますよということで、予定をされています。そのときに、駅前周辺の基盤整備を平成33年、あと3年後ですよ。工事着工が。そうしますと、せっかく地権者の機運が高まって、転売してもいいよというときに、そこまでなかなか待てませんね。要するに気持ちがあえてしまいますよ。燃えた気持ちが。トーンダウンします。ですから、その辺はもう少し何とかできないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） ことし地区計画に当たって、来年3月ですけれども、そこで策定

をするということで、今地元に入りながら、いろいろ協力していただきながら進めているところで、今議員おっしゃるように、スケジュール感がというところですが、地区計画ができたとしても、きのうの青木議員のときの話にもありますけれども、やっぱり現場は、すぐできますというわけにはいかないものですから、予算のこともありますが、まず平成31年には今度はできた絵をもとに、今度はちゃんとした設計をしていく、道路はこうしましょう、じゃ、駅前広場はどうしましょうというしっかりした絵をしっかりと出して、それをしっかりと絵をつくる、そういうのに時間がかかると思います。

その後、そこに対して今度は地権者がいますので、その用地交渉をして、用地を買っていくという、そういう流れがありますので、すぐに工事してすぐに完成というのはなかなかできないもので、やっぱり平成31年からそういうのが始まると、平成33年から工事に入るというところが今現在の予定でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） よくわかりました。ただ、1つだけ申し上げますと、地権者交渉というのがありますよね。これは何をやるにしても一番難しいところだと思うんです。用地を収容していくという。ただ、そこを牧之郷の地域づくり協議会の方々が肩がわりしてやってあげていると言ったらちょっと語弊がありますが、かなりの面で協力しているわけですよ。ですから、そういう面ではわりかし早く行くんじゃないかと、そういう気持ちがありましたのでお尋ねしました。とにかく今の予定では、平成33年から工事を始めていきますという事は変わらないということですね。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今の予定では、平成33年からということで確認をとっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） わかりました。

では、③に行きます。ちょっとこれは市長にお伺いしたいんですが、複合施設という意味はよくわかりました。できれば鉄道駅を持つ牧之郷ですから、そういう複合施設も考えの中には当然あると思うんですが、これは区民だとかそういう方の勘違いなんです、要するに市長がそこまで複合施設にしたらいかがですかと、例えば防災の関心の機能を公民館の中に持つとか商業施設を持つだとかというときに、今、プロジェクトチームのほうで考えているのは、自主財源が1つ、それから市で決められている補助金ですね。それを1つ当てにしています。それからあとは、区民の方の拠出金で何年間お金を借りて、それを返していくということで賄いましょうという話になっているんですが、そこに、言葉には語弊がありますが、市長がそこまで言うんだから何かもう一つぐらい探してくるんじゃないの、補助金をと

いう話があるんですが、これについてはいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 補助金というよりも、収益減を検討したらいかがでしょうかということを考えていたんですね。ですから、場所がおおむね確定して、地権者さんとの話ができるのであれば、どういう事業がそこで可能になるのか、そこから先はデベロッパーの考えも入れなければいけないと思うんですが、そんなに広いところではありませんけれども、要するに、駅近くなのか道路近くなのかによっても事業形態が変わってくるでしょうし、したがって、どこか適地をお考えなのであって、そこで地権者さんとの話を設定する場があるのであって、かつ市長が同席したほうが効果が見込めるのであれば、私もお邪魔させていただきますというお話をさせていただいた次第です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 市長の話で引き下がります。そういうことですかということでは理解をしました。

きょうのこの大きな1番の一番の要は、この④なんです。ここを本当は中心にやりたかったんですが、前段があって大変申しわけなかったんですが、先ほど建設部長の話を聞いていて、助成だとか何かをしなければ、手当をしなければ開発が上手に行かないよねという意味合いの話をしてくれたと思うんですね。そこで、私どもなりに、私どもというのは地域づくり協議会なりに考えた幾つかの、このことはいかがですかという話でさせていただくんですが、1つ目は、土地利用するとき、当然、部長はもう専門家ですから百も承知だと思うんですが、ある一定のエリアに造成するとき、例えば1,000坪なら1,000坪でいいですよ、例をとって。そのときに、宅地として例えば50坪程度の区画整理でやった場合、何戸ぐらい1,000坪の中で造成できるかというのは、もし部長、わかっていたら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） どのくらいというのは、ちょっとはっきり申し上げられないですけども、造成の中に50坪の家を建てるとすれば、それに対しての道路、水路とか、そういうものとか公園、面積が多くなれば調整池とか、そういうものが上がってきますので、それを引いたどのくらいの面積になるのかというのはわかりませんので、ちょっと戸数についてはちょっとわかりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） では、具体的に申し上げます。実はうちのほうの事務局が二、三の民間開発業者と話をすることで、どうなんですかといいますと、宅地になるところは全体の

土地の65%なんです。大体平均すると。残りの35%というのは今言った区画道路だとか調整池だとか、それから公園だとか緑地帯だとか、そういうものに35%は取られてしまうわけですよね。だから1,000坪の土地があっても、650坪しか使えないわけです。この650坪を使うと13区画しかできないんです。

そうすると、開発業者は何が一番負担になっているかという、その開発する土地につくっていく区画整理道路なんです。これも聞きました。4メートル道路で幾らぐらいかかるんですかと言ったら13万円ぐらいなんですって。1メートル、4メートル道路で。それで6メートル道路になると15万円だと、そういうお話も伺いました。これが民間開発業者にとってみると、物すごく負担が大きいそうなんです。要するにどういうことかという、その分を造成して売る区画に上乘せしなければならない。そうすると、高くなるわけですよ。そうすると、高くなるということは買ってくれないということです。

だから、その区画道路は民間開発会社でやりなさいよとなっているんだけど、1号から9号まで絵を見ると出てきてくるんです。都市計画課で枠まであるんですよ、これは。これを市のほうで何とかやってあげられないかというのが1つ目のお願いなんです。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） その意味でも、ちょっと補助制度を今、探っている状態です。今まで各例えば県とかほかの市町でそういうところをやっている事例がありますので、そういうところの区画に対してどのくらいの補助をしているのかとか、そういうのを今検討して、市の中でもそれが採用できるかどうかというのはこれからの課題だと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） よろしくお願ひします。

2つ目なんですが、先ほど部長の話にもありましたけれども、今回、牧之郷で事務局のほうとしては6エリアに区切っているんです。ところが、地区計画から推しはかってくると3ゾーンになっているわけですが、いずれにしても、建て売りでなければだめだという、これは何とか解決できる方法はないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） そこはやっぱり農地のほうの関係もありまして、今のうちの担当部局で確認しているところだと、やっぱり建て売りというのがネックになっているところで、その辺は制度とか理解の仕方とかと、いろいろあるかと思うものですから、ちょっとその辺は農地部局とか調整しながら、どういう方法がいいかということはこれから探っていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 先ほど市長のほうからも4条という話があったんですが、私もちょっと調べさせていただきました。これは、例外的に宅地造成のみの農地転用が認められる場合ということで、本来はさっき言ったように、造成してもそこが遊休地になってしまうからだめなんだよ、建て売りにしなければだめなんだよというのがルールなんですよね。ところが、例外的に宅地造成のみをやれる場合があるんだと。それは都市計画法第8条第1項の第1号に規定する場合はいいんじゃないのという資料なんです。

ですから、その辺もあわせて今後ぜひ検討していただいて、なかなか建て売りで、大手ならいいんです。例えば25区画建て売りを売り出しますと。ところが、リスクが大きいですよ。だから中小の開発業者は手が出せない。だからましてや大手が来るかといったら、ちょっと考えられませんよね。中か小ですよ。そうすると、その人たちが手を出せる環境をつくってあげないと、ラッパは吹いてくるんだけど、一向に開発が進みませんという、そういう話がありますので、ぜひお願いします。

それから、3つ目に、1,000平米以上の一定のルールがありますよね。要するに1,000平米以上になると、こういうものを用意しなさいというのがありますよね。例えば貯水池もそうですよね。それから緑地帯もそうだし、そういうものを1,000平米以上の開発行為のときにはやらなきゃいけないんだけど、牧之郷は3,300から1万四千何がし平米まで6ゾーンに分かれているんです、6エリアに。そうすると、それを細切れしていかないと、なかなか業者さんが手を出さないというところがあります。

近隣の様子を聞いたら、例えば長泉町では、町内全部ではなくて、特別なエリアに関しては1,000平米を3,000平米に拡大していると、そういうお話も聞きました。ですから、先ほど言った2番目のことと3番目のことは、ぜひとも今後、牧之郷に多くの開発業者が来ていただいて、文教のときには50から100戸でした。私どもの計算では、それをはるかに上回る宅地造成ができるという、そういう計算もしていますので、ぜひ定住促進ということを考えていくなれば、ぜひお調べになって、また教えていただきたいと思います。

以上です。

次へ行ってください。

○議長（三田忠男君） 2番目の答弁をお願いいたします。

教育長。

○教育長（西井伸美君） たくさんの質問事項があります。数字もありますので、ちょっと時間はかかりますが、ある程度ゆっくりやりたいと思います。

まず、全国学力・学習状況調査についてですが、これは、先ほど森議員のときにお話をしましたが、学力の面につきましては、小学校で、国語Aが全国平均を下回りましたが、ほかの科目については、全て全国平均を上回っております。また、中学生は、全教科で全国平均を上回っております。

それから、児童生徒アンケートから見えたことですが、「自分にはよいところがある」の質問に対して、肯定的に回答している割合が全国を上回ったり、昨年より大きく数字が伸びたりしています。「先生はあなたのよいところを認めてくれますか」の質問に対しても肯定的に回答している割合が全国よりも高く、先生方の丁寧な対応が児童生徒の認められているという意識につながり、自尊感情や自己肯定感が高まっていると考えます。

次に、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」は毎年のことですが、高い数値ですが、「地域や社会をよくするために何をすべきかなどを考えたことがありますか」は低いです。さらに、「学校の宿題はしますか」は高い数値ですが、「計画を立てて勉強していますか」は低い数値でした。これらのことから、与えられたことはきちんと行うが、みずから課題を発見し、解決や可能性に向けて取り組む力が弱いと言えます。

教育委員会では、これらをまとめたリーフレットを10月上旬に各戸に配布し、家庭や地域と連携して改善に努めます。また、児童生徒にとって必要となる資質能力が育成できるよう、調査結果を改善し、改善を図りたいと考えています。

次に、義務教育学校開校1年の子供たちの実態です。

1学期末の児童生徒学校評価アンケートによりますと、「一貫校になってよかったと思いますか」という設問に対して、児童の肯定的な回答の割合が4点満点で3.25ポイント、非常に高い値を示しました。また、「2人以上の先生で行う授業が楽しいですか」という設問の回答も3.34ポイントと高く、豊富なスタッフのもとで複数体制の授業が多くできていることが子供たちにも効果的に影響していることがうかがえます。

一方、課題としては、6年生が活躍し切れていない状況があります。子供たちも、昨年までの6年生のリーダーとしてのイメージが自分たちにはいま一つ発揮できていないということを感じているようです。

それから、小中学校のブロック塀につきましては、回答しましたが、市内の学校で3カ所危険箇所が見つかっておりますが、これにつきましても、9月いっぱいまでの対応を含めて危険がないような形で改善が進んでおります。改善策につきましては、国や県のガイドラインや指示を踏まえ、どういう対応ができるか市長部局ともしっかりと話し合い、検討してまいります。

不審者対策ですが、学校によって多少の違いはありますが、不審者の侵入を想定した先生方の防犯訓練の実施や外部機関を招いての防犯教室などを開催しているところでございます。

次に、5つ目の小中学校における生活困窮家庭についてですが、まず、要保護について、小学校では8人、中学校では1人、次に、準要保護ですが、小学校では80人、中学校では54人、多少ですが、昨年に比べ減っているところであります。

いじめの問題ですが、平成29年度伊豆市内のいじめ調査では、小学校18件、中学校155件のいじめが報告されています。内容としては、冷やかし、からかいが最も多く、次いで、たたかれる、仲間外れとなっています。昨年は、中学校では3件の携帯ネットでのいじめも報

告されています。

今年度に入って、4月から8月までの調査では、小学校13件、中学校14件のいじめが報告されています。やはり冷やかし、からかいが最も多いと報告されています。昨年年間33件だったのに対して、今年度は1学期だけで27件と数字的には多く増加しています。ただ、これも年々いじめの件数の捉え方が先生方の視点で捉えたものやアンケートなどを実施し、幅広くいじめを捉えていることも関係があると考えております。伊豆市では、各校年間5回以上のいじめアンケートを実施し、早期発見・解決に努めているところであります。

次に、7つ目の不登校の現状ですが、平成29年度伊豆市内の不登校調査では、小学校10名、中学校28名がいわゆる年間30日以上欠席として報告されています。今年度に入って、1学期の調査では、小学校2名、中学校20名が30日以上欠席として報告されています。本年度は、年度当初にともかく新規の不登校を出さないということを年度当初の校長会で私のほうから話をさせてもらい、各校でそのための方策をとということ、そして、理由がはっきりしている欠席はともかく、よくわからないような状況で2日以上休んだらもうすぐに対応するようなどという方向性を各学校でも考えていただき、新たな不登校は出さないということを大きな目標の1つとし、指示を出したところです。

現在のところ、今年度になって、新たに不登校となった児童生徒の報告はありません。しかし、夏休み明けに不登校となる生徒も多いことから、現在、各学校に注意して様子を見るよう指示しています。また、学年別に見ますと、特に中学校1年生で新規の不登校生徒が増加する傾向にあることから、小中学校が連携して新たな不登校を生み出さないような未然防止の対策をとる必要があります。

現在、不登校の要因は複雑で多様化しており、一度不登校に陥ると長期化する傾向にあるため、初期対応を丁寧に行うことが大事だと考えております。

9つ目のエアコンにつきましては、同じような質問に対して何度も回答しているところですが、本議会でも多くの議員の皆様より整備促進の御要望をいただきました。学校教育環境の改善に向けた議員の皆様の声をしっかり受けとめ、教育委員会としましても早期の整備に期待をしております。

洋式トイレの現状ですが、小学校では54%、中学校では34%、義務教育学校では90%が洋式化されております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 多岐にわたって多くの質問をして大変申しわけありませんでしたけれども、テレビ配信、要するに映像配信等で見ている市内の方々に、今、伊豆市がどういう現状であるかということは十分わかったと思います。

そこで、1つ目からちょっと行きますが、1つ目の簡単に言えば学力テスト、これは実は



平成27年12月議会で全く同じ質問をしているんです。そのときに教育委員会から出たのは、小学校では情報から基準量を求めること、それから、比較量との割合から基準量を求めるところにちょっと問題がありますねという指摘をいただきました。それから、中学校においては、発展的に考えて予想した事柄を説明する問題に課題がありますよと、こういう説明がございました。

そして、特に直接的には関係ないんだけど、本当は関係が、後で言いますが、読書についての指摘がありまして、小学校では全国平均を上回っていますが、中学校では1日平均全く読まないという割合が高く示されていますというのがあったんだけど、特にさっき言った4つのことの中で、前の3つはいいんですが、読書についての中学校のこの課題というのは何かその後、平成27年からことし3年目になるんですが、何か各学校で指導した顕著な指導があったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 現在、特にこういう指導をして、こういうような状況になっているというようなことはございませんが、学校の中での校長会等でも余り読書のことについて問題としているような状況は聞いてはおりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 実は問題にしてほしいんですが、なぜならば、私ども第2委員会で秋田県の横手市の視察に行ってきました。御承知のとおり、秋田県は非常にこのテストの点数がいいんですが、とにかく点数でいくと高いんですね。そして横手の自主性も非常にすばらしくて、高いんです。そのときに教育長が言ったのは、直接、過去問だとかそういう勉強をさせているんじゃないで、読書活動に力を入れている、だから高いんだという、そういうお話がありました。それともう一つは、これほどこの学校でもある特定の教科でやっているんですが、NIEを授業にどこも入れているんだよと。だから学力テストに反映していますよという話があったんですが、我が伊豆市の教育長としては、この横手の教育長さんのお話をどう受けとめますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 読書ということについては、やはりこのテストの結果にも影響はありますし、その他のことについても大きな影響力は持っているので、重要なことの1つだとは思いますが。要するに、私が先ほど言った問題になっていないというのは、最近の子は読まないねとかいうような声はそんなには聞こえていない。かといって、物すごい本を読んでいるよという声も逆に言えば聞いてはいないんですが、読むこと、本当に子供のころ読まないとなかなか大人になっても読まないというようなこともあるものですから、大変そこは大事

なことだとは思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 先ほど、ことしの状態の中で、こういうところは落ちているというお話が、登場人物の気持ちを読めないと、そういうお話がありました。それはなぜかといったら、問題が読解できていないんだということですよね。そうすると、それはやはり読書したからそれができるというわけではないんですが、やっぱり多くの文字を読ませていくと、そういうことは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ今後、市内でどこかの学校が研究なされるといいなと、そういう気持ちがあります。

次に行きますが、②については、まだ1学期間しか過ぎていませんので、教育長の報告を聞いて、出発はよかったなということで、今後もぜひ9カ年を連続した教育を推進していきたいなと思います。

それから、③のブロック塀についても、先ほど森議員の質問の中にもありました。第1次で報告があったのは3カ所だったんですよね。そしてその後、きのうときょうにかけて中伊豆小と天城小学校で見つかったと、言いませんでしたか。

〔発言する人あり〕

○12番（小長谷朗夫君） 3カ所ですか。失礼いたしました。

その上で、通学路については、今後も市内のあれをやっていきますよという話ですが、前に話が出た交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会というのがどこの学校にもありますよね。そうすると、あれというのは、大部分が子供の目で見えた視点ですよ。だけれども、やっぱり大人の目で見ないとわからないところがたくさんありますよ。例えば僕の牧之郷の芙蓉台だと、通学路のところに市道の左側の壁がありまして、これは建設部も承知していることなんです。あるときにモルタルの部分が落下したんです。結構高いですよ。あの天井ぐらいの高さがありますので、そこを通ってくるわけですよ。だから、1つとってもそういうところがあるもので、ハザードマップではないんだけど、各学校で通学路マップで危険箇所を落とすような、そういうマップをつくることも意識づけにはいいのではないかなと思いますので、ぜひまたよろしく願いいたします。

④に行きます。

さて、不審者対策です。もう教育長も御存じのように、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校が2001年のちょうど6月8日だと思います。8人の子供が殺されたんですよね。これで今まで頓着なかった日本の小中学校は躍起になって、これはいかんと、不審者対策をしなくてはいけないというきっかけになった事件なんです。私の経験上でいきますと、学校には、教室には通常インターホンがありますよね。あれを瞬間的にぽんと押しますよね。そうするとどうなるかという、職員室に6年2組と行って、ぱっぱぱとランプがつかますよね。それで何かあったなと思いますよね。そうすると、落としてあるから、そこでの音声

が入ります。だから一番簡単な不審者対策というのは僕はそれだと思っているんです。

そして、今度は廊下に行ったら、火災非常ベルを押すことですよ。これが一と来ますから、もう一つ大事なのは、やっぱり施錠だと思うんですよ。こども園の関係の話で、子供を押し込めるんですかという、そういう話がありました。決して押し込めるのではなくてどっちかを遮断しないと、入ってくるじゃないですか、来たときに。だからやっぱり鍵はふだんかけないけれども、不審者対策のためには鍵が必要ですよということで、僕なんか逆に、こども園なんか、あんな小さい子ですから、そしてましてや男性職員が少ないじゃないですか。男性がいたって役に立てない場合があるんですけれども、女性のほうがすごいというのがあるんですけれども、いずれにしても、鍵は僕はつけてほしい。

だから、ちょっと考えただけでいろいろあると思いますので、ぜひそんなことも学校に、やっていると思うんですが、学校にお話を再度、そして一番危ないのが喉元過ぎたときです。忘れちゃうんですよ。そのときに入られるともうアウトですね。ですから、ぜひそんなことでやっていただければと思います。

ここもそれで結構です。

生活困窮者に対しては、平成27年のときには、合計で2,076名中114人だったんですね。今回、準要保護が随分ふえたんですよ。合計すると134人だよ。だから、2年前に比べると随分ふえました。それはいろんな家庭事情がありますから、何とも言いようがないんだけど、ぜひこういう子は見守ってあげてほしいなと思います。

いじめの問題については、平成27年12月議会のときには、数件の報告が上がりましたという報告だったんですが、きょうは教育長、具体的な数字を言いますけれども、調査項目が変わったということで、案外数が伸びてしまうんですよ。だけれども、大きな重大事態に陥るようなあれがないから、ぜひ今後も指導に委ねます。よろしくお願いします。

不登校については、私、非常に問題にしてほしいと思います。というのは、この前も平成29年度決算の中では、小9、中32ですよ。これってやっぱり多過ぎませんか。ですから、この子たちが適応指導だとか何とかで教室に来ていますよね。だけれども、これだけの人数がいるということは、1教室分ですよ、人数でいけば、小学校、中学校。ですから、ぜひ今後、フリースクールのようなお教室を考えていったらいいじゃないかですか。これだけの人数ですよ、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 不登校については、今、議員がおっしゃるとおりで、伊豆市が県全体の不登校の率から見ても、それよりも多くなっています。先ほど回答しましたが、非常に僕も教育長になってからも、この数字が非常にずっと気になっていまして、ことしはとにかく新しい、今まで不登校になっちゃった子を学校に戻すというのは並大抵、つないでいるんだけど大変な作業だもので、そこは従来どおり指導しながらも、新たな不登校をもう出

さないように、各学校それぞれ教育委員会も協力するのでやっていきたいと思いますということで、とりあえず1学期はその成果は出ているわけですが、大変やはり問題として頭の中にすごく残ってあります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 特に義務教育学校の評価をするときに、今の6年生が中学へ上がったときの関係、要は中1ギャップですよ。ここはぜひ注目してほしいなど、そんなふうに思います。

では、その次行きます。時間がありませんので。

トイレについては、大変失礼なんですけど、私、洋式トイレを今回で3回目のお願いなんです。先ほど市長は、事案は違うんですけども、なぜわかってくれないのかというお話をしてくれました。たしか波多野議員の終活のときにそういう発言をしたんですが、私もトイレに関してそう思うんです。なぜわかってくれないのというのがあるんです。平成27年のときは言いませんが、多少改善されていますよね。だけれども、トイレってやっぱり大事ですので、ぜひ洋式化を目指して進むような気持ちがないと、私は伊豆市に子供が来ませんよ。まだ和式なのって、それが関の山ですよ、ですから、そういう小さいところからやっていかなければいけないのではないかなと思います。

最後、エアコンに行きます。

エアコンについては、私はお願いが今回4回目でございます。でも、きょうの話を聞いて安心したんですが、言う人が言うのと違うんだなと思って、もう私、4回もお願いしているんだけど、なぜわかってくれないのかなと思いました。だけれども、市長発表で入れますよと、来年。ただ1つだけ、なぜ中3を入れるのかと。それは問題だと僕は思う。要するに子供の体温調整ということを考えると、幾つかあるんだけど、小さいときからエアコンになれさせていくということが私は大事なことだと思う。だから、受験があるから中3はという、その考え方が余りにもちょっとどうなんですかと思います。それならば、1年、2年、3年、4年と順番に小さいほうから行くのが私は普通ではないかなと思いますけれども、最後はその考えを聞いて終わりにします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ずれたとしても、今の計画がそのまま実行できると1年間だけのずれになると思うんです。来年の夏に適用なのか、その翌年の夏に適用かという1年ということになるんですが、そうしたときに、小学校の今の小長谷議員の発想も考えました。逆に先に小学校、それで中学とやるか、逆に言うと、函南町で言っているんだけど、中学を先にやりますと。そうすると、3年がかりでやったときに、去年までエアコンがあったのに今度はないなんていう状態が起こらないという発想なんですね。いろんな発想があると思いま

したが、やはり子供のこともそうだし、それから親の気持ちも考えたり、それから中学3年生、ぜひ受験に向けて頑張ってもらいたい。そういう願いから優先させたいなど考えました。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。

○議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月28日午前9時半から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時33分

平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第5号 9月28日）

## 平成30年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成30年9月28日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第66号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第67号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第68号 平成29年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第69号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第70号 平成29年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第71号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第72号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第73号 平成29年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第74号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第75号 平成29年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第76号 平成29年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第77号 平成29年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第78号 平成29年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第79号 平成29年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

- ついて
- 日程第17 議案第80号 平成29年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第20 議案第83号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 日程第21 議案第84号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第22 議案第85号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第23 議案第86号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第24 議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第25 議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正について
- 日程第26 議案第89号 伊豆市保育所条例の廃止について
- 日程第27 議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第28 議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解について
- 日程第29 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第21号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

追加日程第2 発議第2号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について

#### 出席議員（16名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 波多野 靖 明 君 | 2番  | 山 口 繁 君   |
| 3番  | 星 谷 和 馬 君 | 4番  | 間 野 みどり 君 |
| 5番  | 鈴 木 正 人 君 | 6番  | 下 山 祥 二 君 |
| 7番  | 杉 山 武 司 君 | 8番  | 三 田 忠 男 君 |
| 9番  | 青 木 靖 君   | 10番 | 永 岡 康 司 君 |
| 11番 | 小長谷 順 二 君 | 12番 | 小長谷 朗 夫 君 |
| 13番 | 西 島 信 也 君 | 14番 | 杉 山 誠 君   |
| 15番 | 森 良 雄 君   | 16番 | 木 村 建 一 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名



|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長         | 菊 地 豊 君   | 副 市 長       | 本 多 伸 治 君 |
| 教 育 長       | 西 井 伸 美 君 | 総 合 政 策 部 長 | 田 村 英 樹 君 |
| 総 務 部 長     | 伊 郷 伸 之 君 | 市 民 部 長     | 梅 原 敏 男 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 村 井 克 代 君 | 産 業 部 長     | 堀 江 啓 一 君 |
| 建 設 部 長     | 山 田 博 治 君 | 教 育 部 長     | 金 刺 重 哉 君 |
| 会 計 管 理 者   | 城 所 章 正 君 |             |           |

---

**職務のため出席した者の職氏名**

|         |           |     |         |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 浅 田 茂 治   | 次 長 | 稲 村 栄 一 |
| 主 査     | 鈴 木 恵 美 子 |     |         |

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第3回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第1、諸般の報告についてを議題といたします。

小長谷朗夫議会運営委員長より、9月21日に行われた議会運営委員会の報告について、発言の申し出がありましたので、これを許します。

12番、小長谷朗夫議員。

〔議会運営委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小長谷朗夫君） 委員長の最後のほうへ来てこういう報告をするのは非常に残念であります。職責ですので報告させていただきます。

平成30年9月21日、本定例会の森議員の一般質問における発言の審査のため開催した議会運営委員会について報告をいたします。

まず初めに、議会運営委員会開催の経緯についてをお話させていただきます。

9月20日、定例会の暫時休憩中に議会運営委員会が開催されました。このときの議会運営委員会では2点について話し合いが行われ、その1点目、個人名に敬称をつけない発言については結論まで至り、本会議の中で報告させていただきました。

もう一つ、市民に対する無礼な発言については、後日、協議することとなりました。そこで、9月21日に議会運営委員会を改めて開催し、本定例会一般質問における森議員の市民に対する犯罪が成立する賄賂を送った発言について、主に審査いたしました。審査の結果、当該発言は事実に基づく内容ではなく、名前を挙げられた市民が、あたかも犯罪者であるかを推測させるものであり、地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」の「無礼な言葉を使用し」の規定に違反し、市民の代表機関である伊豆市議会の名誉はもとより、市民への信用を失墜させるものであるとともに、伊豆市議会会議規則第151条議員は議会の品位を重んじなければならないと規定されているにもかかわらず、大変品位に欠ける軽率な発言であったとの見解に達しました。

これらの審査結果を踏まえ伊豆市議会運営委員会は、森良雄議員に厳重注意をするとともに、あわせて、今回の発言にかかわらず、特に本会議という神聖な場所においては、今後伊豆市議会議員として一人一人が品位の保持に努めるとともに、発言には十分注意し伊豆市議会の信用を失墜させることのないようお願いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎議案第65号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。

審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。第1委員会委員長、青木です。

ただいま議長から報告を求められました議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（第1委員会所管科目）について、御報告を申し上げます。

本議案の委員会審査については、全議員が参加して、連合審査の形で行われましたので、審査の過程での主な質疑の項目を中心に報告させていただきます。

初めに、建設部所管科目については、公営住宅の修繕費・借地料について、修善寺駅の市の管理、トイレ・駐車場・植栽について、都市計画区域拡大に伴う事項について、道路・河川の改修要望の対応及び原材料支給の内容について、景観の修景・違法看板撤去状況についてなどが審査されました。

次に、産業部所管科目では、耕作放棄地対策としての中山間地域等直接支払事業及び多目的機能支払事業について、地域おこし協力隊の活動支援について、有害鳥獣対策事業について、修善寺自然公園の入園者数・管理状況・借地料について、観光交流客数について、東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成の評価について、同会場までの道路脇の草木の修景伐についてなどの質疑がありました。

総合政策部所管では、市ホームページの評価について、地域づくり交付金について、高齢者割引乗車証の補助対象年齢と適用時期について、地域公共交通網形成計画事業の状況について、総務部所管科目では、市職員の採用状況・職員数・人件費について、ふるさと納税返礼品について、小下田ヘリポートの状況についてなどの質疑がありました。

以上、審査の後、委員間討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（第1委員会所管科目）については、賛成多数で

原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第65号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算、第2委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

先ほどの第1委員会の委員長報告と同様、議案第65号の審査については、連合審査会において議会全員の出席を原則として行っておりますので、主な質疑についてのみ報告させていただきます。

初めに、市民部の主な質疑として、マイナンバーカードの交付件数、コンビニでの交付の目標と成果の質疑に対し、マイナンバーカードの交付は土肥地区の方には4日間ですが、土肥の支所で交付手続を実施しました。交付率はまだ低くて9.46%です。今年度のコンビニ交付の件数は昨年度よりも少し伸び、月平均20件になっています。コンビニ交付の委託料として国で委託している業者に年間220万円を払っていますとの答弁がありました。

ごみ焼却施設の改良工事は、新焼却場の稼働の開始を見込んで実施したのかとの質疑に対し、新焼却場が稼働することを前提に平成29年度、30年度は大規模工事ではなく、最小限の維持改修工事をしてきました。今後は早くても半年以上稼働時期が延びますので、市民生活に支障が生じないように、平成31年度以降、施設維持に努めていきますが、稼働が延びたことから工事内容が変わってくると思いますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の主な質疑として、敬老会事業で敬老会へ出たくても、自分の区が開催をしなければ行くところがない。その対策の質疑に対し、平成29年度は126地区中、95地区開催し、75.4%の開催率です。対象者は6,376人中2,501人が参加しました。参加率は39.2%でした。開催できない地区や記念品だけを配る地区もあります。このことについては今後の検討課題と捉えています。今現在は具体的な対策を持っていませんとの答弁がありました。

「ふじのくに少子化突破戦略羅針盤」で主に伊豆市が県平均を下回っているのは何かとの質疑に対し、評価の中で伊豆市の劣っているのは地域のにぎわいと雇用の場の創出です。子育て制度はほぼ県平均ですが、若い女性や若者が伊豆市に住んでもらわないことには子供さんもふえません。総合政策部と一緒にやっついていかないとなかなかいい成果が出ないのではないかと考えていますとの答弁がありました。

次に、教育部の主な質疑として、事業の成果に、平成29年度は放課後児童クラブによっては、預ける児童がふえて待機児童が出ている。施設の拡充や支援員の増員など早急に対応を検討しなければならない状況にある。どういう状況を踏まえてこういう表現になったのかという質疑に対し、定員を若干上回り、祖父母などが近くにいて預けることかできた児童がいたが、待機児童として成果に記載した。最終的には全て施設側との調整の中で待機児童はな

くなった。しかし、これから将来利用者がふえると、当然待機児童が出るということ想定して対策をとっているということですのでとの回答がありました。

次に、小中学校の管理運営事業、修繕予定箇所以外の修繕箇所、また旧田方管内で一番古いといわれている中伊豆中学校校舎への対策の質疑に対し、何とかしなければいけない部分は、全体の予算を見て応急措置を行いました。中伊豆中学校についてはことしも床を研磨し、塗料で少しでも平らにする。雨漏りは砂利を取り、漏れている原因であろうという箇所が見えるようになるという対応はしていますが、根本的に大規模改修なのか、建てかえなのか、その必要が求められるというのが平成29年度の総括ですとの答弁がありました。

以上、審査した後、討議及び討論なく、採決の結果、全会一致で議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算については原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

本議案については、連合審査会で全議員が審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略します。

よって、討論される方は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時46分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第65号について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第65号 平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

本一般会計歳出の決算、2款総務費の中に、8目文教ガーデンシティ総合調整事業、22節建物移転等補償金4,118万5,000円が決算書に計上されております。これは、この支出は伊豆市に損害を与え、そして市民に説明のつかない全く不当な支出であります。文教ガーデンシティという、菊地市長にとって歴史的大事業は、昨年3月定例議会、そしてその直後の臨時会、また、その後の5月の臨時会と、三度にわたり完膚なきまでに否決をされました。この文教ガーデンシティ構想は3年という貴重な時間と調査、設計費など2億円を超える市民

の税金、この計画に携わった市役所職員の人件費など、莫大な公費を費やしております。平成28年度で終わったはずの文教ガーデンシティの支出がなぜ平成29年度の決算に出てきて、4,100万円もの大金をどぶにうっちゃるようなことをするのか、非常に疑問に感ずるところであります。

この物件移転補償契約の最終版は、建物の所有者と静岡県土地開発公社との間で、平成29年3月23日に締結されました。この3月23日は、まさに文教ガーデン予算が3月定例議会で否決された、その日であります。本来なら予算が否決されたならば、それに係る契約は全て解約すると解除するというのが当たり前であるはずなのに、わざわざ否決されたその日に契約を結ぶとは、普通の神経ではとても考えられません。一体議会の議決というものを市長以下どう考えているのか、あきれて物も言えないわけであります。

さらに、移転対象物たる木造瓦ぶき2階建て、築23年、延床面積150平方メートルの物件を、昨年4月にはいとも簡単に取り壊してしまいました。新中学校ができるなら取り壊しもしなければならないでしょうが、新中学校ができないのに壊して、その資産価値をゼロにしてしまうというのはどういうことでしょうか。市長初め幹部職員の経済観念はどうなっているのか、私には想像もつきません。こんな巨額な無駄遣いを平然とやって、市長は恬として恥じない。このようなことをやっていけば伊豆市の将来はなきに等しく、早晚財政破綻するのは火を見るよりも明らかであります。このような決算は到底認めるわけにはまいりません。

よって、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論いたします。

今回の定例会に議案、決算書、決算説明資料等が配付され、先ほどの両委員長の報告のとおり、連合審査会により詳細な質疑、意見交換を行い、決算審査いたしました。その結果、決算内容、予算執行状況も適正であるとの結論に至りました。平成29年度の一般会計の歳入総額は168億2,685万7,000円に対し、歳出総額は158億5,835万2,000円でした。翌年度への繰越財源を引くと実質収支額は8億9,507万4,000円となり、前年度と比較した場合、歳入総額で3.3%減、歳出総額も2.8%減となっております。特筆すべき主な支出としては、旧湯ヶ島小学校施設改修工事、旧湯ヶ島幼稚園改修工事、子育て支援のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業、独鈷の湯公園整備等の観光施設整備事業、減容化装置設置事業などの食肉加工センター管理運営事業、社会資本整備総合交付金を活用した市道整備事業、土肥小中一貫校建設事業などがありました。

財政運営の収支概要を見ると、歳入では主に市税、寄付金、起債が増加し、財産収入、地

方交付税、県支出金、繰入金、繰越金などが減少しております。歳入の根幹となる市税収入は、前年度に比べ市民税、固定資産税が増収となり、市たばこ税、入湯税が減収となりました。市税全体では1,588万円、0.4%増加しております。滞納繰越分を含む徴収率は89.9%で、対前年度0.7%改善しております。税負担の公平性や社会保障制度への予算が膨らむ中、実行可能な予算を確保するため、また近隣市町が90%以上の徴収率で推移している中、本市も劣ることなく、なお一層の徴収率の向上と滞納率の改善を図るよう、強力な施策、検討を実施していただきたいと思っております。

歳出では、労働費、農林水産費、土木費、消防費、教育費が増加し、総務費、民生費、衛生費が減少しております。決算説明資料の成果には、効果が上がった、事業が実施できた、改善が図れたなど報告されていますが、市税や交付税の減少が予測され、さらに人口減少、高齢化が進む中で、税収増につながる投資的事業、観光産業の振興を図ること、また住民の福祉の増進に努め、公共施設の適正管理の最適化を速やかに進めていただきたい。そして、市民が未来に夢と希望を持ちながら、安心・安全に暮らせる持続可能なまち伊豆市の創造のために、今後も健全な財政運営と効果的かつ適正な予算執行に努めることを要望して、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

これ、資料、用意してこれからやろうと思っただけなんですけれども、この中に市長が写っているらしいんですけども、皆さん、わかりますか。これが監査の資料ですよ。

15番、森良雄。

議案第65号 伊豆市一般会計歳入歳出決算について、反対討論をさせていただきます。

議員の皆さん、私は当初から言っておりますけれども、これが資料だ、これが決算書だ、これとこれを対比するのに、皆さん、簡単にできますか。非常にエネルギーを要します。改めてこの反対討論で、次回からはわかりやすくやってくれと言っておきたい。それと農林建設関係に関しては調べようがないです。どこで何をやったか。ここで反対討論したいと思っても、指摘したいと思っても、どこで何が行われたかというのは調べようがない。皆さん、わかりますか。資料のほうに書いてあるのは、書いてある範囲で理解しろよというんですけども、議員の皆さんいかがですか。皆さんはわかりましたか。いろいろやったけれども、資料が大変不親切だということを指摘しておきます。

それから冒頭、小長谷朗夫君から何かへんちくりんな指摘があったけれども、あれは、私は議場で総合政策部長に言ってあるはずだ。当然、三田忠男君は関係ないと言い出すかもしれませんが、この中には入っているんですから。皆さん、どこに入っているかわかりますか。わからないでしょう。入っているんです。トップセールスで15万円使ったというこ

とになっていますけれども、これもあちこち分かれてしまって、全然どこで何を使ったのかわからない。これが決算書です。議員の皆さん、よく考えてください。170億円近いお金を使って、皆さん、本当に理解しているんですか。私はまだまだこれから、この議会が終わってから見てみたい、どこでどんなことをやったのか見てみたい。わからないことだらけだ。それがこの決算書です。

歳出総額158億円なんです。これがこの決算書。指摘してあるのがこんなにある。まず、税金の徴収、先ほどよくやっているなんていうお話あったけれども、入湯税、どうなんですか。ねえ、小長谷順二さん。何割徴収しているんですか。入湯税ぐらい100%徴収しなさい。そう思いませんか、市長。市長は観光客がふえている、ふえていると言っているけれども、具体的な数字はこれしかないでしょう。入湯税は横ばいですよ。それも、どうも3割ぐらいは払っていない人がいると。それでいいんですか、皆さん。私は賛成討論したり、賛成に挙手する人に、これでいいんですかと、もう本当に言うておきたい。入湯税ぐらい正しく徴収しなさい。このごまかした入湯税はどこへ入っていくんですか。恐らく旅館、ホテルの親分の懐へ入ってしまう。朗夫さん、不適切発言ですかね。

議場での発言を一々さんづけしなければいけないなんて、そんな決まりどこにあるんですか。教えてくださいよ、決まりがあるんだったら。万が一だよ、被告菊地豊なんて言ったときに、伊豆市では「菊地豊さん」とさんづけするんですか。そんなことしませんよ。土地売払収入、1,400万円……

○議長（三田忠男君） 森議員、予算の中身で発言しましょう。

○15番（森 良雄君） だから、今、予算の中身に入っているではないか。

○議長（三田忠男君） いや、予算の中身とはちょっと外れていましたね。

○15番（森 良雄君） あなた、そんなことばかり言っているんでない。どこが外れているのか指摘しなさい。

○議長（三田忠男君） 発言の趣旨とか委員長に対するは、予算とは何ら関係ありません。さんづけは予算とは関係ありません。

○15番（森 良雄君） まあいい、あなたのところにいずれ入るから。土地売払収入1,400万円、立木売払収入2,100万円、土地売り払い——土地を買った人がいるから、あんまり言うともた怒られるのかな。では、立木この中には木皮は入っていないんだね。木皮というのも1円で売れるんですよ。キロ当たり1円。引き取り料は業者持ち。そういうのを検討しましたか。全然していませんね。今、歳入の部分をやっている。幾らやったって、この附せんはとれないです。イズシカ等加工品販売収入が22万7,065円。何をどれだけ販売したか、販売努力がされているのかどうなのか。この辺は全く疑問ですね。たった22万円ですか。

これから支出の部分へ行くと、広報企画アドバイザー13万2,000円支出されていますけれども、何をアドバイスしたんですか。この説明は全然ありませんね。どんなアドバイスを受けて、その成果はどうだったのか。誰がこのアドバイスを受けたのか。何にも成果の発表も



なければ反省もなければ、伊豆市の発展はあり得ません。樹木管理業務委託料というのが7万円あるけれども、これはどこだかわからないですね。私はよく駅北の樹木管理を問題にしますけれども、誰も管理していない。皆さん、恥ずかしいと思いませんか。見てきませんでしたか、駅北のあの竹と笹と芝を。4月の長雨で、芝は大分回復しましたけれども、あそこは恐らく使用禁止にしないと、子供が遊んでいるから立入禁止はしないでほしいけれども、使用禁止ぐらいにしないと、あそこの芝ははげちよろになってしまいますね。いわゆるオーバーユースだ。

旧湯ヶ島小学校プール跡地駐車場整備工事に1,600万円使っている。200立米のプールをつぶしてしまった。つくったのは40立米の貯水槽だ。天城の皆さん、それでいいんですか。川から水をとればいいやなんていう意見もあったけれども、川から揚水するのは大変危険なんですよ。どこからでも水を揚げることができるなんてものではないんだ。伊豆市の安心・安全だなんて言っている議員がいるけれども、こんなことで安心・安全が確保できるんですか。

地域づくり推進事業なんて7,200万円も使っているんですね。この中をずっと見ると地域づくり交付金なんていうのもあるんですね。私はこれ、地域づくりというのは協議会のことかなと思うんだけど、これ、市長のあれですよ、後援会づくりではないですか。ねえ、星谷さん。あなたの選挙のとき地域づくりの役員連中はビラ配りをやっているんだね。そういう実態を……

○議長（三田忠男君） 森議員、予算と今のことは関係ありませんので、決算の審査の内容について集中的にお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 市の予算を使って市長さん、一生懸命、各地区でミーティングを開いているけれども、何のことはない、市長の後援会はビラ配りをやっている。これが伊豆市の地域の実態ですね。これは決算だからこれ以上言いませんけれども、委託料とか、安心・安全のまちづくりを言うなら、もっと見直してほしい。とくにね、地域づくり交付金は地区によっては莫大な予算ですね。500万円単位で出るわけですから。ぜひ、出すなどは言わない。こういうものをもっと安心・安全のまちづくりに積極的に活用していただきたい。

東京オリンピック・パラリンピック事業に700万円支出していますね。職員が10人近くいるんだって。ということはオリンピックが終わったら職員10人はもういないんですかね。そんなに伊豆市は職員余っているんですか。ここのところは文教ガーデンシティについても記載されております。西島議員から指摘があったけれども、私もそう思う。4,200万円をどぶに捨てたようなものでしょう。議員の皆さんはそう思いませんか。よく使ったと言いますか。何にも成果が上がっていないんですよ。これがね、こんなことをやっておいたら終わらないな。

電子計算事務事業、私、しょっちゅう言いますけれども、1億5,000万円使っていますね。このうち三島市、伊豆市、伊豆の国市、3市の協議会に出すのが9,700万円ということは、5,000万円近い資金が電算関係で出ている。聞く気があるのか。聞いてください。こは、

私は無駄を指摘しているんだから。無駄ではないというんだったらおしゃべりしていても、何してもいいけれども、杉山君は特にあなたは監査委員なんだからしっかり聞いて、無駄金を追求してもらいたい。防災カメラの設置とか、何かもぜひ——防災カメラなんていうのは、もうIoTいわゆるコンピューターと連動して、AIを使えば犯人を特定してしまうというような時代になりつつあるんです。何だかわけのわからない安心・安全だなんておっしゃっているけれども、ぜひこういうのをITと連動して、伊豆市は防犯、安心・安全は完璧だと言えるような町にしてオリンピックを迎えてもらいたい。

わからないのがあるね。レンタルモバイル使用料なんて何が何だかさっぱりわからない。

新こども園建設事業。新しいこども園をつくるのはいいですよ。皆さん、あのこども園の周りがある道路は何だと思いませんか。わかっていますか。こども園とは無関係ではないですか。こども園の建設予算であれをつくるんですか。もっともこれ、この131ページでは予算はゼロ円になっているけれども、これについては予算が載っているところで指摘したいと思います。とくにわかっている議員だっているわけだ。あの道路は何でできるか。

こちらから行って最初のところに4軒ばかり家が並んでいるけれども、あの4軒にも関係ある道路なら少しはしようがないなということになりますけれども、恐らくでき上がれば既存の4軒は関係ないでしょうね。もっともどういう道路をつくるかによると思います。道路をつくりたいんだったら、こども園に入るこどもたちのために道路をつくってもらいたい。ぜひ、議員の皆さん、これ、議会が早く終わったら、あそこ見に行ってください。どんな道路をつくるつもりなのか。周辺に市道をつくるという。こういう問題を一々指摘しないといけないのか。

市内公的病院等補助金2億1,000万円。ところが、補助金でもらえるのは2億円を割っているわけだね。何のために必要なんです。ちゃんと精査したんですか。この間の青木君の一般質問では、来たのは三須照枝君だ。三須照枝なんて言うと、また怒られるから、君をつけておくけれども、何のことはない、質問者と答弁者と傍聴者の漫談みたいなものではないですか。

○議長（三田忠男君） 傍聴者のことは議題外ですので65号に集中してください。

○15番（森 良雄君） 市内公的病院等補助金を指摘しているんです。どんな成果を狙っているかなんて、何もさっぱりわからない。長いなと思うかもしれないけれども、これもう大分飛ばしているんですからね。

広域処理施設整備事業、これは伊豆市と伊豆の国市の廃棄物処理事業ですね。この間、議員に説明会があった。議会で指摘したのは安くつくれ、ごみの量を減らせ。何にも検討していませんね。そう思いませんか。私だけですか。ごみの半分はまだ紙として使えるという指摘まであるんです。そういうことは何も検討していない。ぜひ、220億円の施設をつくるんだったら、もっと真剣に入札方法も含めて、僕はごみの減量化、何も考えていない。それと入札方法に問題がある。プロポーザルでやれば絶対高くなる。こういうことをぜひ議員

の皆さん考えてください。伊豆市の人口減少はいろいろなところに要因があるんです。

柿木処分場管理事業2,500万円、ほかの処理場から比べるともう破格の処理費です。ちゃんと審査したというんだったらいいと思いますけれども、伊豆市で最も予算上で多いというのか、無駄金を使っていると思われるのが、計画策定業務委託料なんです。ここは農業振興地域整備計画策定業務委託料が1,000万円載っている。業務委託の目的、皆さんわかりますか。さっぱりわかりません。

〔「ちゃんと聞いたの」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） では、当然わかっているんだね、木村さんは。

もっとわからないのは、ラジオ中継業務委託料が2万1,000円になっていますね。FM I Sが全部やっているのかと思ったら、こんな委託料まで入ってくるんですか。大体説明資料に載っていないんだからね。わからないですね。

これもわからないですね。多面的機能支払交付金……

〔「議事進行」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 何。杉山誠君、何て言ったんだ。はっきり言え。立って言え。わからない、こそこそ言っていないで。

○議長（三田忠男君） 森議員、65号で行きましょう。65号を続けましょう。反対の趣旨をどんどん続けてください。議員のやり取りは結構です。

○15番（森 良雄君） 電信電話料というのが1万5,747円というのは、今どき何が電信電話料なのか。

市有林整備委託料2,600万円。市有林の整備計画なんていうのは全然出てこないですね。

林業再生プロジェクト推進事業費補助金1,200万円。何に使っているんですか。議員の皆さん、わかっているんですか。

〔「あなたはわかっている」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 木村君、何言っているんだ。あなたはわかっているって……

○議長（三田忠男君） 森議員、やりとりは結構ですから。趣旨をどんどん進めましょう。

○15番（森 良雄君） 鳥獣被害防止対策協議会補助金300万円、有害鳥獣捕獲奨励金、奨励金ぐらいしょうがないかな。

食肉加工センター管理費が6,300万円も使われている。無駄遣いと言わざるを得ないですね。

地域おこし協力隊推進事業、これも1,100万円使っている。隊員がやめていってしまう。僕はかわいそうだなと思うんです。彼の2年間の人生が無駄に終わったのではないのかね。こういうのをちゃんと精査していますかね。これはサポートがうまくいっていないのではないかと思います。たかだか1,000円か2,000円でしか売れないような財布をつくっていたのではだめだ。山梨に行けば2万円だ、3万円だという財布を売っている。ああいうのをつくらなければ、やはり伊豆市で生業としてのなりわいは立たないでしょうね。

議員の皆さんに、私は真剣に考えてもらいたいです。無駄な事業費が多過ぎるのではないかと、補助金の考え方が成り立っていないんです。企業誘致に2,000万円も使っているんですよ。企業の誘致なんていうのはどこの市町でもやっているんです。やはり伊豆市に特有の企業誘致策を出さない限り、相手企業が誘致する。どこの町だってやっているんです。小山町なんかは県が工業団地をつくって誘致しているんだ。企業誘致の成果、ぜひ発表していただきたい。どこが来た、ここが来た、どこを誘致しようとしているではダメなんです。伊豆市に来たいというような誘致案をつくらないと。

I T企業進出支援策定業務委託料が1,300万円も使われているんですよ。この成果は発表されたんですか。発表してしまうと近隣市町にわかってしまうから発表できないのかな。

伊豆市産業振興協議会にも2,000万円、産業振興協議会補助金が1,200万円、全然無駄金ではないんですか、これ。質問しろだなんていう問題ではないです。何も考えていない。

観光振興事業が8,800万円。どこへ誘致、一生懸命やっているんですか。トップセールスに行った。15万円というのがここに載っている。台湾の人口は幾らですか。2,300万人しかないですよ。一方、中国には13億人とも14億人とも言われる人々がいる。2,300万人の島国にトップセールスで行って、一方中国はやらない。聞くところによると中国人は泊まらなくてくれと言っているような地域もあるらしいけれども、それでは伊豆市はお客さん、ふえた、ふえたと言っているのは市長だけではないんですか。市長が言うんだから、市長、あなた、数字で出してください。観光客がふえていると言うんだったら。議員の皆さん、そう思いませんか。伊豆市の場合、数字では何も出てこないでしょう。成果が数字で出てこないのが伊豆市の特徴だ。これでは衰退ははかり知れないです。

環駿河湾観光交流活性化事業負担金330万円使われている。これなんか無駄金ではないんですか。フェリーが継続すればいいですけども、伊豆市の負担がどのぐらいになるのか心配ですね。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） はい。

○10番（永岡康司君） 森議員の言っていることは、もう第1委員会、第2委員会、それで連合審査会で4日間かけて審議しているものですから、一つ一つ挙げなくてもいいのではないかと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

○15番（森 良雄君） 何を言うところなの、ここへ。みんな言っているではないか。一つ一つ。

○議長（三田忠男君） 動議ですか。

○10番（永岡康司君） はい。

○議長（三田忠男君） 動議の場合は賛成の議員がないと動議として取り扱えない規定になっております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時28分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

森議員、発言を続けてください。

○15番（森 良雄君） 皆さん、狹隘道路、私、いつも言っているね。狹隘道路整備事業。その一方で新しい道路をつくれ、つくれと言っているんです。まず狹隘道路を直してほしい。沖の原1号線なんていうのは、今までは2トン車が通れたのが今では通れない。こんな状態でいいんですか。皆さんの地域にはそういうところはないですか。土肥がいっぱいあるね。土肥で往生したことがある。行くにも帰るにも動きがとれないような道路がある。いざ、救急車が承知しているんだろうと思うけれども、私も土肥の道路いろいろ歩いているけれども、ひどいところがありました。ぜひ、もっと真剣に市長、取り組んでください、狹隘道路を。今まで2トン車が走れた道路を走れなくなってしまった。まずそういうところの整備をしてください。

駅広場管理費なんてあるけれども、私は何回も言っているんだ。質問したか、当然質問しています、何回も。マメザクラ、かわいそうだとまで言っているんだ。誰も手入れしようとしな。竹が横になってしまっている。笹は育たない。これが駅前広場管理費です。誰も責任持ってやらない。市長、予算づけしてやりなさい。あなたの自慢のマメザクラ3本、そのうち枯れてしまいますよ。もっと真剣に管理してほしいです。

皆さんにこれ以上逆らってもしょうがないかなと思って飛ばしますけれども、先ほど建設、この予算については突っ込まないと言ったけれども、例えば河川の新設をやってくれというのは、皆さんから、複数の議員から意見が出ていたはずだ。関野川をごらんください。三田忠男君の裏だ。砂利が山になっているではないか。建設部は、うちは何もやっていませんと。建設部が関与しないであんなことできるわけがないんだ。私はこれ、警察に届けますよ。不法投棄ではないかと。

○議長（三田忠男君） 森議員、今、私の名前が出ましたので、あえて発言させていただきます。あそこは私の私有地ですので、私有地に立ち入らないでください。公共地ではありません。ちゃんと調べてください。

以上です。

○15番（森 良雄君） 私有地だから河川に土砂を……

○議長（三田忠男君） 私有地だから河川ではありません。私の土地です。

○15番（森 良雄君） いやいや、それは警察で判断してもらいましょう。

○議長（三田忠男君） どうぞ。

○15番（森 良雄君） いいですか、皆さん、河川の私有地なんていうのは至るところにあ

るんです。みんながそんなことやっていいんですか。笑い事ではない。土石流でも起こったらどうなるんですか。あの砂利は一遍に大見川へ流れてくる。

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何の動議でしょうか。

○14番（杉山 誠君） ただいまの森議員の反対討論ですけれども、本来の討論の意味から著しく逸脱していると思います。それは、決算の内容以外のこと、あるいは個人のことに関することを語る述べるなど、著しく決算認定に関する討論から逸脱していると思われるので、これ以上の討論を続けていただくことはなかなか難しいものですから、ここで打ち切っていただきたいと思いますので、動議を出させていただきます。

○議長（三田忠男君） 今の動議に賛同なさる方——いらっしゃいますね。

複数いましたので、それでは議会運営規定の60条に、質疑、または討論の終結、質疑、または討論が終わったときは、議長はすぐ終結宣言すると。質疑、または討論が続出し容易に終結しないときは、議員はです——議長はできませんので——議員は質疑、または討論終結の動議を提出することができるということになります。質疑、または討論終結の動議については、議長は討論を用いないで会議に諮って決めるということですので、今の動議が賛同の方の採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほどの14番、杉山誠議員の討論打ち切り動議について、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、討論の打ち切りが制限されましたので、以上で終結を宣言いたします。

次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第65号 平成29年度一般会計決算認定について、賛成討論を行います。

長い議員歴をやっていますけれども、一般会計決算認定に対して賛成するのは今回初めてであります。

賛成討論、それから反対討論される方の中で、平成29年度のことを少し話されましたけれども、最初、市長が提案されたことについて、どういうふうに判断するのか。論議の中心点は文教ガーデンシティ事業をどのように見るのか。市長が提案する中にこれを入れ込むのか、いや、そうではないでしょうか。文教ガーデンシティそのもの、コメントはよしますけれども、入れるか入れないかということで大論議になりました。結果として、皆さんおわかりのように文教ガーデンシティの予算が、市長が当初提案したことから外されました。外された中を出発点にして、今、決算認定がされているということなんです。振り返ってみますと、結果として文教ガーデンシティ関連の予算を除いた平成29年度伊豆市の一般会計が成立いたしました。

当時、私は文教ガーデンシティ関連以外の予算にもさまざまな課題があると、市民の暮らし応援云々と考えたときに問題があるというふうに私は思っていました。当初予算でそういう考えを持ってきましたが、議員の中でその後いろいろな話し合いをしてきましたが、結果として、大論議をしたんですが——議場ではないですよ。それぞれ議員活動の中で——私自身が問題となる予算は脇に置きましょうと。そうしないと、文教ガーデンシティ関連予算と含めながら、さまざまな意見が出るから、なかなか課題はたくさんになって大変になるからということで、一致するのは文教ガーデンシティ関連予算ということに決めて、皆さん御存じのように文教ガーデンシティ関連予算を除いた予算が今、成立して、今、決算を迎えているということでもあります。

ただし、そのときに、また議員間で話し合いをしたのが、文教ガーデンシティを含む、こういう論議もありました。文教ガーデンシティ事業を含む全ての予算を否決するとどうなるか。いわゆる暫定予算になります。市民生活に関する予算の執行を4月から執行できなくなる。そこはやはり避けるべきであろうという結論に至って、今、決算を迎えている。だから、私も修正を除く、いわゆる文教ガーデンシティを除く、修正を除く新たな予算については賛成しましょうという立場に立ちました。

その後、平成29年度予算は9回補正予算が提案されましたが、全部を述べる必要性はありません。もう決算書に皆さん載っていますから。市内公的病院等の補助金やこども園建設事業設計委託料、平成29年度10月、台風21号災害復旧工事など、基本的には当初予算、賛成した当初予算から大きく離れて、さらに反対する、そういう予算がここに組み込まれているならば、私はこの議場に立って、その理由を述べて反対する立場に立とうかなと思ったんですけども、もう一度振り返ったときに、その当初予算賛成を大きく揺るがす反対となる、そういう事業は基本的にはないだろうというふうに判断をいたしました。したがって、今回の決算認定は賛成するという立場でいます。

当初予算に大きな柱で賛成しながら、その後のところで、それなりの反対するところもあったんですが、では、それを大きく取り上げて反対することになると、私は議員の皆さんでいろいろな話し合いをして文教ガーデンシティの予算を削ろうというその立場を、今度は放棄すると。政治姿勢に一貫性がないということに私は立ちたくないから、今回はそれを貫き通していきたいと思います。

当初予算の中には、当然のことです、皆さん御存じのように特別会計の繰出金というものもあります。国保会計等々ありますが、それにも結果的には当初予算に賛成していて国保会計に入れる。では、国保会計、国保特別会計には反対するのかとなると、またそこで一貫性がないだろうということになります。今回の決算認定についてはいわゆる、一言で言って市民の暮らしに大きな影響を与えることについては除かれたものとして、今、決算認定を受けておるといふことでもありますので、ぜひとも、今までのこの1年間、平成29年度振り返っていただいて、ぜひいい意味で賛成、反対、分かれたから、いわゆる文教ガーデンシティ入れな

さいと言って反対した議員がどういう立ち位置にあるのかなと思いつつも、今この場所に立っております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第65号 平成29年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

ここで55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

### ◎議案第66号～議案第81号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第66号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

本案には、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第66号及び議案第70号から議案第81号までの13議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました平成29年度伊豆市の特別会計について、議案第66号 公共用地取得事業及び議案第70号 簡易水道事業歳入歳出決算の認定についてから議案第74号 温泉事業余剰金の処分及び決算の認定についての6議案、並びに伊豆市の財産区の特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 持越財産区から議案第81号 矢熊財産区までの7議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第66号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、議員間討議、討論ともになく、採決の結果、議案第66号は全会



一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 平成29年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第70号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第71号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

湯ヶ島クリーンセンター改築工事の内容と効果についての質疑に対し、汚泥処理設備の機械取りかえ、オーバーホール、電気設備の基盤の更新、建屋は腐食防止の塗装を行った。設備については15年から20年の耐用年数の間、性能を維持するための更新で、建屋の塗装は10年ごとに行っているとの回答がありました。また、白岩浄化センターの耐震診断を行ったが、改築を予定しているかとの質疑に対し、今後は従来よりも長期的総合的に施設全体の管理計画を立てて、優先順位をつけながら施設整備をしていく方針で、今回の耐震診断は、今後、市内全体の整備計画をつくる中で、白岩浄化センターの整備の位置づけをするために使われ、すぐに改築工事をするわけではないとの回答がありました。

質疑の後、討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第71号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第72号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第72号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第73号 平成29年度伊豆市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定については、伊豆市営水道相談センターの業務内容の確認の質疑があった後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第73号は原案のとおり可決認定すべきものと決定しました。

次に、議案第74号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計余剰金の処分及び決算の認定については、補足説明、質疑、討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第74号は、賛成多数で原案のとおり可決認定すべきものと決定しました。

続いて、議案第75号 平成29年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 平成29年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 平成29年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 平成29年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 平成29年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 平成29年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案について、一括して審査を行いました。補足説明、質疑、討議はなく、反対討論1件あり、一括採決の結果、議案第75号から議案第81号までの7議案は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、第1委員会所管の平成29年度伊豆市特別会計歳入歳出決算の審査について、報告

を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第67号から議案第69号までの3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第67号、議案第68号及び議案第69号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第67号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国民健康保険税を払わない人、払えない人への福祉の連携について説明を求めたのに対し、払わない人には財産調査などをし、差し押さえをすることがあります。生活保護との連携の件数は把握していません。滞納している世帯には資格者証や短期証を発行していますが、資格者証を発行している世帯の子供については短期証を発行していますとの答弁がありました。

保険事業費の事業の成果で、重症化予防対策事業で、人工透析患者の抑制につながったとあるが、その詳細説明を求めたのに対し、透析になりそうな予備軍の方に対して通知を出し、慢性腎臓病の予防の相談や指導を行いました。人工透析の新規の患者数は前年度に比べて減少となっていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第67号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 平成29年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

後期高齢者医療の制度について確認したほか、質疑はなく、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第68号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成29年度に状況が変わったことに対する詳細説明を求めたのに対し、軽費老人ホーム伊豆天城ハウスへの入所が満床となり、居宅介護サービスの利用者が増加しています。また、小規模多機能型居宅介護事業所の北狩野ケアセンターの定員が25人から29人に4人増員され、利用者は増加しました。一方、通所介護が1事業所廃止となりましたとの答弁がありました。特別養護老人ホームの待機者数の説明を求めたのに対し、県の調査ですが、126人の待機者がいます。その中で6カ月以内の入所を希望する人は40人ですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第69号については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第67号から議案第69号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第66号から議案第81号までの16議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第66号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成29年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成29年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成29年度伊豆市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

水道事業会計について、反対討論をさせていただきます。

簡潔に行きましょう。この中には相談センターなるものがあるんです。何を相談しているか。人呼んで談合センターだと。これではちょっと。伊豆市の公共事業の入札の最大の特徴は設計価格イコール予定価格イコール入札価格だ。この相談センターの事業は恐らくほとんど随意契約で行われている。談合と言わざるを得ない。

よって、反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第73号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第74号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計余剰金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

ここからは、私はいつも反対させてもらっているんです。温泉事業特別会計について、反対討論をさせていただきます。

いつも言うように、私は何も温泉を反対しているわけではないんです。温泉会計は独立したほうがよろしいですよというわけです。特に土肥の皆さんに言いたい。温泉はもうかるんだ。独立しても絶対損はない。逆に積立金は毎年ふえていくはずだ。災害のときを考えてください。この間もちょっと言いましたけれども、第1委員会の皆さんは朝倉市行っています

ね。お金がないから災害復旧が手つかずだと。今やっているのは国土交通省の直轄事業だけだということを、皆さん聞いていませんか。聞いているはずだ。私がここで嘘を言っているわけではないと思うんだけど、そういうことから考えて、災害があったときにインフラ整備にまずかかるのは温泉事業ではないでしょう。これ、独立していれば、お金がなければ借金をしてもすぐに災害復旧にかかれますよ。土肥の皆さんのための温泉事業特別会計なんです。ぜひ、土肥の皆さんのための事業をやってもらいたい。

それには、私は独立するのが最善ですよ。修善寺ニュータウンをごらんください。温泉会計はもう黒字で潤っているんです。ぜひ、森は何を言っているんだと思うんだったら、修善寺の温泉組合の会議なんかごらんになってください。いかに盛況ぶりかわかるはずですよ。土肥の皆さんも、災害のときに市が面倒を見てくれるだろうと、そうは問屋が卸しませんよと。一番最後ですよ。観光復興のため——災害のときに観光を何とかしたいと思うなら独立しているのが一番だと、そういう観点から、私はただ反対しているのではない。温泉事業を継続するためにも、自分のことは自分でやるのが一番だよと。ぜひ土肥の皆さん、考えてください。なぜこんな会計を残しておくのか。災害が起きてからでは遅いんです。今から準備してください。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第74号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第74号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第75号 平成29年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第81号 平成29年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、一括して討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第75号から81号まで、これは財産区の特別会計です。

いつも私はこれ、反対しているんです。これ、ごらんください。特別会計の決算書。温泉事業特別会計も入れると、実に半分がその地域独自の会計なんです。これも先ほどの温泉会計と同じなんです。このほかに伊豆市には宿を中心とした湯ヶ島財産区があります。これは

独立してやっているんです。何でこの持越から矢熊までがここに特別会計として置いてあるのか。これは小さいからなんです。私が言いたいのは、大同団結して自分らでできるような、自分らで運営できるような財産区にしたほうがいいのではないですかと、言うなれば親心です。

議会の皆さんもぜひ考えてください、これ、半分ですよ。何とかできないですか。皆さんの力でできるんです。半分。要は、はっきり言って、私はやる気がないのかと言いたいです。また言い過ぎだなんて言われるかもしれないけれども、伊豆市の将来はどうなっているんですか。毎年500人から人口減少が進んでいるではないですか。オリンピックのときに人口はどのぐらいか。下手すると3万人を割ってしまうんだと。このままでいいんですか。議員の皆さんの双肩にかかっているんです。チョコちゃんに怒られないように頑張ってください。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第75号から議案第81号までの7議案について採決を行います。

各財産区特別会計歳入歳出決算の認定については一括採決といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第75号から議案第81号までの7議案は原案のとおり認定されました。

### ◎議案第82号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第19、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第24、議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの6議案を一括して議題といたします。

本案は各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第82号、議案第86号及び議案第87号の3議案については、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第82号、議案第86号及び議案第87号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

債務負担行為補正、虹の郷用地境界確定測量業務委託について、業務の内容について質疑があったのに対して、今回の測量は、虹の郷の借地部分に接する市の道路と虹の郷の土地の

境界がはっきりしていないため、境界を確定させて借地を買収するために行うもの。公共施設等総合管理計画の中では、レクリエーション施設・観光施設は利用状況・老朽化状況・経営状況等を勘案し、借地を整理した上で、施設を譲渡・廃止など検討して、施設の再編を行うことになっている。伊豆市のレクリエーション施設・観光施設は約5割が借地で、中でも虹の郷は年間1,200万円弱の支出をして借りている。借地部分について、市道との境界、駐車場部分と梅林との境界などを確定させて、虹の郷として必要な箇所について買収を検討していきますとの回答がありました。

次に、駿河湾観光交流活性化事業負担金の増について、駿河湾フェリーの利用促進策の内容について質疑があったのに対し、駿河湾フェリーのPR強化の目的で、協議会で宣伝広告費増額が決まり、事業費500万円の3分の1を県が負担、残りの3分の2のうち静岡市と伊豆市が約30%、松崎・西伊豆が17%、下田・南伊豆が7%、それぞれ負担するものです。フェリー事業存続そのもの内容については現在県と調整中ですとの回答がありました。

その他審査の後、討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

処理場修繕工事費等の内容についての質疑に対し、施設については、土肥浄化センターの水処理棟地下部分の漏水をとめる工事、湯ヶ島クリーンセンターの塩素混和池の清掃用バルブの修理、白岩浄化センターの曝気装置の制御機器の修理、各施設の脱臭装置の脱臭剤の交換です。管渠補修は修善寺地区の老朽部分40カ所ほどの修繕を行いますとの回答がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第86号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明はなく、質疑を行い、雲金地区管渠工事の内容についての問いに対して、現在、県道修善寺天城湯ヶ島線の道路改良工事を行っており、その改良工事に伴い、道路を横断している河川改修が必要となったため、工事中の迂回路をつくるに当たり、汚水をポンプで圧送する圧送管が埋設されているため、迂回路の敷設にあわせて圧送管も仮設配管するものですとの回答がありました。

審査の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第87号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、議案第82号、議案第86号及び議案第87号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第82号から議案第85号までの4議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。



〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第82号、議案第83号、議案第84号及び議案第85号の4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目について、補足説明の後、主な質疑として、産後ケア事業国庫支出金返還金が生じた理由について説明を求めたのに対し、当初45人（24万円）で見込んでいましたが、実績は30人（7万4,000円）と減額となったためですとの答弁でした。

次に、市内公的病院の補助金の制度及び他の自治体での類似した制度、比較の説明を求めたのに対して、公的病院の運営費の補助で人件費の補助となっています。常勤医師では補えない非常勤医師の支援です。財源として地方交付税の特別交付税で補助金額の78.4%充当となっています。他自治体では、市が運営している市立病院の事業費に、一般財源から多いところだと10億円、小さい病院でも2億円から3億円程度、毎年繰り入れていきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）第2委員会所管科目については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第84号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第85号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第82号から議案第87号までの6議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第82号から議案第87号までの6議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第82号 一般会計補正予算（第2回）について、反対の立場から討論を行います。

本補正予算の何に反対をするのかと言いますと、第3表債務負担行為、虹の郷用地境界確定測量業務委託2,324万5,000円であります。説明によりますと、伊豆市は公共施設の再検討を行っており、施設の敷地の賃借料が高いということが判明したということでございまして、したがって、その敷地の賃借料を見直すため、あるいは不要な用地があるかないか調査するため、境界を測量するとのことであります。どうも言っていることが私にはよく理解できないわけですが、賃借料が高いのなら安くなるように地主と交渉すればいいし、不要な用地があれば、今ある図面などで確認して返還するだけの話であると思うわけであります。

また、最終的にはこの虹の郷はどこか民間へ売却するというようなことも考えているというようにもおっしゃっていました。そういうことが本当にあるとするならば、そういうことがはっきりしてからこういうことを、こういう予算措置をしなければならぬと思うんですけれども、何を何で現在2,300万円もの大金をかけて測量するのか、その必要性はどこにあるのか、全くその意図がわからないわけであります。

また、この予算措置は平成30、31年度の債務負担行為ということでございますが、説明によりますと、実際には平成30年度に契約を締結して、平成31年度に事業を実施するということだということでございます。それならば、何も平成31年度の単年度予算として何ら不都合はないわけであります。何で債務負担行為とするのか、当局側は虹の郷の測量をどうしてもやりたいので担保をとっておくというつもりなのか、勘ぐりたくもなるわけであります。

この件で債務負担行為を設定するということは、私が考えたところ、非常に不自然であると言わざるを得ません。すなわち、何のために大金をかけて虹の郷の測量をするのが意図不明であるという点と、債務負担行為の設定理由が曖昧であるということの、この2点が問題だと思っております。このような問題が残っている限り、本議案に賛成をするわけに

はまいりません。

よって、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。

平成30年度 伊豆市一般会計補正予算（第2回）に、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算案、状況を見ますと、補正前が168億3,747万円、補正額8億5,380万円、合計176億9,127万円でありました。補正予算資料をもとに執行部からの説明を受け、あるいは質問を行う中で、事業の目的、概要について確認をいたしました。現在、東こども園は大雨等で川の水が増水したときに、一度または二度避難をしたことがあると聞いております。また、園舎から離れた駐車場で小さな子供さんを連れての通園には不便な上に、園舎の老朽化は待たなしで進んでおります。新こども園建設事業は市内の若い世代、特に子育て世代からの要望がとてもの大きいものとなっております。

農業振興対策事業では、世界農業遺産登録をされたワサビ沢の注意看板の設置であります。今後は農業従事者と観光客が安全に行き来できるように、また、それ以外にも環境づくりの整備をするべきと思っております。

津波特定避難困難地域救出業務委託料について、住民の安心・安全な生活の確保のために、いつ起きてもおかしくない災害に備えるためにも、避難困難地域にしっかりと対策をしていただきたい。市内公的病院等補助金は伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院は、今後も市民へ高度な医療技術で対応していただく病院としてサポートするべきと強く感じるところでございます。

また、修善寺虹の郷の借地については、借地の一部に契約面積と登記簿上の面積が異なる契約がある。借地の内部を市道温泉場大芝山線が横断している状況となっており、今まで30年以上にわたり道路に借地料を払っていたということで、市道敷と事業用地部分は境界を明確化する必要がある。今回の測量の際にはしっかりと分筆もしていくことは、市民の利益にかなうと思います。なぜならば、本借地は相当な面積があるため、1年ごとに多額の費用も発生しております。ですから、借地契約の方針は迅速に行う必要があるため、来年度事業ではなく今年度事業で行うことが望ましいと考えます。

以上のことから、補正予算が予定どおり適正に執行され、かつ成果も上げていくと認識しております。これから市民が伊豆の未来に夢、希望を持ちつつ、安心・安全に生活ができることを切に願い、私の賛成討論といたします。議員皆様におかれましても、議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）の内容に御理解をいただき、御賛同をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論、15番、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番(森 良雄君) 15番、森良雄です。

議案第82号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)について、反対討論をさせていただきます。

議員の皆さん、伊豆市に未来はありますか。皆さん、どういう未来像を描いておられますか。少なくとも人口だけを見ても、オリンピックのときに伊豆市の人口が3万人を維持できるとは思えない。オリンピックが終了すれば確実に3万人を割ると思います。そういう状況を皆さんはどうもわかっていないね。まだまだ明るい未来を描いている。なぜですか。修善寺ニュータウンや牧之郷はなぜ人口がふえているんですか。安いからなんですね。そういう実態をぜひ理解していただきたい。前にも言ったことがあるけれども、1億円の物件が200万円から300万円で購入できると。これが今の伊豆市の実態なんです。牧之郷も同じでしょう。インシナーのところ安く入手できたから開発できたんです。これが新規に田んぼをつぶしてやろうとすれば、あんな価格でできるわけない。それを象徴するのがこの予算案ですね。西島議員の詳しい説明があったので私は簡単にいきますけれども。

まず東こども園、先ほども言ったけれども、周辺につくる市道は一体何のためにつくりますか。議員の皆さん、わかっていますか。わかっているのはI Z U未来の議員だけでしょう。なあ、青木君。健康福祉部長は当然承知しているでしょう。こども園は関係ないんですよ。議員の皆さん、こんな予算の組み方をしているんですか。真剣に考えてください。これが東こども園の実態だ。ぜひ次は、3月の議会的时候はこういう道路ができますよと、議会に提示をしてもらいたい。

議員の皆さんはきょう時間が余るだろうから、ぜひあそこを見てください。どういう道路ができるんだろう。想像してみてください。つくるのは反対しません。子供たちのためのこども園をつくってほしい。道路をつくるのも結構です。いいですか。子供たちのための道路をつくってください。道路をつくるのは結構だ。送迎のときも利用できるような道路にしてやってほしい。特に第2委員会の皆さんは頑張ってください。何のためにあの道路をつくるのか。しっかり、笑い事ではないよ。

虹の郷について。これ、あまりにもはっきりしないですね。西島さんの言ったことは繰り返さないけれども、考えられることは、地籍が確定したら行われることはまず値上げでしょうね。確実に長延びが進む。その分用地補償をする。これは天城で実証されているんです。地籍調査が終わったから面積に見合った借地料を払いましょう。400万円が600万円になってしまった。上船原の人は文句ないでしょうね。議員の皆さん御存じかどうか知らないけれども、上船原1地区でもって600万円毎年入ってくるんですからね。それはどうこう言いませんけれども、400万円で済んだものを地籍調査が終わったから600万円にします。その前にやることがあるでしょう。

この虹の郷の面積を調べるんだったら、その前に値下げの交渉をしなさい。図面上で概略

わかるでしょう。どのぐらいの面積がどうなるのか。そんなことも検討していないんですか。図面上ではわからないんですか。実績どのぐらいあるのか、検討しましたか。どこがやるんだ。産業部長ですか。ぜひ事前に、これ、やる前に、測量する前に実際どのぐらいを想定しているんだ。長延びがどのぐらい想定しているのか。杉山誠君、人の話しているのを妨害するなよ。これから公明党バシバシ指摘するからな。

以上、東こども園、子供のためにやってもらいたい。虹の郷、市民のためにやってもらいたい。そういう観点から反対討論させていただきます。終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 賛成多数。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第87号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、昼の休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第88号～議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第25、議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正についてから日程第27、議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの3議案

を一括して議題といたします。

本案は各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第88号について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第88号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正については、補足説明はなく、改正の内容について確認の質疑に対し、天城農村環境改善センターの老朽化による耐震性の問題から、本年度末をもって閉館し、廃止するための改正を行うものですとの回答がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第88号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、議案第88号について、報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第89号及び議案第90号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第89号、議案第90号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第89号 伊豆市保育所条例の廃止について、保育所嘱託医等を廃止する改正となっているが、こども園嘱託医等はどのようになるのか説明を求めたのに対し、学校保健安全法を準用し、こども園の嘱託医等は学校医等とみなせるという規定があります。今回、保育所嘱託医等を削除しても、学校医等が適用されるため問題ありませんとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第89号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、天城温泉プールへ通っていた人が中伊豆室内温水プールを利用する場合、バスの手配をどうするのか説明を求めたところ、指定管理者の提案書を現在作成中のため、その中で対策を考えていきたいとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第90号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書

を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時06分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第88号から議案第90号までの3議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第88号から議案第90号の3議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第88号 伊豆市農村環境改善センター条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第88号 伊豆市農村環境改善センターの条例の一部改正について、賛成討論を行います。

いわゆるこの農村環境改善センターの事業をよしましよという提案ではありますが、これが廃止というか、除かれると何が課題として残るのか。一番利用されている多目的ホール、いわゆる屋内のバレー等々やっている、卓球もやっておりますけれども、そこが利用できなくなるということです。そうすると、ここを利用している人が不便ではないかということがどうしても出てくるんですが、利用する住民にとっては少し不便になりますけれども、同じような内容の利用できる建物が近くに、旧湯ヶ島小学校体育館、旧月ヶ瀬小学校体育館が利用できます。したがって、少しは不便になるけれども、これがなくなることによって市民のスポーツに対するさまざまな要求が大きく損なわれるということにはならないのかなと、代替として使えるということで、私は判断して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。



次に、議案第89号 伊豆市保育所条例の廃止について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第89号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第90号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この議案は、天城温泉プールを閉館しようとするもので、議案上程の説明では、この施設は旧天城湯ヶ島町の町民の健康増進を目的として建設されたものとの説明がありました。閉館の理由としては、築40年を経過し耐震性能の不足があるとの説明でした。さらに、閉館について利用者からアンケート調査も行き、おおむね理解を得られたような説明がありました。市有建物の東海地震に対する耐震性能ランクづけは大きく分けて3ランクに区分されています。ランク1は耐震性能がすぐれているか、よいとされている建物。ランク2は耐震性能がやや劣り倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される建物。ランク3は耐震性能が劣り、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建物。判定基準はこの3ランクに定められています。

今回条例改正をして閉館を予定している天城温泉プールは、昨年度約1万3,000人の利用者があるランク2の建物に該当します。伊豆市にはこの建物よりもはるかに倒壊の危険性が高いランク3の建物が現存します。そのうちの1つは、今でも昼夜を問わず多くの方々が利用している修善寺体育館です。昨年度2万1,268人の利用者がありました。そのうち、使用料免除者1万1,426人、その多くが部活やジュニアクラブなどの児童生徒です。修善寺中学校のバレーボール、バスケットボールの部活は定期的です。有料利用者の中には市内外のクラブやサークルの愛好者や、高校、大学の方々もおられます。修善寺体育館は今回閉館対象となっている天城温泉プールよりも2年前の昭和50年に建設され、耐震診断は実施済みで、耐震化工事は未実施です。倒壊の危険性が高いランク3の建物で部活動で行っていると、教育関係に携わる方々はそのことを認識しながらも使用を黙認しているのですか。

保護者の方々やクラブ等の責任者には説明してあるんですか。保護者の方々はその危険性

を御存じなのでしょうか。その危険性を行政が知りながら使用を続け、倒壊が起こればどうなるのでしょうか。部活や一般の方々が利用しているときに突然の災害が起こる可能性はあります。災害を未然に防止するのが我々の役目ではないでしょうか。

市内のスポーツ施設で稼働率は常にトップクラスで利用者も多い。利用者が多いので閉鎖は後回しにして、一番危険な建物より先に耐震性能を上回る施設の閉鎖をする当局の意図とするところはどれであるのか、私には理解できません。天城温泉プールの利用者アンケートをしたようですが、過日プールの近隣の宿泊施設等にお伺いし、宿泊者のプールの利用状況をお尋ねしてまいりました。その施設では首都圏の大学、高校の合宿の利用や高齢者の水泳クラブ等の利用があり、平成29年は600名を超える利用者があり、毎年継続して利用いただいていると申しておりました。この方々は単にプールの利用だけではなく、伊豆湯ヶ島の景観や自然の魅力を発信しているもようですとのお話もありました。

家族で営んでいる小さな施設なので、部活の合宿などがなくなると生活基盤を失いかねません。先日、支所に所用があり、出向いたときに、支所長さんから閉館のことを聞きました。利用者のアンケート調査をしたようですが、私どもにもアンケートをいただきましたかと申され、非常に寂しい、残念でなりませんとお話しておられました。健康増進についての目的達成度の質問の回答では明確な回答はありませんでした。プールの中で行う運動の効果はダイエット、筋力アップ、基礎代謝の向上、免疫力のアップ、鬱症状の軽減、脳の活性化、認知症予防、心疾患や生活習慣病の予防改善などに多くの効果があることは医学的にも証明されています。医療費や介護費用の削減にもつながるものとされています。

これらは住まいの近くに施設があり、利便性がよいことにより効果は高くなります。施設の閉鎖は容易です。しかし、健康増進はそうは行きません。一旦立ちどまり、施設存続の費用対効果とあわせ、もっと多方面にわたり視野を広げ、調査研究をすべき課題と考えます。昨年の3月に策定した伊豆市公共施設等総合管理計画の計画策定の背景で述べられているのは、第一に人口減少と施設の老朽化に伴う財政面の困難な状況が取り上げられています。2番目が安全面です。さきの一般質問で何回か述べられた優先順位の答弁と公共施設等総合管理計画の優先順位とは何が違うのでしょうか。平成29年度の監査委員からの一般会計歳入歳出決算の審査意見では、伊豆市公共施設等総合管理計画による公共施設の保有量の最適化の推進により、市民への丁寧な説明と具体的例示等を使ったわかりやすい情報開示をお願いしたい。

審査の個別意見でも、今後は公共施設等管理計画に基づき、市民合意の上、適正な管理に努めていただきたいとの報告もなされています。市民の生命、身体の安全を第一に行政執行の監視をするのが我々議員の役目ではありませんか。議員各位の目指す市民目線の政治活動に照らし合わせれば、おのずと理解ができるのではないかと思います。良識ある判断を信じ、反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次も、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第90号 運動施設条例の一部改正について、反対討論を行います。

天城温泉プールを廃止する提案であります。平成26年に市有施設の再編検討委員会が教育委員会に廃止の答申を出してから4年もたちました。市民や利用者からの意見を聞いたのはつい最近であります。市民の財産だから市民の声を聞くことは大事であります。ただし、つい先日、教育委員会からどんなアンケート内容をとられたのですかということで資料を送っていただきましたが、一部紹介します。平成31年3月で天城温泉プールを閉館し、中伊豆屋内温水プールへ移行することといたしましたというアンケートであります。これを読んだ利用者からは、既に天城温泉プールは廃止、閉館が決まったことと思いませんか。そうですね、こんな文章ならば。では、決まったのになぜここに、議会にかけるのということは、私は不思議でならない。本来、ルールはそうではないです。

いわゆる議会承認という手続をとらない、知らさない結論先にありきの、私からするならば、もうこちらへ行けと、廃止しろという押しつけのアンケートであります。と同時に、もう一つ指摘しておきたいアンケートの集計について、皆さんにお知らせします。255人からアンケートをとりました。255人には幼児27名もこの中に入っております。ずっといろいろなお尋ねをしているんですけども、途中になります、中伊豆プールの利用を希望しますか。したいとか、しないとか、わからないとかというアンケートです。中伊豆温水プールの利用希望者、何人か。255人です。

何が課題になるのか。えっと思うのか。この中伊豆温水プールの利用希望の中に幼児が入っているんです。幼児が入って、そして結果として利用希望者は、いわゆる中伊豆温水プールを使ってもいいですよ、そちらに行ってもいいですよというのが41%ありました。利用しないという人は全体の17%ありました。2倍、2.4倍だから、この結果だけ見ると、今、言った幼児が入るとか入らないかは別にして、結果だけを見ると、ああ、そうかと。利用する人と利用しない人のこの差は2.4倍もあるんだから、問題ないという結論、当然議員もこの報告だけ聞けば、みんなそうだったらやむを得ないだろうなというふうに思うでしょうね。当然であります。

ちょっと横に逸れますが、今、中学校をどうするかということで論議しています。今、何をしているのか。いわゆる市民と、議会もそうですけれども、キャッチボールをしながら、案を出しながらどうですかと、こう決めつけないということでやっていきたいと思います、ずっとやっているではないですか。だから教育委員会も、今回中学校問題については教育委員会で案を練りましょうと、議会ともよく話し合しましょう。で、市民にそれを示して、そして出た意見をもう一度集約して、それをどれだけ多くするのかを置いておいても、一度市民との意見交換をやりましょうということで、今スタートしているんですけども、その姿勢が今

回の天城温泉プールには全く見えないということです。結論先にありきであります。

もう一つ指摘しておきます。平成29年6月議会でこの問題、どういうふうに影響するのか、廃止することによってどう影響するのかということを、私は一般質問で行いましたが、今、杉山武司議員がお話していましたけれども、いわゆるここを利用している大学生など、民宿を利用していることをどう考えているんですかということでも聞きました。それに対して教育委員会が何と答えたか。天城温泉プールの利用状況と宿泊などの関連なんだけれども、利用者のニーズ、市の地域の活性化への影響を十分に検討するとお答えになりました。ところが、今、杉山武司議員言われるように、このいわゆる施設に泊まっている民宿の方々の意見は聞いていないということです。したがって、平成29年の6月議会でお述べになったことは一体全体何なのかということをおは教育委員会に聞きたい。まさに、一言で言うと、公約まで行きませんが、公約違反ですね。

結論を言います。人口が減少していることに対応して公共施設の再編をしないといけない場合も出てきます。そういうことであるならば、市民の皆さんがどの程度の負担でどのような行政サービスを望むのか、公共施設のマネジメントの視点だけでいいのか。私はもう一つ大事な視点が、公共施設を使う主体である地域住民の暮らしとか経営活動の観点から、本当に持続可能な社会を見据えた再編、運営をどうするか。まさにそれをやっているのは、今、私はある意味では地域づくり協会が、自分たち、地域をどうしようかということをやっていると思うんです。ここに求めている地域住民の自治計画という、地域住民がどういうふう公共施設を考えているのか、民意ということのこの2つの視点、経済性の問題と自分たち市民の公共施設がなくなるとか廃止するとか、建てかえるとか、いろいろな課題を両面からやはり私は見ていく必要があるでしょう。

耐震補強に、前も委員会ですか、この温泉プールを、耐震補強をすると1億円かかると、お金がかかり過ぎると言いました。旧湯ヶ島小学校、昨日どのくらい耐震補強、かかっているんですか、大体でいいですから教えてくださいと言ったら、湯ヶ島小学校存続、ちゃんと安心・安全で市民が利用していくための耐震補強は約3,600万円かかるそうです。3,600万円だったらいい、1億円だったらだめだということには思っていないでしょうけれども、いずれにしてもその額の問題ではなくて、中身の問題として私はやっていくべきだと、まだまだ検討すべき課題が、私はこの天城温泉プールを廃止するに当たってもっともっと市民の意見、本当にちゃんと聞くと、前提条件なしでもう一度聞くということも含めながら、いわゆる財政問題を見直すから、市民の皆さんとこれをやった場合どういうふう財政がかかるのか、それについての御意見を聞く等々の市民目線から再検討を求めて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第90号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第28、議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解についてを議題といたします。

本案は第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

[第1委員会委員長 青木 靖君登壇]

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第91号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解については、補足説明はなく、質疑を行いました。

和解の内容の確認の質疑があり、また、議会の議決を必要とする議案として上程された経緯の確認があったほか、現在通行どめになっている当該つり橋の利用者の利便性に鑑み、早期に復旧させるための手続の確認の質疑がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第91号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時31分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第91号について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

議案第91号 市有財産の焼損に伴う和解について、賛成討論を行います。

本会議場で質疑を終えてから、この間、この議案をもう一度調査をしてきました。インターネットで既にこの録画は配信されております。それを聞き全部文字に書き起こし、市長及び総務部長の発言と、当然そこには建設部長もいらっしゃいますが、私の発言全て文字に起こしてきて、何度となく読み返しました。いわゆる橋に火がついたのは、断定できないが狩野川漁協が行ったロケット花火が原因だろうということでした。あくまでも「だろう」という。そして、いろいろないきさつがあるんですけども、結果として漁協は失火法を述べ、そして市当局は民法709条の不法行為による損害賠償を求めると同時に、経年劣化の多少なりとも管理の課題を前の本会議、質疑とか、それから提案理由の中で述べておりました。

私は質疑をやったときには、曖昧さを残すのではなくて、白黒ちゃんとなつていなければいけないかなということいろいろな話を聞きましたが、白黒をはっきりつけるのであるならば、裁判の道しか残っていないということも市長は言っておりましたが、その道しかない。そうではなくて、お互いに歩み寄りましょうという和解の提案が今度は提案されました。曖昧さを残していいのだろうかという思いはありましたが、グレーな状況もあり得る、市当局がそう思っているのかな。それからもう一つは、第三者を入れることにしようではないかということも私は思っていたんですが、弁護士と専門家にも聞きました。法律で裁判の道しかないということではないということも明らかになりました。

したがって、総合的に判断したとき、こういう選択肢もある意味ではあり得るのだろうというふうに思って、白黒ちゃんとやらないと、はっきりさせないとだめだよということではないだろうということで、今回の和解の提案について賛成するものであります。

以上であります。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 13番、西島信也議員。

○13番（西島信也君） 西島ですが、私は退席させていただきます。

〔13番 西島信也君退席〕

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第91号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第29、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）を議題といたします。

本案は第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第92号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）は、総合政策部長より補足説明の後、質疑を行いました。月ヶ瀬の道の駅で販売される商品については、地域の特産品になり得るよい品物であるべきだが、商品の選定や品質の管理に市が関与するのか、また地域のやる気のある方が商品を販売できるようにすべきと思うが参入できるか質疑があったのに対し、指定管理者となる業者は現在ほかの地域で事業を運営しているが、品質管理や商品補充管理等は厳しくやっていると認識している。市としては品質管理のレベルについて協議はするが、民間のノウハウでしっかりとした販売管理をしていただくことを要求していく。また、今回は指定管理料がゼロに近い設定となっているので、収支が上がるよう地域と連携したイベントを効果的に、年間を通じて行うなど、特色を出してリピーターをふやせるような取り組みをしていただく。地域の特性を生かすことと地域との連携をしっかりとっていただくことについては、今後も調整していきますとの回答がありました。

その他質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第92号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第92号について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（月ヶ瀬地域振興施設）の討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

この議案は、月ヶ瀬地域振興施設の指定管理者に、株式会社村の駅を指定管理者として指定することの承認を求めるものです。

このことについては、昨年9月定例会に上程された伊豆市公の施設の指定管理者の指定の  
手続等に関する条例の一部改正が議決され、その後に指定管理候補者の選定を行い、施設設置  
条例が議会議決制定された後に、あらかじめ候補者として選定を受けていた同社を指定管  
理者とする承認を求めるもので、手続上問題ないものと考えます。

昨年9月の条例改正ではさまざまな議論が交わされましたが、懸念する意見のあった条例  
適用事案の乱用については、条例施行規則第6条に、準備行為の適用範囲として1から3ま  
で明確に示されており、特に今回は3の新たに公の施設として設置しようとする場合におい  
て、当該施設の設置に関する条例を制定するまでの間に、国県、その他地方公共団体との協  
議に相当な時間を要するため、当該条例を制定した後に候補者を選定すると、当該施設の供  
用開始日までに十分な準備期間の確保ができないと見込まれるときなど、該当する具体的な  
事実が確認できます。そして、何よりも採決の結果、賛成多数で議決されたもので、当時条  
例改正に反対の立場であったとしても、民主主義のルールにのっとって決められた条例に従  
うことに異論を唱える議員はいないはずです。

その上で我々は、本年1月17日の全員協議会で、指定管理候補者の選定結果について説明  
を受け、選定までの経過と審査概要、審査会の採点結果について説明を受けています。つま  
り、一次審査では応募書類の不備のないこと、応募資格、応募条件を満たしていること、欠  
格事項に該当がないことが確認され、二次審査では提案内容に基づくプレゼンテーション及  
び質疑応答によるヒアリングが実施され、審査委員による採点、選考を経て出された答申を  
踏まえて、市が総合的に判断して指定管理者を選定したものです。これは通常の指定管理者  
の選定方法と変わりなく、何ら問題となるものではありません。

地元の団体が指定管理者に選定されなかったことに対して残念な思いはありますが、審査  
会の附帯意見に今後株式会社村の駅が指定管理者として指定された場合には、観光情報、地  
域情報の発信についてさらなる充実と周囲の商業施設との調和及び連携に十分配慮し、地  
域の生産者と協力し、地場製品の発掘及び魅力の創出に尽力していただくことを望みます。ま



た、市として候補者と物販にかかわる生産者が円滑に協議ができるように配慮願いますとありますように、株式会社村の駅がこれまで培った経験と実績を大いに生かし、地域振興に寄与されることを期待したいと思います。

さらに、この道の駅は近年、自然災害が頻発する中で、伊豆市のみならず半島の中心部に位置し、高規格幹線道路の強みも生かした防災支援拠点としての役割も大いに期待できるものでありますので、指定管理者の指定を確実にし、計画に遅滞なく事業が進むことを願いたいと思います。

以上、述べました理由により、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について、議員の皆様のご同意をいただけますようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第92号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、2件を日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、2件を日程に追加することに決定しました。

#### ◎報告第21号の上程、説明、確認事項

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、報告第21号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時50分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

事務の手續に不手際がありました。申しわけございませんでした。

再度、市長の提出報告から始めたいと思います。

それでは、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第21号について、提案理由を申し上げます。

本件は、市道管理事故に伴う和解について、平成30年9月18日に専決処分したものでございます。

地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から報告第21号につきまして詳細説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページをお開きください。

この専決処分でございますが、相手方の従業員が車両で市道を走行中に、道路側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両の荷台及びバッテリーカバーを損傷させたというものでございます。

損害賠償額の額でございますが、2万5,002円。全額補償になります。

和解及び損害賠償の相手方ですが、記載のとおりでございます。

事故の発生日月日及び発生場所でございますが、平成30年8月8日、午後4時40分ごろ、市道上熊之山上ノ平線湯ヶ島1594番地の2の地先で発生しました。

4ページ、5ページをごらんください。

事故現場は、5ページになりますけれども、県道伊東西伊豆線の西平橋の手前を上流へのぼったところの旅館の赤丸で囲んだ場所になります。

事故の概要でございますが、最後のページに詳細な図面がついてはいますが、相手方の従業員が運転する車両がこの市道から旅館に入るための駐車場に左折をしたところ、道路側溝の溝ぶた——グレーチングですけれども——が跳ね上がり、車両の荷台とバッテリーカバーを損傷させたものでございます。

事故の起こりました道路側溝は都市型側溝といいまして、側溝——グレーチングの幅が通常より狭い幅になっておりまして、そのグレーチングを支える部分も同様に細いため、何らかの事情により、その一部がもろくなりまして、今回当該車両が乗った際に、その支える部分の一部が破損し、グレーチングが跳ね上がり、車両を損傷させたものでございます。

詳細につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議員の皆さん、これ、何とも思いませんか。こんな事故が起きて。まず、このグレーチングの大きさ、どのぐらいのグレーチングなのか。ただ、最近こんな事故、聞いたことがないです。以前は小さなグレーチングがよく側溝に置いてあるということはあると思いますけれども、少なくとも市が管理する道路の側溝の溝ぶたでしょう。大変疑問に思うんです。

それから、相手側の車両が何も書いていない。トラックだったのか、乗用車だったのか、軽自動車だったのか。この辺、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） グレーチングの大きさですけれども、先ほど言いましたように都市型側溝といいまして、通常の側溝は普通の溝ぶたにグレーチングをその大きさに乗っけてあるのが通常ですけれども、都市型といいまして、グレーチングが広いと滑りやすいとか、例えばハイヒールが入りやすいとか、危ないとかってありますので、その細いグレーチングのタイプになります。その形状が、長さは1メートルですけれども、幅が8センチ、高さ——厚みですけれども、厚みが3.5センチという、そういう狭いグレーチングになります。そのグレーチングを支える掛かり代がありますけれども、それも1.3センチと非常に狭い部分でありまして、その部分が何らかの損傷で一部分が壊れたということになります。

車両ですけれども、車両は軽トラになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再確認ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この現地にはこれがどのぐらい敷設されていたのか。それから、市内各所でこういうのはまだほかにもあるのかどうなのか。要は、今後これに対する対処はどうしたのか聞きたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） ここの箇所の部分ですけれども、ここに付きました側溝は全長で72メートルあります。この駐車場に入る部分というのは22メートルありますので、50メートルにつきましては従来側溝で、路肩で車の寄らないところなものですから、危険性はないという、直接車両がそのグレーチングを踏まないということなものですから危険性はないということと、この駐車場の部分の22メートルにつきましては、やはりこれからも危険性があると思いますので、市のほうで今後どうするかというのを、改良するかというのを検討してい

きたいと思います。

市内にどの程度こういう都市型があるかとありますけれども、この現場で行った施工した時期が20年以上前のときの都市型ということで、本当にはやりのときの、出たばかりの都市型側溝。今の都市型というのはグレーチングもありますけれども、スリット式でもうコンクリだけで、スリット式がメインなものですから危険性はないんですけれども、こういうグレーチングがどの程度あるかというのは、ちょっとこれから調査していくところなんですけれども、基本的にはたくさんはないと思います。ただ、そういう横断的に使っているところにはやはり危険がありますので、そこはこれから調査していきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 発言なしと認め、以上で報告第21号は終わります。

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、発議第2号 伊豆市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会改革推進特別委員会委員長、小長谷順二議員。

[議会改革推進特別委員会委員長 小長谷順二君登壇]

○議会改革推進特別委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

発議第2号の提案理由を申し上げます。

発議第2号は、現行の第1委員会、第2委員会では対外的に何を所管しているのかわからないという意見のもと、議会改革推進特別委員会で検討し、第1委員会を「総務経済委員会」、第2委員会を「教育厚生委員会」とする条例改正を行うものです。

任期が2年となっている常任委員会が10月31日で満期となり、11月より構成員が変更となることから、施行期日を11月1日とするものです。

なお、今回の改正については、8月15日の全員協議会で賛成多数により、改正することに御了解を得ているものです。

以上で提案理由を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第2号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方には、長期間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 星 谷 和 馬

署 名 議 員 間 野 み どり